

平成30年

島本町議会12月定例会議 会議録

平成30年12月13日 開議

平成30年12月14日 散会

平成30年12月13日（第1号）

平成30年12月14日（第2号）

平成30年島本町議会12月定例会議会議録目次

第 1 号（12月13日）

○出席議員	1
○議事日程	2
○開議の宣告	4
○会議録署名議員の指名	5
○諸般の報告	5
○一般質問	9
・ 福 嶋 議 員	9
・ 塚 田 議 員	21
・ 中 田 議 員	32
・ 戸 田 議 員	45
・ 大久保議員	56
・ 岡 田 議 員	66
・ 清 水 議 員	69
・ 東 田 議 員	79
・ 伊集院議員	89
・ 河 野 議 員	102
○延会の宣告	114

第 2 号（12月14日）

○出席議員	117
○議事日程	118
○開議の宣告	119
○第10号報告 平成30年度島本町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について	119
○第11号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について	123
○第77号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	125
○第78号議案 大字山崎財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	126
○第79号議案 島本町職員定数条例の一部改正について	127
○第80号議案 島本町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	144

○第 8 1 号議案	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について……………	1 5 4
○第 8 2 号議案	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について……………	1 5 4
○第 8 3 号議案	島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に ついて……………	1 5 4
○第 8 4 号議案	平成 3 0 年度島本町一般会計補正予算（第 5 号）……………	1 5 4
○第 8 5 号議案	平成 3 0 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）…	1 5 4
○第 8 6 号議案	平成 3 0 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）……	1 5 4
○第 8 7 号議案	平成 3 0 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）………	1 5 4
○第 8 8 号議案	平成 3 0 年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）………	1 5 4
○第 8 9 号議案	平成 3 0 年度島本町水道事業会計補正予算（第 3 号）……………	1 5 4
○第 2 号意見書案	北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書……………	2 1 2
○散会の宣告……………		2 1 3
※付議事件の議決結果……………		2 1 6

平成 3 0 年

島 本 町 議 会 1 2 月 定 例 会 議 会 議 録

第 1 号

平 成 3 0 年 1 2 月 1 3 日 (木)

島本町議会 12月定例会議 会議録（第1号）

年 月 日 平成30年12月13日（木）

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり14人である。

1番	塚田 淳	2番	大久保 孝幸	3番	東田 正樹
4番	平井 均	5番	河野 恵子	6番	清水 貞治
7番	岡田 初恵	8番	川嶋 玲子	9番	戸田 靖子
10番	中田 みどり	11番	野村 篤	12番	伊集院 春美
13番	福嶋 保雄	14番	村上 毅		

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山田 紘平	副 町 長	小田 哲史	教 育 長	持 田 学
総 合 政 策 長	北河 浩紀	総 務 部 長	由 岐 英	健 康 福 祉 長	原 山 郁子
都 市 創 造 長	名越 誠治	都市創造部 理 事	柏 木 栄一	上 下 水 道 長	水 木 正也
消 防 長	近藤 治彦	教育こども 部 長	岡 本 泰三	会 計 管 理 者	永 田 暢

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	妹藤 博美	書 記	村 田 健一	書 記	小 東 義明
---------	-------	-----	--------	-----	--------

議事日程第1号

平成30年12月13日（木）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 一般質問

福島議員 1. スポーツ振興と健康寿命延伸

2. 審議会等の会議情報の公開促進と内部統制

塚田議員 1. 保育行政について

2. 特殊詐欺について

中田議員 1. 子育て世代に冷たい島本町と言われたいよう、もっと投資を！

2. JR島本駅西の都市計画の変更とまちづくり

戸田議員 1. 保育基盤整備加速化方針の検証

～第4保育所の子どもたちの安全な転園先～

2. 都市計画法に基づく建物の高さ制限！

～景観形成と適正人口規模をめざして～

3. 学童保育室職員の知識及び技能の向上を

大久保議員 1. 島本町の通学路について

2. 島本町の森林整備について

岡田議員 これでいいのか広域連携

清水議員 森林整備について

東田議員 1. 第四保育所の耐震化及び転園に関する保護者への対応について

2. 若山台調整池の在り方について

伊集院議員 1. 町長の「緊急事態宣言の発令」について、および「保育基盤整備加速化方針」等について

2. 森林保全について

3. 島本町の地下水保全と大阪広域水道企業団について

vol. 2

河野議員 1. 島本町保育基盤整備加速化方針～第四保育所入所児童の安心・待機児童・障がい児保育の観点から

2. 生産緑地制度～市街化農地という財産について

3. まち・ひと・しごと創生総合戦略・総合計画基本構想・
都市計画マスタープラン・公共施設総合管理計画等進捗
と相互の乖離、現状を問う

日程第4	第10号報告	平成30年度島本町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について
日程第5	第11号報告	損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について
日程第6	第77号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第7	第78号議案	大字山崎財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて
日程第8	第79号議案	島本町職員定数条例の一部改正について
日程第9	第80号議案	島本町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第10	第81号議案	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
	第82号議案	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
	第83号議案	島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
	第84号議案	平成30年度島本町一般会計補正予算（第5号）
	第85号議案	平成30年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
	第86号議案	平成30年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
	第87号議案	平成30年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
	第88号議案	平成30年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
	第89号議案	平成30年度島本町水道事業会計補正予算（第3号）

(午前10時00分 開議)

川嶋議長 おはようございます。公私何かとお忙しい中、ご参集いただきまして大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより平成30年島本町議会12月定例会議を開きます。

本定例会議の開会にあたりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

山田町長 (登壇) 皆さん、おはようございます。12月定例会議の開会にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。

本年は、6月に発生した大阪府北部地震に始まり、豪雨や台風など災害に見舞われた1年でございました。幸いにして人的被害はなかったものの、一般の住宅では一部損壊の被害が発生したほか、公共施設でも図書館などが被害を受け、利用者にご不便をおかけいたしました。また、町内各所で倒木によりライフラインにも支障が出るなど、近年にはない、大きな被害となりました。このような中、対応にあたってくださいました関係機関や団体、ボランティアの方々のご尽力と、職員の働きに感謝を申し上げますとともに、引き続き「災害に強いまちづくり」に努めてまいり所存でございます。

また、12月5日には「保育緊急事態宣言」を出させていただきました。このことにつきましては議員の皆様への詳しい説明ができておらず、ご心配をおかけいたしましたことをお詫び申し上げます。

私といたしましては、本町における近年の急激な住宅開発や女性の社会進出などによる保育ニーズの高まりから、待機児童や保育の過密状態が続いていることに対して、早期に改善を図らなければならないという強い意識を持っております。また保育所の待機児童の現状は、ここ数年、毎年100名近く発生していることから明らかなように、今後、さらに増加することが見込まれております。さらに、本年6月の大阪府北部地震後、児童の安全を最優先に、第四保育所の耐震化をこれまで以上に急がなければならないと認識したところでございます。

こうした現状は、まさに緊急事態と言えるレベルに達しているものと私は考え、あえて「緊急」という強い言葉を使わせていただき、保護者をはじめとする住民の皆様や関係者の皆様、そして、これから本町に転入して来られる方々も含め、本町の保育を取り巻く環境や現状をしっかりと知っていただくことが大切であると判断をいたしました。一方、これまでの対応につきましては、様々な取り組みは進めてきたものの、現実問題として対応が追いつかず、現在の状況にまで深刻化したことにつきましては、真摯に反省しなければならないと考えております。

このようなことから、今後、加速化して進めていかなければならない保育基盤整備に

つきましては、「保育基盤整備加速化方針」をお示しし、ご不便をおかけすることになる児童や保護者をはじめ、これから転入して来られる方々にもご理解とご協力をお願いしたい旨の思いも含めて、私の強い決意を「保育緊急事態宣言」として12月5日に発表させていただいたものでございます。

今後は、保育基盤整備加速化方針に沿って、一日も早い保育環境の改善に取り組んでまいりますとともに、第三小学校の耐震化や庁舎の建て替え、JR島本駅西地区の土地区画整理事業等につきましても、引き続き取り組んでまいります所存でございます。

なお、「保育緊急事態宣言」につきましては、改めて別の機会を設け説明させていただく考えでありますので、ご理解を賜りたく存じます。

結びに、本定例会議には報告案件2件と、13の議案を提出しております。議員の皆様には慎重審議のうえ、ご可決賜りますようお願いを申し上げます、挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

川嶋議長 それでは、本日の会議に入ります。

議案等はお手元に配付しておきましたから、ご了承願っておきます。

なお、本定例会議の会議期間は、本日から12月14日までの2日間の予定となっておりますので、皆様には円滑な議会運営にご協力いただきますようお願いいたします

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番 中田議員及び14番 村上議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2、諸般の報告を行います。

総務建設水道及び民生教育消防常任委員会の調査研修が実施されましたので、各委員長より、順次ご報告いただきます。

まず、総務建設水道常任委員長から、ご報告をいただきます。

平井委員長（登壇） 皆さん、おはようございます。それでは、総務建設水道常任委員会の所管事務調査について、ご報告いたします。

去る11月12日と13日の2日間で、島根県松江市及び島根県安来市において調査研修を実施いたしました。参加者は、総務建設水道常任委員6人と、随行として議会事務局長の計7人でございます。

第1日目の11月12日は、松江市において、「松江の森づくり事業について」をテーマとし、調査研修を行いました。

松江市は島根県の東部、山陰地方の中央部に位置し、人口約20万4千人、市域面積が約573㎢で、市域には松江城、宍道湖、近隣には出雲大社などがあり、平成30年4月より中核都市となっています。

森林所有者の高齢化等により森林管理が行き届かず、放置され、荒廃する森林が増加しており、企業の社会的責務に対する関心が高まり、地域と一体で森林保全活動に取り

組む企業も見られます。

「森づくり事業」は、森林所有者から森林を5年から10年程度の間、無償で提供していただき、その間、市や森林組合、企業が森林整備を行い、期間満了後にお返しする制度です。企業、松江市、森林組合の三者で森林保全活動に関する協定を締結し、企業は保全活動の費用を負担し、森林組合は技術指導や森林整備、管理などを受託します。市は総合的なコーディネートを行うことになっています。具体的な事業の実績としては、地元住民・小学生との植林活動、市内の幼稚園・保育所に間伐材で作ったクリスマスツリーのプレゼント、小学生に対する森林環境学習会の開催などがあります。

平成27年度より事業を開始しましたが、現在のところ、協定を締結しているのは産業廃棄物最終処分場を所有する企業の1事業者のみとなっています。参加する企業を増やしていくことが課題ということでしたが、企業に対し制度の浸透を図ることも必要であるが、活動費用を負担する企業に対し、参加するメリットをどのように提供できるのかを行政として検討していく必要があるのではないかと感じたところです。

本町の7割を占める森林を整備するうえで、「松江の森づくり事業」の課題を踏まえ、当町でも参考にできる点があるのではないかと感じた次第です。

翌13日には、島根県安来市において、「ごみ焼却処理の民間委託について」をテーマに調査研修を実施いたしました。

安来市は、島根県の東部、鳥取県との県境に位置し、人口約3万9千人、面積は約421㎢で、平成16年に旧安来市を含む三つの市町が合併して誕生した市であります。

安来市では、平成19年度から可燃ごみ焼却処理を民間委託により処理しています。民間委託した経緯ですが、平成6年に開設した施設の老朽化による処理能力の低下と、毎年の施設点検整備に多額の費用を費やしてきたために、今後の施設のあり方について、基幹整備、新焼却場建設、民間委託の3案をもとに検討を行うことになりました。

新焼却場建設では約35億円必要であり、延命化のための大規模改修工事をするか、民間業者へ委託するかどうかを、投資効果の観点から比較検討を行った結果、平成18年度に、将来的な広域化処理を前提として、暫定的に民間業者へ処理を委託することに決定されたとのことです。

運搬方法については、施設内に積み替え施設を建設し、収集した可燃ごみを積み替えて施設に投入し、積み込み運搬業者が所有をするパッカー車に可燃ごみを積み替え、焼却処理業者の焼却処理施設へ搬入しています。民間業者との契約については、当初は焼却処理（施設）を有する近隣業者と随意契約でしたが、その後は比較コンペ式での公募等を経て、総合評価で得点の高い業者と契約しているとのことです。

広域化への検討状況ですが、松江市・米子市・奥出雲町の2市1町が対象地域となりますが、地元関係自治会との協定により受け入れ不可であるとか、運搬距離が長い、冬季は雪で困難等の理由で、広域化の実現には至っていないとのことです。

現状の課題は、可燃ごみ積み替え施設での修繕工事費がかさむことですが、近年の大規模災害時の災害廃棄物処理対応などを考慮すると、直営での施設建設の方向で再検討も必要ではないかと考えておられるとのことでした。

安来市の取り組みについて、本町の大きな課題でもあるごみ焼却施設の今後を考えるうえで、大いに参考になる内容であったと感じました。

以上が今回の調査研修の概要ですが、詳しい資料等は議会事務局に保管しております。

これで、総務建設水道常任委員会の調査研修の委員長報告といたします。

川嶋議長 続いて、民生教育消防常任委員長から、ご報告をいただきます。

村上委員長（登壇） 皆さん、おはようございます。それでは、民生教育消防常任委員会の所管事務調査について、ご報告いたします。

去る11月7日に、「民間プールとの連携による水泳授業の取り組みについて」をテーマに千葉県佐倉市へ、翌8日には「情報モラル教育の取り組みについて」をテーマに東京都江東区に出向き、所管事務調査研修を行ってまいりました。参加者は、民生教育消防常任委員7人と議長、随員として議会事務局長の計9人でございます。

初日の11月7日に訪れました千葉県佐倉市は、千葉県北部に位置し、人口約17万6千人、面積は約105㎢であり、比較的温暖な気候に恵まれ、東部や南部の農村地帯などに豊かな自然が残る市であります。

佐倉市では、ファシリティーマネジメントの一環として、学校のプールにかかる維持管理費を抑える目的から、市内2校の小学校で水泳指導の委託業務を行っています。民間委託を導入したのは、公共施設（学校プール）の老朽化・耐震問題と、災害による節電対策からですが、市内の小中学校全校34校のプールを維持するためのコストと、民間委託した場合のコストを試算されました。結果、すべての小中学校で民間委託を実施すれば、30年間で13億6千万円の削減効果があることが判明したこと、また夏場の学校プールの消費電力が多い事実が判明したことが大きかったとのことでした。

このようなことから、地元のスイミングスクールの協力を得て、市内2校の小学校の水泳授業を業務委託することとなったものです。また業務委託することで、1校当たり約100万円の水道代が不要となることなど、大幅な経費削減効果があったとのことでした。年間の指導委託料は919万2,841円で、1人当たり5,874円であり、その内訳は指導料、バス運行費用、施設利用料、その他諸経費となっています。

導入のメリットとしては、学校プールの維持管理費の中の水道代が大きく節約されたこと、プールの跡地の活用ができること、天候に左右されず授業が実施できること、老朽化によるトラブルの心配がない、また専門的知識を持つ方による指導を仰ぎ、教師の負担が軽減されるなどですが、児童・保護者・教員に向けた事後アンケートでは、肯定的な意見が多く、好評を得ているということでした。デメリットとしては、プールまでの移動時間がかかるとのことでした。

施設の維持管理の経費や、老朽化への懸念については本町も同様であり、佐倉市の場合、市内の既存の民間スイミングスクールが存在し、児童の送り迎えも含めた事業委託が可能であったことから実現できた事業であると思われますが、当委員会としても、大いに参考になる内容であったと感じました。

次に、翌日の11月8日は、「情報モラル教育の取り組みについて」をテーマに調査研修を実施しました。

江東区は、東京23区の東部に位置し、人口51万7千人、世帯数約26万の大都市であります。江東区では、インターネット上の有害情報から児童生徒を守り、いじめや犯罪に巻き込まれないよう、また学習への悪影響を防ぐことを目的に、東京都と連携し、情報モラル教育の取り組みを進められています。

SNSを取り巻く実態の調査において、通信系機器の利用状況ですが、スマートフォンでは、小学生で6割、中学生で7割、高校生ではほぼ全員に近い割合で利用しており、オンラインゲームやSNSの利用開始時期については、小学校入学時で約6%の子どもが始めているという状況になっています。また、調査の中でトラブルや嫌な思いの経験については、45%の子どもが「ある」と答えており、トラブルを受けて困っていても我慢して相談しない、という実態が判明しました。

東京都ではSNS東京ルールを設定し、大きな枠組みで23区を示し、23区の学校では、それぞれの実情にあわせた取り組みを行うことになっています。江東区も含め、すべての学校でSNS学校ルールを作り、学校で決めたルールを家庭に持ち帰り、家庭ルールを作ってもらおうということとしています。

また、東京都教育委員会が作成したSNS東京ノートを活用した学習や、教職員研修などを実施されています。情報モラル教育で活用するSNS東京ノートの教材は、自分で考え、行動し、問題解決をする力を身につけることを目的とし、日常のモラルから情報の活用まで、発達段階を踏まえた構成となっており、大変わかりやすく作成されています。小さい頃から授業で情報などを発信するときの留意点などを認識し、トラブルのないよう、ルールと同時にマナーを学ぶことが大事であるとのことでした。今後の課題は、SNSなどの利用が低年齢化していることであり、幼稚園の保護者向けにも啓発が必要になってくるとのことでした。

取り組みの事例について、東京都の事例ではありますが、情報社会の中、本町だけではなく全国的な課題でもあり、取り組みの内容や考え方について、本町においても参考になる事例であり、有意義な研修でありました。

当委員会の所管事務調査研修の概要は以上でございますが、詳しい資料等は議会事務局に保管しております。

これで、民生教育消防常任委員会の調査研修の報告といたします。

川嶋議長 次に、会議規則第129条第1項ただし書きの規定により、お手元に配付してお

りますとおりの議員を派遣いたしましたので、ご報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3、一般質問を行います。

通告の順によりまして、福島議員、塚田議員、中田議員、戸田議員、大久保議員、岡田議員、清水議員、東田議員、伊集院議員、河野議員の順で行います。

それでは最初に、福島議員の発言を許します。

福島議員（質問者席へ） おはようございます。通告に基づき、福島保雄の一般質問を始めさせていただきます。

一つ目の質問は、「島本町におけるスポーツ振興と健康寿命の延伸」について、行います。

昭和36年制定された「スポーツ振興法」が、平成23年、「スポーツ基本法」に全面改正されました。「スポーツ基本法」の前文には、「スポーツは心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠」とあり、スポーツを楽しみながら適切に継続することで生活習慣病の予防・改善や、介護予防を通じて健康寿命の延伸や、社会全体での医療費抑制への貢献が期待されます。

以下、まずは何点かまとめて質問いたします。

1) 点目の質問は、「スポーツ基本法」において、地方公共団体は基本理念に則りスポーツに関する施策を策定し、実施する責務を有すること、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即した地方スポーツ推進計画を定めるように努めることとされておりますが、島本町の状況について、お尋ねいたします。

2) 点目、平成24年に策定された「スポーツ基本計画」の、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策の第2番目として、「2. 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等ライフステージに応じたスポーツ活動の推進」の項目で、ライフステージに応じたスポーツ活動を促進するために、政策目標として、「できる限り早期に成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人（65％程度）、週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人（30％程度）となることを目標とする」としています。島本町の状況はいかがでしょう。

3) 点目、「ライフステージに応じたスポーツ活動」というのは、具体的にどのようなものなのか、お尋ねいたします。

4) 点目、具体的に、スポーツの実施場所はどこで、どのように推進しているのか、お尋ねいたします。

5) 点目、スポーツの実施場所の施設貸出のうち、一般の人が随時申し込みをして利用できる割合について、お尋ねいたします。

6) 点目、スポーツ実施場所で、施設のないところでのスポーツ実施状況について、お尋ねいたします。

まずは以上、ご答弁のほど、よろしくお願いいたします。

教育こども部長 おはようございます。それでは福嶋議員の一般質問の1問目、「島本町におけるスポーツ振興と健康寿命延伸」につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、「地方スポーツ推進計画の策定状況について」でございます。

「スポーツ基本法」に基づく「地方スポーツ推進計画」につきましては、議員ご指摘のとおり、同法第10条において、都道府県及び市町村教育委員会の努力義務として規定されているものでございますが、本町では策定はいたしておりません。

次に、「成人のスポーツ実施率」でございます。

「第2次健康しまもと21」計画において、計画策定時に実施したアンケート調査結果を見ますと、成人期のアンケート調査結果におきまして、「日頃から健康のために意識的に身体を動かしたり、運動をしたりしているか。」との問に対しまして、57.1%の方が「はい」と回答されており、また、そのうち41.7%の方が「週2～4日くらい」、28.5%の方が「毎日」、21.7%の方が「週1日くらい」と回答されておられます。以上のことから、週1日以上、運動などを行っているという方は約50%、週3日以上の方は、おおむね40%程度になるものと認識をいたしております。

次に、「ライフステージに応じたスポーツ活動について」でございます。

国の「スポーツ基本計画」によりますと、施策目標といたしまして、「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む基盤として、国民の誰もが各々の年代や関心、適正等に応じて日常的にスポーツに親しむ機会を充実する。」ことを掲げており、若年期から高齢期まで、健康、体力増進・維持、楽しみ・気晴らし、仲間との交流など、様々な理由で、「する」「見る」「支える」といったスポーツ活動を指すものと認識をいたしております。

次に、「スポーツの実施場所について」でございます。

本町のスポーツ施設といたしましては、町立体育館、東大寺公園テニスコート、水無瀬川緑地公園スポーツ広場の貸出を行っているほか、各小中学校の体育館及びグラウンドにつきまして、学校教育施設開放事業といたしまして、使用期間及び使用時間を定めて貸出を行っているところでございます。また水無瀬川緑地公園スポーツ広場につきましては、占有使用のない日には、貸出手続なく自由にご利用いただけるほか、概ね3ヵ月に1回、占有使用停止による無料開放日を設定しているところでございます。

次に、「スポーツの実施場所の貸出のうち随時の使用が可能な割合について」でございます。

町立体育館の各体育室、各小中学校の体育館及び東大寺公園テニスコートにつきましては、毎週、特定の時間枠を通年してご使用いただける定期的使用の制度を設けており、定期的使用のご希望がなかった時間枠について、普通使用として随時ご使用いただいているところでございます。各施設の貸出のうち、普通使用が可能な割合につきましては、

平成 30 年度の状況では、町立体育館の各体育室全体で約 20%、各小中学校の体育館全体で約 30%、東大寺公園テニスコートで約 60%となっております。また、その他の施設につきましては定期的使用の制度を設けていないことから、いずれも随時の使用が可能となっております。

次に、「スポーツ施設以外でのスポーツ実施状況について」でございます。

先ほど、ご答弁申しあげました「健康しまもと 2 1」計画策定時の成人期アンケート結果におきまして、「日頃から健康のために意識的に身体を動かしたり運動をしているか」との間に、57.1%の方が「はい」と回答され、その方々に対し「それは、どんな運動か」との間に、61.5%の方が「散歩やウォーキング」と回答されており、施設がなくても始められる散歩やウォーキングに親しんでおられる方が多数おられるものと認識をいたしております。

以上でございます。

福嶋議員 ご答弁、ありがとうございます。まずは何点か、再質問させていただきます。

一つ目の間に対するご答弁で、島本町において「スポーツ基本法」に基づく地方スポーツ推進計画は努力義務として規定されているため、現状、策定していないとのことですが、大阪府内の他市町村における「地方スポーツ推進計画」の策定状況について、お示しください。

教育こども部長 他市町村の状況でございますが、北摂 7 市 2 町の策定状況といたしましては、3 市が策定済み、4 市 2 町が未策定となっております。また、大阪府内の全町村における策定状況といたしましては、本町を含めた全町村が、現在、未策定となっております。

以上でございます。

福嶋議員 島本町では「スポーツ推進計画」を策定していないということですが、それでは、島本町におけるスポーツ振興というものは、何を拠り所にして計画・推進されているのでしょうか。

教育こども部長 本町におけるスポーツ振興といたしましては、「第四次島本町総合計画」におきまして、スポーツ・レクリエーションの項目を掲げており、これに基づきまして、鋭意事務事業の推進に取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

福嶋議員 続いて、3 点目の間に対してご答弁いただきました。「ライフステージに応じたスポーツ活動」について、もう少し具体的に内容をお示しください。

教育こども部長 「ライフステージに応じたスポーツ活動」について、再度のお尋ねでございます。

「ライフステージに応じたスポーツ活動」の具体例といたしましては、幼児期では全身運動を伴う遊び、学童期では様々なスポーツとの出会いによる基礎的な体力や運動能

力の獲得、少年期では多様なスポーツ経験によるスポーツ習慣の形成、青年期では競技力の向上や観戦経験及びスタッフ経験による総合的な教養の獲得、壮年期では生活リズムにあわせて行う意識的な運動やスポーツの取り組み、中年期では継続的に仲間との交流を楽しみながらできる運動やスポーツの実践、高齢期では継続的で適度な運動やスポーツの実践・軽度な運動の機会の増加などを指すものと認識をいたしております。

以上でございます。

福嶋議員 ご答弁、ありがとうございます。

「地方スポーツ推進計画」の策定については、市レベルでは策定されている場合もあるが、大阪府内町村においては策定されていない状況で、島本町においては「第四次島本町総合計画」のスポーツ・レクリエーションの項目に従って行っている、とのこと。その項では、健康保持や体力づくりのための啓発・情報提供に努めるとありますが、施設がなくても始められる散歩やウォーキングに親しんでおられる方・35%を含め、週1回以上のスポーツ実施率が40%と、目標の65%程度と大きく乖離している状況です。また、スポーツに使用する貸出施設の代表である体育館の体育室は8割が定期使用で埋まっており、随時の使用は2割のみと、十分な施設余裕のない状況であることから、まずはスポーツ振興と健康寿命の延伸のためにも、施設がなくても始められるスポーツの啓発・環境整備が必要ではないかと考えております。

そこで、7) 点目の質問です。本町における健康寿命のトレンド及び要介護2以上になる要因把握の状況、健康寿命延伸に対するスポーツの必要性について、お尋ねいたします。

健康福祉部長 続きまして、「本町における健康寿命のトレンド及び要介護2以上になる要因の把握状況、健康寿命延伸に対するスポーツの必要性」について、ご答弁申し上げます。

日常生活動作が自立している期間の平均、いわゆる「健康寿命」として大阪府が算出した数値によりますと、本町につきましては、男性は平成24年が79.90歳、平成28年が80.61歳、女性は平成24年が84.05歳、平成28年は84.56歳となっており、この5年間で男性は0.71歳、女性は0.51歳、延伸している状況となっております。

また、介護保険を申請した際に、要介護2以上となった主な疾病等の要因につきましては、本町におきましては集計はいたしておりませんが、「大阪府高齢者計画2018」によりますと、大阪府民が要介護等状態に至った理由として、要介護2・要介護3の方では関節疾患・骨折等及び認知症が、要介護4・要介護5の重度の方では脳血管疾患及び認知症が主な要因となっており、若い頃からの生活習慣病対策が、介護予防の観点からも重要であるとされております。

さらに、「第2次健康しまもと21」計画におきましては、七つの分野について設定した目標と、目標達成のための行動指針のうち、一つが「運動・身体活動」となってお

り、町内のウォーキングコースなどの紹介やウォーキング教室の開催、手軽に取り組める有酸素運動として、特にウォーキングの重要性を周知しているところでございます。また、介護予防事業として取り組んでおります「いきいき百歳体操」につきましても、継続して体操に参加することで、筋力の維持・向上に繋がるとともに、これも有酸素運動であることから認知症予防にも有効であり、「運動・身体活動」であるスポーツは、健康寿命延伸のためにも欠かせない取り組みの一つであると認識しております。

以上でございます。

福嶋議員 ご答弁、ありがとうございました。

健康寿命を延ばすための行動指針のうち、一つが「運動・身体活動」で、手軽に取り組める有酸素運動として特にウォーキングが重要とのこと。先ほどのライフステージの観点で考えてみると、中高年でのウォーキング、また他の年代ではランニングが当てはまるかと思います。自然豊かな島本で、好きなときに、安全・安心に運動ができることは大変素晴らしいことだと思いますし、町民に運動習慣が付き、結果的に健康寿命が延びる効果が期待できると考えます。

島本町には、先ほどご紹介いただいた島本健康ウォーキングコース6コースがありますが、休憩場所がない状況で、やり始めたら、終わるまで休憩しにくい環境となっています。今は、一定距離ごとの休憩ポイントを設置し、必要に応じて休みながらウォーキングを行うことが必要な時代になっているのではないかと考えます。

そこで、8)点目の質問です。様々な年代の方がランニングやウォーキングがしやすく、かつ疲れたら休めるベンチが設置されている。例えば、水無瀬川の名神辺りから阪急電鉄に至る左岸側・右岸側などの場所の継続的な環境整備について、お考えをお尋ねいたします。

都市創造部長 続きまして、「継続的な環境整備」について、ご答弁申し上げます。

運動しておられる方々が休憩されるベンチにつきましては、主に町内各所の公園などに設置しております。ご指摘の水無瀬川沿いにつきましては、右岸に位置する町道東大寺広瀬幹線及び左岸の町管理道路に、一部ベンチを設置している区間がございます。当該ベンチにつきましては、現時点におきましても、地域の方々がウォーキングや犬の散歩など様々な状況でご利用いただいていることは、本町も認識いたしております。

そのため、これまでも老朽化したベンチを対象に補修等を実施いたしておりますので、今後も様々な年代の方々が快適にご利用いただけるよう、継続的な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 ありがとうございます。

例として、ベンチ設置のある水無瀬川を取り上げましたが、ベンチ設置距離が短い・長いと、まばらであり、長い距離が歩きにくいご年配の方や保育世代の方にとっては、

歩きに行こうと思っても、行くことが次第に億劫になってしまう可能性があると考えます。都市創造部におかれては、教育こども部や健康福祉部と相談いただきながら、ベンチ1脚ずつでも結構ですので、できるだけ短い間隔での設置に向けた整備、維持管理をお願いしたいと思います。

そこで、質問です。健康寿命延伸に向けて、全庁的なスポーツ振興施策の連携施策の取り組み検討の必要性について、お考えをお尋ねします。

総合政策部長 続きまして、「全庁的なスポーツ振興施策の連携推進」について、ご答弁を申し上げます。

健康寿命延伸のための取り組みの一つには、生活習慣病の発症や重症化の予防への対策が重要であり、自らが健康に意識してスポーツなどに取り組むことが大切であると考えております。そのための環境づくりや情報の提供につきましては行政の役割であると認識しておりますことから、健康づくりのための教室を開催する際には、スポーツ関連団体に関する情報や、町立体育館等のスポーツのできる施設の案内などのほか、関係機関や関係団体と連携して取り組んでいるところでございます。

一方、スポーツの普及・振興の面では、体育協会をはじめとする各種団体との連携により、スポーツの普及・振興に努めているところでございますが、町立体育館をはじめスポーツ施設の充実も課題としてございます。

いずれにいたしましても、住民の皆さまの主体的な健康づくりを支援するためには、「楽しく取り組める運動の機会の提供」とともに、スポーツ関係団体のご協力を得て、スポーツを楽しむ環境づくりに引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

なお、現在、次期「総合計画」の策定作業を進めており、その中でも「健康寿命延伸」に向けた各種施策や、それに関連したスポーツ振興施策の全庁的な連携等につきまして、計画策定作業の中で、関係部局と連携して検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 ありがとうございます。

今回の一般質問を通して、健康寿命を延ばすためにはスポーツが重要であり、啓発・環境整備をするためには、大きな予算を組んで施策を実施するばかりでなく、教育こども部のみでなく健康福祉部、都市創造部など、多くの部署が日常の業務の中で連携を取りながら、地道に維持管理や改善を実施していく必要があることが改めて明確になりました。

現在、作成中の「総合計画」においては、「スポーツ基本法」の理念をもとにしたスポーツ振興、健康寿命の延伸を盛り込んでいただくことをお願いいたします。あわせて、本件だけでなく、「第五次総合計画」策定にあたっては、すべての案件について縦割り行政ではない、小さなまちだからこそできる、部署が連携を取りながら全庁的に取り組んでいただけるような記述に配慮いただくことをお願いし、一つ目の「スポーツ振興と

健康寿命延伸」の質問を終わります。

二つ目の質問は、「審議会等の会議情報の公開促進と内部統制の課題について」です。

過去から、幾度かにわたって内部統制に関する一般質問を行い、内部統制強化をお願いしてきました。「内部統制」とは、組織の業務でミス、エラー、違法業務、不正などが行われないように、ルールやプロセスの整備運用や、未然に防ぐ仕組みなどのことを言います。

町民視点で、役場の活動を外側から見たとき、内部統制が十分に機能しておらず、役場として決めていることがちゃんと運用されていない、不具合を自ら検出して未然に防ぐ仕組みが動いていない、と感ずることがあります。今回は、住民が直接的に島本町の意味決定プロセスの一端を傍聴できる審議会等の会議の公開関連について、その一例として質問いたします。

会議の公開は、「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき行われ、その目的は、「審議会等の会議を公開することにより、透明かつ公正な会議の運営を図り、住民の町政に対する理解を深めるとともに、町政の諸活動を住民に説明する責務を果たし、開かれた町政の推進を図り、もって住民と行政が情報を共有し、協働のまちづくりを行うことを目的とする。」とあります。

そこで、質問です。広報しまもと（平成 30 年 10 月号）の審議会等の会議の公開の記事によると、平成 29 年度に 32 の審議会に 119 の会議が行われたとのこと。これらの会議の公開・傍聴はどのように実施されているのか、お尋ねいたします。

総合政策部長 それでは、2 点目の「審議会等の会議情報の公開促進と内部統制課題」について、順次ご答弁を申し上げます。

まず、「会議の公開と傍聴はどのように実施しているのか」についてでございます。

会議の公開と傍聴につきましては、議員のご質問でございますとおり、平成 16 年度に「審議会等の会議の公開に関する指針」を定めております。本指針を踏まえ、各審議会等の事務局は、会議公開に関する要綱及び傍聴要領案を作成し、各審議会等にお諮りしたうえで、これを制定運用しております。

なお、会議内容等により非公開としている審議会等もございますので、広報 10 月号に掲載している件数には、その分も含めた件数となっております。

以上でございます。

福岡議員 2) 点目として、指針にある審議会等の会議体は現状、幾つあるのか、お尋ねいたします。

総合政策部長 次に、「指針の対象となる審議会等は幾つあるのか」についてでございます。

指針の対象となる審議会等につきましては、「地方自治法」第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、町長その他の執行機関に置かれる附属機関等であり、平成 30 年 12 月現在で、47 の会議体がございます。

以上でございます。

福嶋議員 平成 30 年 12 月現在、47 の会議体があるとのことですが、広報しまもとでは、平成 29 年度に開催された会議は 32 とのことでした。設置されている会議体と開催された会議体との間に、15 の会議体分の差がありますが、この差の理由について、お尋ねいたします。

総合政策部長 平成 29 年度に開催された会議 32 との差である 15 会議体につきましては、案件がなく、会議を開催しなかったものでございます。

以上でございます。

福嶋議員 審議会等の会議は、指針の第 3 条（会議の公開）で、「会議は、原則として公開する。」とされております。そして、非公開と判断するのは第 6 条（公開または非公開の決定）で、「審議会等の長が当該会議に諮って行う。」、「会議を公開しないことを決定したときには、その理由を明らかにしなければならない。」とあります。会議が開催されたことがわかり、例えば会議が非公開となった場合においても、誰にでもその理由がわかる、大変素晴らしい考え方だと思います。非公開前提の会議についても、ぜひ、このような運用を行っていただきたいと考えておりますが、いかがお考えでしょうか。

総合政策部長 審議会等につきましては、原則として公開することとしておりますが、会議がもつぱら不服申し立て、または調停にかかるものである場合のほか、「島本町情報公開条例」第 5 条の規定に該当する情報に関し審議する場合及び会議を公開することにより公平かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議目的が達成できないと認められる場合に、非公開としております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、非公開となった場合でも、開催された事実や、非公開となった理由がわかるように運用することが望ましいと考えておりますので、今後、これらの運用につきましても徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 指針では、会議を公開することにより「開かれた町政の推進を図り、もって住民と行政が情報を共有し」とありますが、情報の共有状況について、お尋ねいたします。

総合政策部長 次に、「会議の公開による住民と行政の情報の共有状況について」でございます。

現在、公開で行われている審議会等の開催につきましては、役場の文化・情報コーナー前への掲示及び町ホームページにおいて事前公表を行います。会議終了後には文化・情報コーナーに会議資料を配架し、会議録等ができましたら、文化・情報コーナーに配架するとともに町ホームページに掲載することとしております。

現時点におきましては、情報の共有状況を明確に図る指標は設定しておりませんが、町ホームページの各審議会のページへのアクセスは一定件数ございますことから、関心をお持ちの住民の皆様との情報共有に資することができているものと認識をしております。

す。しかしながら、アクセスしづらいというご指摘もございますことから、今後、改善に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 確かに、審議会等のページがホームページのどこにあるかわかりにくい状況ですので、わかりやすいアクセス方法のご検討、よろしくお願いいたします。

次の質問として、平成 29 年度分の情報共有状況を確認させていただいたところ、文化・情報コーナーには 24 の審議会等の議事録と資料が、ホームページにはほぼ同様の審議会の議事録が掲載されていましたが、資料の掲載がほとんどない状況となっております。ホームページにも資料を掲載いただくと、住民と行政との情報共有がより一層進むと考えるのですが、島本町のお考えをお尋ねいたします。

総合政策部長 次に、「ホームページへの審議会等資料の掲載について」でございます。

本町といたしましては、審議会等につきましては原則公開として事務を進めておりますことから、資料につきましても、できるだけ町ホームページへ掲載するのが望ましいと考えております。しかしながら、資料をデジタル化するための作業量が各資料によって異なることから、一律の義務付けは行っておりません。

今後、各担当課においては、可能な範囲で、積極的に町ホームページへの資料掲載に努めるよう改めて周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 平成 16 年に指針を定めて以来の運用方法を踏まえてのご回答かと思いますが、庁舎内でも O A 化が進んだ現在、オフィスでは 1 人 1 台以上のパソコンと、居室内には何台ものレーザープリンターやコピー機が設置され、O A 環境の整備が進み、A 4 のモノクロだと 1 枚数円、カラーだと 1 枚 10 円程度のコストをかけながら、多くの書類が出力されているかと思います。現在のパソコンのソフトウェアは平成 16 年から比べると大きく進化し、作成した資料の P D F 形式でのデジタル保存化には特別なソフトは不要で、オフィスソフトでそのまま保存できる時代となっています。

資料のデジタル化は、現在、計画されている庁舎建て替えを検討するときの文書保管スペースや、現在、足りていないとされる会議室の運営の仕方にも大きく影響を与える内容です。すでに O A 環境は整っていると思いますので、配付するデータはすべてデジタルデータで行う、特別に必要な場合のみ印字するなど、明確な方針を出していただいてもいいのではないかと考えております。

そこで、質問です。先ほど述べたホームページの議事録確認なのですが、ホームページのここを見れば、会議の一覧からすぐ確認できるという状況にはなく、会議の名前や所管部署名を用いた検索を行ったり、ホームページを何階層にもたどっていった、ようやく議事録が見つかったという事例が少なくありませんでした。島本町のホームページには会議の開催日程カレンダーがありますが、会議の開催の有無や、過去に遡って一

覧的に見ることができる、またその資料・記事録にリンクが張ってあるという状況になればありがたいですし、住民と行政との情報共有がより一層進むのになと感じるのですが、現状の課題認識とご見解をお伺いいたします。

総合政策部長 次に、「議事録のホームページ掲載の現状と課題認識について」でございます。

町ホームページにおける会議の開催にかかる情報提供につきましては、各担当課において、開催前には開催日時・開催場所及び傍聴定員などのお知らせを、開催後には会議の終了案内を行い、会議録等については作成後に掲載することとし、会議の開催日程カレンダーのページへリンクさせることを基本としております。しかしながら、議員ご指摘のとおり、これらの対応が徹底できていないというのが現状でございますことから、今般、各担当課に改めて、審議会等の会議の公開に関する手続きについて、周知を行ったところでございます。引き続き、情報を必要とする方々によりわかりやすい情報提供ができるよう、必要な改善に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 次に、会議の傍聴の受付方法について、お訊きいたします。

傍聴希望者が、定員を超えて多くの方が傍聴受付開始時間前に来られたとき、傍聴受付開始時点で受付を締め切り、傍聴者の抽選を行っておられます。他法、受付締切から会議開催直前までに来られた方は、会議に間に合うように来られたにも関わらず傍聴受付も抽選も受けられない状況でございます。傍聴希望者の傍聴受付ができるかできないかの不安低減、時間負担の低減を図るためにも、手順の変更、受付終了時間をできるだけ会議開始時間に近づけながら、一定時間、例えば会議開催の3分前とか、傍聴人数分のくじ引きに必要な時間だけを固定するほうが、よりよいのではないかと考えます。

島本町の現状及び課題認識と、ご見解をお尋ねいたします。

総合政策部長 次に、「会議の傍聴の受付方法について」でございます。

傍聴の受付方法につきましては、各審議会等において傍聴要領を定めておりますが、基本的には、会議開始の30分前から傍聴の受付を行い、受付開始の時点で傍聴定員を超えている場合は抽選とし、超えていない場合は先着順としております。傍聴の抽選方法につきましては課題の一つと認識いたしておりますことから、今後、「審議会等の会議の公開に関する指針」の改正も見据え、検討してまいりたいと考えております。

なお、現在定めております各審議会等の傍聴要領の改正につきましては、各審議会等に諮る必要がありますことから、必要な手続きを経て、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 先ほどの私の質問では具体性が欠けていたため、傍聴者に与えているストレス、混乱の大きさが伝わらなかったのかと思いますので、具体的な事例で、現在の傍聴受付

方法の課題を紹介し、再度、ご答弁いただきたいと思います。

一例目． 7 月 26 日 10 時開催の平成 30 年度第 1 回都市計画審議会では、開議 30 分前の受付開始時点では定員を下回っていたため先着順とし、定員に達した時点で受付を終了されております。以降、10 時の開議時間までに来られた多くの傍聴希望者は受付もしていただけない状況でした。2 例目． 10 月 2 日 10 時開催の平成 30 年度第 2 回島本町都市計画審議会では、開議 30 分前の受付開始時点で傍聴希望者が定員を上回っていたにも関わらず、受付を終了せず、継続的に受付を行い、開議直前に傍聴希望者全員を対象に抽選を行い、傍聴者を決定しました。3 例目． 11 月 28 日 13 時半開催の平成 30 年度第 1 回子ども・子育て会議では、受付開始時点では傍聴希望者が定員を下回っていたため、先着順で傍聴できると受付完了者に説明しておられました。しかし、最終的に傍聴希望者が定員を超え、何名かの住民と職員が議論をされ、傍聴希望者全員が対象となるくじ引きの手続きが進められました。このとき、先着順で傍聴が決定していたと説明を受けていた住民の方からの「説明と違う！」という声に対しては、修正した理由の説明もなく、主張が聞き入れられることもありませんでした。

こういうことなど、都度変わる傍聴の取り扱い、30 分も前から傍聴の受付のために、ご自身の貴重な時間を割いて待っていただいている町民の現状について、改めて課題認識と、具体的な見解をお尋ねいたします。

総合政策部長 現状の傍聴者の抽選方法につきましては、会議開始 30 分前の受付開始時点の傍聴希望者の人数が定員に達しているか否かにより、先着順とするか抽選とするかを決めており、近隣自治体においても同様の取り扱いをされている自治体もございます。しかしながら、先ほどもご答弁を申し上げましたとおり、傍聴の抽選方法等につきましては一定課題があるものと認識いたしておりますことから、今後、「審議会等の会議の公開に関する指針」の改正も見据え、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

福岡議員 次に、傍聴及び傍聴抽選に当たらなかった場合、会議資料の提供等はどのような対応をされているのか、現状をお尋ねします。

総合政策部長 「会議資料の提供について」でございます。

傍聴者用の資料につきましては、基本的には傍聴定員以内で用意することとしており、傍聴者は希望することにより、会議終了後、会議資料を持ち帰ることができます。ただし、審議会等の長の判断により会議資料を回収した場合は、この限りではございません。

傍聴者が定員を超えたことにより傍聴できなかった方がおられた場合は、原則として会議資料を閲覧及びお持ち帰りいただくことはできませんので、会議終了後に文化・情報コーナーに配架される資料をご覧くださいなどの方法で、ご確認いただくことをお願いしております。

なお、会議体の判断により傍聴定員以上の資料を用意し、配布することを禁止するも

のではありません。

以上でございます。

福嶋議員 傍聴抽選に当たらなかった場合、資料提供について、「会議体の判断により傍聴定員以上の資料を用意し、配布することを禁止するものではございません。」とのことですが、会議場以外の場所で、スピーカーにより会議音声を聞くことができ、会議資料が閲覧できるということですが、傍聴者と同様な扱いをされているという理解でよろしいでしょうか。

総合政策部長 会場外での公開につきましては、審議会等において、会場の状況などを勘案して公開することを判断しておりますが、これまでの事例におきましては、傍聴要領に準ずる取り扱いのルール統一はできておりません。

以上でございます。

福嶋議員 そういう状況では、会議途中からの傍聴も可能、会議途中で自由な資料持ち帰りなど、現状の傍聴者より相当優遇された状況と考えます。その状況も鑑みた傍聴ルールの見直しの必要性について、お尋ねいたします。

総合政策部長 現状では、会場外での公開にかかるルールは定めておりませんが、原則といたしましては、各審議会等において、会場外の方についても傍聴要領に準ずる取り扱いとすることを決め、公開することが望ましいというふうに考えております。

以上でございます。

福嶋議員 わかりました。現状の業務のやり方では、定員を超えたとき、会議場外の傍聴者用の配付資料を準備するための職員の予想外の業務対応や、資料が配られるまでの取り扱いなど、多くの課題がある状況だと思います。

先ほどの 4) 番目の「ホームページへの資料掲載」の質問において、資料のデジタル化、ホームページへの貼り付けに努めるように周知するとのご答弁もいただいておりますので、例えば、会議受付開始や開議時点、もしくはそれ以前の委員への資料配付時点にホームページに資料を公開しておけば、会議傍聴希望者が何人いても、会議場所が会議室の内か外かが違うだけで、自分のスマホで島本町のホームページを見ることで、資料が確認できる状況が実現できます。慌てて資料を増刷する必要もありませんし、住民は事前に資料が確認・検討ができる、本来あるべき姿の実現ができるようになると考えます。また、可能であれば、スマホをお持ちでない方用に、役場として、数台だけでもホームページへのリンク設定済みのタブレット端末を準備していただけると、より良いかと思います。

開議前のできるだけ早い段階で資料のホームページ掲載について、お考えをお尋ねいたします。

総合政策部長 会議内容によっては、審議会等の判断により会議の一部公開とする場合などもあり、会議後には速やかにホームページにも資料を掲載するよう徹底いたしますが、

一律にホームページ上で会議前に資料を掲載することは課題が多いと認識をしておりますので、今後、先進自治体の事例等を研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

福嶋議員 以上、役場として決めていただいていることがちゃんと運用されていない、不具合を自ら検出して未然に防ぐ仕組みが働いていない、内部統制が十分に機能していないと感じることを、町民が直接関係する審議会等の会議公開関連の事例で質問させていただきました。町民が審議会等の傍聴に来られたとき、傍聴者の抽選など、会議所管部署ごとに異なる運用が行われております。住民からすると、前回と運用が違う、島本町役場って統制が取れていないという判断にしかなり得ません。

質問の中で指摘させていただいた課題への対応を早急に行っていただくことをお願いさせていただくとともに、今後、役場内部で提言活動などを通じ、様々な課題を自主的に認識され、改善される内部統制の仕組みが働く仕組みづくり、役場トップの方々は部門間で運用が異ならないように標準化を行う仕組みづくりなど、内部統制の仕組みの改善に努めていただくことをお願いし、「審議会等の会議情報の公開促進と内部統制課題」に関する質問を終わり、以上で福嶋保雄の一般質問を終わります。

川嶋議長 以上で、福嶋議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午前 11 時 05 分～午前 11 時 15 分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、塚田議員の発言を許します。

塚田議員 (質問者席へ) おはようございます。塚田淳です。それでは、通告に基づき一般質問を行います。

近年、保育ニーズの高まりにより、島本町では待機児童が年々増加しています。さらに、今後の開発により人口増加が見込まれる中、保育基盤の早期整備が不可欠と考えます。

そこで、「保育基盤の現状と課題」、また先月 11 月 28 日に行われました子ども・子育て会議で示された「保育基盤整備加速化方針」について、詳細な説明を求めます。

教育こども部長 それでは塚田議員の一般質問のうち、1 問目の「保育行政」について、ご答弁申し上げます。

まず、「保育基盤の現状及び課題について」でございます。

本町では、近年の住宅開発による就学前児童人口の増加や、女性の社会進出の進展などに伴い、保育ニーズは急速に高まっております。町内の保育施設としては、長らく町立保育所 2 園、民間保育園 1 園の計 3 園のみでしたが、待機児童の発生を受けて、平成 27 年 3 月に 200 人定員の民間保園、平成 28 年 11 月に 12 人定員の民間小規模保育事業所、平成 29 年 4 月にも 12 人定員の民間小規模保育事業所の整備を行いました。しかしながら、依然として平成 25 年度以降、待機児童が発生している状態が続いております。

一方、町立幼稚園2園はともに定員割れの状態が約20年間続いており、第一幼稚園では就労支援型幼稚園としてサービス拡充を行っているものの、現在、定員の半数以下の利用率にとどまっております。このようなことから、特に耐震性能を満たさず老朽化の著しい町立第二幼稚園につきましては本年度末をもって閉園することとし、跡地に民間事業者による幼稚園・保育所両方の機能をあわせ持つ認定こども園の開設を予定いたしております。

今後1年以内にも新規住宅開発により新たに800戸近い入居が見込まれることや、JR島本駅西側の土地区画整理事業も予定されており、今まで以上に基盤整備を加速して進めていかなければならない状況であるとともに、第四保育所については未耐震の状態にあり、耐震化を急がなくてはなりません。これらの課題解決のために、このたび「島本町保育基盤加速化方針」を策定いたしました。

町内全域における将来の保育利用者数について、平成40年度まで推計を行ったところ、現在の保育定員644人に対し、今後、最大で1,071人もの利用者数が見込まれる結果となったことを受けまして、保育基盤を加速化して整備していく必要があるとの判断に至りました。

保育基盤整備の内容といたしましては、来年4月開所を目指し、UR店舗物件を活用しての民間による小規模保育事業所・2園で31人程度の整備、来年秋頃の開所を目指し、90人定員となる水無瀬神宮境内の民間保育所の整備、平成32年度中の開園を目指し、保育部分定員が165人程度となる第二幼稚園跡地の民間認定こども園整備、平成33年度開所を目指し、90人定員となる第四保育所の移転新築、150人程度となる第四保育所跡地の民間認定こども園整備など、計画的に整備を進めていくという内容でございます。

また、もう一つの課題である第四保育所の耐震対策といたしまして、これまで第三小学校敷地内への移転新築案や、第二幼稚園跡地における認定こども園への児童の一時転園の後に耐震補強により耐震整備を行うなど、様々な対策を検討してまいりました。しかしながら、本年6月に発生した大阪府北部地震を受け、まず、耐震性能を満たさない第四保育所から児童を安全な場所に移っていただくことを目的に、ふれあいセンターや第一幼稚園、高浜学園、水無瀬神宮境内の民間保育所、UR店舗物件による民間小規模保育事業所2カ所を転園先として、平成31年度中に他園に移っていただく方針をお示しさせていただいたものでございます。

以上でございます。

塚田議員 今回、方針が示されまして、今後の見通しを立てた中で計画的な整備が行われていくことについては評価をするところであります。待機児童を抱える保護者の方にとっても、これから子育てを始められる方にとっても、大いに期待をされているところだろうというふうに思っています。

また一方で、現在、第四保育所を利用されている保護者の方などは影響が大きく、こ

の方針が示される前から、不安や戸惑いを感じておられるということもお聞きをしています。そうしたことから、今回、保護者の方が不安に感じられていることなどについて、幾つか、確認の質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、本年6月の大阪府北部地震を受け、第四保育所の耐震化については児童の安全を最優先に考え、早期に完了させるため、在園する児童については平成31年度中の転園を提案されたとのことですが、保護者に、この転園のお知らせを最初にされた時期がいつだったのかを、まずお尋ねをいたします。

教育こども部長 最初に提案した時期でございますが、本年10月29日付け文書にて、「第四保育所耐震化に伴う今後の対応について」と題し、第四保育所保護者の皆様に対しお送りした通知の中で、平成31年度中に第四保育所耐震化を具体化するため他園に移っていただくこと、また31年度中の新規入所受け入れを行わないことのお知らせしたところでございます。

以上でございます。

塚田議員 10月29日に、まず最初の案内を送られたということでした。

また、この転園先の希望等のアンケートを取られているかと思いますが、このアンケート実施の時期がいつだったのか、次にお尋ねをいたします。

教育こども部長 「アンケートの実施」でございますが、11月12日に保育所を通じて、お迎えに来られた保護者の方に対し、「第四保育所耐震対応に関する保護者アンケート——ご協力をお願いします」と題し、鑑文書を付けてお送りをいたしました。

以上でございます。

塚田議員 11月12日にアンケートをお送りされたということでした。アンケートの締め切りですけれども、この締め切り日がいつだったのか、続けてお尋ねします。

教育こども部長 締め切り日は11月15日、木曜日でございます。

塚田議員 11月12日にアンケートをお配りされて、その回答期限が11月の15日ということですので、非常に短い期間の中で回答をしなければならなかったんだろうということが思われるんですけれども、なぜ、そのような非常にタイトなスケジュールになってしまったのか。その理由をお聞かせください。

教育こども部長 今回の第四保育所耐震対応に関する保護者アンケートにつきましては、11月28日に子ども・子育て会議で初めてお示しをいたしました「島本町保育基盤整備加速化方針」の内容を確定していくために行ったものでございます。当初から、本方針案の作成にあたっては、7月21日から25日までの間に実施をいたしましたタウンミーティングで頂戴したご意見など、住民の皆さんのご意見を可能な範囲で反映する形で取り組んでおりました。

その方針の中で、第四保育所の転園先として、当初、ふれあいセンターは1室程度のみの受け入れを考えておりましたが、方針策定を進めていくにつれて、ふれあいセンターで

の転園を希望されている方が多いとの話を現場の保育所からもお聞きしたことから、各ご家庭個々の転園先希望調査という形ではなく、自由に意見を出し合っているように無記名として、希望転園施設を中心としたアンケートを急遽実施させていただいたものでございます。

いずれにいたしましても、短期間で、また十分にこちらの真意をお伝えすることができずにアンケートを実施しましたことから、保護者の皆様にはご心配とご不安を抱かせてしまったことにつきまして申しわけなく思っております。

塚田議員 タウンミーティングや現場の意見を反映する形で、11月28日の子ども・子育て会議において「加速化方針」を示すために、アンケートについてはタイトなスケジュールになってしまったということでした。しかしながら、情報が少ない中、かつ非常に短時間でアンケートに回答しなければならないといった状況が、今回、混乱を招いてしまった一因であると思っております。もっと、保護者の立場に立った丁寧な説明が必要だったのではないかとこのように感じています。

このアンケートについてですけれども、アンケート項目に、希望する転園先の施設の間があったかと思えます。転園先として希望の多かった施設がどこか、お尋ねをいたします。

教育こども部長 転園先希望でございますが、142人の方からご回答いただいたところでございますが、転園先として最も希望が多かったのは——これは「複数回答可」とした中ではありますが——ふれあいセンター内でございます。96人、約68%の方からのご希望がありました。次には第二保育所が67人、47%の希望という結果でございます。

以上でございます。

塚田議員 希望としては、ふれあいセンター内が多く、次に第二保育所ということでした。

このふれあいセンターの利用についてですけれども、こういった形での児童の受け入れを計画されているのか、お尋ねをいたします。

教育こども部長 「ふれあいセンターの受け入れ体制」でございますが、「保育基盤整備加速化方針」にも記載のとおり、ふれあいセンターにつきましては3歳児から5歳児までの受け入れを想定しており、3歳児では36人程度、4歳児では44人程度、5歳児におきましても44人程度を見込んでおります。

これは、先ほどもご希望が多かったふれあいセンターでございますが、平成31年度当初に第四保育所で想定していた3歳～5歳児、すべてを受け入れることが可能な定員となっております。

以上でございます。

塚田議員 第四保育所に通っているお子さんがいらっしゃる保護者の方、特に4～5歳のお子さんがいらっしゃる保護者の方などは、皆、一緒に卒業できるのかというようなことを気にされている方もいらっしゃるんですけれども、今のご答弁ですとね、保護者が

皆、仮にふれあいセンターへの転園を希望されれば一緒に卒業ができる、という環境が用意できるという認識でよろしかったでしょうか。

教育こども部長 3歳児から5歳児まで、平成31年度当初に、第四保育所で想定していた方々すべてでございますので、4歳児、5歳児、すべて転園して、ふれあいセンターを選んでいただきましたら、一緒に保育を受けられて卒業していただけるという環境が整うということでございます。

以上でございます。

塚田議員 3歳～5歳までが、すべて受け入れ可能ということでした。

そうすると、このふれあいセンター内の利用については、かなり大きな使用をされることになってくるかと思うんですが、このふれあいセンターの使い方について、具体的な考え方、お尋ねいたします。

教育こども部長 「ふれあいセンター内の利用する諸室」につきましてでございますが、まだ現在、調整中でございますが、3階の女性交流室、また教育委員会で持ってます生涯学習課の事務室及び、その隣の現ボランティア情報センター、またコミュニティルーム、4階の展示コーナーや多目的室など、6室を利用して、既存の設備、施設を可能な限り活かしながら、事業を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

塚田議員 ご説明、ありがとうございます。

また、今、部屋については説明いただいたんですけども、保育するうえで園庭やプールなど、今の環境であれば設備が整っているわけですが、その辺、ふれあいセンター内を利用する際にどういった対応をされるのか。ご予定をお尋ねします。

教育こども部長 保育スペースとして、専用の園庭は必ずしも必要なものではありませんが、ふれあいセンターの敷地内のスペースや近隣公園、また小学校等の活用など、近隣の代替施設の活用を検討してまいりたいと考えております。また、プールについては、幼稚園や保育所等の施設の利用を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

塚田議員 わかりました。町内でも、特に利用者の多い公共施設であるふれあいセンターの利用ということで、不特定多数の方が出入りされることを考えれば、保育所としての機能面、また安全面について十分なのかといった不安を抱かれる方というのが多くいらっしゃるということが想定できますけれども、改修について、どのような検討をされているか。また、この改修案というものがどういったタイミングで示されるのか、お尋ねします。

教育こども部長 保育室として利用するにあたりまして、所長をはじめとする保育士の皆さんに現場を見て意見をいただいております。カーペットや、児童個人ごとの棚の設置などによって保育スペースとして活用することや、トイレについては既存の設備に簡

易な対応により幼児が使用できるようにするなどの提案を受けております。これらの予算につきましては、来年2月の町議会において補正予算を計上してまいりたいと考えておりますので、そこで改修案をお示ししたいと考えております。

また、セキュリティ、安全対策は最優先事項でございますので、万全を期して臨みたいと思っております。

以上でございます。

塚田議員 来年2月の議会において補正予算を計上する予定ということでしたので、非常に短い期間の中で改修案を立てられなければならないということになってくるかと思いますが、もともと保育することを想定していない施設を使用することになるわけですから、セキュリティ、安全対策については万全を期していただくように、くれぐれもお願いをしておきます。

第四保育所の児童の転園により、他の保育所を利用されている保護者の方からもいろいろと不安の声、問い合わせ等をいただいている状況にあるんですけれども、先ほどのアンケートで、転園先として、ふれあいセンターの次に希望の多かった第二保育所の保護者からは、第四保育所から転園があることによって今以上の過密化が進むのではないかというような心配の声が聞こえてくるんですが、そのことについて、答弁を求めます。

教育こども部長 第二保育所の入所児童数につきましては、平成29年度末では178人でございます。定員120人に対しての入所率が148%となっております。純粋に保育室のみを範囲として、児童1人当たりの面積基準を守った中で算定した受け入れ可能人数以内ではありますが、基準に照らして限界に近いものであると感じております。

第四保育所からの移動希望があったといたしましても、あくまでも、今、申し上げた受け入れ可能人数を超えて受け入れはできないため、現在の入所水準からさらに児童数が増えることはございません。

なお、参考までに、この12月1日現在での入所児童数は164人となっております。

以上でございます。

塚田議員 これ以上の過密化が進むことはない、ということでした。

次に、保育士の配置についてなんですけれども、第四保育所と第二保育所は同じ町直営の保育所ということもありまして、今回の件で大きな変更があるのではないかなというように不安の声が聞かれるんですけれども、この保育士の配置について、こういった変更が想定されるのか。ご答弁をお願いいたします。

教育こども部長 「第二保育所の保育士配置」でございますが、正職員につきましては、毎年、定期的な異動がございますし、また、今回の第四保育所の耐震対策に伴っての異動も当然のことながら発生するものと考えております。また、臨時職員の皆さんにつきましては、第二保育所及び第四保育所に現在在籍いただいている方々に対し、今後の町立園の勤務の希望や、第四保育所児童の転園にあたっての他の施設で勤務いただけるか

等について、意向調査を行ったところでございます。第四保育所耐震対策にあたって、各転園先における児童数に見合った人員配置は不可欠でありますことから、これらの意向確認も踏まえ、配置については検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

塚田議員 子ども達にとっては、施設面での環境の変化に加え先生が替わるとなれば、少なからず影響が出るのかなというふうに考えるのですが、職員の方の意向を踏まえたうえで、できる限り配慮をしていただきますように要望をしておきます。

次に、高浜学園についてですけれども、未だに定員 200 名を満たしていない状況にあり、スペースにも空きがあるのかなというふうに思うのですが、今回の転園の件に関して、一部スペースを間借りして、第四保育所として直営で運営するといったようなことが検討できないかということをお尋ねします。

教育こども部長 現在、国における保育所の経費の考え方といたしましては、整備費、運営費とも、民間保育所については国・府の補助が用意されておりますが、公立保育所については自治体の一般財源でまかなうとの制度設計がなされております。

「高浜学園」については民間保育所としての整備でありましたことから、整備時には国が定める補助基準額のうち、安心こども基金からその 3 分の 2 を補助金が充当されております。そのような経過からも、現在、高浜学園の定員に余裕があるからといって、公立園である町立保育所が間借りすることは、前に申し上げた経費負担の考え方から困難であるということを確認をいたしております。

よって、高浜学園につきましては、あくまで園において保育士を確保し、園所属の児童として受け入れを行うという方法を取るようになるものと考えております。

以上でございます。

塚田議員 非常に困難である、ということでした。

次に、第四保育所から高浜学園に転園した場合、先ほどのご答弁の内容ですと、高浜学園所属の児童として受け入れを行うということになるということですが、転園した場合、教育方針、保育の方針の違いにより、子ども達の間に混乱が生じてしまうのではないかなというように考えられますが、その点について、見解をお尋ねします。

教育こども部長 保育にかかる方針は、国が定める保育指針を基礎として、それをどのように保育の実践の場で表現するかは、園の特色として発揮されるものでございます。そのため、保育の根幹の部分はいずれの園であっても変わるものではありませんが、保育の手法において違いは現れてくるものと認識をいたしております。

そのため、子どもは大人以上に順応する力があるとはいえ、受け入れする園として、子ども達が保育手法の変化に戸惑うことのないよう最大限の配慮をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

塚田議員 今、最大限の配慮をされるというふうにおっしゃったんですけれども、「最大限の配慮」とは具体的にどういったことか、再度、お尋ねをいたします。

教育こども部長 「最大限の配慮の具体的な内容について」でございますが、前後の保育所での保育手法の変化があることに対して、互いの保育所の保育士同士が情報共有を行い、互いの保育指標を知った中で、子どもにとって急激な変化にならないよう、人的な協力を行っていくというものであると考えております。

以上でございます。

塚田議員 今回、示された「保育基盤整備加速化方針」では、児童の受け入れ定員を現在の644名から1,020名まで、6割近く拡充を図る計画であるということを評価しているんですけれども、今後、水無瀬駅前の小規模保育事業所や、第四保育所跡地に認定こども園を整備されることなどに関して、民間の事業者を公募する形になるかと思うんですが、当然、より優れた業者に来て欲しいということを誰しも思うわけですが、町が用意する補助制度が他自治体に比べて劣っているというようなことがないか、また補助制度を理由に民間業者が集まらないというような事態になることがないかどうか、町の見解をお尋ねいたします。

教育こども部長 まず、整備に関しては、最近の事例では高浜学園、府営住宅内及び島本センターにおける小規模保育事業所、いずれも国による補助金、安心こども基金を活用しており、補助金額は国が定める基準額に基づき支払いを行っておりますことから、他自治体と変わるものではなく、必要かつ適正な補助を行っている認識をいたしております。また運営費に関しましても、国の基準に基づく給付費に加え、その価格の35%分を運営助成金として支払っており、その他延長保育や一時保育、主食費助成など、必要に応じて各メニューに基づき補助を行っていることから、本町が他自治体の補助と比べ低く設定している事実はございません。

従いまして、少なくとも本町の補助制度を理由に、民間事業者がエントリーを躊躇することはないと考えております。

以上でございます。

塚田議員 わかりました。

今回、いろいろご説明いただいたわけですが、今後、この計画を進めていくに際して、当然、保護者等から様々な意見や提案というものが出てくるかと思うんですが、そういったことに対して、今後、どのように対応されていくのか、ということをお尋ねいたします。

教育こども部長 「保育基盤整備加速化方針」につきましては、待機児・過密解消に向け、また第四保育所の耐震対策について、町が進めるべき大きな方向性を示したものでございます。今後、この方針に示した内容を推進していく際には、適宜、議会や子ども・子育て会議などのご意見を頂戴し、進めてまいりたいと考えております。また12月15日・

16日に、計4回に分けて、保護者説明会を開催する予定といたしております。その場での保護者の皆様からのご意見について、可能なものにつきましては、それらのご意見についても参考にしたうえで進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、施設整備につきましては教育委員会だけで決定し、進められるものではございません。予算措置を含め町長とも十分話をさせていただきながら、スピード感を持って進めてまいりたいと考えております。各ご家庭には、それぞれに事情がありますことから、個別に寄り添って、ご意見等を十分お聞きしたうえで、転園等の決定を行ってまいりたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

塚田議員 方針、示されて間もないので、まだ不安と戸惑いの意見が多い状況にあるかと思いますが、今後、この方針を進めていく中で、その不安を取り払って、期待されるような進め方をしていっていただきたいなというふうに思っております。特に、今回、負担を強いてしまう児童、保護者の方に対しては、可能な限り負担軽減に尽くしていただきますよう、よろしくお願いいたしますを申し上げます。

加えて、今回、就学前の児童の質問をさせていただいたわけですが、今後、島本町、人口が数年にわたって増えていく予定の中で、この保育基盤以降、小学校、中学校へと、その子ども達が育っていくわけですから、小学校、中学校に関しても、今回のような事態にならないように、長期的なビジョンを持って、先々、手を打っていただきますように強く要望をしておきます。

次に、2番目の「特殊詐欺」の質問に移らせていただきます。

ここ数年、高槻警察署管内では、大阪府でも特に特殊詐欺が多発している地域であります。このことについて、島本町の見解をお尋ねします。

総務部長 それでは、「高槻警察署管内において、特殊詐欺が多発していること」について、ご答弁申し上げます。

大阪府内における特殊詐欺の被害状況につきましては、平成26年から被害認知件数は増加しており、平成29年末の状況といたしましては、認知件数は1,596件で、被害額はおよそ37億6千万円となっております。本年10月末の特殊詐欺被害認知件数——これは暫定値でございますが——につきましては、大阪府内で1,243件の被害が発生しており、高槻警察署管内におきましても、69件——高槻市が67件、本町が2件でございますが——の被害があったとの報告を受けております。

以上でございます。

塚田議員 大阪府下での特殊詐欺の認知件数が、平成29年には1,596件、そして本年は10月末の暫定値で1,243件ということでした。

平成26年には791件だったものが、その2年後の平成28年には倍以上の1,633件にまで増えて、その後、高い数字を保ったままという状況を見れば、この特殊詐欺の対策

について特に有効な特効薬というものがなく、粘り強い注意喚起や啓発を続けていくことが必要になってくるというふうに思います。

そうした意味で、町内で発生した特殊詐欺の事例や件数を把握される必要があるかと思うんですが、その点について、どのように把握されているか、お尋ねいたします。

総務部長 続きまして、「町内で発生した特殊詐欺の事例や件数の把握について」でございます。

本町におきましては、昨年 11 月に「特殊詐欺被害防止対策の協力に関する協定」を高槻警察署と締結いたしております。本協定に基づきまして、高槻警察署から本町域内で発生した特殊詐欺の被害実態や被害防止対策について、定期的に——これは年 4 回実施しております本町の防犯委員会支部長会議でございますが、その場において情報を提供していただいているところでございます。

以上でございます。

塚田議員 最初のご答弁では、島本町の認知件数というのが 2 件ということでしたので、高槻警察署管内で特殊詐欺が多発しているという件に関しては、概ね高槻市のほうの被害が多いということが言えるかと思うんですが、大阪府警が出している市町村ごとの特殊詐欺認知件数データを見てますと、それまで被害が少なかった地域でも、ある一時期に増えて、その後、高い数値を数ヵ月間保つというようなケースも見られますので、町内で発生した特殊詐欺の事例や流行りの手口というのは、常々確認をされて、周知をする必要も出てくるかと思いますが、最近の手口というところで、どのような事例があるのか、再度、お尋ねいたします。

総務部長 町域内での特殊詐欺の事例につきましては、件数も少ないことから、被害者保護の観点から、具体的な内容については申し上げることはできませんが、高槻警察署管内で多い事例をご紹介します。

家の固定電話に、子どもまたは孫の名前を名乗って電話をかけ、風邪を引いた、喉が痛いなどと言って、声が違うことを納得をさせます。次に、携帯の番号を変えた、会社の携帯のほうに電話をして欲しいなど、別の携帯電話に電話をさせ、株で失敗をした、会社の金を使い込んだなどと言って現金を要求し、逮捕される、会社を首になる、裁判になるなどと言って急がせ、振り込みや自宅まで受け子が行き、現金をだまし取る。このような犯行手口が多いと聞き及んでおります。

以上でございます。

塚田議員 ご答弁、ありがとうございました。

一言に特殊詐欺と言いましても、手を変え品を変え犯行グループが、警察が対応策を講じて、さらにそれを上回って対応してくるという状況にあります。

特殊詐欺対策について、今後、どのような取り組みを島本町としてされていく予定か、お尋ねいたします。

総務部長 続きまして、「殊詐欺対策について、今後どのように取り組んでいくのか」についてでございます。

本町における取り組みでございますが、まず、本町の防犯委員会における取り組みといたしまして、年2回、高槻警察署に協力をいただき、駅前において防犯に関する街頭啓発を実施するとともに、本年6月に開催いたしました防犯委員会の総会におきましては、高槻警察署管内の犯罪発生状況及び特殊詐欺被害等について、高槻警察署署員による講演を行っていただいたところでございます。また町内の自治会や福祉委員会等におきまして、高齢者を中心とした特殊詐欺被害防止教室など、高槻警察署により実施していただいているところでございます。

その他、都市創造部におきましては、65歳以上の高齢者がいる世帯に対し、特殊対策機器を無償貸与することとしており、今月中の実施に向け、事務を進めているところでございます。また、消費者講座の開催や広報誌、ホームページなどでのPRなどにつきましても引き続き取り組むことにより、高齢者に対する特殊詐欺被害の防止に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

塚田議員 特殊詐欺対策機器の貸与事業を始められるということでした。特殊詐欺被害にあわれる方の実に83%が65歳以上で、特に、いわゆるオレオレ詐欺については、被害者の99%が65歳以上の高齢者であるということを考えれば、この対策機器の貸与については特殊詐欺防止に効果を期待するところです。

今月12月号の広報しまもとで、この機器の貸与に関して追加募集という形で広報を出されてますけれども、8月に一度、広報しまもとで募集をされていましたが、現在まだ、この特殊詐欺対策機器の貸与の事業、実施に至っていないということをお聞きしておりますが、至っていない理由をお尋ねするとともに、今後、こういったスケジュールで実施を予定されているか、お尋ねします。

都市創造部長 特殊詐欺対策機器貸与事業につきまして、再度のお尋ねでございます。

現在、当該事業につきましては、契約事務におきまして事業者との調整に時間を要していることなどから、当初の予定より事業の実施が遅れているところでございます。現在、契約について鋭意事務を進めており、今月中に契約事務を完了し、事業を進めてまいります予定といたしております。

以上でございます。

塚田議員 わかりました。もしわかれれば、現在までの機器のレンタルの申し込みの件数は何件か、お答えいただきたいと思います。

都市創造部長 ちょっと正確な数字というのは、現在、手元にはないんですけども、まだ2～3件であったという認識でございます。

以上でございます。

塚田議員 確かこれ、30 台までレンタルの枠があったかというふうに思いますので、今後、今までされていた特殊詐欺の防止の啓発活動に加えて、この機器のレンタルに関しても、もう少し申し込みがあるような対応を取っていただきますようお願いを申し上げます、一般質問を終わります。

川嶋議長 以上で、塚田議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午前 11 時 54 分～午後 1 時 00 分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、中田議員の発言を許します。

中田議員 (質問者席へ) 2018 年 12 月定例会、一般質問を行います。

一つ目、「子育て世代に冷たい島本町と言われたいよう、もっと投資を！」です。

島本町の子育て環境は、耐震化の遅れが現在大きな課題を生み出しています。全国の公立小中学校の 99.2%が耐震化を終えた中、未だに三小の一部は大きな地震に耐えられないまま、子ども達を受け入れています。また耐震化を急ぐためとは言え、昨年度は第二幼稚園の、今年度は第四保育所の保護者やお子さん達に、急な廃園や転園を迫り、つらい決断を強いています。この結果、両園の保護者の皆さんからは強い不満の声があがっています。

こういったことを住民の皆さんに迫るような事態は、よその自治体で聞いたことはありません。この点、議会にも責任があります。行政のチェック機関として、また政策提案の機関として対策を講ずることができておらず、大変申しわけなく思うところです。

先日、行政は「島本町保育基盤整備加速化方針」を打ち出しました。保育施設の整備に思い切って投資をすることは大変評価するものですが、そのうち、第四保育所の耐震化のため児童を一時ほかの施設に移動してもらうという案については、保育環境の質に対する疑問が尽きず、保護者の方にとっては不安が解消されない状況です。このような形で四保の皆さんが今の保育所から出て行かざるを得ないことに関しては、ご当人達に責任があるわけではありません。その遠因は、耐震化をこれまで優先させてこなかったことにあると考えます。そのツケを、一部の保護者やお子さん達に押しつけるべきではありません。

ですから、現在の方針に固執するのではなく、今後、保護者の方との対話を重ねる中で、最大限要望に添う形で、今後の方針を決めていただきたいと思います。見解を問います。

教育子ども部長 それでは、中田議員の一般質問の 1 問目、「子育て世代への投資」について、ご答弁申し上げます。

第四保育所につきましては、平成 24 年度に新耐震基準に基づく耐震診断を行った結果、同基準を満たしていなかったことから耐震化の方法を検討することとなりました。

まず当初は、町立第三小学校敷地内に移転新築を行うとの考えのもと検討を行っていましたが、運動場や出入口に課題が生じることから移転を見送り、続く策として、町立第二幼稚園跡地に認定こども園を整備し、第四保育所児童の皆様に一時的に移動していただき、その間、第四保育所の耐震化を進めるとの考えに至り、入所家庭及び入所を予定されている皆様に対し、一時的な転園の可能性あることを通知し、また町立保育所・幼稚園を会場としたタウンミーティングにおいても、その考えをお示ししてきたところでございます。しかしながら、本年6月に大規模な地震が発生したことから、児童の安全を最優先に考え、認定こども園のオープンを待たず、早期の安全対策を講じる必要があるとの結論に至ったものでございます。

在籍児童には、耐震性能を満たさない第四保育所から、まず、他の施設に移動していただかなければなりません。在籍児童が全て移動できる施設は現在なく、かつ直ちに整備することは不可能であることから、幾つかの施設に分散して転園いただくため、町内各公共施設を対象に、あらゆる可能性を検討してまいりました。

7月実施の第四保育所におけるタウンミーティングでの保護者の皆様からの、転園先の候補として様々なご提案やご意見をいただきましたことから、それらのご意見を踏まえるとともに、今後の待機児解消策も見据え、ふれあいセンターその他の施設を選択肢として、意向を確認するため無記名のアンケートを行ったものでございます。

今回、これらのアンケート結果なども参考に策定した「島本町保育基盤整備加速化方針」において、転園先として現在考えられる選択肢は一定お示ししましたが、個々家庭の実情がある中、希望など十分に聴取し、できる限り児童・保護者の皆様の思いに寄り添えるよう事務を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

中田議員 平成24年度には耐震診断をしたとのことですが、その時点で、すでに全国の公立の児童関連施設の耐震化率は77.3%でした。つまり、耐震診断どころか、耐震済みの施設が全国のほぼ8割だったということです。他の自治体は、もっと早くから耐震化に取り組んでいました。耐震診断をした時期自体が遅すぎることを行政は認識すべきです。

なぜ、こんなに遅くなってしまったのか。この遅れが、この数年の二幼、三小、四保の問題を引き起こしている遠因となっています。遅れた理由は何だったのでしょうか。

教育こども部長 「耐震化に向けての経過」でございますが、公共施設の耐震化につきましては、平成20年2月に策定いたしました公共施設耐震化のアクションプランである「島本町公共施設耐震化基本計画」において、公立保育所及び幼稚園・小中学校については災害応急対策上必要な拠点施設と位置づけ、平成26年度から同30年度にかけて耐震診断、耐震設計、耐震改修工事を行うとの計画でございました。

実際の経過といたしましては、第四保育所については平成24年度に、平成25年3月までを契約期間とした耐震診断を行い、その後、前に申し上げましたとおり第三小学校移転新築や、第二幼稚園跡地への一体的整備後の認定こども園への転園などの対策案を

お示ししてまいりましたが、今回の地震を受けて、1年前倒ししての対応をお願いすることになったものでございます。

第二幼稚園に関しましては、昨年初め、一幼・二幼の入園児童数を合計して1園の定員内となったことから閉園する方向をお示しし、その閉園時期については保護者の皆様に対し、平成29年度末か、または30年度末かの選択肢をお示したうえで、ご意見をお伺いし、保護者の皆様のご意見を踏まえ、平成30年度末の閉園と決定したところでございます。

また第三小学校につきましては、耐震工事を進める過程で既存不適合と判断される、鉄筋を保護するコンクリートの厚み不足が確認され、その改善方法について大阪府との協議に時間を要したことから、当初の予定よりも整備が遅れているものでございます。

いずれにいたしましても、現時点での課題に向き合っているものの、今もなお耐震対策がなされていない施設があることにつきましては、心よりお詫び申し上げますとともに、今回、お示した「島本町保育基盤整備加速化方針」を踏まえ、これまで以上に迅速に課題解消に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

中田議員 平成20年に耐震化プランを策定したとのことですが、その平成20年の時点で、すでに全国の小中学校の耐震診断率は93.8%でした。ほかの自治体の耐震化の取り組みのピークは、この平成20年よりももっと前です。阪神大震災が起こってから13年間も耐震化プランを作っていなかったのはなぜなのでしょう。疑問が残ります。

次の質問です。四保の保護者会から要望が出ています。保護者の方々の強い希望の一つは、児童だけでなく保育士及び四保のシステムをそのまま維持した丸ごとの移動にあります。それは認識していますか。

教育こども部長 保護者のアンケートなどにより、児童だけでなく、保育士も一緒に移動し、第四保育所の体制を維持してもらいたいというご意見があることは十分認識をいたしております。しかしながら、申し上げましたとおり、まず、耐震性能を満たしていない第四保育所からの他の園に転園いただきたいこと、また在籍する児童がすべて一度に転園できる施設が現在町内にないこと、また、そのような施設を仮設であっても直ちに整備することが不可能であることを理由として、分散して転園をお願いしているところでございます。

以上でございます。

中田議員 仮設であっても施設整備に時間がかかることが、丸ごと移動を妨げる要因とのこと。

この点に関しては、子どもの命が優先だから、とにかく早く転園してもらうことが先決という意見をよく聞きます。もちろん、命は優先ですが、行政の案のように平成31年秋に転園しなければ、直ちに子ども達の命が損なわれるというわけではありません。

一方で、急な転園は、子どもの健やかな暮らしと育ちに影響を与えかねません。

どのような施策を取るかを決める際には、両者のバランスを考える必要があります。しかし、どこでバランスを取るべきかについて正解はなく、このような難しい決断を迫られるとき、一義的に尊重すべきは保護者の方の意思であると考えます。丸ごと移動が「加速化方針」と比べて、子どもの安全確保まで時間が多くかかることは理解していますが、もし、移転までの時間が少し長くなってもかまわないから丸ごと移動したい、という要望が保護者にあるのであれば、そこは対応していただきたいです。いかがですか。

教育こども部長 本町といたしましては、児童の安全を第一に考えた末の今回の計画変更であることを、まず、ご理解いただきたいと思います。

議員からのご指摘にもございますが、保護者のご意見をお聞きすることが重要であると考えておりますので、15日・16日の第四保育所で保護者説明会を開催いたします。その場で出された保護者の皆様からのご意見を踏まえ、今後の進め方を検討してまいりたいと考えておりますが、今般の大阪北部地震という実際の災害発生を受けまして、まず最優先は児童の命・安全であるとの考えから、少しでも早く耐震性能を満たした施設への転園ということで、今回の判断に至ったものでございますことから、その点を十分、ご理解いただけるよう説明してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 そもそも大阪北部地震が起こる前と後で、大地震が起こる確率が大きく変化したわけではありません。この点、地震学者に確認をしました。南海トラフに関しては北部大阪地震から距離が遠すぎるため、地震の発生確率に関して前後での影響は無視できる、とのことです。有馬高槻断層帯にはわずかながら刺激が加わったと考えられ、大阪北部地震以前よりは確率が高くなったと考えられるが、その影響はどの程度までかはわからない、とのことです。

これまで耐震化ができていないとわかってから5年、そして、ついこの間までは今後2年も現在の建物で保育をしようとしていました。この件は、議会としても承認しているところです。一方で、先ほどお伝えしたように、地震が起きたことと早期の安全対策が必要であることに、客観的事実としての因果関係はありません。それなのに、これまでの方針を急に覆し、大阪北部地震を理由に早期の安全対策を講じる必要があるという結論に至ったということは、逆に言うと、それまでは早期の安全対策を講じる必要を感じていなかったのかと取られかねませんが、いかがですか。

教育こども部長 耐震診断を行って以降、早期の安全対策が必要であることは十分認識し、平成32年度開園予定の認定こども園を主たる転園先として移っていただくことが、その解決策であるとの結論に至っております。しかしながら、大阪府北部地震という実際の災害発生を受け、保護者の方などからの、より早期の安全対策を求める声があったことを背景として、児童の安全を担保する責務を負う行政の判断として、このたびの1年

前倒しでの計画変更をお願いしたものでございます。

以上でございます。

中田議員 北部地震を受け、保護者の方などから、より早期の安全対策を求める声があったことは知っています。しかし、保護者の方の声にもあるように、耐震化を早くして欲しいことと、移動先はどこでもいい、とは別物です。移転先の保育環境の質が確保されていることが大前提です。この点、今回の方針では不確定な要素が多いままに選択を迫っていることは問題だと考えます。

さて、丸ごと移動、財政の面からはどうでしょうか。前の耐震化の遅れの話からもわかるように、行政として教育施設への配慮を後回しにしてきたツケが、去年は二幼に、今年は一保、三小にきています。言わば、行政は子育て世代の施策に関して負債がある状況と言えます。保護者の方の希望に沿うためには、今、想定しているより財政支出が大きくなったとしても、それは負債の返済のようなものです。このことを心に刻んで予算措置をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

総務部長 本町におきまして、これまで行ってきた事務事業につきましては、関係部局における協議・検討を踏まえ、町長の総合的な判断により、そのときどきで最善の策を講じてきたものでございます。財政面につきましては、今後も第三小学校A棟の建て替えや役場庁舎整備など、公共施設の更新・改修等が控えており、引き続き厳しい財政状況が続くものと考えております。そのため事務事業の実施にあたりましては、可能な限り歳出の抑制に努めていく必要があるものと考えております。

以上でございます。

中田議員 今、お答えいただいた内容は、財政支出全般について抑制に努めていくということです。全体としてそうなのは、理解できます。しかし、先日、「保育緊急事態宣言」が出たように、本町の保育環境は緊急事態です。現在、予定されている事業に優先順位を付け、優先度の低いものに関しては、緊急性の高い保育環境の整備に予算を回すなど、柔軟に対応していただきたいと思います。

地震が起こったことで、より早期の耐震化の要望があったとは言え、現実には地震前後で状況が大きく変わったわけではありません。命が大事であることは、これまでもこれからも同じです。それと同じように、子どもの健やかな暮らしを確保することも、これまでも同じく大切なことです。それなのに、なぜ、今、急に転園なのか。ある保護者の方は、将来の保育環境を整えるために、あなたの子どもには犠牲になってもらいますと言われていたと言っていました。

保育緊急事態に至らせてしまった行政と議会の判断の至らなさのツケを、言わば、そのツケを子どもに押しつけることはあってはならないことです。保護者の方々の要望に応えるために、時間がかかっても、お金がかかっても、他の事業を後回しにしてでも、保護者の方々の納得のいく形で、今後の方針を決めていっていただきたいと思います。この点を強

調して、次の質問に移ります。

二つ目、「ＪＲ島本駅西の都市計画の変更とまちづくり」に関してです。

住民の総意は、どこにあるのでしょうか。

2018年10月3日、島本町は駅西側の都市計画の変更に向けて、府と具体的な協議に入りました。これまで、この都市計画の変更については、「都市計画マスタープラン」変更時のパブコメ、都市計画の変更手続きに伴う府に対する公述や意見募集など、住民から多くの反対や疑問の声が寄せられていました。そういったことを考慮して、都市計画審議会からは一度ならず二度までも、住民の意向を十分に取り入れるよう努められたいとの意見が付されています。

それに基づき、行政は今年に入ってから、説明会や意見募集、タウンミーティングを開催するようになりました。行政が住民の意向を把握する機会を持ったことは、大変評価できるものです。しかし、住民の意向を聴取するのみで、反映させることがなければ、せっかく行った意見募集もタウンミーティングも意味がありません。むしろ逆に、町を良くしたいという情熱を持って、これらの機会に参加した住民の信頼感を損ねることになり、町の将来にとって大きなダメージとなります。

2018年に行われた説明会、意見募集、タウンミーティングでは、様々な論点やトーンがあるものの、意見の多くは、このままの案で都市計画の変更を進めるべきではない、というものでした。にも関わらず、行政は計画案にそれらの意見を全く反映させることなく、府との協議に入りました。つまり、住民の総意は都市計画の変更を進めるべきであると、町長を含む行政は判断したということです。

何をもって、そのように判断したのでしょうか。駅西の都市計画の変更における住民意見の反映について、また、まちづくりにおける町の責務の観点から、質問を行います。

都市創造部長 次に、2問目の「ＪＲ島本駅西の都市計画の変更とまちづくり」について、順次ご答弁申し上げます。

まず、「住民の総意について」でございます。

本町といたしましては、これまでの都市計画審議会の答申における付帯意見等を踏まえ、より良いまちづくりを実施するため、今年1月には住民説明会と意見募集、8月にはタウンミーティングを実施させていただいたところでございます。これらの住民の皆さんのご意見をお伺いする場において、いただいたご意見等につきましては、町といたしましても、まちづくりを進めるうえで参考にさせていただくことに加え、都市計画手続きを進めることについて反対されるご意見につきましても、真摯に承り、町の考え方をお示しさせていただいているところでございます。

また、ＪＲ島本駅西地区のまちづくりを進めていくことに限定した住民の皆様の総意につきましては、全住民の皆様にアンケート調査を実施するなど、直接的にご意見をお聞きした機会はございません。しかしながら、町の最上位計画である「総合計画」や「都

市計画マスタープラン」での位置づけをはじめ、これまでＪＲ島本駅西地区におけるまちづくりの推進に関する町長の施政方針とあわせて、まちづくり支援に関する予算等を計上させていただき、町議会においてご可決いただいていることや、島本町都市計画審議会において、まちづくり自体を進めていく旨の答申をいただいていることを踏まえ、町といたしましては、ＪＲ島本駅西地区のまちづくりを進めていく方針をお示ししているところでございます。

なお、意見募集やタウンミーティング等でいただいたご意見等については、都市計画案自体には反映できておりませんが、まちづくり自体やまちづくりに付随する課題等については、課題解決にむけた方針をお示しさせていただくことに加え、まちづくりの進捗状況にあわせ、より良いまちづくりを実施していくため、事業主体である準備組合と協議を行い、可能な限り反映してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 まず確認したいのですが、住民の意見の多くは——今までのタウンミーティング等における——現在の案のまま都市計画を進めて欲しくなかったと認識していますが、どうですか。

都市創造部長 住民説明会をはじめ意見募集やタウンミーティングでは、様々なご意見をいただいたところでございますが、まちづくり自体に反対される旨のご意見や、現状の都市計画案のままでまちづくりを進めるべきではない旨のご意見が多かったとの印象を持っております。

以上です。

中田議員 もう一つ、都市計画審議会の答申に従って、住民の意向を把握するために行った意見募集やタウンミーティングで、そのような意見が多かったということですが、であれば、それが住民の総意であると捉えるべきではないですか、町長。

山田町長 これまでの町の各種計画はもとより、町議会や都市計画審議会における議論等踏まえると、今回のタウンミーティング等でいただいた個々のご意見の傾向をもって住民の総意として捉えることは困難ではございます。

また、タウンミーティングでも申し上げておりますとおり、計画的なまちづくりを進めさせていただく方針をお示しさせていただいた中で、できるだけ多くの皆様に町の方針をご理解いただくとともに、島本町全体の発展に繋がるプロジェクトにするためにはどうすれば良いのかということを考えるべく実施させていただいたものでございます。そのため、住民の皆様との語らいの場でいただいたご意見等につきましては、行政としても真摯に受け止めさせていただき、より良いまちづくりを実施するため、準備組合の皆さんと協議のうえ、反映できるものにつきましては積極的に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、ＪＲ島本駅西地区のまちづくりに関するタウンミーティングのみならず、これ

までのタウンミーティングの結果等を踏まえ、今後、政策テーマに応じ、その時期や内容などを、住民の皆様から広聴のあり方については、より良いものにしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 タウンミーティングでは方法的な限界があり、これで住民の総意をはかるのが難しいということだと理解しました。であれば、別の方法で総意をはかる努力をすべきだと考えます。

また、今の答弁では、町議会と都市計画審議会を介しても住民の意見を徴しているという主張でした。しかし、議会のこれまでの予算可決や議論は、現在の案のもとで行われたものではありません。一方、タウンミーティングの住民の意見は、詳細な地区計画を含む現在の案に対するものです。両者は全く質の異なるものであり、これらを総合して住民の総意を判断することはできないと考えますが、いかがですか。

都市創造部長 まちづくり活動支援業務等の予算に対する議会での議決につきましては、現時点の詳細な都市計画案にご可決いただいたものではないことは認識いたしております。町議会における予算の議決につきましては、公選によって選出された住民の皆さんの代表である議員の皆様において、これまでの経過を踏まえ、組合施行の土地地区画整理事業によりまちづくりを進めるという計画について、ご可決いただいたものであると認識いたしておりますことから、判断材料の一つとさせていただいたものでございます。

中田議員 ご答弁から、行政が判断材料としている議会の予算可決は、詳細が示された現行案に対してのものではないということが確認されました。

もう一つ、質問です。都市計画審議会を住民の総意の判断基準としてあげられていますが、例えば、都市計画審議会が一番最近の答申はいつのものですか。

都市創造部長 都市計画審議会から直近でいただいた答申につきましては、平成 28 年 3 月に「都市計画区域マスタープラン」改定のご審議をいただいた際にいただいたものと認識いたしております。

中田議員 先ほどの議会同様、2 年も前の都市計画審議会の答申は、現在、進められている案に対してのものではありません。よって、現在の住民の総意の判断材料とするのはおかしいのではないのでしょうか。

都市創造部長 ご指摘の現時点における都市計画案につきましては、本年 7 月及び 10 月に開催いたしました都市計画審議会においてもご説明させていただき、その際の議論等において、まちづくりを実施する際の課題等をいただいたものの、町といたしましては、全体を通じては都市計画案の内容と手続きを進めていく方針について、ご理解をいただいているものと判断させていただいたところでございます。

中田議員 そもそも都市計画審議会は、「都市計画法」では、「都市計画に関する事項を調査審議する」場であるとしており、住民の意向を聞く場ではないと認識しています。

都市計画審議会の役割をお答えください。

都市創造部長 ご指摘のとおり、町といたしましても「都市計画法」第77条の2の規定により、都市計画審議会は「都市計画に関する事項を調査審議する」場であるものと認識いたしております。また都市計画審議会においては、まちづくりの将来の姿や、土地に関する権利に制限を加える決定を行うこともあるため、関係機関や住民の利害を調整し、利害関係人の権利や利益を適正に保護する観点も必要であるものと考えております。

そのため、都市計画審議会においては、町が作成した都市計画の案を、学識経験者をはじめ町議会推薦の議員、町の各種団体からの選出委員、公募委員など、様々な方に参画いただき、様々な立場から、先ほど申し上げた観点に基づき調査審議いただいていると認識いたしております。

なお、本年7月及び10月に開催いたしました都市計画審議会につきましては、執行機関として、今後、都市計画手続きを開始するにあたり、あらかじめ附属機関である都市計画審議会にご説明をさせていただき、ご意見をいただきながら、より丁寧に事務を進めてまいることが目的に、開催させていただいたものでございます。

中田議員 都市計画審議会は「調査審議の場」であることが確認されました。つまり、住民の意向や総意をはかる場所ではありません。だからこそ、「住民の意向を十分取り入れるよう」との付帯意見が付いているわけです。自分達でできるならば、わざわざ付帯意見を付けません。

これらのことから、議会と都市計画審議会での議論は「住民の総意」の判断材料にはなり得ません。現在のところ、住民の総意の判断材料として使えるのは、タウンミーティング等で出された、この案ならまちづくりを進めるべきではないという住民意見だけです。それなのに、なぜ都市計画の変更を進める協議に入ったのでしょうか。町長、お答えください。

山田町長 まず、タウンミーティングにつきましては、計画的なまちづくりを進めさせていただくという方針をお示しさせていただいた中で、できるだけ多くの皆様に町の方針をご理解いただくとともに、島本町全体の発展に繋がるプロジェクトにするためにはどうすれば良いのかということを考えるべく実施させていただいたものでございます。

また、手続きに入るべきではない旨のご意見も含め、様々な内容のご意見を多数いただいた中で、このままの案で、予定どおりのスケジュールで手続きを進めるべきと判断した理由につきましては、準備組合から、早期にまちづくりを進めていただきたい旨の要望書が出されたことや、これまでの町議会における審議の内容、タウンミーティング後に開催いたしました都市計画審議会において、全体を通じては都市計画の内容と手続きを進めていく方向性について一定のご理解をいただいたものと判断したことから、行政として熟議を重ねたうえで、お示しさせていただいた内容とスケジュールをもって、計画的にまちづくりを遂行し、駅周辺の活性化を図り、島本町全体の発展に繋げていく

必要があると、総合的に判断をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

中田議員 島本町のまちづくりの基本を定める最高法規である「島本町まちづくり基本条例」は、町の責務として「対話と合意に基づくまちづくり」に努めるようにと定めています。まちづくりを進めることについて、町民が、いつ合意したのでしょうか。タウンミーティングは、まちづくりを進めることの可否も含めて話し合う場だったと住民は理解していたはずで、合意のない決定には正当性はありません。正当性のない決定を前提とした、今の答弁は適切ではないと思います。

また、準備組合の要望や、都計審で出された方向性は、住民の納得とは関係がありません。町民を納得させるためには、町民が見落としている、あるいは行政がこれまで説明していない公益性を示すべきです。いかがですか。

都市創造部長 町といたしましては、対話と合意を基本とした「まちづくり基本条例」の規定に基づき、できるだけ多くの皆様に町の方針をご理解いただけるよう、都市計画手続きによらない住民説明会やタウンミーティングを開催させていただき、より丁寧に住民の皆様のご意向をお聞きする場を設けるなどの対応に努めてまいりました。

なお、タウンミーティングの冒頭においては、町長から、あくまでもまちづくりを計画的に進める前提での話し合いの場であることを申し上げたところでございます。また、町といたしましては、これまでの住民の方からいただいたご意見を踏まえ、にぎわいの醸成や町の活性化等、まちづくりを進めることについての公益性について、これまでもお示しさせていただいているところでございます。

町といたしましても、まちづくりの公益性につきましては、可能な限り説明責任を果たす必要があるものと考えており、引き続き、状況に応じてお示ししてまいりたいと考えております。

中田議員 今の公益性の説明には、住民は納得していません。現に、都市計画の変更を見直すことを求める署名活動が始まっています。協議に入ったことに住民の合意が得られていないことのあらわれです。住民の意向と、都市計画審議会で示された方針が乖離しています。都市計画審議会は形骸化していると、住民からも指摘されています。

そこで、お尋ねです。都市計画審議会委員の住民団体及び公募委員の年齢構成と性別をお答えください。

都市創造部長 住民団体や、公募委員に属される都市計画審議会委員の皆様の年齢構成につきましては、町が把握させていただいている方において、40代・50代の方がそれぞれ1名、60代の方が3名、70代の方が4名となり、性別につきましては、男女比が11対1となっております。

中田議員 つまり、高齢男性に著しく偏った構成になっているということです。

一方、先日、「総合計画」策定にかかるワークショップを傍聴しましたが、高校生が

参加するなど、年齢構成や性別のバランスが取れており、住民意見をより正確に反映するものとなっていたと言えます。このワークショップでは、望ましいまちの方向性として、これ以上の開発は控え、本町の自然環境を重視することが、まとめとして示されました。これは、タウンミーティングでの住民の意向と整合しており、一方で都市計画審議会の出した方向性と乖離しています。

この要因として、委員の年齢構成や性別のバランスが偏っていることが影響しているのではないのでしょうか。都市計画審議会委員の年齢構成、性別のバランス等に関しては、今後、検討が必要と考えますが、いかがですか。

都市創造部長 都市計画審議会の委員につきましては、各住民団体等からご推薦いただくケースが多いところではございますが、極力、町の附属機関等委員の選任基準に基づき、一定の年齢や、一定の在職期間の方は、原則委嘱しないようにしているところでございます。また、住民の声をできる限り直接的にお伺いするため、公募委員を導入いたしております。男女比につきましても、男女共同参画の視点も踏まえ、公募委員の選考等の際、男女比については重視させていただいております。

現状の年齢構成や性別に偏りがあり、忠実に住民意見が反映されていないというご意見につきましては、幅広い年齢層の方や、より性別による偏りがなくなるよう、全庁的に対応する必要があるものと考えております。

中田議員 都計審の議員の委員の選出についても、住民意見を広く代表するような選出方法になっていないことを指摘しておきます。今回、5人の候補から、14人の投票により4人が選出されましたが、1人1票ではなく、1人4票を持つ方式の選挙が強行されました。この二つの方式では、結果が異なります。1人1票なら、3票あれば選ばれ、少数意見も反映できる委員構成となるはずでしたが、1人4票になったことにより、選出されるためには多数の票が必要となり、少数意見を持つ者が選ばれませんでした。都市計画審議会の議員の委員が、このように住民意見を広く代表するような構成になってはいないことをご存じでしたか。

（「議員は住民の代表と違うのか」他、議場内私語多し）

川嶋議長 お静かに願います、静粛に願います。

傍聴の皆様も、お静かに願います。

都市創造部長 町議会における都市計画審議会委員の選出の過程につきましては、議会からのご報告をお受けしておらず、また執行機関である行政から申し上げる立場ではないものと考えております。

中田議員 6月議会では、都市計画審議会委員に利害関係者が入っている件を指摘し、改善を求めました。条例等には記載されていなくても、利益相反の観点から利害関係者が調査審議に加わるべきでないことは常識です。都市計画が公平公正に調査審議されるためにも、この点、再度対策を求めます。また、7月の都市計画審議会では、一部委員に

のみ事前説明をしたことで、公平公正性の点から審議会に疑念を抱かせる状況があり、事務局が謝罪する事態にも至っています。

以上のことから、タウンミーティング等で、このままの案でまちづくりを進めるべきでないという住民の意向を把握したにも関わらず、委員構成に偏りがあり、また、たびたびその公平公正性に疑義が挟まれる都市計画審議会や、現行案に基づかない過去の議会の審議を理由にして、行政が都市計画変更の協議に入ったことは到底納得できるものではありません……（「そうだ」と呼ぶ者あり）……。より良い島本町になることを願ってタウンミーティングに参加した町民の多くは、行政に裏切られたと感じ、失望しています。

「島本町まちづくり基本条例」は、住民と町による信頼関係に基づいたまちづくり、町民の合意に基づいたまちづくりをうたっています。しかし、現状は、このどちらも満たされておらず、「まちづくり基本条例」に反しています。今からでも遅くありません。いったん協議を止めて、信頼関係と合意に基づいたまちづくりに、もう一度取り組むことを強く求めます。

次の質問に移ります。「ケリ・ドジョウ・ヒメボタル：駅西の市街化で島本町の重要種は」。

現在、駅西には「島本町環境基本計画」の中に記載されている島本町の重要種が、少なくとも3種生息していることが確認されています。鳥類ではケリ、魚類ではドジョウ、昆虫類ではヒメボタルです。これらの生物は、国や大阪府のレッドデータリストにも記載されている貴重な生物です。本町の「環境基本計画」の中には、これらの重要な野生生物の生息環境などに関する各種調査や情報の収集を行い、野生生物の保護等を検討します、と書かれています。

現在、進められている地区計画案によると、これらの重要種が生息する農地のすべてが市街化されてしまいます。幸い、まだ協議中とのことですので、この3種の現存個体数はどの程度か、事業が進むとどういった影響を受けるのか、またほかにも重要種が生息していないのか、調査する必要があります。

都市計画の変更をするかどうかの最終的な判断は、調査の結果を待って行うべきです。急ぎ、環境影響調査を行うことを求めます。

都市創造部長 続きまして、「環境影響評価について」でございます。

環境影響評価制度は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業の実施にあたり、あらかじめ環境影響評価を行うとともに、事業の実施以後に事後調査を行うことにより、環境の保全について適正な配慮がなされることを目的とする制度でございます。

JR島本駅西側の土地区画整理事業につきましては、その範囲が約13haであり、本町域も対象となる「大阪府環境影響評価条例施行規則」に規定される対象要件である50haに満たないため、実施対象外となるものでございます。

なお、議員ご指摘のとおり、ＪＲ島本駅西側の区画整理事業の対象範囲には、「島本町環境基本計画」に記載する重要種の生息地域が含まれております。今年度作成を進めております「生物多様性保全・創出ガイドライン」につきましては、町が各種の事務事業を行ううえで生物多様性のあり方に配慮すべき事項を定めるものではございますが、ＪＲ島本駅西側の区画整理事業におきましても、その内容を十分踏まえていただけるよう、準備組合に対して要望してまいりたいと考えております。

中田議員 ぜひ、よろしくお願いします。また、要望が満たされなかった場合は、「環境基本計画」に基づき、町が調査を行うべきであることを申し添えます。

次の質問です。「三小の教育環境への配慮は」。

現在、府と協議中の駅西の地区計画案では、第三小学校の北エリア、プールや校舎に隣接して、高さ25m、およそ8階建てまでの建物の建設が可能となっています。このことにより、例えばマンションの上階からプールや教室の様子をのぞくことが容易にできることになると思うのですが、この点について、都市計画課は教育こども部と話し合いはされたのでしょうか。教育こども部は、そのうえで、この案を良しとされているのですか。

都市創造部長 続きまして、「第三小学校の教育環境への配慮について」でございます。

第三小学校とその北側のエリアにおける高さの最高限度の設定につきましては、将来的な第三小学校の建替え等を考慮し、教育委員会と協議のうえ、地区計画案において、25mの最高限度を設けさせていただいたものでございます。

また、区域区分の変更にかかる素案作成の際には、当該地域の最高限度にかかる都市計画案を含む文書を作成のうえ、担当部だけでなく、教育委員会とも適宜情報の共有を図っているところでございます。

なお、ご指摘のような学校周辺からの覗き見対策に関する懸案事項につきましては、第三小学校だけでなく、町全体の懸案事項として取り扱う必要があるものと考えており、今後、必要に応じて、その対応を検討してまいりたいと考えております。当該地域におきましても、まちづくりが進む中で、実際に建物が建設される際に、教育こども部、都市創造部ともに、必要に応じ事業者側と適宜協議を行ってまいりたいと考えております。

中田議員 その協議に、法的拘束力はあるのでしょうか。

都市創造部長 町と事業者側との協議につきましては、事業者側の任意の協力に基づき実施しているものであり、法的拘束力があるものではございません。

中田議員 例えば、一中の横のマンション建設の際に、再三にわたって近隣住民から要望が出されていることがあったと聞き及んでいます。行政も間に入って協議を行っていたはずですが。その要望の中の一つには、高さ25mのマンションをせめて4階建て以下に、というものがありませんでしたが、その要望は協議により実現しましたか。

都市創造部長 近隣住民の皆様からのご要望につきましては、町からも事業者側に要望内

容を伝え、できる限り対応していただくよう協議をいたしました。建物の高さ、階数につきましては、計画変更に応じていただけませんでした。しかしながら、その後の住民の皆様と事業者側の話し合いにおきまして、住民の皆さんの要望に応じ、プライバシー保護や騒音防止等のため、フェンスの設置や植栽の設置等、周辺環境への配慮について対応をなされております。

中田議員 こういった住民の方の要望活動は時間がかかるだけでなく、精神的にも疲弊するものです。すでに用途地域が決まっていれば協議でお願いするしかありませんが、現在、三小の北側の規制の主導権は町が持っています。三小の教育環境を守るため、また、この先三小の保護者の方々などが要望活動をせざるを得ない状況に追い込まれることがないように、三小北側の用途地域を第1種低層にすべきではないですか。

都市創造部長 当該エリアの用途地域の検討に際しましては、都市計画の観点から、駅前の土地利用等を鑑み、周辺の用途地域との連担性等も考慮しながら総合的に判断し、お示ししたものでございます。

ご指摘のような教育環境の保持につきましては、今後、まちづくりが進む中で、実際に建物が建設される際に、教育こども部、都市創造部ともに、必要に応じ事業者側と適宜協議を行ってまいりたいと考えております。

中田議員 事業者と地権者の自由度を守れることを、教育環境を守ることよりも優先すると言っているように聞こえます。

こういった配慮や計画が後手後手になることが、現在の保育緊急事態に繋がっているように思えてなりません。先手を打って用途地域の変更をすることが必要です。教育こども部においては、教育環境の配慮を最優先に考えて働きかけをしていただきたい。このことを強く求めて、今回の質問を終わります。

以上です。

川嶋議長 以上で、中田議員の一般質問を終わります。

引き続き、戸田議員の発言を許します。

戸田議員（質問者席へ） 平成30（2018）年12月の一般質問です。

（Ⅰ）「保育基盤整備加速化方針の検証～第四保育所の子ども達の安全な転園先～」

1)「島本町保育基盤整備加速化方針」を公表されました。これに対する山田町長の思い、決意のほどを、今一度お聞かせください。

山田町長 それでは、戸田議員の一般質問の1問目、「保育基盤整備加速化方針の検証」のうち、「島本町保育基盤整備加速化方針公表にかかる思い」につきまして、私のほうからご答弁を申し上げます。

私の方針に関する思いは、去る12月5日に発表いたしました「保育緊急事態宣言」において申し上げたとおりでございますが、近年の急速な住宅開発や、女性の社会進出などによる保育ニーズの高まりに対応が追いつかず、ここ数年は毎年100名近い待機児童

が発生し、さらに増加が見込まれるとともに、過密化の問題も顕在化してきたことが背景にあります。一方、平成 30 年 6 月の大阪府北部地震を受け、第四保育所の耐震化についても、児童の安全を最優先にするため、早期に完了させる必要がございます。

本町としては、これまでも、民間の保育所・小規模保育事業所・認定こども園の整備、保育士確保のための支援制度の創設などの取り組みを進めてまいりましたが、残念ながら、すぐに課題を解決することは難しいのが現状でございます。

これらの現状を踏まえ、このたび、保育の「緊急事態」を宣言するとともに、保育施設の整備を早期に進めるための「島本町保育基盤整備加速化方針」を策定し、保護者の皆様や現場保育士の目線を大切にしながら、職員の総力をあげて、問題の解消に取り組んでまいりたいとの思いをお示ししたものでございます。

以上でございます。

戸田議員 このたびの「保育緊急事態宣言」について、その誠実さを私は評価、支持するものです。また、子育て支援課におかれましては、通常業務に忙殺される中、「加速化方針」を示されました。唐突に示されたにも関わらず、子ども・子育て会議、総合教育会議等において、子ども、保護者の思いを代弁し、現場で働く人びとの立場に立った的確な発言が多くありました。若い世代の町政への誠意ある参画が進みつつあると実感、ここに島本町の希望を見ることができます。

しかしながら、同方針を今後、具体的に進めていくにあたっては、見逃せない数多くの懸念があります。まず、第二幼稚園跡地の整備運営事業者の公募に際して、少なからぬ影響が懸念されることです。何より第四保育所の機能をそのまま担保することがないまま、第四保育所の保護者に厳しい選択を迫ること。保育の連続性・安定性を保つ責務は町にあり、第四保育所の転園については、決まったことへの理解を求めるのではなく、保護者の訴え、要望、提案をもとに、子どもにとって最善の策を見出していきたい。

しかし、ここでは同方針の内容に沿い、主な転園先と示されているふれあいセンターでの保育の安全性について、質問いたします。

2)「ふれあいセンターにおける保育の防災・防犯・事故に対する危機管理」について。

①方針に示された 3～5 歳児の転園人数に対して、法的には、どれだけの広さが必要になりますか。どの部屋の改修をどのように見込まれているのか、具体的にお示ください。

②2 階・3 階での保育を、伏してほしい。具体的には、トイレのある機能回復訓練室、軽体育室を活用、廊下も含め、落ち着いて、まとまった空間確保に総力をあげていただきたい。

③不特定多数の人が行き交う公共施設。セキュリティを強化、最優先させる発想が必要です。各室の施錠、警備員の配置、保育を補完する補助員の配置、この 3 点を求めます。見解を。

④吹き抜けからの転落防止については、例えば防火シャッターの可動を妨げないアクリルの壁を設置するなど、技術的な可能な対策を、総務・債権管理課と丁寧に協議して検討していただきたい。

⑤保育計画をどう考えておられるのか。大切なのは、子どもの育ちに寄り添った保育計画です。ここが全く示されていません。行事も含めた年間保育計画、園外保育の充実に必要な人的支援など、希望のあるご答弁をお聞きしたい。

⑥給食配送について、どこから、どのように、どれくらいの経費をかけて行う予定か。アレルギー対策などにどう対応するのか、ご説明をお願いいたします。

教育こども部長 続きまして、「ふれあいセンターにおける保育の防災・防犯・事故に対する危機管理」について、ご答弁申し上げます。

まず、①「3～5歳児の転園人数に対する広さ、改修について」でございます。

「島本町保育基盤整備加速化方針」にお示しした3歳児36人・4歳児44人・5歳児44人、合計124人を受け入れるとした場合、約250平米の広さを必要とするとともに、その他職員の事務室など諸室を確保する予定でございます。利用する諸室につきまして、具体的には、3階の女性交流室、生涯学習課事務室及びその隣の現ボランティア情報センター、コミュニティルーム、4階の展示コーナー、多目的室の計6室の利用を予定しておりますが、既存の設備・施設を可能な限り活かしながら、カーペットや児童個人ごとの棚の設置などを行い、保育スペースとして活用していく計画で進めてまいります。

次に、②「2階、3階での保育を」についてでございます。

ふれあいセンターにつきましては、高齢者、保健、生涯学習、貸館など、様々な機能をあわせ持つ複合施設として設置された背景から、子育てに関わらず、多くの住民の皆様にご利用いただいております。そのため、現在、第四保育所に入所されておられる、次年度3歳以上となる全児童数の受入れが可能であることを満たしつつ、最小限のスペースでの諸室の確保を念頭において計画いたしました。

結果的に幾つかのスペースに分散してしまうことは課題となりますが、保育所長等現場職員と連携し、保育が円滑に進むよう、また児童、保護者にご不便等ないよう、十分に調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、③「セキュリティの強化について」でございます。

セキュリティ・安全対策は最優先事項であり、各室の施錠は当然のこととして、人的に対応を強化する予定でございます。具体的な手法につきましては、保育士等職員の配置によるものなのか、また警備員等専門業者によるものなのか、現時点で検討を進めているところでございますが、いずれにいたしましても、不特定多数の往来を前提とする施設であるため、十分な体制を取る必要があると認識をいたしております。

次に、④「転落防止について」でございます。

吹き抜けからの転落防止につきましては、ふれあいセンターを転園先として想定する

中で、当初から懸案事項として位置づけております。そのため、センター所管課である総務・債権管理課と協議し、転落事故等が発生しないよう、防火シャッターを常時、必要な位置にまでおろしておくことを予定しております。

次に、⑤「保育計画について」でございます。

ふれあいセンターは、もとより保育施設ではなく、震災対策として一時的に転園していただく選択肢として児童、保護者に移動をお願いしている関係から、通常保育における年間計画など、相当内容を見直し、置かれている現状に即したものに改めなければならないと考えております。その計画に基づき、それを実効性のあるものとするため、人的な配置は欠かすことができないと考えておりますが、現時点では、保育所長等現場職員と緊密に協議を進めているところでございます。

次に、⑥「給食配送について」でございます。

ふれあいセンターでの給食のあり方につきましては、現在も幾つかの可能性を探っているところでございますが、中学校給食と同様な手法とした場合、他園または給食業者において調理し、配送業者により保温食缶と食器を運び入れ、食事後は、その食器をそのまま返却することを検討しております。しかしながら、転園される全ての児童の喫食数まで対応ができるかなど、さらに課題を洗い出す必要があり、アレルギー対応や予算編成を含め、引き続き検討を進めてまいります。

以上でございます。

戸田議員 すなわち、未だ検討中の課題が多いということです。未耐震の第四保育所からの転園の目的は、子ども達を災害から守る安全対策であり、災害・事故・犯罪防止に最大限の対策がなされなければなりません。貸室の転用、施設改修等、人的配置への予算措置につき、総務部長のお考えをお聞かせください。

総務部長 ふれあいセンターにつきましては不特定多数の利用者があり、また施設設備につきましても保育を想定したものではないため、保育を実施することになれば、子ども達が安全に、かつ快適に過ごすことができるよう対策を講じるとともに、ふれあいセンター利用者に、できるだけご迷惑をおかけしないような対策が必要であると考えております。

今後、教育こども部から、より具体的な事業計画が示され则认为ておりますが、これらの事業予算につきましては、子ども達の安全対策等に配慮し、万全を期する必要があるものと考えております。

以上でございます。

戸田議員 障害児保育、アレルギー対策にも新たな対策が必要、施設内、子どもがうっかり勝手に動き回るようなことがあつては、吹き抜けからの転落、エスカレーターの危険性、迷子・誘拐など、思いもしない事態が想定されます。適切かつ十分以上の保育士配置なくして、この計画を進めるべきではない。

そもそも、2階は本来、福祉の領域、機能回復訓練室が貸室となったのは比較的最近のことでもあり、「緊急事態宣言」のもと、安全な保育環境に向けて、職員が総力をもって取り組むという姿勢がなければ成り立ちません。

私は、ふれあいセンターを新たな目で歩き回りました。そして、図面を見て、何度もにらめっこした。やはり吹き抜け、これは非常に心配事項。そして2階・3階で行うのが最もふさわしいと、今では思っています。

さらなる不安もあります。ふれあいセンターについては冷暖房整備更新の設計業務につき、影響範囲次第では閉館もあり得ると、予算審議でのご答弁でした。保育の重大な懸念材料ではありませんか。

総務部長 懸念材料ということですが、ふれあいセンターに設置しております一部の空調機及び給湯チラーにつきましては、フロンガスR22が使用されておりますが、これが平成32年1月から生産されなくなります。このため、空調機等の更新工事を実施するための設計業務を本年度予算で実施しているところでございます。工事の実施にあたりましては大規模な工事になる見込みであることから、ふれあいセンターを閉館して実施する可能性がございます。従いまして、1年間の周知期間を挟んで、平成32年度に更新工事を実施することを目指して事務を進めているところでございますが、ふれあいセンターで保育を実施することになれば、その期間中は更新工事を延期し、保育終了後に工事を実施する必要があるものと認識しております。

なお、当該フロンガスの生産中止以降に設備・機器の修繕が必要となった場合には、フロンガスの在庫の状況等によっては修繕が困難となる場合がございます。

以上でございます。

戸田議員 空調に関しては厳しい現実、設計業務の結果を待ちたいと思います。

いずれにしても、第四保育所の子どもと保護者の日常生活を激変させる、この緊急事態においては、子どもの権利と安全を最優先する姿勢で、最善の策を選択していただきたい。君子は豹変する。今の方針に過度に固執することなく、明後日からの保護者説明会では傾聴の姿勢で臨んでいただきたい。

また、防火シャッターを閉じるということについて、一度、閉じられるところをぜひ拝見したいと申し入れていますので、ご配慮をお願いいたします。

3)です。「UR空き店舗に新設する小規模保育所について」

12月、すでに整備運営事業者を募集されています。水無瀬駅前には鉄道線路のすぐ近くであり、騒音・振動調査を行ったうえで、適切な防音・振動対策を行うことに理解と対応能力のある事業者を選定していただきたい。騒音・振動への対策を行うよう、募集要項に定めていただきたい。見解を問います。通告どおりの質問です。

教育こども部長 続きまして、「UR空き店舗の小規模保育事業所について」でございます。

UR水無瀬駅前につきましては当初から店舗物件であり、保育室から外部への音漏れについては大きな課題とはならないと考えておりますが、保育室への外部からの騒音・振動については十分に対策を講じておくべきと考えております。そのため募集要項には、このことについて改めて言及しており、騒音等の面から適切な保育環境に悪影響を及ぼすことのないよう、事業者には配慮を図るよう指示してまいる予定でございます。

以上でございます。

戸田議員 募集要項への言及については、すでに確認いたしました。良かったと思います。

URの空き店舗については、空き店舗になってすぐに、私はURに連絡を取り、様々に調査を進めておりました。福祉で使う部分は家賃が半額になるというようなこともございますので、これが実現すると、非常に待機児童対策に良いと思います。

4)「私立園の転園を考える家庭への補助金」について。

行政の都合により、町立保育所から私立に転園を求めるケースにおいて、制服、体操服など、私立ならではの負担は理不尽です。時限的な補助金要綱を設けて、全額補助するのが妥当。教育こども部、総務部長、それぞれの見解を。

5)「兄弟姉妹が同じ施設に通える配慮」を。

現在、すでに兄弟姉妹が異なる施設に通っておられる家庭は7世帯と認識しています。母子、父子ともに、日常生活に多大な負担が生じていると想像できます。ここに「優しさ」の個別対応が必要です。

そもそも保育ニーズに適した定員数があれば起こらないことであり、「保育基盤整備加速化方針」から、こういった家庭がこぼれ落ちることがないよう、しかるべき配慮を求めたい。産後の母体の健康福祉の視点からも必須。伏してお願いいたします。

2点、お願いいたします。

教育こども部長 続きまして、「私立園への転園を考える家庭への補助金について」でございます。

転園先において、文房具等日常の学用品については指定等はないと思われませんが、体操服、制服及びかばんなどは、特に民間園である場合、統一された指定品の購入が求められることが多いと考えます。今回、町における第四保育所耐震化実現のため、保護者の皆様には各施設へ分散して転園をお願いするという経過がございますことから、保護者のご意見を踏まえ、対応策を検討のうえ、財政部局とも協議をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

総務部長 同じく「私立園への転園を考える家庭への補助金」について、総務部からご答弁を申し上げます。

私立園への転園を考える家庭への補助金につきましては、ただいま教育こども部長から答弁がございましたとおり、今後、教育こども部と十分協議をしてまいりたいと考え

ております。

以上でございます。

教育こども部長 続きまして、「兄弟姉妹が同じ施設に通える町独自の配慮を」についてでございます。

現在、待機児童があり、各園とも過密化の状態の中、家庭ごとに就労要件などから優先順位を設け、入所いただいている経過がございます。園ごとに、また年齢ごとに入園できる人数は限られており、兄弟で同じ園をご案内できない事案も発生いたしております。ただし、兄弟入所にあたっては保育所入所審査基準におきまして加点措置を講じており、可能な限り同一園にお入りいただけるよう配慮しておるところでございます。

「島本町保育基盤整備加速化方針」に基づき、保育ニーズと連動した受け入れ定員の整備により、待機・過密事象の解消が一定図ることができた場合、兄弟姉妹の同一園への入所について改善されるものと考えておりますので、方針の実現に、まず全力で当たってまいり所存でございます。

以上でございます。

戸田議員 4)、5)については、条件闘争と受け止められかねない誤解を恐れずに申し上げました。制度からこぼれるように、困難な状況にある人たちへの高度な個別対応をお願いしたいと思います。

さて、第二保育所民営化議論、第四保育所の耐震化課題の遅れ、人口3万人超への過度の固執、開発優先の都市計画、人口は増やしたいが子どもはやがて減るという政策判断。これらが複雑に絡まりあって、府内有数の過密保育・待機児童数を招きました。町政の一翼を担う議会人として、慚愧に耐えません。我々は、政策判断の誤りを猛省すべきでしょう。「保育基盤整備加速化方針」は「子ども・子育て支援事業計画」を大きく見直すもの。本来ならば、パブリックコメントを行うなど、熟議のプロセスを踏んでしかるべきですが、現実を直視した誠意ある「緊急事態宣言」のもと示された方針です。

冒頭にも述べましたが、今週末の保護者会においては、決まったことへの理解を求めるのではなく、保護者の訴え、要望、提案をもとに、見直しも含めて、最善の策をともに見出していただきたいと申し上げて、この間を終わります。

二つ目です。(Ⅱ)「都市計画法に基づく建物の高さ制限！～景観形成と適正人口規模を目指して～」

複数の大型開発で、高層マンションの谷に潜むように暮らすことになる島本町民の失望はいかばかりか。なぜ、こんなことになってしまったのか。サントリー倉庫の移転、関西電力グラウンドの売却、スーパーマーケットの撤退、市街化区域の農地転用には、それを加速化させた社会的要因があると考えます。

しかしながら、予測できる社会情勢に向き合い、どういう戦略を持って都市の美しさと暮らしやすさを維持発展させるのか。その主体は、常に島本町にあります。

1) 2005 年に全面施行された「景観法」に基づき、景観行政団体となり、景観条例、景観計画を作り、景観形成基準を定め、より望ましい都市計画へと誘導する。「第四次総合計画」に「景観行政団体を目指す」と明記しながら、これが全くできていなかったのはいかなる理由によるものか。

「建築基準法」にある全国共通の建物の高さ制限とは別に、島本町が都市計画に基づく「最高限度高度地区」、いわゆる「絶対高さ」を定めることによって、地域性を重んじた独自の建築物の高さ制限を導入することができたのではありませんか。

都市創造部長 続きまして、2 問目の「都市計画法に基づく建物の高さ制限」について、順次ご答弁申し上げます。

まず、「景観施策の考え方について」でございます。

ご指摘のとおり、「第四次島本町総合計画」の基本計画において、「景観行政団体をめざし、住民や事業者とともに、本町の特性を生かした魅力ある景観の形成を図ります。」と明記いたしております。一方で、現在までの間に景観行政団体へと移行できていない理由といたしましては、開発指導要綱を改正し、景観づくりに関する指導を行っていること、また、本町はすでに大阪府内で景観行政団体へ移行している他の自治体と異なり、特定行政庁ではなく、景観計画の協議が整わない場合、建築確認や開発許可をしないとする権限が本町には無いことなどにより、景観条例・景観計画の導入には至っておりません。

今後におきましては、建築確認・開発許可の権限を有していない自治体において、景観条例・景観計画を導入し、景観規制を運用している自治体の事例を調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、「高度地区」につきましては、平成 11 年に「都市計画法」が改正され、平成 12 年 4 月 1 日からは市町村が自主的に都市計画である高度地区を都市計画決定することができるようになり、近隣市においては高層マンション等を抑制するため、斜線型の高さ制限だけでなく「最高限度高度地区」、いわゆる「絶対高さ」を設けている自治体がございます。

これに対し、本町においては、「最高限度高度地区」を設定することにより建築物の高さが制限されるといった景観上のメリットがある一方で、土地の高度利用が制限される可能性があるなどのデメリットも考えられ、例えば、比較的低層の建築物が横に広がることにより、現在、都市部に残る農地が転用されていたことや、歩行者空間や空地確保といった公共・公益施設の整備が困難となっていたことなども考えられることから、今後におきましては、主体的にまちづくりを行うため、景観計画・景観条例の検討とあわせて行うなど、最高限度高度地区の導入につきましても調査・研究を実施してまいりたいと考えております。

戸田議員 ぜひ、調査・研究をお願いしたい。私もさらに勉強します。

我がまち島本は、水無瀬川と北摂山系が織りなす風光明媚な地域特性を尊重することを怠ってきました。用途地域指定があるところの最高限度高度地区により建築物の絶対的な高さを制限することができたのに、それを怠った結果、日本ウイスキーの発祥の地、後鳥羽院ゆかりの離宮跡地という歴史・文化的魅力を十分に活かすこともできません。

比べて、近隣自治体には都市景観形成への戦略があります。景観条例を制定、全域を景観計画区域とし、最高限度高度地区を定め、条例、計画、それに基づいた手続きを繰り返すことで、ようやく効果が見えてくる。事業者から、景観に配慮した計画が出され、中長期的に景観形成がなされていく。こういう循環が生まれるわけです。

景観条例、高度地区について、北摂他市、近隣自治体の状況をどのように把握されていますか。

都市創造部長 続きまして、「景観条例、高度地区にかかる近隣自治体の状況について」でございます。

大阪府北部の市町においては、高槻市、茨木市、吹田市、箕面市、豊中市が景観行政団体となっており、これら5市及び池田市が景観保全に関する条例を定めております。また、箕面市が平成16年、茨木市が平成22年、吹田市が平成23年に、最高限度高度地区を導入されております。また京都府内の隣接市町においては、長岡京市、向日市が景観行政団体となっており、このうち長岡京市が景観条例を定めております。また高度規制については、大阪府内とは状況が異なり、長岡京市・向日市・大山崎町が、昭和49年から一斉に最高限度高度地区を導入されております。

景観計画・景観条例とあわせて、事業者と協議することにより、建物の意匠等について配慮を求め、良好な住環境を保全されておられるものと認識いたしております。

戸田議員 島本町が、このまま適切な都市計画を打たなければ、高層マンション建設は今後も加速します。近隣他都市に比べて規制が緩いことが、事業者にとって好都合となるからです。速やかに、町域全体の市街化区域に最高限度高度地区を定める必要がある。見解をお願いいたします。

都市創造部長 続きまして、「町域全体への最高限度高度地区の導入について」でございます。

近年、本町域内でマンションの建設が相次いでおり、町内の景観が大きく変化しているところでございます。本町の特徴である利便性の良さや豊かな自然環境などが高い住宅需要の要因ではないかと認識いたしており、土地の高度利用による定住人口の増加は、景観等への影響も生じる中で、まちの活性化につながるものと考えております。

今後におきましては、本町の地域性等も踏まえ、ご指摘の最高限度高度地区の導入についても先進事例を調査・研究のうえ、導入によるメリット、デメリットの整理を行ってまいりたいと考えております。

戸田議員 仮に、島本町が過去のある時点で町全域に最高限度高度地区を定めていれば、

北摂山系、天王山、都市景観を分断する高い建物の乱立は避けられました。これは単に景観形成の問題ではありません。住宅過剰供給時代、まちづくりの人口適正規模を誤ると、まちの空洞化を招きます。

今の消防力で高層マンションの救急搬送を担えるのか。大規模災害時には、限られた職員数で多種多様な対策に向き合わなければならない。住民サービスを必要とする人口が増えるだけで、まちの担い手となる関与人口が増えなければ、基礎自治体は疲弊するばかり、活性化どころではありません。

4) 景観法は直接に景観を規制するものではなく、地方自治体の景観条例・計画があつてこそ、実効性、法的強制力が生まれるものと認識しています。そうであるならば、「第五次総合計画」策定においては、「第四次総合計画」の景観形成団体を目指す方針を継承することはもちろんのこと、より実効性のある表現に変えていく必要がある。いかがですか。見解をお願いいたします。

都市創造部長 続きまして、「景観形成の実効性や、第五次総合計画での記載について」でございます。

地方自治体が景観条例・景観計画を定めることにより、一定規模の開発行為等を事業主が行う際、事前に景観計画に基づく届出書を本町に提出する義務が生じるなど、法的拘束力が生じるものでございます。「第五次総合計画」での記載につきましては、今後、策定作業を進める中で、中長期的な将来を見据え、景観についての記載内容を検討してまいりたいと考えております。

戸田議員 様々な反省からできた「景観法」を、今こそ活かすべき。急ぎ景観行政団体を目指すこと、町全域に最高限度高度地区を定めることを強く求めて、この質問を終わります。

Ⅲ. 「学童保育室職員の知識及び技能の向上を」

学童保育指導員の配置や資格基準につき、ようやく 2015 年にできた全国一律最低基準を、早くも撤廃する動きが国にあるようです。極めて遺憾です。島本町においては、学童保育現場の実態把握と人材育成に努め、本町の「放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例」を堅持し、子ども達の放課後と、指導員の雇用環境を、より豊かにしていかなければなりません。

1) 指導員並びに補助員・介護員は研修を受ける機会を保障されていますか。第 10 条(職員の知識及び技能の向上)等によると、職員の資質向上のための研修の機会が担保されなければなりません。研修の有無、内容、実績について説明を求めます。

2) 災害対策に関する具体的な計画を策定されていますか。第 8 条には、災害対策に関する具体的な計画を策定、不断の注意を払うこと、とされています。子どもとともに学ぶ災害図上訓練などを繰り返し行う必要がありませんか。

3) 学童保育室指導員・補助員・介護員を対象に、自由意見を含むアンケート調査を行

っていただきたい。なぜ人材確保が難しくなっているのか、指導員が目指す理想の保育とは何か、実態把握が必要と考えます。ご答弁を。

教育こども部長 続きまして、3問目の「学童保育室職員の知識及び技能の向上を」について、ご答弁申し上げます。

まず、「職員研修について」でございます。

学童保育室指導員及び補助員・介護員の研修機会については、毎年度、3回分の予算を措置し、指導員自らが選定したテーマや講師により、幅広く実施しております。また、無資格である補助員及び介護員並びに有資格である指導員の中でも初任者の者については、別途、保育所及び幼稚園の介護員との合同研修にかかる予算を今年度から措置しており、年度内に実施する予定でございます。日頃の保育現場での連携等に加え、これらの研修を実施することにより、今後も指導員等の資質向上に努めてまいります。

次に、「災害対策について」でございます。

学童保育室における災害等対策については、今年度、指導員の職務マニュアルを大きく改訂し、学童保育室で想定される各種事案における指導員の行動指針を整備しました。また学童保育室においては、従来から各種避難訓練やクイズラリー形式等での災害等シミュレーションを実施しており、入室児童とともに非常時における行動等を確認しております。さらに平成29年度からは、高槻警察OBによる防犯教室も導入しており、より高い防犯意識の啓発にも努めており、日頃から様々な災害等への備えをしているところでございます。

次に、「アンケート調査について」でございます。

学童保育室と子育て支援課の間では、月例で指導員会議を開催し、情報連携のみならず保育現場での諸課題等についても共有し、問題解決や、あるべき理想の体制等について、連携して向上や改善に取り組んでおります。また各学童保育室において打ち合せした内容を、必要に応じ、子育て支援課へも報告する体制を取っており、日頃から連携や、実態・状況の把握については密に行っているとの認識がございます。また、職員研修の企画段階において、指導員間で目指す理想の保育の実践を念頭に、テーマや講師選定を行っております。

個別アンケートの実施につきましては、現時点で実施の予定はございませんが、引き続き学童保育室との連携を密にし、現場の声を踏まえながら、事業運営を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 課題を抱えた子ども達への専門的な知識と技術が求められるにも関わらず、指導員の確保が困難なことから、採用に十分な競争原理が働かない。授業とは異なり、子ども達は校庭に出たり、教室に残ったり、思うように過ごそうとするので、複数の大人の目が要ります。子どもの人権、発達障害、性的マイノリティへの正しい理解、児童虐

待、隠れた貧困に気づき社会的資源に繋ぐスキル、児童への性的虐待防止への理解も必須です。異性による児童への過度なスキンシップにも注意が必要です。災害・防災訓練では、長じて地域社会で活躍できる大人に成長する児童を育てていくと、私は思います。学童保育室の課題と可能性に、もっと注力する必要性を思います。

今回、三つのテーマで質問しました。これらは相互に関係しています。私は、過去の実績から見て、島本町における人口の適正上限は3万人と考えています。「第四次総合計画」策定時、議員選出の審議会委員として、平成31年の将来人口を2万9千人とするべきと主張し、1人、「第四次総合計画」に反対しました。

人口は、間もなく3万2千人に達するでしょう。計画は達成します。が、その結果、今、何が起きているか。町内外に保育環境の非常事態を宣言することとなりました。学童保育室もハード面の対応に追われてきたのです。「第四次総合計画」や「都市計画マスタープラン」を根拠に、J R島本駅西地区の開発を進める姿勢を貫いてきた島本町、一方で「総合計画」に明記しながら、景観・まちづくりには取り組まずにきました。

「第五次総合計画」は、こういったことを十分に踏まえていただき、山田町長のもと、時代にふさわしい計画にしていかなければならないと申し上げまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

川嶋議長 以上で、戸田議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後2時21分～午後2時35分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、大久保議員の発言を許します。

大久保議員 (質問者席へ) 大久保孝幸です。通告どおりに質問させていただきます。

1点目、「島本町の通学路について」

「通学路」は、各学校が、児童生徒の通学の安全の確保と教育的環境維持のために指定をしている道路を指し、「学校保健安全法」第2条に、「学校においては、児童生徒の保健、安全等に関する事項について計画を立て、これを実施しなければならない。」と規定をしていたことが、通学路の法的な根拠となっております。指定の手続きとしましては、各学校が決定をし、これを教育委員会が承認するもので、仮に通学路の安全上の不備によって事故が起きた際には、当然に両者の責任も問われることにもなります。このことにより、各学校の通学路の指定は慎重かつ難しい面があると推察をいたします。

一方、各学校の通学路の指定にはメリットもあり、学校や地域からの要望があれば、道路管理者や警察、教育委員会等で協議が行われ、必要と判断されれば、「通学路標識」などの交通安全上の施設などの整備が行われ、安全の確保のための規制が可能となります。

以上のことを踏まえまして、町内の開発に伴い、本町の通学路の見直しをする時期に来ていると考え、質問をしてみたいです。

まず、本町が認識をする通学路の課題や問題点について、お伺いします。

教育こども部長 それでは、大久保議員の一般質問の1問目、「島本町の通学路」について、ご答弁申し上げます。

まず、「本町が認識する通学路の課題や問題点について」でございます。

児童の通学路につきましては、歩道があり、交通量が少なく、安全に通学ができることを前提として通学路として設定しておりますが、通学路の中には、狭隘な道路や交通量の多い道路、また歩道がない道路も一部含まれているのが現状でございます。そのような場合、本来であれば迂回路の設定や道路改良等を行うべきところですが、現況から対応が困難な場合もあり、当該道路を通行する際には、安全ボランティアや保護者の皆様のご協力のもと、安全に通学できるよう、児童の交通誘導に努めているところでございます。

また、毎年、各学校において島本町通学路交通安全プログラムに基づく点検を実施いただいております。危険箇所については、関係機関と協議しながら、現状で取り得る安全対策に努めているところでございます。

以上でございます。

大久保議員 それでは、通学路の指定にあたり、今まで、どのような意見があげられているのでしょうか。お伺いします。

教育こども部長 次に、「通学路の指定にあたり、今まであげられた意見について」でございます。

通学路については、学校とPTAの方々と協議いただき、児童が安全に通学できる経路を設定されたものを教育委員会に報告いただいております。通学路の指定の際には、児童の安全が確保できるよう、歩道や横断歩道があること、交通量が多くないこと、低学年の児童でも遠すぎない経路であることなどが、意見として寄せられていると聞き及んでおります。

なお、既存の通学路に関する要望につきましては、島本町通学路交通安全プログラムに基づく点検において、毎年、各校から寄せられており、主な意見としては、道路の補修や道路標示の設置など、安全対策に関するものが多く見受けられます。関係各位と協議しながら、対策可能な箇所については適宜対応しているところでございます。

以上でございます。

大久保議員 安全対策に関するものが多いということです。

それでは、2020年に新しい学校が移転開校しますが、役場前の道路が通学路としてにぎわい、通勤者も含めて混雑が予想されます。このような状況に対する島本町としての認識、また対策はお考えでしょうか。お伺いします。

都市創造部長 続きまして、「役場前に位置する町道東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線の交通安全対策について」でございます。

当該路線につきましては、本町域内でも主要な路線の一つとなっております。ご承知のとおり、平成 32 年 4 月には中高一貫校の開校が予定されており、これまで通勤されている方をはじめ、今後、多くの生徒が当該路線を通学路としてご利用されることとなるため、安全対策の必要性につきましては認識いたしているところでございます。

このことから、本年度の事業といたしまして、既設歩道の有効幅員を拡幅するための整備を予定しております。具体的には、現在、歩道に植樹しております高木や低木の移植や撤去を行い、現在の幅員よりも約 1 m 拡幅できるよう整備を行い、歩行者の方々のさらなる安全確保に努めてまいりたいと考えております。

大久保議員 よろしくお願いをします。

それでは、新設校が使用する通学路、名神の高架下が暗いというご意見がありますが、本町として対応可能か、お伺いします。

総務部長 ご質問の名神高速道路高架下（茨木 48 ボックス）内には、現在、蛍光灯タイプの防犯灯を片側 7 基の合計 14 基を設置しております。町域内における防犯灯の設置にあたりましては、島本町防犯灯設置及び維持管理基準に基づき、公益社団法人日本防犯設備協会が定める照度基準クラス B——これは 4 m 先の歩行者の挙動などがわかる明るさでございますが、これを満たしていない場合に設置をいたしております。

ご指摘の場所の照度を改めて計測いたしましたところ、照度基準クラス B を満たしており、現時点で直ちに防犯灯の増設や LED 機器への更新の予定はございませんが、設置個所がボックス内ということもあり、灯具に埃等が付着しやすいため、定期的に清掃等を行い、照度が低下しないよう適切に管理してまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員 通学路等の整備には基準があることは、承知をしております。しかしながら、LED 機器への更新は可能と思いますが、今後の予定はどのようなになっているのでしょうか。

総務部長 現在、町では防犯灯の LED 化を進めているところでございますが、現在、管理しております防犯灯 2,088 基のうち、LED 灯は 409 基であり、まだ多くの防犯灯は蛍光灯または水銀灯となっております。今後、計画的に LED 灯への更新を進めたく考えており、ご指摘の箇所につきましても、できる限り早期に LED 灯に更新できるよう努めてまいりたく考えております。

以上でございます。

大久保議員 次の質問です。他の議員からも質問がありましたが、若山台方面からの通勤通学の自転車対策はどのようにお考えか、お伺いします。

都市創造部長 続きまして、「町道東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線における若山台方面からの自

転車対策について」でございます。

自転車通行におきましては、「道路交通法」に基づき、原則車道の左側を通行することとなっております。当該路線におきましては、一部区間を除き、歩道上も自転車が通行可能な交通規制となっております。

そのため、歩行者の安全確保を図るため、通勤・通学の時間帯においては原則車道の左側を通行していただけるよう、周辺地域への周知や、当該路線上での看板設置、またホームページや広報誌など様々な方法により、安全対策にかかる啓発についても取り組んでまいりたいと考えております。

大久保議員 よろしく申し上げます。

次の質問です。役場前の駐輪・駐車場の管理は、どこの部署が、どのようにされているのでしょうか。お伺いします。

総務部長 当該駐輪場及び駐車場につきましては本町の行政財産であり、駐輪場は来庁者用及び職員用として、駐車場は主に来庁者用として、それぞれ総務部総務・債権管理課が管理をいたしております。

以上でございます。

大久保議員 それでは、本町の駐車場や駐輪場を、通勤通学者の方が利用されているケースはないのでしょうか、お伺いします。

総務部長 本町の職員から、そのような内容の通報を受けたことはございます。

なお、住民等から総務部に対して、そのような通報、クレーム等を受けたことは記録にはございません。

以上でございます。

大久保議員 わかりました。認識をされているということです。

第四保育所を役場前来客用駐車場内への移転新設案が出ている中、今一度、駐輪場・駐車場の管理方法を検討すべきと考えますが、本町の見解を問います。

総務部長 現時点では、「島本町保育基盤整備加速化方針」で移転新築を行うことを前提として検討を進める、とされているところであり、移転新築の方向性や具体的内容がある程度固まった段階で、当該駐車場の管理のあり方についても、改めて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員 よろしく申し上げます。

次の質問です。三小の通学路となっておりますマンボトンネルは、豪雨の際、アンダーパスとなり通行不能となります。本町として具体的な対策をお考えか、お伺いします。

都市創造部長 続きまして、第三小学校の通学路となっている「マンボトンネルにおける豪雨時の対策について」でございます。

ご指摘のマンボトンネルにつきましては、平成24年8月の集中豪雨をはじめ大型台風

や突発的な大雨の際には、過去から浸水被害が発生している経過がございます。現在までの浸水対策といたしましては、トンネル内への側溝に雨水が逆流しないよう、下流側に逆流防止弁を設置いたしております。

本町といたしましても、当該箇所でのさらなる浸水対策については必要であると認識いたしておりますので、今後、効果的な対策を検討し、浸水被害の軽減に向け取り組んでまいりたいと考えております。

教育こども部長 ただいまの7点目に、教育こども部からご答弁申し上げます。

マンボトンネルについては、青葉地区などの児童が第三小学校の通学路として利用しているところでございます。これは、安全上ほかの経路での通学が難しいことから当該トンネルを通学しているところですが、議員ご指摘のとおり、大雨が降った際には水があふれ、通学できなくなる場合がございますので、その際には、マンボトンネルの前やJ R島本駅前に教職員が立ち誘導を行なうほか、保護者の方も児童に同伴し、J R島本駅側から迂回し、通学していると聞き及んでおります。

以上でございます。

大久保議員 それでは、「効果的な対策」とはどのような対策でしょうか。お伺いします。

都市創造部長 マンボ浸水対策に伴う効果的な対策について、ご答弁申し上げます。

当該マンボにおける効果的な対策につきましては、現段階では具体的な内容は決定いたしておりませんが、当該マンボ内は両側の既設道路よりも地形的に低くなっており、雨天時には当該マンボ内へ流入しやすい状況となっていることから、降雨状況によっては浸水する被害が発生しております。

そのため、今後、当該マンボ内へ表面水の流入を抑制し、排水機能が向上できるような対策について、周辺の既設水路の高さなども考慮したうえで検討してまいりたいと考えております。

大久保議員 よろしく願いをします。

また三小のことなんですけども、三小の通学路となっておりますマンボトンネルが通行をできないときには、J R島本駅側から迂回をしておりますが、普段より、マンボトンネルに通勤通学者が集中しています。このことから、一部J R駅側からの通学も認めるべきではないかと考えますが、本町の見解を問います。

教育こども部長 次に、「J R島本駅側からの通学について」でございます。

通学路については、学校とP T Aの方々のご協議のもと設定しております。議員ご指摘のJ R島本駅側からの通学についてですが、J R島本駅前においても、朝は通勤通学者で混雑していること、また階段の昇降も生じることから、現状では児童の安全を確保することが困難な状況にあるとの判断のもと、通学路としての設定がなされていないところでございます。

いずれにいたしましても、通学路については、児童が安全に通学できる経路を設定す

ることとなっておりますので、今後も引き続き安全な通学路の確保に努めてまいります。
以上でございます。

大久保議員 諸事情があることはわかるんですけども、雨の日は、特にＪＲの駅前とか、通勤通学者で混雑することもあり、また階段も非常に危ないのかなと思います。マンボトンネルが通れないときに、そういう危ない条件のＪＲ前を通らせて、普段は通っては駄目だというのは、ちょっと納得ができないと思うんですけども、ＰＴＡさんの意向とかもありますので、今後、またこういうご意見ありましたら、配慮をよろしく願います。

次の質問をお願いします。通学路となっている府道 67 号線の一部と、桜井三丁目の側道の溝に蓋、鉄板等の安全措置が取られておりませんが、何か原因があるのでしょうか。お伺いします。

都市創造部長 続きまして、「府道 67 号線及び桜井三丁目地内における側溝蓋の安全対策について」でございます。

青葉三丁目地内における府道 67 号線の側溝蓋につきましては、過去から地域の要望もあり、道路管理者である大阪府に対して、蓋の設置について要望を行ってまいりました。

なお、未設置となっております経過といたしましては、現地の状況を踏まえた側溝蓋設置の必要性を判断され、蓋の設置ではなく、危険な箇所にポストコーンを設置するなど、他の対策として実施していただいた区間もございます。また他区間の事例といたしましても、未設置の理由として、水路に隣接する家屋所有者のご意向により、水路に蓋を設置することで、通行車両が離合する際、当該家屋のブロック塀等に接触される事案が発生することを懸念され未設置の区間がある旨、大阪府から聞き及んでおります。

また、桜井三丁目地内、町道広瀬桜井幹線沿線における本町管理の水路につきましては、現在、開渠区間に転落防止柵を設置し、安全対策を講じております。

今後も引き続き、水路における転落防止対策については、点検等も含め適切に実施するとともに、大阪府が管理されております府道 67 号線につきましても、各地域からのご要望について適宜反映できるよう本町から大阪府へ申し入れするなど、安全対策に取り組んでまいりたいと考えております。

大久保議員 よろしくをお願いします。

次の質問です。町内で通学のために、本町の幼稚園バスで送り迎えをしている児童はおられるのでしょうか。お伺いします。

教育こども部長 「通学バスの運行について」でございます。

従前においては、大沢地区及び尺代地区については学校まで相当の距離があることから、児童の登下校時の安全確保を目的として、通学バスの運行を実施しておりました。しかしながら、児童数が減少したことから、現在では、尺代地区の児童について幼稚園バスの空き時間を活用し、送迎を実施しているところでございます。

以上でございます。

大久保議員 幼稚園バスの空き時間を活用しているということですが、今後、幼稚園バスの送迎は可能とお考えでしょうか。お伺いします。

教育こども部長 尺代から幼稚園バスにより送迎している児童数といたしましては、今年度は小学生が1人、幼稚園児は2人でございます。平成31年度、次年度は、この幼稚園児の2名が小学生となることから、小学生が3人となります。いずれにいたしましても、これら3人の児童につきましては、平成31年度も幼稚園バスに乗車いただく形で、第二小学校まで送迎を継続して実施する予定でございます。

以上でございます。

大久保議員 学年の違う子どもさんの送り迎え、いろいろな課題が出てくると思いますが、幼稚園バスの運行業務に今後支障が出ないように、よろしくお願いをいたします。

次に2点目、「島本町の森林整備について」、質問に入ります。

本年に入りまして、台風21号・24号などの大きな災害が日本を襲いました。この影響を受けまして全国の森林は大きく荒廃をし、島本町もその例外ではありません。また、日本国土の約3分の2、島本町におきましては約70%が森林ですが、多くの地域で地籍調査が行われておりません。さらに、所有している山林の手入れが十分に行われず、森林の荒廃が発生しており、これにより土地の境界がさらにわかりにくくなっております。また、山村部では土地の境界に関する人証、物証が失われつつある状況です。

このような状況の中、私たちの島本町の森林整備は、地域の環境、防災にも大きな影響があると考え、質問してまいります。

まずは、台風21号・24号などの影響による森林の被害について、本町の認識をお伺いします。

都市創造部長 次に、2問目の「森林整備」に関するご質問について、順次ご答弁申し上げます。

まず、「台風による森林被害について」でございます。

9月4日に近畿地方を縦断し、記録的な暴風により甚大な被害をもたらした台風21号により、本町においても多くの倒木被害がありました。大沢・尺代地域の山林、特に南北を通る谷筋においては暴風の通り道となったため、多くの人工林に倒木被害が発生しております。

今回、専決処分させていただいた災害復旧事業の中で、本町が管理する町道や林道、河川にかかる倒木処理については、一定復旧の目途がつき、林道や町道を使用し、森林の整備に従事される方が利用可能な状況にまで復旧されたものと認識しております。しかしながら、奥地の人工林などの倒木処理については現在目途がついておらず、手つかずの状況となっていることから、大阪府が指定されている保安林の整備の中で復旧ができるよう、協議を進めているところでございます。

あわせて、「サントリー天然水の森」の協定地内については、本事業における復旧を目指し、サントリーの担当者とも協議を進めている状況でございます。

以上でございます。

大久保議員 それでは、10月18日に専決処分の報告を受けました農林水産業施設災害復旧事業費359万1千円、土木施設災害復旧事業費1,241万3千円の執行だけで、町内の復旧は十分に手当てができたという認識でよろしいのでしょうか。

都市創造部長 次に、「復旧に関する認識について」でございます。

先ほどご答弁させていただいたとおり、今回の災害復旧事業においては、町道や林道、河川の復旧を行っており、まずは森林整備をするための道筋を確保する応急的なものであると認識しております。従いまして、山林全体の復旧には至っておらず、未だ手つかずのところも多く残っている状況でございます。

今回の倒木被害のあった箇所については、大阪府が指定している保安林や、「サントリー天然水の森」の協定地内が多くを占めることから、その事業内で復旧ができないかなど、協議を進めている状況でございます。

大久保議員 山林の復旧には、今後、多くの予算と時間が必要ということであります。中長期的な施策が必要と推察をいたします。

次の質問ですけれども、島本町尺代地区の復旧治山事業や、おおさか環状自然歩道（尺代区間）の復旧事業に対する影響はありましたか。お伺いします。

都市創造部長 次に、「尺代地区や、おおさか環状自然歩道への影響について」でございます。

尺代地区における従来からの復旧治山事業につきましては、台風21号による被害はあるものの、概ね予定どおり執行されているものと認識しております。一方、おおさか環状自然歩道につきましては、今回の台風被害により、当初の整備計画が大幅に遅れ、現在、迂回路であるルートを今年度中に正規ルートとして位置付ける予定としておりましたが、今年度中の変更を断念されたとの報告を伺っております。また、現在の正規のルートも通行止めとなっており、迂回路についても倒木被害がひどい状況から、大阪府とともに今後の復旧作業を進める予定としております。今後、作業の進捗に応じて正規ルートの変更時期のスケジュールについて、協議を行ってまいりたいと考えております。

大久保議員 ということは、本町として新たな予算措置が発生するということでしょうか。お伺いします。

都市創造部長 おおさか環状自然歩道につきまして、再度のお尋ねでございます。

現在、迂回路として指定されております長谷林道につきましては、保安林に指定されている斜面から多数の倒木があり、林道がふさがった状態で、さらに奥には2m四方の落石があります。大阪府が保安林の復旧として多数の倒木処理を行う予定としておりますが、その落石の箇所まで林道が復旧でき次第、落石の処理については本町が管理して

いる林道の整備事業の中で行うこととしております。そのため、大阪府の倒木処理の用途が立った段階で予算措置を講ずる予定としております。

大久保議員 よくわかりました。

次の質問に入ります。来年度より、国の森林環境税が執行されるということですが、その額と、本町の使途について、お伺いします。

都市創造部長 次に、「森林環境譲与税について」でございます。

森林環境譲与税は、私有林・人工林の面積や林業従事者数、人口をもとに交付されることとなっており、本町の来年度交付見込み額は、試算すると、およそ 180 万円程度と予想しております。また、その使途につきましても、まずは基金に積立を行い、制度構築を進めながら、一定金額になった時点で事業実施を検討してまいりたいと考えております。

大久保議員 180 万円ということで、なかなか事業は難しいと思います。

それでは、一定金額になれば事業実施を検討するとのことですが、今現在、何かお考えがありましたら、お伺いします。

都市創造部長 現在の考えでございますが、森林環境譲与税の使途についてなんですけども、来年度につきましては基金に積立を予定しており、一定金額になれば、その段階で適切な事業実施を検討することといたしているところでございます。

面的な森林整備に向け、境界確定を行うための地籍調査費用や、その意向を調査するための費用、突発的に発生する林道の補修費用などに充てることは考えられますが、現時点におきまして、具体的な方針については決定いたしておりません。

以上でございます。

大久保議員 よろしく検討を、お願いをいたします。

次の質問に入ります。島本町の森林整備として竹林の整備が重要と考えますが、本町の認識をお伺いします。

都市創造部長 次に、「竹林整備について」でございます。

竹林は、短期間の間に広い面積において他の植生を侵食していくため、森林荒廃の大きな要因の一つであると認識しております。また竹は根が浅く、大雨の際には地盤が崩れやすくなるため、地滑りなどの危険性が高まるといったことや、その強い繁殖力から他の植生を寄せ付けず、本来多種多様でなければならない「豊かな森」という観点からは程遠いものとなってしまいます。

以上のことから、本町といたしましても竹林整備が重要な取り組みであると考えており、「サントリー天然水の森」事業をはじめ民間企業や森林ボランティアと連携しながら、継続的に取り組みを進めてまいりたいと考えております。

大久保議員 それでは、本町の森林整備に大変尽力されているボランティア団体が存在をいたしますが、この団体が活動するにあたり、何か要望等があがっていないのでしょうか

か。お伺いします。

都市創造部長 次に、「森林ボランティア団体からの要望について」でございます。

本町の森林ボランティア団体については、4団体ございます。それぞれ活動地を定め、そこで間伐などの森林整備を行っていただいております。今回の台風21号においても、復旧作業に多大なご協力をいただいております、活動地の倒木処理に止まらず、市街地の街路樹や公園内の倒木処理などを行っていただき、大変感謝いたしているものでございます。

なお、各団体とは、日常的な業務の中で随時コミュニケーションを取らせていただいておりますが、活動にあたっての正式なご要望については、現在のところ、特にお聞きはいたしておりません。

大久保議員 わかりました。今後も、このボランティア団体さんが活躍しやすくするために、本町との里山づくりのラウンドテーブルなどのような意見交換会を設けることも必要でないかと考えますが、本町の見解をお伺いします。

都市創造部長 森林ボランティアとの意見交換の場についての、再度のご質問でございます。

現在、大阪府や京都府、大山崎町との間に「天王山フォーラム」という協議会を設置しており、行政間のもとより、本町及び大山崎町の森林ボランティア団体にも参加していただき、意見交換を行っているところでございます。また、当フォーラムに限らず、ボランティア団体とは日頃からコミュニケーションを積極的に行っており、普段の活動において、種々様々なご要望にも応じているところでございます。今後におきましても、日常的なコミュニケーションはもちろんのこと、天王山フォーラムなどの機会に意見交換を行ってまいりたいと考えております。

大久保議員 よろしく願いをします。

次の質問です。「局地激甚災害」の指定についてです。

お隣の高槻市は、この指定を受ける見込みとなり、台風21号で倒木被害を受けた森林の復旧が可能となったと聞き及びますが、本町の状況について、お伺いします。

都市創造部長 次に、「激甚災害の指定について」でございます。

9月4日の台風21号における被害においては、国が激甚災害を指定する要件といたしましては、人工林の総面積のうち、被害面積の割合が25%以上あることとなっております。

なお、本町において被害状況を算出させていただきましたところ、25%に満たないため、今回の激甚災害の指定を受けることはできないものと考えております。

大久保議員 よくわかりました。激甚災害を受けるにあたりまして、いろいろと町の持ち出しもあるということなので、微妙なところですが、よくわかりました。

次の質問に入ります。地籍調査が森林整備に及ぼす影響は大きいと考えますが、本町

の認識をお伺いします。

都市創造部長 次に、「地籍調査に対する本町の認識について」でございます。

議員ご指摘のとおり、より円滑に森林整備を面的に行うためには、土地の境界を確定することが必要となってまいります。しかしながら、本町においては、マンパワーはもとより、財源や、そのノウハウの不足などから、山林をはじめ町域内における地籍調査は、ほとんど進んでいないのが現状でございます。

なかでも地権者の同意が大きな課題であると認識しており、現状で直ちに実施することは困難であると考えておりますが、今後、「森林管理システム」がスタートし、制度構築を進めながら、土地の境界確定に関する取り組みについても検討してまいりたいと考えております。

大久保議員 よくわかりました。

次の質問です。防災の観点からも、森林整備は重要と考えますが、本町の見解をお伺いします。

都市創造部長 最後に、「防災の観点からの森林整備の重要性について」でございます。

毎年、発生する台風や集中豪雨などの災害時におきましては、山間部から多くの土砂や流木が流出し、本町が管理しております沈砂池が飽和状態になり、その都度、浚渫工事を行っているところでございます。また大阪府におかれましては、砂防・治水対策として山間部上流域に堰堤を設置しておられますが、当該堰堤についても、隣接する山間部や上流域からの土砂流出により、飽和状態となっております。

こういった状況を踏まえ、下流域への浸水被害軽減に向けた防災の観点からも、森林整備については非常に重要な取り組みであり、かつ効果的な対策が必要であると認識いたしております。そのため、今後につきましても、国や大阪府をはじめ民間企業や森林ボランティアなど、多様な主体で連携を図りながら、継続的に整備を行ってまいりたいと考えております。

大久保議員 よろしく願いをいたします。

島本町の森林は、ほぼ民有地であると聞き及んでおります。新たな森林管理システムがスタートしますと、詳細な地籍調査を実施する前に、森林整備を進められる可能性が高いと思います。そのためにも、今後、まず地権者の方の意向をしっかりと把握していただき、島本町の森林整備に臨んでいただくように要望をしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

川嶋議長 以上で、大久保議員の一般質問を終わります。

引き続き、岡田議員の発言を許します。

岡田議員（質問者席へ） 一般質問をさせていただきます。

「これでいいのか広域連携」

新町長に就任されて約2年、広域連携が止まったまま、なぜ動かないのか。このまま

が続くと、広域連携は過去の失敗を繰り返すことになります。高槻市と島本町の一体的まちづくりを、行政間で考えてはどうでしょうか。

新名神ができ、高槻市から島本町方面道路整備をはじめとして、情報を共有し、住民目線で総合的に考えてはどうか。

一つの自治体では財政的に困難な事業でも、連携すれば実施できることもあります。知恵を絞って、活性化に取り組んでいただきたい。

総合政策部長 それでは、岡田議員の一般質問にご答弁を申し上げます。

広域連携につきましては、平成 29 年度におきまして、高槻市の関係各位はもとより多くの皆様方のご尽力により、し尿処理の事務委託が実現いたしました。しかしながら、その後につきましては高槻市・島本町広域行政勉強会を開催できておりませんが、本町にとりましての広域連携の重要性は十分認識しているところでございます。

また、本年 8 月に策定した「第六次行財政改革プラン」におきましては、「広域連携」の推進項目を引き続き設定し、ごみ処理や消防などの広域連携の検討・調整を行うことといたしております。

このほかにも、議員ご提案の「一体的なまちづくり」につきましても、道路整備や公共施設の相互利用など、広域連携することによるお互いのメリットがあるものと考えております。今後におきましては、協議の遡上にあげる事業や今後の勉強会のあり方などについて、調整に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

岡田議員 交通網の発達や、自動車の普及が進んだことにより、住民の日常活動の範囲は市町村の区域を越えて、飛躍的に広がっています。それに伴い、広域的な交通体系の整備、公共施設の一体的整備や相互利用など、広域的なまちづくりや施策に対するニーズが高まってきています。

例えば、檜尾川から島本方面に J R 新駅の計画があるように聞いています。J R 東海道線に沿って、上牧駅まで市道が通るとのこと。この道路を島本駅・水無瀬駅に接続し、バス路線でも利用できるように考えますが、いかがでしょうか。

総合政策部長 高槻市におかれましては、檜尾川より東に新駅設置と、新たな市街地形成の可能性を検討されていることや、J R 沿いに道路整備を進められていることは承知しております。特に道路整備につきましては、行政区域を越えての連続性なども考慮いたしますと、広域的に取り組むことは大切であると考えております。

このようなことから、今後、双方の住民サービスの向上や事務事業の効率化に繋がる様々な課題について、意見交換や調整に努めてまいりたいと考えております。

岡田議員 先ほどの答弁にもありましたように、道路整備や下水道、公共施設の整備、土地の利用など、町も分担金を出し、お互いの住民が相互利用できることは良いことではないでしょうか。広いスケールで、まちづくりができると思いますが、お考えをお聞かせ

ください。

総合政策部長 先ほどもご答弁を申し上げましたが、道路整備や公共施設の老朽化への対応など、広域的に取り組むことによって成果が得られる事案につきましては、積極的に意見交換を行い、協議の俎上にあげていく取り組みを進めていく必要があるものと認識をしておりますことから、引き続き、調整に努めてまいりたいというふうに考えております。

岡田議員 環境問題や少子高齢化など、広域的な対応が求められる課題が増えています。少子高齢化の進展に伴い、これらのサービスを円滑に提供できるよう、また労働力人口の減少により地域活力の低下、税収の減収なども懸念されます。これらの課題に対して、町単独では困難であったり、あるいは広域的に対応したほうが望ましい場合も考えられます。

行政間でしっかりと点検し、高槻市の課題、島本町の課題を出し合うことが大事で、勉強会にあげるテーマの調整をされることが必要と思いますが、いかがでしょうか。

総合政策部長 様々な分野、課題につきまして、積極的に意見交換を行い、その中で、広域的に取り組むことでサービスの向上や効率化などの成果が得られる事務事業等を整理していくことが大切だというふうに考えており、引き続き、意見交換や調整に努めてまいります。

岡田議員 今後は、税などの収入が増えない一方で、医療や福祉サービスに必要な経費や、借金の返済が増えていくことが予測されます。財政は、ますます厳しくなっていくことは間違いありません。広域連携でできるものはやっていくことが大切と思いますが、再度、答弁をお願いいたします。

総合政策部長 本年8月に策定いたしました「第6次行財政改革プラン」では、高齢化と生産年齢人口の減少に伴う税収減少、社会保障関連経費の増大、公共施設の更新費用の増加など、本町を取り巻く課題を踏まえ、限られた財源・人員を有効に活用して、持続的に住民サービスを提供するための効率的・効果的な行財政運営の方向性をお示しております。その中で、広域連携につきましても、本町の課題の解決や新たな行政需要への対応、サービス向上や効率化に対応するための有効な選択肢として位置づけ、積極的に推進することといたしております。

今後も、各分野について広域連携を進めるための検討、調整を進めてまいりたいと考えております。

岡田議員 最後になります。1点目の答弁で、「協議の俎上にあげる事業や、今後の勉強会のあり方も含め調整に努める」という答弁でございました。一つひとつ、課題について検討を続けていくことに意味があり、この勉強会をやったりやらなかったりでは、信頼関係ができないと思います。

最後になりますが、今後、広域行政勉強会再開の要望書を提出されることをお願いい

たしまして、私の質問を終わらせていただきます。

総合政策部長 継続的に意見交換や調査研究等を行っていくことは、相互の信頼関係の醸成や、課題整理の進展を図り、連携による取り組みを進めるうえで重要であると考えております。しかしながら、勉強会等で協議の俎上にあげるには様々な課題の調整が必要でありますことから、調査研究を行っていく内容について整理を行い、勉強会の俎上にあげるか否かも含め意見交換等を行いながら、調整をしまいたいというふうに考えております。

以上でございます。

岡田議員 以上、質問を終わります。

川嶋議長 以上で、岡田議員の一般質問を終わります。

引き続き、清水議員の発言を許します。

清水議員（質問者席へ） それでは、一般質問を行います。他の議員と重複する点が多々あると思いますが、よろしくお願いします。

「森林整備」について。

本町の7割は山岳地帯で、身近に豊かな自然があり、住民にとって大切な財産だと思います。しかし、森林面積のほとんどが民有地であり、生活様式の変化、高齢化や担い手不足により整備が怠り、荒廃が進んでいます。山に入ると、森林・里山整備のために間伐した竹や木が積み上げられた風景を目にします。大切な森林を整備することは、緑豊かな島本をアピールすることにも繋がるものと考えます。また、近年の豪雨や自然災害に対する防災・減災にも繋がるものと考えます。

そこで、伺います。

①町は、7割を占める森林をどのように考えているのですか。

都市創造部長 それでは、清水議員の「森林整備について」の一般質問に、順次ご答弁申し上げます。

まず、「森林に対する認識について」でございます。

森林は、本町の大切な自然資源であり、地下水の涵養や、土砂流出防止の防災面、レクリエーションの場など、多面的な機能を有しているものと認識いたしております。

清水議員 「緑豊かな島本」を維持していくためにも、町域の7割を占める森林の整備が非常に大切であると考えるのですが、改めて、町長のお考えを伺います。

山田町長 先ほど担当部長からご答弁を申し上げましたとおり、森林には様々な機能があり、私も、住民の皆様が大切だと感じておられる「水と緑」を守り、健全な森林に誘導するためには、森林の整備が大切であるというふうに考えております。

以上でございます。

清水議員 それでは、②として、森林整備の状況について伺います。

都市創造部長 続きまして、「森林整備の現状について」でございます。

現在、本町ではサントリーをはじめとする民間活力や、町内の森林ボランティア団体、保安林内における大阪府の森林整備等を十分に活用しながら、継続的に整備を進めております。

民間活力の活用につきましては、「サントリー天然水の森おおさか島本」の協定地における森林整備に対して、オブザーバーとして協力を行っているところであり、民有林を中心に、間伐・枝打ち、作業道の設置、植樹などを実施していただいております。また、森林ボランティア団体による整備につきましては、年間を通じた町有地での整備や民有林の整備に対して団体への補助金交付等の支援を行うとともに、担い手の育成といったしまして、フォレストサポーター養成講座を開催いたしております。

さらには、大阪府が実施する森林環境税を活用した事業や、保安林整備においての連携、また天王山周辺の森づくりに関する情報交換のプラットフォームの場とした「天王山周辺森づくりフォーラム」への参画を行うなど、関係団体との連携の充実に努めているところでございます。

今後におきましても、引き続き自然環境の保全に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

清水議員 それでは、「サントリー天然水の森おおさか島本」の協定地における森林整備の面積を含め、詳細な内容を伺います。

都市創造部長 「サントリー天然水の森おおさか島本の協定地における森林整備」についてのお尋ねでございます。

現在、本町では大沢地区、山崎地区、尺代地区の一部において、「サントリー天然水の森」の協定を締結しており、約 353ha が協定地となっております。「天然水の森」では、間伐や枝打ち、道づくり、獣害対策、竹林整備など、健全な森林に誘導するため、様々な整備を行っております。

清水議員 次に、フォレストサポーター養成講座修了者の総人数と講座の成果を伺います。

都市創造部長 「フォレストサポーター養成講座修了者の総人数と講座の成果」についてのお尋ねでございます。

現在、実施しております平成 30 年度の養成講座参加者を含めると、延べ 98 名の方に受講いただいております。また、受講生の方には、可能な限り町内のボランティア団体へ入会していただいておりますので、町内の森林整備においても一定の成果をあげていると考えております。

清水議員 フォレストサポーター養成講座は、いつから実施されてきたのですか。また、養成講座の主な内容は、どのようなものですか。

都市創造部長 フォレストサポーター養成講座についての再度のお尋ねでございます。

当該養成講座につきましては、平成 18 年度から実施しております。内容につきましては、森林ボランティアとして活動していただくために必要な森林に関する知識や技術の

習得を目的として、座学や現地実習など、全 12 回の講座となっております。

清水議員 次年度以降の予定は、どのようになっていますか。

都市創造部長 当該養成講座につきましては、現在、大山崎町も同様の講座を開催していることから、合同開催に向け協議を進めているところでございます。今後、合同開催することが可能となれば、予算や事務作業を隔年で担当することとなっており、予算や事務負担の軽減に繋がることから、両町にとってメリットがあるものと考えております。

清水議員 大阪府が実施する「森林環境税」を活用した事業とはどのような内容で、町域内ではどのような事業が行われたか、伺います。また、次年度以降の事業の予定も伺います。

都市創造部長 大阪府では、「森林環境税を利用した事業」を平成 28 年度から実施しており、事業内容は、危険渓流の流木対策事業、主要道路沿いにおける倒木対策事業、持続的な森づくり推進事業、子育て施設「木のぬくもり」推進事業となっております。

島本町内では、主要道路沿いにおける倒木対策事業として、危険木の伐採や獣害防止柵の設置等を実施していただいております。平成 31 年度におきましても、これまでの事業内容を継続いただき、獣害防止柵内の下草刈りを実施していただけると連絡をいただいております。

清水議員 大阪府の森林環境税を活用した事業は、32 年度以降も継続されるのですか。

都市創造部長 大阪府が実施する森林環境税は、平成 28 年度から平成 31 年度までの 4 年間実施されますが、防災関連事業など一部の事業については、平成 32 年度までの 5 年間、実施されるものと聞き及んでおります。

なお、今後、大阪府の森林環境税が継続されるかどうかにつきましては、現在、大阪府において検討されているものと認識いたしております。

清水議員 環境税の件は、わかりました。

次の質問に移ります。先月、子ども達のハイキングで桜井台から太閤道を通って、若山神社まで同行したのですが、各所で台風 21 号等の強風による倒木が未だに残っており、大木をくぐったり乗り越えたりして無事に終わったのですが、細い倒木等は切断し、処理されていたのですが、簡単には処理ができない大木は未処理のままでした。ハイキング道以外の周りの森林は、台風 21 号等の強風の影響で倒木等があり、放置されたままの状況です。

町域内の、そのほかの森林においても、台風 21 号等の強風で、倒木等により未だに荒れ果てたままの森林が各所に多く残っていると思われます。民有地が多く含まれていると思いますが、そのような箇所の整備についてはどのように考えているのか、伺います。

都市創造部長 「民有林の整備について」でございます。

9 月 4 日に近畿地方を縦断し、記録的な暴風による甚大な被害をもたらした台風 21 号により、本町においても多くの倒木被害がありました。大沢・尺代地域の山林、特に

南北を通る谷筋においては暴風の通り道となったため、多くの人工林に倒木被害が発生しております。

今回、専決処分させていただいた災害復旧事業の中で、本町が管理する町道や林道、河川にかかる倒木処理については、一定復旧の目途が付き、林道や町道を使用し、森林の整備に従事される方が利用可能な状況にまで復旧されたものと認識しております。しかしながら、主に民有林である奥地の人工林などの倒木処理については、現在、目途が付いておらず、手つかずの状態となっていることから、大阪府が指定されている保安林の整備の中で復旧ができるよう、協議を進めているところでございます。

あわせて、「サントリー天然水の森」の協定地内については、本事業における復旧を目指し、サントリーの担当者とも協議を進めている状況でございます。

清水議員 町域内のハイキング道、太閤道とか天王山等も、台風 21 号の強風により、未だ倒木等で通行困難な箇所があると思いますが、維持管理はどこがするものなのでしょうか。

都市創造部長 議員ご指摘のハイキング道につきましては、本町が管理する林道や里道がある一方、町が管理していない民有地のものもあり、町が管理していないものにつきましては、原則的に、その所有者が管理していただくものであると考えております。町が管理している林道や里道の一部につきましては、今回、専決処分させていただいております災害復旧費の中で、応急的な復旧を行っているところでございます。

清水議員 町外の多くの方が、太閤道や天王山にハイキングに来られています。ハイキング道が緑豊かな当町の魅力でもあると考えますが、町管理以外のハイキング道の整備について援助するような考えはありませんか。

都市創造部長 確かに、本町の魅力を発信するにあたりましては、緑豊かな山道をハイカーの方、通っていただくというのは、非常に有効というふうに担当としては考えているところでございます。

しかしながら、民有林に対して、行政がどこまで支援をするのかという線引きもなかなか難しい部分もございますことから、現在、本町におきましては、大阪府において保安林指定をされている分については何とか大阪府にお願いできないものか、また「サントリー天然水の森」の協定地内においては、当該事業で何とか復旧に向けた整備ができないかという部分について、鋭意協議・調整をさせていただいている状況でございますので、ご理解賜りたく存じます。

以上でございます。

清水議員 ぜひとも、当町の魅力でもある「緑」、山をハイキングしてもらえる方というのが割に目につくんで、当町がお金を出すことも一つなんです、ボランティアさんに頼むとか、仲介をできるような形をできたら取っていただきたいかなと思います。

それでは、次の質問に行きます。「森林整備を進めるうえでの課題」について、伺い

ます。

都市創造部長 続きまして、「森林整備を進めるうえでの課題について」でございます。

議員ご指摘のとおり、生活の様式の変化、担い手の高齢化や後継者不足などから、その維持・保全が困難となりつつあり、山間部の荒廃が危惧されております。しかしながら、森林整備においては長い年月と多額の費用を必要とし、本町が独自で整備を行っていくことは困難な状況でございます。このため、山林所有者と連携しながら、住民や事業者などの参画と協働により、自然環境を守り育てる取り組みを継続的に進めていくことが必要であると考えております。

また、町内の森林の多くは急傾斜地が多く、間伐材等を運び出して活用することが非常に困難な状況であり、搬出した間伐材の処分費も多額の費用がかかることから、土砂流出防止のために伐採場所に水平伐倒・積載を実施しているところでございます。加えて、間伐材の残材を搬出するための作業路の整備には多額の費用が必要となるため、企業との連携による森林整備の中で路網整備を進めており、今後も協議を継続しながら、整備促進に努めてまいります。

清水議員 それでは、森林ボランティア団体の数はどのように推移していますか。また、高齢化が進む中、ボランティアの担い手は減少していくと考えますが、若い人に山に興味を持ってもらう仕掛け等がありますか。

都市創造部長 森林ボランティア団体については、これまで島本森のクラブ、フォレスト島本、島本竹工房の3団体が活動を行っていましたが、平成26年度に島本里山クラブが活動を開始され、現在、4団体となっております。

また、ボランティア養成講座の開催はもとより、本町をはじめ関連自治体やボランティア団体等で構成する天王山フォーラムにおいて、森林に関心を持っていただくためのセミナーを開催するなど、森林ボランティアの担い手の育成についても重要な課題であると認識いたしており、関係団体と連携を図りながら取り組みを進めているところでございます。

清水議員 それでは次に、「山林所有者と、住民や事業者などの参画と協働による自然環境を守り育てる取り組み」とは、具体的にはどのようなものですか。

都市創造部長 森林の整備にあたっては、多くの費用やマンパワーを必要といたします。町有林や町管理の林道などにおいては、町の事業として実施する場合もございますが、保安林指定されている山林については大阪府の治山事業により整備を進めることとしております。山林所有者におかれましては、森林組合や森林ボランティアを活用して個別に整備が行われているケースや、「サントリー天然水」の協定地であれば、サントリーの事業として森林組合が整備を行うケースもございます。

このように、限りある費用と人材を有効活用しながら、多様な主体が森林整備に継続的に取り組むことが最も重要であると認識いたしております。

清水議員 先月、委員会研修で松江市の「松江の森づくり事業」——委員長報告もありましたが——視察してきたのですが、事業の内容としては、市と森林組合が共同で市内の森林保全活動を行うにあたり、企業からの支援をいただき、森林を整備する制度で、森林所有者の方々に森林を一定期間、5年から10年程度、無償で提供していただき、その間に市や森林組合、企業が森づくりを行い、期間満了後にお返しする制度というものがあつたのですが、このように、行政が主になって企業等に呼びかけるような事業を、当町でも実施はできないでしょうか。

都市創造部長 松江市森づくり事業をはじめ、「企業との連携による事業実施」についてのお尋ねでございます。

まず、松江市におかれましても、行政と地元企業が連携して森林整備を行われておりますが、本町においては「サントリー天然水の森」事業として、森林所有者がサントリーと協定を締結していただき、30年という期間の中で森林整備を進めているところでございます。本事業においては、町はオブザーバーという立場で関与しており、地元地権者との協議の調整や、サントリー及び森林組合と、作業内容の調整等について支援をさせていただきます。

なお、「サントリー天然水の森」事業以外の新たな事業については、現時点で予定はしておりませんが、他事業者をはじめ様々な主体による連携の可能性につきましては、他市町村の事例等を調査・研究してまいりたいと考えております。

清水議員 ぜひとも参考にしていただければと思います。

次に、「間伐材等の運び出しや活用、あるいは処分にも多額な費用がかかるため、土砂流出予防のため、伐採場所に水平伐倒、積載を行っている」とのことですが、いずれ積載している間伐材が朽ちて、土石流の原因にはならないのでしょうか。

都市創造部長 森林整備の後、材として利用が可能なものは搬出し、搬出が困難な間伐材は、可能な限り土止め工などに活用いたしております。

山林につきましては、整備が行われないことで荒廃が進み、土石流などの災害の危険性が高まることとなります。土止め工で行われている積載は、斜面に堆積する土砂の移動を防止するという機能を有しており、土砂の移動を防止することで、新たな草木の発芽が可能となります。積載した間伐材が朽ちる頃には新たな草木が生長していると考えられ、全国的にも、現在の手法により整備が行われているものと認識いたしております。

清水議員 わかりました。

それでは、④として「今後の森林整備についての中長期的な計画」はあるのですか。

都市創造部長 最後に、「今後の森林整備にかかる中長期的な計画について」でございます。

本町におきましては、適切な森林整備の手法として、「島本町森林整備計画」を作成しております。なお、島本町の森林は概ね民有林であるため、実際の森林整備実施につ

きましては、各所有者の判断により行われています。さらに大沢地域・山崎地域・尺代地域の一部につきましては、「サントリー天然水の森」の協定を締結しており、長期的な視点のもと、森林整備を実施していただいているところでございます。

清水議員 それでは、「島本町森林整備計画」とはどのような内容のものなのでしょうか。

都市創造部長 「島本町森林整備計画」についてのお尋ねでございます。

「島本町森林整備計画」は、適切な森林整備の手法を示しており、実際に森林整備を行う際のガイドブックのような内容となっております。森林整備の基本的な考えかたや、林業施業の推進方策などが記載されております。

清水議員 「島本町森林整備計画」については、整備の基本的な考え方ということですが、具体的な整備の計画については記載されていないのでしょうか。また、具体的な森林整備計画はどうするのでしょうか。

都市創造部長 「森林整備計画」について、再度のお尋ねでございます。

先ほどもお答えいたしましたとおり、「島本町森林整備計画」は樹種ごとの間伐の方法など、森林整備を実施するにあたっての具体的な手法について記載いたしております。また島本町の森林については、そのほとんどが民有林であるため、実際に森林整備を実施するのは所有者の方となります。町としては、整備地区を定めたり、個々の所有者に整備時期を義務づけるものではなく、計画により森林整備に関する基本的な方針をお示しし、適正な森林管理に努めていただくための一助として定めているものでございます。

清水議員 わかりました。

次に、次年度から実施される予定の国の「森林環境譲与税」とはどのような内容のもので、どのように活用を考えているのですか。

都市創造部長 「森林環境譲与税の内容と活用」についてのお尋ねでございます。

森林環境譲与税は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税——仮称でございますが——が国民に課せられ、これによって集められた森林環境税は市町村及び都道府県に譲与されるものでございます。

森林環境譲与税の活用につきましては、まずは基金に積立を行い、制度構築を進めながら、一定金額になった時点で事業実施を検討してまいりたいと考えております。

清水議員 基金積み立て、制度構築のスケジュールを、わかる範囲で伺います。

都市創造部長 基金の積立と制度構築にかかるスケジュールにつきましては、現在、大阪府からも具体的なスケジュールをお示ししていただいておりますが、本町といたしましても、現時点におきましてはお示しさせていただくものがございません。

以上でございます。

清水議員 今後、森林整備を進めるうえで、所有者の敷地境界が未確定である森林については、森林所有者の同意がなければ整備ができないと考えます。従って、境界を明確に

する必要があると、強く感じています。当町の森林部分の境界把握は、どの程度できているのでしょうか。

都市創造部長 本町の「森林部分での境界把握」についてのお尋ねでございます。

本町では、森林所有境界図と森林管理台帳により、森林所有者や位置関係について、一定把握をしておりますが、その大多数が民有林となっているため、一部町有地など以外では、境界の把握までは行われていないものであると認識いたしております。

清水議員 それでは、国が推進する地籍調査とは、どのような内容ですか。

都市創造部長 「地籍調査」とは、一筆ごとの土地の所有者、地番・地目を調査し、境界の位置と面積を測定する調査でございます。具体的には、まず1番として地籍調査の実施計画の作成、2として調査実施地域の住民の方への地元説明会の開催——一筆地調査でございます。続きまして、3番として境界を挟んだ土地所有者の方々による土地の境界確認、次に4番目といたしまして、確認していただいた境界の測量——これが地籍測量でございます。最後に、5番目といたしまして地籍簿を作成する、という工程で実施するものと認識いたしております。

清水議員 市町村が地籍調査を行ううえでの事業経費はどのようになるのですか。具体的には、当町の負担や土地所有者の負担はどのようになりますか。

都市創造部長 地籍調査を行ううえで必要となる経費につきましては、まず、一筆地調査、地籍図根、三角測量等の作業に要する経費で、調査地域の面積、調査作業の内容を考慮して算出することとなっております。また、本町が地籍調査を実施する場合には、経費の半分を国が負担し、4分の1を大阪府が負担、残りの4分の1を本町が負担することとなります。

以上でございます。

清水議員 それでは、土地所有者の負担はなしと考えていいのですか。

都市創造部長 行政主導で行う場合におきましては、土地所有者の負担はないものと認識いたしております。

以上でございます。

清水議員 それでは、当町は地籍調査の緊急性を認識していますか。

都市創造部長 「地籍調査の緊急性に関する認識」でございます。

種々、議員ご指摘のとおり、より円滑に森林整備を行うためには、土地の境界を確定することが必要となってまいります。しかしながら、本町においてはマンパワーはもとより、財源や、そのノウハウの不足などから、山林をはじめ町域内における地籍調査はあまり進んでいないのが現状でございます。中でも地権者の同意が大きな課題であると認識いたしており、現状で直ちに実施することは困難であると考えておりますが、今後、森林管理システムがスタートし、制度構築を進めながら、土地の境界確定に関する取り組みについても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員 本年は大阪北部地震、7月の豪雨、台風21号等、多くの自然災害が起きました。大規模災害時の復旧をするにも、土地の境界や権利関係がはっきりしないと、復旧にも支障を来すと考えますが、どのような認識か、伺います。

都市創造部長 復旧の分についてでございます。地籍調査も含めてでございますが、現在、町道や林道の復旧作業や、保安林の整備などを行っておりますが、これらは公図などの土地に関する情報をもとに作業を進めているところでございます。

議員ご指摘のとおり、大規模災害時の復旧においても、所有者が明確であることにより、より円滑に作業が行われることとなりますので、土地の境界の確定については重要な要素であるものと認識いたしております。

清水議員 それでは、山林の境界確定を進めるうえで、マンパワーの削減策として、例えばドローンによる空撮なども最近の調査手法であると考えますが、どのように考えますか。また、地籍調査の財源については、大半が国や府が負担してくれると思うのですが、今後、どのように進めていくのですか。

都市創造部長 まず、ドローンなどを用いた手法につきましては、国や他自治体の先進事例などを、今後、調査・研究してまいりたいと考えております。

なお、地籍調査業務においては権利関係の調査をはじめ地権者間の調整や、現地での立ち会いなどの業務量が多くを占めており、業務の効率化は図れてきているものの、依然として長期間にわたり、相当な業務量が発生するものと考えています。また、地籍調査に関する事業に対する補助制度は他の事業に比較すると有利な面もございますが、長期的な事業実施による市町村の財政的負担や、人件費への影響も大きいと考えており、実施に至っていないのが現状でございます。

なお、国の森林環境税が導入され、山間部の権利者調査に関する取り組みも注目されていることも含め、本町においても現状の課題については認識をいたしているところでございますが、今後の予定につきましては、現時点では未定でございます。

以上でございます。

清水議員 地籍調査への着手が遅れてしまうと、山林所有者の高齢化や担い手不足などにより、土地境界の調査に必要な現地での物証、高齢者からの境界に関する情報も失われ、時間が経過すればするほど調査が困難になると考えるのですが、どのようにお考えですか。

都市創造部長 ご指摘のような問題につきましては、本町のみならず全国的な課題として深刻化しており、今回の国の森林環境税に関する制度の導入についても、このような問題に対する長期的な対応策の一つであると考えております。今後におきましては、国や府、他市町村の動向を注視し、それらの課題解決に向け、調査・研究してまいりたいと考えております。

清水議員 島本町の魅力でもある森林を次世代に引き継ぐためにも、森林整備が重要であると考えます。また、緊急性が地籍調査についてはあると思うんですが、改めて町の考えをお伺いします。

都市創造部長 議員から種々ご指摘いただいておりますとおり、森林の境界確定等を含めて、地籍調査は行政だけで行えるものではございません。所有者、地権者の立ち会いであったりとか、そういうご協力を得ながら進めていく必要がある事業となっており、森林所有者の高齢化等も今後ますます進展することは容易に予想できることではございますので、その部分も含めて、今後、有効な対策等については、鋭意検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

清水議員 改めて、森林整備、地籍調査の緊急性について、町長はどうお考えですか。

山田町長 これまで種々ご質問いただいた中で、担当部長からもお答えしておりますとおり、その重要性というものは私も認識をしております。ただ、本町の森林については民有地が多いということで、負担が、国負担が2分の1、そして府負担が4分の1とはいいながらも、やはり全体的にやるとなれば、それなりの費用がかかってくるということも考えられますので、慎重に、財政のことも考えながら、どういうふうにすれば効率的にやっていけるのかということも含めて、近隣自治体の先進事例も調査・研究しながら、今後、担当部と相談しながら検討していきたいと思っております。

以上でございます。

清水議員 それでは、森林整備、地籍調査の担当課はどこになるんですか。

都市創造部長 担当といたしましては、都市創造部のにぎわい創造課が所管いたします。

以上でございます。

清水議員 今、にぎわい創造課の職員は何人おられますか。

都市創造部長 在籍しておりますのは、課長が1名と、あと担当職員といたしまして、兼務が1人おるんですけども……、課長を含めて6名でございます。

以上でございます。

清水議員 実質6名おられるかどうか、数も数えられないみたいなんで。どちらにしても通常業務、それ以外に森林整備、業務量が増えるとかいう話もあるので、それに対応する人員体制というのをつくりえない限り、前には進めないような気がしますんで、その辺、町長、どう思われますか。

山田町長 確かに本町の現在の状況におきましては、職員の体制がそれぞれの課で少ないというのは現状でございます。通常の業務をまわすことで精一杯といった課も多数ございます。さらに申し上げますと、今、ご指摘のあったにぎわい創造課でも休んでおる職員もおりますので、体制の整備というのは本町にとっても、今、喫緊の課題であるというふうに認識をしております。

しかしながら、これまで職員を年々減らしてきた経過があり、数年前が底を打っていた状態だと思うんですけれども、それから比べると、少しずつはまた増えてきている状況ではございまして、今後、どれだけの人数が適正な人数かといったところは、人事課等としっかりと協議をしながら、人員体制を組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

清水議員 職員を減らしてきたという事情もあるんですが、事業を進めるうえで、今すぐではないんですが、時間が経てば経つほどやりにくくなるというのは現実なので、中長期的に考えて事業を進めていただきたいなと思います。

これで、一般質問を終わります。

川嶋議長 以上で、清水議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後4時04分～午後4時45分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

引き続き、東田議員の発言を許します。

東田議員 (質問者席へ) それでは、一般質問を行いたいと思います。

まず、1点目の「第四保育所の耐震化及び転園に関する保護者への対応」について、お伺いいたします。

本年の6月に発生した大阪北部地震により、以前から指摘されていた第四保育所の耐震基準未適合の問題が、改めて浮き彫りとなりました。耐震基準を満たしていない施設へお子さんを通わされている保護者の方々からも不安の声があがり、この間、対応には苦慮されたものだと思います。31年度の新規の入園受付の停止、また転園の意向調査のアンケートを行いました、事前の情報が全くない中で、突然のことであり、結果的に保護者の方々の中で不安が拡がり、混乱が生じているのが現状であると思います。

教育委員会として、保護者向けに十分な説明を行うべきであったと思いますが、いかがお考えか、見解を伺います。

教育こども部長 それでは、東田議員の一般質問の1問目、「第四保育所の耐震化及び転園に関する保護者への対応」について、ご答弁申し上げます。

第四保育所につきましては、昭和51年に旧耐震基準により建設された施設であることから、平成24年度に新耐震基準に基づく耐震診断を行った結果、同基準を満たしていなかったことから、耐震化の方法を検討することとなりました。当初は、町立第三小学校の敷地内に移転新築を行うとの考えのもと検討を行っていましたが、設計事務を進める中で、運動場や出入口に課題が生じることが判明し、移転を見送らざるを得ないこととなりました。

昨年度には、町立第二幼稚園跡地に200人定員の認定こども園を整備し、第四保育所

児童の皆様に一時的に移動いただき、その間、第四保育所の耐震化を進めるとの考えに至り、第四保育所入所家庭及び入所を予定されている皆様に対し、一時的な転園の可能性あることを通知し、また、町立保育所・幼稚園を会場としたタウンミーティングでもお示しをいたしました。

しかしながら、本年6月に、第四保育所自体に大きな被害はなかったとはいえ大規模な地震が発生したことから、転園先として予定していたこども園のオープン時期となる平成32年度を待たず、児童の安全を最優先に考え、早期の安全対策を講じる必要があるとの結論に至ったものでございます。そのため、在籍児童には、耐震性能を満たさない第四保育所から平成31年度中に他の施設に移動していただくこと、また、あわせて新規の入所受け入れは行わないことを決定し、保護者の皆様へ通知等を発出したところでございます。

今後の転園先を検討する際に、全ての在籍児童が一度に移動できる施設は現在なく、かつ直ちに整備することは不可能であるため、幾つかの施設に分散して転園していただくため、町内各公共施設を対象にあらゆる可能性を探った結果、7月実施の第四保育所におけるタウンミーティングでの保護者の皆様から、転園先の候補として様々なご提案やご意見をいただきましたことから、それらのご意見を踏まえるとともに、今後の待機児童解消策も見据え、第二保育所、山崎保育園、高浜学園、小規模保育事業所、水無瀬神宮境内新設保育所、第一幼稚園預かり保育及びふれあいセンター内保育施設を選択肢として、意向を確認するためアンケート調査を行ったものでございます。

このアンケート調査は無記名としており、転園となった場合、保護者の皆様の意向はどこにあるのか、どの対策の実現に力を入れるべきかという課題整理、また自由意見欄による様々なニーズ等の聴取を目的として行ったものでございますが、前提となるアンケート調査実施の趣旨及び町からの情報提供が不足しており、また検討していただく時間も短時間であったことなど、事務局として進め方において不十分な点が多々ありましたことについてお詫びを申し上げます。また、結果として保護者の皆様には不安な気持ちを抱かせてしまい、混乱が生じていることは大変申しわけなく思っております。

今後、町内全体の待機・過密解消及び第四保育所耐震にかかる転園等、保護者の皆様からご意見をいただくとともに、教育委員会事務局において個別事案に耳を傾け、丁寧に説明を行い、ご理解を得られるよう努めてまいる所存でございます。

以上でございます。

東田議員 6月の地震を受けて、保護者の方からも様々なご意見があったと思います。安全に対する不安なお気持ちもあったと思います。それを受けて、この短時間で方針を出された。この努力は認めるものなのですが、少し手続きの方法といいますか、タイミングといいますか、真意が伝わらなかったのではないのかなど。結果、不安な気持ちを持たれることがあったり、混乱が生じるようなことになったと思います。

それと、保護者の方から出たご意見、ご要望を真摯に受け止め検討していくことが行政の役割ではないかと考えますが、先日発表された「保育基盤整備加速化方針」には、ご意見やご要望は反映はされているのか、お伺いします。

教育こども部長 「保育基盤整備加速化方針」への「保護者の皆さんのご意見やご要望の反映について」でございますが、まず、児童の安全を最優先に考え、第二幼稚園跡地での認定こども園の開園を待たずに、早期の安全対策を講じることにいたしました。これは、保護者からのご意見を踏まえ検討した結果でございます。

また、同様に転園先候補としてふれあいセンターを転園受け入れ先施設としたこと、また3歳～5歳児すべてをふれあいセンターの1施設で受け入れることができるよう計画したことにつきましても、保護者の皆様のご意見を踏まえ検討した結果でございます。

以上でございます。

東田議員 このふれあいセンターを臨時の保育所として開設した場合、年齢別ごとにどの程度受け入れが可能なのか、お伺いします。

教育こども部長 ふれあいセンターにつきましては、3歳～5歳児までの受け入れを想定しており、3歳児では36人程度、4歳児では44人程度、5歳児では44人程度を見込んでおり、これは平成31年度当初に第四保育所で想定していた3歳～5歳児すべてを受け入れることが可能な定員となっております。

以上でございます。

東田議員 長く、町内の保育所におきましては過密であるというように言われていますが、その実態についてはどうか。また、第四保育所からふれあいセンターへ転園する場合、第四保育所での過密の状況は改善されるのか、お伺いします。

教育こども部長 「保育所の入所定員等の定義について」でございますが、例えば、第二保育所で申しますと、平成29年度末入所児童数は178人で行いました。保育室の面積を大阪府が定める児童1人当たりの居室面積で除した数で言えば、概ね180人の入所が可能な施設であります。建設当初に定めた認可定員としては120人と設定していることから、入所児童数178人を認可定員120人で除した入所率は、平成29年度末で約150%となります。

また、第四保育所についても平成29年度末の入所児童数は211人で行まして、保育室の面積を大阪府が定める児童1人当たりの居室面積で除した数で言えば、概ね250人を超えて入所が可能な施設と言えます。開設当初に定めた認可定員としては150人と設定していることから、入所児童数211人を認可定員150人で除した入所率は、平成29年度末で140%になります。

いずれにいたしましても、入所可能な人数よりは下回るものの、当初の定員設定が低かったことから入所率が140%を超える結果となっていること、また、ここ数年の保育ニーズの高まりと保育所の入所児童数が少なかった当時とを比較し、児童数が増加して

いる実態を踏まえ、「過密」との表現になっているものでございまして、受け入れにあたっては法的に問題があるわけではございません。

また、ふれあいセンターへの転園につきましては、今回、「保育基盤整備加速化方針」にお示ししております3歳児～5歳児計120人がすべて移動されますと、現在の第二保育所、第四保育所の状況とほぼ同様な状況とはなりますが、備え付けの棚の活用や保育室の使い方の工夫、より居室面積の確保に努め、過密状態の解消に少しでも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

東田議員 ふれあいセンターに転園した場合でも、現在と同程度の状況は確保できるという認識になると思います。

これまで町においても、保育所は過密であると発言されてきましたが、現在のように保育ニーズが高まる以前と比べれば過密状態ではあると思います。

しかしながら、法に抵触していない、大阪府の基準に直すと過密状態と呼べない状況だと思います。具体的にどのような状況であれば過密で、どのような状況であれば余裕があると言えるのか、定義が曖昧であるというふうに言わざるを得ないと思います。あくまで基準の範囲内で受け入れてはいますが、保育所の実際のキャパシティよりも定員を低く設定していれば、パーセンテージが高くなるのは当然です。定員の設定の仕方次第でパーセンテージが変わる、この曖昧な状況ということだと思います。

今後、今現在の保育所に通っていただいている児童の保護者の方、そして待機児童を抱えておられる保護者の方、また、この島本町に転入を予定されている保護者の方に、今回の方針を理解してもらって、しっかりと説明していかなければならない状況になると思うんですけども、この曖昧な定義というのを一定整理するべきであるというふうに考えますが、いかがでしょうか。

教育こども部長 ご指摘のとおり、「過密」という表現はしておりますが、具体的な数値等で過密かそうでないかということ、現時点でお示しする手段というものがございません。各市町村バラバラでございます。また、キャパシティに対して定員の設定次第で入所率が増減するというのは、そのとおりでございます。いずれにいたしましても、定員等のあり方につきましては、今後の検討課題であると認識をいたしております。

以上でございます。

東田議員 この入所率ですね、やっぱり町長も「緊急事態宣言」で過密というふうな表現されておられるんですから、町外から入ってこられる方にもしっかりと理解していただけるように、明確な指針をちょっと示していただきたい。これは検討されるということですので、また今後の課題といたしますけども。

その他、保護者の方から出されたご意見というのは、主立ったものはどういうものだったのでしょうか。

教育こども部長 「主立った意見」といたしましては、説明会を開いてもらいたいというご意見、第四保育所の近くの施設にしてもらいたいというご意見、また先生と子どもと一緒に、同じ施設に移れるようにしてもらいたいというご意見、また、そのためにも仮設園舎が良いといったものでございます。

以上でございます。

東田議員 その仮設園舎という案ですね、これは「保育基盤整備加速化方針」には採用されていないんですけども、どのような理由で採用されなかったのか。

教育こども部長 本年 12 月 1 日現在の第四保育所の受け入れ人数は 200 人でございまして、同規模の仮設園舎を建設するとなると、一般的に設計の事業者選定、基本設計、実施設計を含め建築確認申請や許認可等の手続き、そして実際の建築工事等に 1 年～1 年半程度を要すると見込まれており、本設工事と大きく期間も変わるものではございません。また、その費用については、あくまでも現第四保育所と同じ床面積として試算した額としては 4 億円を超えるものと見込んでおり、これは大幅に安価になるわけではございませんので、今回の方針の中からは削除いたしております。

以上でございます。

東田議員 耐震化を早急に行わなければならない、このことについては、お子さんを預ける保護者の方々もご理解いただいているものだと考えます。

「保育基盤整備加速化方針」のうち、第四保育所に関わる部分の最終決定は、いつがタイムリミットであるというふうに考えておられるのか、お伺いします。

教育こども部長 「第四保育所に関わる部分の最終決定について」でございしますが、すでに平成 31 年度の保育所の入所申し込みが始まっており、第四保育所の保護者の皆様には通常の申し込み期限である 12 月 12 日を 12 月 27 日まで延長しております。また転園先候補としてお示しをしている園については、2 月下旬までを期限として考えております。

なお、現時点で転園いただくリミットといたしましては、水無瀬神宮境内で開設する保育所の開設予定事業である平成 31 年秋頃と考えております。

以上でございます。

東田議員 第四保育所の園児の移転につきましては、現時点では水無瀬神宮境内で開設する保育所の開設予定事業である平成 31 年秋頃を目途とのことです。この場合、もし、保護者の方とお話し合い、これがまとまらないような場合はどうなるのか。少なくとも年度末まで待って、一緒に卒園ということはできないのか。もし、転園時期を平成 31 年秋頃ではなく、年度末まで延長した場合に考えられるデメリットはどのようなものでしょうか。

教育こども部長 「平成 31 年度末まで延長するデメリットについて」でございします。

今回の計画の目的は、まず、園児の皆さんに早期に安全な施設に移ってもらうことでございます。そのため、その安全の確保が遅れてしまうというデメリットが一番大きな

点でございます。また、水無瀬神宮境内の保育所は、当然、新規の園児の受け入れもするものでございますので、年度末になりますと、入所枠がなくなってしまう可能性もございます。

そのようなデメリットも保護者の皆様にお示しする中で、ご意見をいただき、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

東田議員 いずれにいたしましても、子どもと先生、先生と保護者、子どもと子ども、保護者と保護者の皆さんが、これまで築いてこられた絆を最優先し、お互いが最後まで喜んで卒園していただくよう取り組むことが重要ではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか、お伺いします。

教育こども部長 ただいま東田議員からお話がありましたように、子ども達や保護者の皆様、そして働いている保育士の皆さんが、思い出を大切に、喜びの中、卒園できることが最も重要なことと考えております。保護者の皆様からいただいたご意見にもありましたように、可能な限り一緒に卒業させてあげたい、その気持ちに答えるべく異年齢保育を行っている3・4・5歳の子ども達が一緒に卒業できるようにとの思いから、ふれあいセンター内の諸室での保育を決定いたしました。

転園先の施設のキャパシティの問題などがあり、すべてのご要望にお応えすることは難しいのが現状ではございますが、各家庭の個別の事情も十分勘案した中で、できる限りの配慮を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

東田議員 お子さん達の安全の担保や、絆を育むことともに、今現在、保育所に通っておられるお子さん達も成長し、小学校へ行き、中学校、高校、大学、就職、そしていつかは子育て世帯になっていきます。その将来世代への負担軽減についても、行政、議会、ともに大きな責任があると考えています。

今回策定された「保育基盤整備加速化方針」を推進するにあたり、今後、保育所の保護者の方達に対し説明会を開催すると思いますが、十分に意見に耳を傾け、行政としての責務や考え方、保護者の方々の立場や不安を理解し、お互いが尊重したうえで、対話の中から最善策を見つけていただくことが求められていると思います。

また、この説明会の中のような大人数の中で、なかなかご意見を言えない保護者の方もおられると思いますので、各家庭の個別の事情などについても丁寧に対応していただきますよう要望します。

それでは、次の質問に移ります。

「若山台調整池のあり方」について、お伺いします。

若山台地域にある調整池については、当時の日本住宅公団による住宅開発に基づき設置されたものであり、雨水幹線整備後、土地の有効活用を行うという位置づけであった

と思います。しかしながら、平成 24 年 8 月 14 日に、本町で時間当たり降雨量 111 ミリを記録したゲリラ豪雨の発生により、町内の各地区での道路冠水、家屋床上・床下浸水、J R 京都線線路のり面の崩落など、大きな被害がもたらされたことにより、土地の有効活用については、いったん保留となっている状況であると認識をしています。この認識について間違いはないか。

また本年発生した西日本豪雨では、ため池の決壊により人命が失われ、また雨がやんだ後も決壊への警戒を要する状態が続き、ため池が決壊する危険があるとして、各地で避難指示が相次いでいました。

若山台調整池、主に B 調整池については、住宅地、老人保健施設、社会福祉法人、消防本部が B 調整池より低い位置に隣接しており、仮に決壊した場合には甚大な被害が出ると予想されますが、この危険性についてはどのように認識をされているのか、お伺いをします。

都市創造部長 続きまして、2 問目の「若山台調整池のあり方」について、ご答弁申し上げます。

当該調整池につきましては、平成 24 年 6 月改定の「島本町都市計画マスタープラン」におきまして、有効な土地利用を検討する旨の方針をお示しさせていただいております。しかしながら、平成 24 年 8 月の時間当たり 100 ミリを超過する突発的な集中豪雨をはじめ毎年発生する台風の大型化、突発的な記録的豪雨により、甚大な被害が発生しており、水害に対する住民の皆様の意識も、より高くなっている状況でございます。

これらを踏まえ、現時点における本町の考え方といたしましては、「第 6 次島本町行財政改革プラン」にも掲げておりますとおり、暫定調整池の今後の土地利用方針の決定については、近年の気象の変化や治水対策の状況を踏まえて慎重に判断する必要があるものと考えております。

また、本年 7 月に発生いたしました西日本豪雨の際に、各地でため池が決壊した事案につきましては、本町も認識いたしております。

なお、当該調整池については農業用のため池とは異なり、調整池内には築造当初から護岸の浸食防止を目的とした張りブロックが設置されているため、構造上は安全が一定確保できているものと認識しております。また、現時点におきましては堤体部分の亀裂や漏水は確認されていないことから、決壊の可能性は低いものと判断しており、今後におきましても当該調整池の劣化状況の点検を行うなど、適切な維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

東田議員 ため池と調整池、この目的の違いはありますけれども、水を溜めるという意味では何ら変わるものではないと思います。宅地や様々な施設に、高い位置で隣接していることが問題ではないかというふうに考えております。

平成 23 年度に出されました調整池の報告書、この中を見ますと、容量が 3 万 9,300 立米と、莫大な数の水があそこに溜まるわけです。また、西日本豪雨で対象となったため池についても、映像や画像で見える限りでございますが、張りブロックや堰堤など一定の整備がされているようなものが主だったものであったと思います。

安全確認の方法は、何らかの根拠に基づいたものなのか。また若山台調整池は何年に設置され、どのような基準において建設されたのか。その後、基準は変わっていないのか、お伺いします。

都市創造部長 「若山台調整池における安全確認の方法及び建築基準等」について、ご答弁申し上げます。

安全確認の方法といたしましては、台風や集中豪雨の際、当該調整池の水位確認とあわせて、関係法令に基づいた基準による点検ではございませんが、目視により堤体等のひび割れなど、通常とは異なる大きな変化や異常がないことは確認しております。

設置年度につきましては昭和 56 年度であり、平成 19 年度には独立行政法人都市再生機構西日本支社から寄附採納を受け、現在に至っております。

また、若山台 A・B 調整池につきましては、当初、下流の高川水路と淀川右岸流域下水道高槻島本雨水幹線が接続し、所要条件が整備された時点で調整池の機能を廃止することとなっております。しかしながら、その後の度重なる集中豪雨での被害等を経て、当時の方針を見直し、機能の廃止については凍結をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

東田議員 ため池の危険性につきましては、全国でも認識をされております。248 の市町村でため池ハザードマップが策定されていますが、本町では、このような取り組みについての調査・検討はどのように行われていますか。

都市創造部長 「ため池のハザードマップ等」に関するご質問でございます。

町域内の農業用ため池は合計 4 カ所あり、管理者である財産区において日常的な維持管理を行っていただいております。

なお、甚大な被害には至っておりませんが、大阪北部地震の際には一部のため池で小さなクラックが発生し、緊急的に対応をさせていただいた箇所もございます。

現在、本町では河川等の浸水被害を想定したハザードマップは作成しているものの、ため池に特化したハザードマップについては作成していない状況でございます。そのため、当該ハザードマップの作成については、作成による周知効果等も含め、他市町村の取り組みを参考としながら、調査・研究してまいりたいと考えております。

東田議員 豪雨や台風で水位が急上昇したり、流れ込んできた土砂や流木で排水系路が詰まったりすると、決壊のおそれが高まります。老朽化により、池の斜面が耐えられなくなったり、地震により損傷したりするケースも想定されます。

本日の他の議員の一般質問にもありましたように、本町においても大きな被害が出た台風 21 号の影響により、山間部には相当数の倒木があることから、目視のみで安全であると言い切ることは無理があると考えますが、いかがでしょうか。

都市創造部長 「当該調整池における点検方法」について、ご答弁申し上げます。

現状といたしましては、台風第 21 号をはじめ災害時の際には、当該調整池内の水位を随時確認しているところでございます。議員ご指摘のとおり、当該調整池の上流域の山間部には倒木被害が発生しており、下流域に位置する当該調整池に流木等が流出することで、オリフェスから排水する際に排水機能が低下する可能性があることは、本町も認識いたしております。

現時点におきましては、大雨の後、晴天時には当該調整池内の上昇した水位は通常の水位まで下がり、排水機能は一定確保できているものと認識いたしておりますが、今後、仮にオリフェスが機能していないと判断した際には、流木の除去等を行うなど、適切な管理を行ってまいりたいと考えております。

東田議員 調整池機能を否定しているわけではなく、不測の事態が起こった場合の危険性についても考えなければならないというふうに考えています。

調整池機能がなくても大丈夫であるとか、あれば安心というものではなく、近年においては、今までの常識や認識が通用しないような自然災害が発生しており、本町においても例外ではないと思いますが、いかがお考えでしょうか。

都市創造部長 「当該調整池における不測の事態が起こった場合の危険性について」でございます。

先ほどご答弁申し上げましたように、現時点におきましては、調整池内には張りブロックが設置され、構造上は安全が一定確保できているものと認識しており、堤体部分の亀裂や漏水は確認されていないことから、決壊の可能性は低いものと判断いたしております。しかしながら、大型地震発生に伴う損傷等につきましては予測が困難であるため、発生の際には緊急点検を行い、迅速に対応してまいりたいと考えております。

東田議員 災害対応や防災・減災に関わるインフラ整備についても多額の経費がかかることも現実的な問題であり、それとともに各公共施設の老朽化に伴う経費や耐震化への対応、また待機児童対策など、喫緊の課題を解決していかなければならない本町にとって、自主財源の確保も重要な取り組みであると認識をしていますが、どのようにお考えでしょうか。見解を伺います。

都市創造部長 「自主財源確保の重要性について」でございます。

「第 6 次島本町行財政改革プラン」においても、将来にわたり利用予定が見込まれない遊休地等については売却を検討し、その資金を将来の施策展開の財源に充てることをお示しさせていただいております。一方で、当該調整池につきましては、現在も雨水貯留施設として利用している状況にあることから、暫定調整池の今後の土地利用方針の決

定については、慎重に判断する必要があるものと考えております。

東田議員 現在の調整池機能を保持したまま、この耐震化を行うとすると、仮に鉄筋コンクリートづくりにした場合、保有水量を保ったままでも、現在の調整池が内部はすり鉢状、外部は末広がりになっている形状から、大幅に面積を減らすことが可能ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

都市創造部長 「当該調整池の貯水能力の保持及び形状変更、有効活用の方向性について」でございます。

当該調整池の形状といたしましては、ご承知のとおり、すり鉢状になっており、外周については堤体部分となっております。毎年発生する台風や、本年7月豪雨のような突発的な集中豪雨の貯留状況といたしましては、平常時の水位や貯留範囲よりも、当該調整池内の広範囲にわたり増水し、貯留効果を十分に発揮しているものと認識いたしております。

ご指摘のありました当該調整池の面積縮小や、今後の有効活用の可能性につきまして、内水ハザードマップとの全町的な治水対策を踏まえた検討や、既存ストック活用の観点から、大阪府との、近隣自治体の取り組み状況を踏まえた協議を実施したうえで、様々な視点から検討したうえで判断させていただく必要があると考えております。そのため、このような条件が整い、仮に当該調整池の面積を縮小する際には、さらなる具体的な実測データを用いた詳細な検証を実施する必要があると考えております。

東田議員 面積を減らすことが可能であれば、土地の有効活用の方向性も見えてくと思いますが、いかがでしょうか。

都市創造部長 一定、貯留量を変えずに面積部分について有効な活用というのは、方法としては、あり得る選択肢の一つになり得るのかなというふうに思われますが、先ほど来申しておりますとおり、形状の変更に必要な費用と土地の売却益の費用対効果の検証を行ったうえで、最終的な判断が可能となってくるものと考えております。

以上でございます。

東田議員 もし、土地の活用が可能となった場合になんですけども、これは町有地であることから、企業立地に絞った土地の活用などの施策展開も可能ではないかと考えますけども、いかがでしょう。

都市創造部長 「企業立地に絞った活用について」でございます。

「都市計画マスタープラン」では、暫定調整池の方針として、産業振興や雇用創出、地域活性化の観点も含めた土地利用を検討することとなっており、企業の立地による財政的なメリットも大きいものと考えております。

なお、当該地及びその周辺については、用途地域が第1種中高層住居専用地域であり、閑静な住宅地が隣接しておりますことから、現行の用途地域では企業の立地は困難な状況となっております。

いずれにいたしましても、先ほど申し上げました課題の解決をもって、大まかな方針が
お示しできた段階で、具体的な土地活用の方針を検討できるものと考えております。

東田議員 現在、この若山台調整池、これに求められているものは、本町の将来を見据えた財政運営のための自主財源の確保、これと安心・安全が共存するための施策が求められているのではないかと考えますが、どのようにお考えか。

都市創造部長 自主財源の確保及び安全・安心については、どちらも非常に重要な視点であり、住民の安全・安心を守るとは行政の責務として最優先に掲げなければならないことであり、また、それらの施策の実現にあたって財源の確保を行うことは必要不可欠な取り組みであると考えております。

本町といたしましては、特に近年、自然災害が連続的かつ継続的に発生し、本町にも甚大な被害が発生していることなどを踏まえ、「第6次島本町行財政改革プラン」にも掲げておりますとおり、暫定調整池の今後の土地利用方針の決定については、慎重に判断する必要があるものと考えております。

東田議員 特に本年ですけれども、様々な災害がございました。それで、住民の皆さんの安心・安全、これを守っていくというのは絶対行政としてやらなければならないことだと考えています。

しかしながら、それを担保していくためには、それなりの経費もかかりますし、その方法をやはり考えていかなければならない。この調整池に限らず、どのようなことをするにしても、やはり何かをするためには、その経費というのはかかるんですから、この件につきましても、イエスかノーかのような判断ではなく、どのように共存させていくのか、どうすれば、その財源も生み出しながら安心・安全を担保できるのか。そのような施策を検討していただきたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

川嶋議長 以上で、東田議員の一般質問を終わります。

引き続き、伊集院議員の発言を許します。

伊集院議員（質問者席へ） それでは、流れと時間の関係も含めまして、通告の2点目と3点目のほうから進めさせていただきたいと存じます。

まず2点目、「森林保全」について。

他議員との重複をできるだけ避けていきたいと存じますが、通告した部分はさせていただきます。

私も、過去より本町の森林台帳や境界等について指摘、要望等をしてまいりました。国の補助やバックアップがある点においては多少なりとも前進してきたところではありますが、本町として森林管理の視点は、「民」のご努力、協力が主力でありました。この5月の法改正を受け、来年4月施行に、本町として府有林や町有林以外の観点も視野に入れていかなければなりません。

まず、その点において、本町としてはどのようにお考えか、お伺いいたします。

都市創造部長 それでは、伊集院議員の「森林保全について」、ご答弁申し上げます。

平成31年4月に「森林経営管理法」が施行され、新たな森林管理システムがスタートいたします。この制度は、経営管理が行われていない森林について、市町村が仲介役となり、森林所有者と林業経営者を繋ぐシステムを構築し、担い手を探すことが可能となるものです。森林所有者と林業経営者のマッチングにおいては、林業経営者に円滑に引き継ぐために、土地の境界確定や、所有者への意向調査も必要となります。

なお、今後のスケジュールにつきましては具体的には決定いたしておりませんが、国や他市町村の動向を注視しつつ、対応を検討してまいりたいと考えております。

また、来年度交付される森林環境譲与税につきましては、積立を行い、制度構築を進めながら、一定の金額になった時点で事業実施を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 森林環境譲与税の自治体への積算根拠ですね、その点をお伺いしたいのと、想定額はどれぐらいを見込まれているのか、お伺いいたします。

都市創造部長 森林環境譲与税にかかります「積算根拠等」についてのお尋ねでございます。

本町の来年度の森林環境譲与税につきましては、大阪府からの情報提供により算出いたしております。まず、国全体の譲与額の10分の2が都道府県に譲与され、残りの10分の8が市町村に譲与されることから、平成31年度の譲与額を200億円と想定した場合、市町村には160億円が譲与されます。次に、市町村に譲与される金額を私有林の人工林面積10分の5・林業就業者数10分の2・人口10分の3の、それぞれの割合を各市町村数値で按分した額が譲与されます。本町の場合、これらを算出いたしますと、182万2,598円が譲与されると想定いたしております。

以上でございます。

伊集院議員 それでは、先ほども大阪府の森林環境税の部分もありましたが、この創設時、思い出すところなんですけども、府の森林の部分は、島本町にはこういうふうに金額が割り振りされてくるというわけではないと思いますが、この島本町の府有林とか、そういうものに使用されているのかどうかということは担当部として把握できるものなのか。その点、お伺いいたします。

都市創造部長 大阪府の森林環境税で実施される「島本町内での事業実績」については、平成28年度は、大沢地区で約13haにおきまして府道沿いの倒木対策などを実施されており、平成29年度では、同じく大沢地区において危険倒木等の伐採で0.5ha、林地整理と植栽で0.19haを実施していただいております。

なお、事業費につきましては、大阪府からの報告等はいただいておりますので、把握はできておりません。

以上でございます。

伊集院議員 前にもありましたように、この徴収で、使途が4年間の期間という部分でありますので、我々も要望を大阪府にしまいいりますけども、行政のほうも要望をご努力いただきますようお願いしまして、③点目には、先ほどの答弁の中で、譲与税は積立をされて、一定の金額になった時点で動いていくというような答弁でしたけど、この「一定の金額」というのは、町としてはどれぐらいを考えていらっしゃるのかをお伺いいたします。

都市創造部長 「一定の金額」についてのお尋ねでございます。

一定の金額につきましては、まことに恐縮ではございますが、現段階でお示しできるものはございませんが、森林整備では、広範囲にわたる整備を実施したほうが費用対効果が高いため、必然的に多額の費用が必要となるという思いでございます。今後につきましても、引き続き国や他市町村の動向を注視しつつ、本町にとって必要な森林整備について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 以前から申しますように、前にもありました、要は境界の確定ですね、この点の作業が大変になってくると。地籍調査の部分においても、明治の公図以来、なかなか国としても、また自治体としても手を入れられなかったことでありますので、このご努力には、先ほどもありましたように費用だけではなくてマンパワー、この点の早期に体制構築をお願いしたいと思います。

ということで、先ほどと重複しておりますので、この点においては終わらせていただきます。

次に、3点目です。「島本町の地下水保全と大阪広域企業団 vol. 2」について、質疑をさせていただきます。9月議会での一般質問の続投となります。

私自身の確認では、10月10日頃でしたか、大阪府内の10町村のうち、島本町以外の町村はすべて大阪広域企業団に統合に向けた意思表示が明らかになりました。実際的な状況も含めまして、ご説明を伺います。また、今後の企業団の状況も伺います。

上下水道部長 それでは、「大阪広域水道企業団」について、ご答弁申し上げます。

まず、「大阪広域水道企業団と府内10町村との統合の状況等について」でございます。

平成29年4月に太子町・千早赤坂村の1町1村が大阪広域水道企業団と事業統合をされ、また平成31年4月には豊能町・忠岡町・田尻町・岬町の4町が、平成36年4月には能勢町が事業統合を予定されておられます。さらには、熊取町・河南町の2町におかれましても、去る10月9日に平成33年4月の事業統合に向けての検討・協議に関する覚書を大阪広域水道企業団との間で締結されたところでございます。

従いまして、現時点におきましては、議員ご指摘のとおり、大阪府内の10町村のうち本町を除く8町1村が、すでに大阪広域水道企業団と事業統合を、もしくは事業統合を

予定されている状況となっているところでございます。

今後の大阪広域水道企業団の状況につきましては、大阪市を除く府内 42 構成団体のうち、14 団体がすでに大阪広域水道企業団と事業統合を、もしくは事業統合を予定されている状況を鑑みますと、引き続き府域水道事業の運営基盤のさらなる強化に向けまして、構成団体との事業統合を含め広域化が進んでいくものと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 では、本町以外の町村が統合に向けて動いていると。そのことによりまして、例えば本町として、今後、注視していかなければならないこと、また課題など伺います。

上下水道部長 次に、「本町として今後注視していかなければならないことや課題等について」でございますが、昨今、構成団体と大阪広域水道企業団との間で事業統合について検討・協議が進められてきております背景として、水道事業を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、様々な課題に直面していることや、運営基盤の強化を図りつつ、近年頻発している自然災害等の非常時においても安全・安心の水を安定的に供給できるような体制づくりが求められていることなどが要因としてあげられ、これらは本町水道事業にも該当するものと考えております。

本町水道事業の昨今の状況といたしましては、平成 20 年度以降、施設整備面では、基幹施設である大薮浄水場施設の更新及び耐震化や、老朽配水管路の更新及び耐震化を計画的に実施してきており、財政面でも、この間、健全経営を維持できておる状況でございます。しかしながら、持続的な事業経営の観点からは、施設整備面では、送水管路のループ化や老朽管路（送水管、配水管及び導水管）の更新並びに耐震化及び配水池（高区・低区）の更新などが重要な課題となっており、引き続き、これらの事業を計画的に実施することとなれば、財政面では、給水人口の減少に伴う料金収入の減が見込まれる中、厳しい財政運営を余儀なくされることになることも予想されます。

従いまして、本町水道事業といたしましては、今後とも施設の老朽化状況、経営状況等を的確に踏まえ、経営の健全化や財源確保にかかる取り組みを進めながら、持続的な事業運営に努めていく必要があるものと考えており、あわせて近隣市の動向にも注視すべきものと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 島本町の歴史を鑑みますと、例えば清掃工場とか消防等もそうですけど、昔、財政が良かったので、その時代の判断で本町は単独事業としてやっております。こういった中、他の自治体では一部事務組合方式などの広域事業として、合理的に運用されている。こういった中、後から入るというのはなかなか困難であるという経験を私はしてきております。

こういった中、町長の選挙公報にも「50 年分の覚悟を持って」ということを記載いただいておりますので、この町村レベルで単独でやっていくには、やはり財源とマンパワ

一と整備費用、こういう必要不可欠な部分においては、それぞれ相応の覚悟を持っていかなければならないと私も思っているんです。よって、水道においては本町単独でやっていくのか、それとも 50 年先を見据えて——単独でやっていくとしてでもですよ——検証は必要不可欠であろうと思います。

一応これで、わかりきっている部分でありますけど、先ほどの答弁の中の、要は「様々な課題に直面」という部分においては具体的にどういうものか、お伺いいたします。

上下水道部長 それでは、「様々な課題とは」ということで、ご答弁申し上げます。

耐用年数を経過した老朽化施設が大幅に増加をしていること、それから給水人口の減少及び更新費用の増加に伴う給水原価の上昇が考えられること、それから技術職員の確保が難しい状況でございまして、今後、技術の継承が困難になるなどの課題があるということでございます。

以上でございます。

伊集院議員 前回の質問で、送水管が約 25 億ほどかかってくるだろうということをお聞きしておりますが、今回も導水管ですか、この部分をお訊きしたいと思います。導水管の更新及び耐震化については、どうでしょうか。お伺いいたします。

上下水道部長 それでは、「導水管の更新及び耐震化」について、ご答弁申し上げます。

「導水管」とは、取水井から大藪浄水場まで地下水を送る水道管のことでございます。平成 29 年度末時点で総延長として約 5.5 キロとなっております。中には、布設後 40 年を超える導水管も存在しておりまして、今後、配水管と同様に計画的な管路の更新及び耐震化が必要な状況となっており、その財源確保が課題になるものと考えてございます。

以上でございます。

伊集院議員 では、その導水管においては、送水管より費用がかかってくるのかどうかちょっと想定できないんですけど、約 5.5 キロ。これどれぐらいか、整備費用というのは想定できますか、伺います。

上下水道部長 それでは、「導水管の更新及び耐震化にかかる整備費用」ということで、概算事業費ということで、現時点では約 3 億円程度を見込んでございます。

以上でございます。

伊集院議員 約 3 億円ということですね。前回の送水管と合わすと、ここでもうすでに 28 億円を必要としてくるという状況になります。

次に、配水池の更新等について伺います。

上下水道部長 それでは、「配水池の更新等」について、ご答弁申し上げます。

現在、配水池につきましては 5 池が稼働中で、配水池の設置時期でございますが、古い順ではございますが、昭和 37 年、昭和 50 年、昭和 51 年、平成 8 年、平成 15 年となっております。数年後には法定耐用年数の 60 年を超える配水池もございまして、施設

の更新や長寿命化等の対策が必要となる状況でございます。今後につきましては、水道管路と同様に、その財源確保が課題になるものと考えてございます。

以上でございます。

伊集院議員 その配水池の整備費用というのは、現時点では出ないんですかね。ちょっと、お伺いします。

上下水道部長 「配水池の更新費用等について」でございますが、現時点では、まだ把握できておりません。

以上でございます。

伊集院議員 配水池に送水管、導水管もありまして、また整備の途中の配水管もまだまだこれから 40 年以上経つのが出てくるだろうということでもありますので、すべてにおいて、やはり財源確保が課題であるという状況であります。

こういった中、最初の答弁の中に「町として、財源確保に関わる取り組みを進めながら」とありましたが、具体的にどういうことを考えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

上下水道部長 「財源確保に関わる取り組みについて」でございますが、現在といたしましては、まずは 1 点目といたしまして、国の交付金制度を活用するということでございます。ただし、採択要件等がございます。現状といたしましては資本単価が 1 m³当たり 90 円という採択要件等もございますが、これにつきましては、現在、島本町水道事業におきましては採択が困難という状況にもあります。それから、2 点目といたしましては企業債の発行ということでございます。借金をするということになりますが、一つの財源の確保ということでは必要になってくるのかなというふうに考えてございます。3 点目といたしましては、水道料金の改定ということで、水道料金の改定についても、今後は検証が必要というふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

伊集院議員 交付金制度の部分は、前回もお聞きしたように、なかなか採択要件が本町には当たらないという状況になりますと、本町としてはやっぱり借金、企業債の発行もしくは水道料金の改定となってくるという部分でありますので、今後、一定、50 年先とかを見据えた中で、いろんな議論は、やっぱりしていかなければならないと思います。

どちらを選択するにしろ、この点は、議論は避けずにしていただきたいということを要望しまして、次の質問に入っていきます。

1 点目であります。町長の「緊急事態宣言」の発令について及び「保育基盤整備加速化方針」等について。

前の 11 月 28 日の子ども・子育て会議において、またその翌日、29 日の総合教育会議において、私の傍聴時の記憶では、町長は確か「保育環境緊急事態宣言の発令をしたい」趣旨のお言葉がありました。町長としてはどのようなお考えなのか、お伺いいたします。

山田町長 それでは、「保育緊急事態宣言」及び「保育基盤整備加速化方針」について、ご答弁を申し上げます。

まず、「宣言についての考えについて」でございますけれども、「保育緊急事態宣言」につきましましては、保育所における待機児童の現状や、過密状態にある保育環境等を取り巻く現状を、町内外の皆様にしっかり知っていただき、ご理解とご協力をいただきたいとの思いから、子ども・子育て会議及び総合教育会議において、宣言を検討している旨のことをお示しさせていただいたものでございます。

あわせて、今後の保育所の基盤整備や町立第四保育所の耐震化につきましても、早期の課題解決に向け、これまで以上に加速して取り組む決意をお示しさせていただいたものでございます。

以上でございます。

伊集院議員 総合教育会議でも、危惧するご質問等がありましたが、その後、「執行部と文章等も見直す」的な回答がありました。

町長は、その総合教育会議後、幾度の協議を経られましたか。また、その内容はどのようなものがありましたか、お伺いいたします。

山田町長 「総合教育会議後の協議内容について」でございますけれども、11月の29日に開催いたしました総合教育会議での教育委員からのご意見を踏まえまして、教育委員会との意見交換を行うとともに、庁議におきましても協議をいたしました。

そこでは、宣言をすることによる本町のイメージや、保護者へ不安をあおるのではないかとといった意見など、懸念される影響についてのご意見がございましたが、私といたしましては、現状を包み隠さず町内外の方々に周知することが大切であるとの強い思いから宣言文を公表することを決断し、12月5日に公表させていただいたものでございます。

以上でございます。

伊集院議員 では、まず、町長は日頃より「住民の声を聞く」や、「対話が大切である」ということで、タウンミーティング等もされておられます。そういった姿勢を出されている中、町民であり、かつ住民の代表でもありますこの議会、また議員と、議員全員協議会等で対話をされなかったのはなぜですか。理由をお伺いいたします。

山田町長 今回の宣言につきましましては、これから転入しようと検討されている方、またすでに本町に住んでおられる住民の方、主には、この方々に対しての情報発信であり、またこれまでの整備が追いついていないということのお詫びであり、そして私たちの反省であり、そして、これからさらに尽力していくというメッセージでございます。

住民の皆様と直接対話をする中、また現場の保育士と対話をする中、そして子ども・子育て会議などでも、町外への発信は特に必要であるとの声をいただいておりますので、住民の声を反映した形で、私の判断で、住民や、これから住民となっただけの方

への説明責任を果たす、そういった思いで出させていただいたものでございます。

議員の皆様とは、具体的な今後の方針の中身、特に「加速化方針」の中身について議論をさせていただければというふうに考えております。

以上でございます。

伊集院議員 議員の我々、町民でもありますけども、我々とは方針の中身を議論されていくということをお伺いしましたが、要は、その「緊急事態宣言」の緊急事態ということですね、町長の。その定義というのは、どういうものなのかをお伺いいたします。

山田町長 宣言文にも記載をさせていただいたとおり、この数年、毎年 100 名近い待機児童が発生し、今後もさらに増加が見込まれていることや、定員を超えた受入れにより「過密化」の問題が顕在化していること、さらに大阪府北部地震を受け、児童の安全を最優先に第四保育所の耐震化を早期に完了させる必要があること。これらの現状は、まさに「緊急事態」と言えるレベルに達しているものと、私としては認識をしております。

このようなことから、「緊急」という強い言葉を使わせていただき、保護者をはじめとする住民の皆さまや関係者の皆さまに広くお伝えをし、今後の基盤整備を含めて、児童や保護者にご迷惑とご不便をおかけすることに対するお詫びと、ご協力をいただきたい、そういった旨の思いも込めたメッセージとして、今回、出させていただいております。

以上でございます。

伊集院議員 その町長判断でされた「緊急事態宣言」の解除の定義をお伺いいたします。

山田町長 解除の定義でございますけれども、毎年 100 名近い待機児童が発生していること等、待機児童の問題がある。それから、過密化の問題がある。そして耐震化ができていない問題がある。この 3 点が大きな緊急事態ということで、今回、出させていただいておりますので、これが概ね解消された頃というもので、具体的に、では待機児童が何名になったからとか、過密化が何%になったからだとか、そういったものは、現段階では数値としてはお示しすることはできませんけれども、概ね、この方針を出させていただいておりますので、それが約 2 年半後には達成されるということで、その頃にもう一度、検討をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

伊集院議員 では、そのメッセージとか、そういう謝罪の部分とか、お気持ちはわかります。それならば宣言と言うより、もうちょっと声明的な努力目標とか、そういう部分ではなくて、やっぱり「宣言」ということを選択されたということは、町長のこの方針において、一定、この内容においては、これでいくと。要は、妥協はしないという決意で出されたというふうに解釈してよろしいか、お伺いいたします。

山田町長 声明等々、違った形での出し方という部分でございますけれども、その点については他市町村の事例などを見ておりますと、大体、宣言というふうに出しておられると

ころが多かったので、私もそれに倣い、宣言として出させていただきました。

また、方針の中身を必ず妥協せずに進めるのかということでございますけれども、この点については、また宣言と方針は別物でございまして、「宣言」は、我々としてもしっかりとやっていくという宣言でありまして、「方針」の中身は、もちろん住民の方、議員の皆様、そして行政マンの知恵を絞って、多くの方が納得いただけるような形でやるべきだというふうに思っております。

以上でございます。

伊集院議員 要は数字とか、予算とか、いろんなことに関わってきます。他の議員もおっしゃっていたように、一定の金額的なものを徹底的に投入していくという覚悟で出されたのかとか、しっかりと定めていただかないと、宣言となるということは、決して教育だけではなくて、ほかの事業にも影響してくるということが考えられます。

先ほど答弁にありました、一定庁議もされた中で懸念される影響についての意見があったと。この点、担当部のほうで、どういう意見があったのか、ちょっとあげていただけますか。お願いいたします。

総合政策部長 庁議の中でも様々なご意見がございました。特には、保育士の配置基準、国基準にしなければならないのではないかといったようなご意見もございましたし、新たな開発への影響、あるいは先ほど町長からもございましたように、転入者が不安に思われたり、現に保育所に通わされている保護者の皆さんへの影響、そういったことへの影響が出ないのか。そして町のイメージ、そういった懸念する声は庁議の中で出ておりました。

以上でございます。

伊集院議員 ちょっと、時系列を確認させていただきます。まず一つ、この「加速化方針」、方針のほうを出されたのはいつですか。

教育こども部長 11月28日の子ども・子育て会議で表明させていただきました。

以上でございます。

伊集院議員 「緊急事態宣言」を発令されたのは12月5日ということを先ほどもお聞きしておりますので、わかります。12月5日発令された、報道提供されまして、取り上げられた新聞とか、何社ありましたか。どこが載せられましたか、お伺いいたします。

総合政策部長 12月5日に報道提供、プレス発表をいたしまして、翌日の朝日新聞の朝刊に、この記事が載りました。その後、時事通信社というところから問い合わせ等もございまして、まだ取材は受けてはおりませんが、直接、町長に取材したいというようなオファーがございます。

以上でございます。

伊集院議員 先に確認だけ、全部済ませますね。それと、平成28年の3月に「島本町公共施設総合管理計画」において四保の計画が、耐震関係も含めて示されておまして、要

は第三小学校の中に入れるという話もありましたが、児童の安全性の確保のために変更するということになりましたが、この変更された、公になった、発表されたのはいつなのか、お伺いいたします。

総合政策部長 大きく方針を転換したのは、平成 29 年 6 月の施政方針の中でお示しをさせていただきまして、それまで第三小学校での移転建て替えというのを計画をしておりましたけれども、諸事情によりまして断念をして、第二幼稚園との一体的な整備を含めた再検討を行うことを発表させていただいたということでございます。

伊集院議員 それではもう 1 点は、今、第二幼稚園の跡地、認定こども園を募集されてたと思いますが、この募集期間の締め切りはいつでしたか、お伺いいたします。

教育こども部長 12 月 10 日の月曜日でございます。

以上でございます。

伊集院議員 募集期間にかかっている最中の 12 月 5 日に、「緊急事態宣言」を町長は発令されました。募集期間の締め切りが 12 月 10 日です。もし、ここで 12 月 5 日で判断をされた、その前に私、12 月 3 日に一般質問の通告を出させていただいております。それでも 5 日に出されたということは、一定、この第二幼稚園跡地の事業募集、ここには影響してこないというふうに考えられたのか。

要は、町長は自ら平成 30 年の施政方針で示されました町長方針にもある、この民間事業者、募集をかけてる最中ということを、町長判断で「緊急事態宣言」を発令されたこと。ここにおいては矛盾を感じるころではありますが、それなりの理由があるんだと思いますので、この募集期間中に宣言を出されたことの理由を、お伺いします。

山田町長 そもそも「宣言」につきましては、「加速化方針」と同時か、それよりも前に出すべきであったというふうには考えております。様々な、その後の慎重な議論、また文言の修正などに時間を要したため、それが遅くなって 12 月 5 日になったということでございます。

ただ、それが与える影響でございますけれども、「宣言」を出したからといって、事業者が来なくなるというようなことは、その関連性が私には理解ができないんですけれども、むしろ、「加速化方針」を出したことによる影響のほうが大きいかなというふうには感じております。

以上でございます。

伊集院議員 手をあげられるか、影響がわからないということでもありますけども、島本町は、要は国基準よりも町基準で保育士をされております。こういった中、やはり民間で手をあげるのがなかなか厳しいのは、抜本的には保育士が足りないという状況であります。

こういった中、やはり評判の中とかでも、この「緊急事態宣言」が出ることに、多少なりとも影響がないと、私は言い切れないと考えております。その主観においては、それぞれが違うのかわかりませんが、やはり島本町の将来を考えていただくとなる

と、急いで出す必要があったのか。要は方針と同時に言うことはおっしゃってますけど、方針より後に出されてますのでね、この点というのは、そんなに急ぐべき必要があったのか。

なぜ、この期間だったのかをお伺いしたいのが1点と、もう1点は、この定義の中に待機児童のことも触れられております。「地方自治法」の改正がありまして、今年の4月から施行されております。決算不認定の場合における町長からの、当該不認定を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、この内容を議会等に報告、公表しなければならないということに、今、法改正をされております。この待機児童ということを定義に入れていらっしゃるということは、ここで方策を、措置を講じたというふうに受け取るんですが、この点、町長、どう思われますか。2点、お訊きしております。

山田町長 まず、この期間に出したということについてでございますけれども、先ほどからも申し上げており、本来は、それよりも早く出す予定であったものが、やむにやまれず遅れたということで、その時期になったということでございます。

私からは、以上でございます。

総合政策部長 「地方自治法」の改正によりまして、決算の不認定理由の中で、措置を講じた場合は議会へ報告して公表するという、そういう改正がされているということは承知をしております。今回、決算の不認定の中でいただいた理由の中で、保育士不足であったり保育士の配置基準、そのあたりのソフト面の部分についての指摘は大きかったというふうに理解をしております。

今回、「加速化方針」の中で特に保育士の配置基準を変更するとか、あるいは保育士の雇用について何らかの施策を打ち出したという部分はございませんので、それらについては、今後、措置を講じられた段階で議会に報告をさせていただいて、公表をしていくということで考えておりますので、今回は、その措置には該当しないという判断をさせていただきました。

以上でございます。

伊集院議員 ということは、この緊急事態ということを発令されております理由が、待機児童、過密化、第四保育所の耐震化、これは今ではないんじゃないかと。要は、なぜ今なのかがちょっと疑問なんです、その定義でいくと、緊急事態というのはもうすでに始まっていたわけではないんでしょうか。お伺いいたします。

山田町長 もちろん、私が緊急事態というふうに認識をしたのは町長の就任当初からでございます。保育所の待機児童問題をはじめ第四保育所や第三小学校の耐震化につきましても、早期に解決しなければならない、そういった緊急事態であるとは認識をしております。そのときには、宣言を出すということまでは至っておりませんでしたけれども、ただ、厳密にいつかというのは定かではありませんけれども、年度末に100名近い待機児童が発生している中で、耐震化も急がなければならない事態となっていること。また

保育所の保護者や保育士の先生達と、日頃、話をする中で、現状の保育所の課題や保護者の不満、そういったものをたくさん耳にしてきました。私自身も、過去に娘が待機児童となっており、そのときは一時保育でしのぎ、何とか、その翌年には入所できた経験などもございます。

この数年の現状を思い返してみても、かつ、これから将来のことを考えたときに、やはり、これは緊急事態と言わざるを得ない状況になっていると、改めて認識をしたところでございます。

以上でございます。

伊集院議員 では、その町外に発信されるということ。町内というのはわかるんですよ、やはり第一に町内ですから。町外に発信されるということの中に、要は保育士が足りないころ、募集期間を出している、事業者を募集しているときに、この「緊急事態」を出したら、保育士、来ますか……（議場内、私語多し）……。保育士がそんなことを見た中に、こんな大変な自治体の中にあるところに手あげようかなと思うんですかね。やっぱり、ちょっと一步調べた中でね、引いていくと思うんですよ……（「それはわからない」と呼ぶ者あり）……。ちょっと議長、止めてください。

川嶋議長 暫時休憩いたします。

（午後6時02分～午後6時02分まで休憩）

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

伊集院議員 持ち時間ない中、やはり、いろいろ保育士さんなんかもね、自分達が働いていく環境というのはネットや、いろんなことで調べたりされます。「緊急事態宣言」を掲げているところに、いざ自分が出そうかと思うと、その自治体のところは避けようとするのが普通だとは思いますが。それがそうじゃないとおっしゃる方々もいらっしゃるんでしょうけども、私はそうではなくて、やっぱり影響してくるのではないかと思います。

ですので、一定、この「緊急宣言」したいのはわかるんですけど、するならば、やっぱり町長判断でいかれるということは、町議会の二元代表制を外していくことになりますのでね。一定、意見を議論された中で出さばったんなら良かったんではないかと思いますが、今後、今回のこの町政運営のやり方においては、町長としては、答弁をお聞きしていると致し方がないというふうな感じを取れるんですが、そう思っているかどうかを確認させていただきます。

山田町長 今後の進め方、町政運営の進め方というところだと思うんですけども、もちろん二元代表制として話をするべきところは話をさせていただき、議論をするべきところは議会の場で議論をさせていただき、進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

伊集院議員 町外に発信される内容としては、逆に、島本町に入ってくるなというように取れる部分もあります。私も小学校の時代、町長が住まれている若山台の開発がありま

した。当時にもいろんなことはありますが、かといって、自分達は入ってきて良くて、後はあかんとか、そういう心理的なところはなかったです。私どもも学校はちゃんとした教室ではなくて仮設校舎でもありましたし、だからといって恨みつらみもないです。やはり、外に発信される。要は、募集が公立ではなくて私立であっても、保育士はどこも足りない状況でありますので、やはり私は、これは大きく影響したと思っております。

今後出てくるだろうと思しますので、その点はいかがかと思いますが、町長としてはこのやり方においては、そのときどきだとおっしゃるんなら、再度お訊きしますが、今後こういった町政運営の仕方をされますか。再度、確認します。

山田町長 もちろん、私の裁量の範囲で決めるべきところは決め、ご相談させていただかないといけないところをご相談させていただき、健全な二代表制である町政運営を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます……（傍聴席から拍手）……。

川嶋議長 暫時休憩いたします。

（午後 6 時 06 分～午後 6 時 06 分まで休憩）

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

伊集院議員 先にさせてもらった 2 番、3 番、森林、また水ですね。これは我々の生活の営みに欠かせない水、そのもとは森林であります。要は、この点においても多額の費用がかかってくる状況。確かに住民さんの人口の話、他の議員さんにもありましたけどね、過去の財政は、私、調査した中では、やはり人口減る分、自主財源も減る。こういった中の部分もありますので、一概に減るからすべてがいいとか、そういうわけではないと思うんです。

限られた、島本町は 7 割が山間部であり、残りの 3 割しか活用していきません。こういった中で生きていくには、いろんな議論が必要だと思います。できれば、議決権ではないからといって、そのまま、町長は町民さんとは話されて議員とは話されないというのは、ちょっと私はやっぱりおかしいと思います。町民の 1 人でもある議員ですので、同じような扱いはしていただきたいということを申し上げます。その点、町長、どうでしょうか。

山田町長 もちろん、住民の代表である議員の皆様とは、しっかりと話をするべきであるというふうには考えております。ただ、今回の件につきましては、私は自分の裁量の範囲でさせていただいたということでございます。

以上でございます。

伊集院議員 やはり議会軽視と、いろいろ怒ってこられた議員さんもたくさん、過去も見てきてます。今回はえらい静かやと思いますけどね。やっぱり一部、怒ってくれる人も必要であるし、バックしてもらわなあかん人も必要でありますし、ここは仕事ですので、あくまでも対等で話しているので、やはり町長の思いというのは引き出して、お聞きし

ていくと理解してくる部分もあります。しかし、この方針という中において、町長は、それに宣言を付けたということは、強行的にこれは突破していこうということなのか、お伺いいたします。

山田町長 少し質問の意図が、私には見えなかったんですけども、強行的に進めるかどうかというようなご質問かと思います。

基本的には私のスタイルとしては、やはり話をして進めるというのが私のスタイルでございます。ただ、今、伊集院議員がおっしゃったように、我々も仕事としてやっておりますし、議員の皆様も仕事としてやっておりますので、それぞれの権限の中において業務を粛々と進めるということでやっております。ただ、その中にはやはり対話というものも必要であるというふうには、十分認識をしております。

以上でございます。

川嶋議長 50 秒です。

伊集院議員 はい。強い意志での思いを持って、決意で、この宣言を出されたとおっしゃったので、この方針においてはしっかりと進められるんだろうと思います。ただ、町民さん達との話をされるのはいいんですが、我々も町民の1人であります。一緒に議論をしていただくこと、話し合いをしてもらうこと、必ず全協いただくということを最後にお訊きして、私の一般質問を終わりたいと思いますが、今後、全協をされますよね。再度、確認です。

山田町長 今回の件ということでございましたら、議員全員協議会のほうでもお話をさせていただきたいと思います。また、今後の進め方につきましては、可能な限り、必要があると思えば私も皆様に相談させていただきますし、住民の方とも直接対話をして、私も住民の方から直接選ばれております。行政マンの中で、ただ1人、住民から直接選ばれておりますので、住民と行政を繋ぐ役割も私の責務だと感じておりますので、その点をしっかりと思いながら、業務を進めていきたいというふうに感じております。

以上でございます。

川嶋議長 以上で、伊集院議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後6時11分～午後6時20分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、河野議員の発言を許します。

河野議員 (質問者席へ) 日本共産党・河野恵子です。長時間にわたる審議で大変お疲れのところだと思いますが、最後まで、よろしくお願いをいたします。

一般質問の通告を3題出しておりますが、質問の内容上、3、2、1の順でやらせていただきます。よろしくお願いいたします。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略、総合計画基本構想、都市計画マスタープラン、

公共施設総合管理計画等、進捗と相互の乖離、現状」を伺います。

「第四次総合計画基本構想」の年次は、ＪＲ島本駅開業による人口流入、市街地農地の減少、大型マンションや住宅開発の急増、東北大震災や風水害による内水氾濫、北部地震に至り、防災や、まちづくりの方向性や、価値観の転換を求められた時期であったと考えております。

そこで質問ですが、子ども医療助成、しまもと eco ライフ支援補助金、民間住宅耐震化の促進、これは「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に明記されております。11 月 1 日に配布された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の進捗状況を資料としていただきましたが、特に、この 3 点が、遅れが見受けられると考えております。「その要因と、2018 年度の進捗状況」について、説明を求めます。

総合政策部長 それでは、「まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗等」について、ご答弁を申し上げます。

まず、①「子ども医療費助成、しまもと eco ライフ支援補助金、民間住宅耐震化の進捗について」でございます。

「子ども医療費助成」につきましては、平成 25 年 10 月及び平成 27 年 7 月の 2 回にわたり制度改正を行い、所得制限を撤廃するとともに、通院は小学生、入院は中学生まで拡大しております。しかしながら、府内では、本町を除くすべての自治体が中学生以上までを助成対象としており、一部の自治体におきましては高校生まで助成対象を拡大していると聞き及んでおります。本町におきましても、本年度の施政方針でお示ししているとおり、さらなる制度拡充に向け対象者の拡大に向けた検討を行い、一定の方向性をお示しする予定でございます。

なお、拡充の検討に際しましては、本町の財政状況及び他施策との整合のほか、府内の他市町村の実施状況を踏まえ、制度設計を行ってまいります。

次に、「eco ライフ支援補助金」につきましては、一般家庭における太陽光発電システム設置にかかる補助制度の創設を見込んでいたものでございますが、他自治体の事例研究や、太陽光発電以外の再生可能エネルギーや省エネルギーに対する助成も含めて検討を行っておりますが、財政状況等を勘案し、事業実施には至っておりません。今後については、「総合計画」及び「総合戦略」の改定作業の中で、財政状況や他の施策との整合等を踏まえながら、事業のあり方や方向性について検討してまいりたいと考えております。

また、「民間住宅の耐震化の促進」につきましては、耐震診断・耐震改修等に対する補助を行っており、平成 29 年度までの過去 3 年間で計 30 件の申請をいただいております。平成 30 年度からは補助内容を拡充し新たに耐震設計への補助を追加しており、様々な機会を通じて制度の周知と浸透に努めてまいります。

なお、本年度の申請実績につきましては、11 月末時点ですでに 30 件を超えており、

前年度に比べ大幅に増加をしております。

以上でございます。

河野議員 続いて、「本総合戦略」の期間と、「総合計画基本構想」との整合性については、審議会に対してどのように説明し、今後、どのような認識のもとで進められますか。答弁を求めます。

総合政策部長 ②の「総合戦略と総合計画の整合性等について」でございます。

まず、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間でございますが、平成 27 年度から 31 年度までの 5 年間であり、次年度に更新作業を行うことを想定しているところであります。その点では、現在見直し作業に着手している「総合計画」と同じく、平成 32 年度から次期計画を開始する予定です。

なお、現時点で、国から次期「総合戦略」の策定に関する詳細な情報は入っておりませんので、今後も情報収集に努め、適切に対応してまいります。

また、「総合計画との整合について」でございますが、次期総合計画の構成におきましては、「総合計画」の基本構想及び基本計画の下に、「総合戦略」をはじめ各分野の個別計画等を置き、「総合計画」の施策体系との整合を図ったうえで、総合計画を補完し、具体化する存在として位置付けていくことを予定しています。

11 月に開催した総合計画審議会においても、その旨の説明を行ったところです。その中でも、地域活性化や人口減少対策を目的とする「総合戦略」は、雇用、産業、観光、福祉、子育て、安全など、幅広い分野に関連する施策を扱う計画であり、個別計画の中でも中心的な計画の一つであるものと考えております。今後、両計画の次期計画の策定作業を進めていく中で、両者の整合や補完関係等について留意し、検討してまいります。

以上でございます。

河野議員 通告は 2 点、出してございましたけれども、これらの国から規定された法律に基づいた様々な計画策定を小規模自治体も余儀なくされておりますが、こと、この計画同士が整合していない。あるいはその中で、今、保育所に至っております耐震化の問題が埋没してしまうというようなことに絶対ならないように、総合政策部のほうではしっかりと進行管理をしていただきたい。

ここに「島本町住宅建築物耐震改修促進計画」というのが、これは 2017 年、平成 29 年 3 月に、これも策定されております。ここには耐震化率の目標として、先ほど紹介のあった戸建てなど「民間住宅の耐震化率」は平成 30 年度までに 95%と規定されております。また、次には「多数の者が利用する建築物等の耐震化率」、これは実は 2 年後にもう 95%を達成しなければいけないというふうに町として目標を定めているわけで、ここに私は公立第四保育所及び第三小学校が入っているものというふうに認識しておりますが、このことが様々なほかの施策、特に開発誘導・推進ということの中に、人員及び財源ともに後回しになり、埋没してしまうということが今に至っているのではないかという

点では、今後、総合政策部においてはこの点、しっかりと管理をし、この eco ライフ補助金等、耐震改修については、どちらが先なのかというふうな議論を現場でもされているようなことを聞きましたが、両者において必要であるというふうに感じております。地球温暖化防止及び前の北部地震に関わるような民間住宅の耐震化を進めることが、また、強いまちづくりをも進めていく。

以前、同僚議員、議員団のときの議員が、集合住宅においては 1 棟しか耐震診断の補助金が出ないことによって、管理組合が手をあげるのをなかなかできないということでは、集合住宅の耐震診断なんかもなかなか進まない、その点が遅れてしまうということにもなりかねません。

その点は要望といたしまして、この 1 点目の質問は終わらせていただきます。

続きまして、「生産緑地制度～市街化農地という財産」について、質問をいたします。

生産緑地制度がいよいよ導入される、この事務が今、精力的に進められております。前の 11 月 27 日の島本町都市計画での説明会が開催されました。私も拝聴させていただきました。今まで市街化農地の果たしてきた役割と、市街化の中で農地を守ってこられた地権者の苦労は並々ならぬものと拝察いたしました。当日、会場で出された疑問について、今後も農業者や関係者には丁寧な情報提供が必要だと痛感しております。その点を、この議場でも明らかにしていきたいと思えます。

①点目の質問です。市街化以降、長年の宅地並み課税の重税感、特に広瀬地域などは都市計画、市街化区域に編入されて以来、もう数十年来経ちますので、宅地並み課税の中で、その重税の中で農地を手放されたという方もおられたり、何とか、この生産緑地制度が制定されるのを待っていたというような方もおられました。

これら重税感や、これから市街化される、例えば JR 島本駅西側農地などが対象になるかも知れませんが、地域の増税への不安というものが、この説明会で露呈したというふうに私は思っております。当日、会場からの質問について、改めて担当部局から説明を求めます。

都市創造部長 続きまして、2 点目の「生産緑地地区制度」にかかるご質問について、順次ご答弁申し上げます。

まず、「市街化区域における固定資産税について」でございます。

本町における市街化区域内農地につきましては、宅地並み評価・農地に準じた課税となっており、3 大都市圏の特定市とは異なり、前年度の課税標準額の最大 1.1 倍となるよう負担調整措置が導入されておりますが、「生産緑地法」が改正されてから 30 年程度経過することにより、固定資産税が近隣の宅地等と同水準まで上昇することにより、当該地で営農を継続することが困難な状況になっているものと想定されます。

このような状況を鑑み、市街地においても引き続き営農しやすい環境を整備するため、「生産緑地地区」の指定に向けて事務を進めており、一概には申し上げることはできま

せんが、指定された際には、平均して現在の 75 分の 1 程度の固定資産税になることが想定されます。

なお、説明会においては、「島本町の取り組みが遅い」とのご意見もいただきましたが、全国の 3 大都市圏の特定市以外において、平成 28 年 12 月 31 日現在、10 市町村のみの取り組みとなっていることなどを踏まえ、本町の取り組みが遅いとの認識はございません。

なお、今後、市街化区域へ編入される予定となっている農地につきましては、編入後、同様に宅地並み評価・農地に準じた課税となります。現時点で生産緑地地区の指定はできませんが、編入された際には、地権者のご意向を踏まえながら、追加指定も視野に入れ、事務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 この件について、都市計画審議会の付議、案件提出の形態及び時期について、説明を求めます。

都市創造部長 続きまして、「都市計画審議会への付議について」でございます。

現在、大阪府と協議を進めている段階であるため、あくまで予定ではございますが、先日の説明会資料でお示しさせていただきました資料をもとに、「都市計画法」に基づき手続きを進めてまいりたいと考えております。具体的には、今後、大阪府知事の同意をいただいた後、2 月上旬頃に都市計画案の公告及び縦覧を行う予定としております。その後、都市計画図書を作成し、3 月末頃に島本町都市計画審議会へ付議し、承認いただいた後、都市計画決定を行いたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 私、この生産緑地制度のことを前期から議員、また会派で求めてきたものですが、隣接する大山崎町は早くから手がけられていたと聞いております。その経験を聞いておりますと、生産緑地指定を希望される農地地権者の方を募って、最終的にまとめられるまでに相当時間を要したということを知っておりましたので、今回、島本町においては一度の説明会、一度の募集で二桁の地権者の方が希望されている、指定を受けたいということでおられたということは、相当待たれていたというふうに思いますし、確かに遅すぎたということではないですが、相当待たれていたということで、出席させていただく中で、この生産緑地地区の説明会を見ておりますと、生産緑地地区が 5 ヲ所、大きく地図で示されております。その周辺を見ておりますと、今、市街化の区域に編入されて準工業地域になっているところ、国道沿いであるとか、あるいは第二種中高層住居専用地域であるということでは、周辺がどんどん開発をされていく、高層も建つかも知れないというような中で、本当に農機具の搬入路を造るためにわざわざ土地を買い求められたり、そういう中で必死で市街化農地を守ってこられたということについては、改めて敬意を表したいという思いでありますし、そういったことに至るまでの経緯などを、

しっかりとこれから広報として、生産緑地としてのいろいろなメリット、あるいは意義、目的などについては、まだまだこれから住民の中に浸透するためには手立てが必要だというふうに考えております。

また、議会の図書室に様々行政関係の書籍があるんですが、第 193 回国会で、この「都市緑地法の一部を改正する法律」で、「生産緑地法」も含めた、その要件の緩和、引き下げというものがされたというふうに認識しております。この生産緑地の面積要件を引き下げて特定生産緑地制度を創設したということも、この法律の改正の一部だと聞いております。

島本町はまだまだそこには至りませんが、「都市と農の共生」ということが大きく掲げられているということ。また生産緑地地区における建築規制の緩和、これは農家レストランが可能になった。新たな用途地域として、田園住居地域が創設されたということが明記されています。そういう意味で、建築できる建築物は住宅、共同住宅、大学等を除く学校、保育所等第一種低層住居専用地域内に建築することができる建築物及び農業用施設、農産物直売所（農家レストラン等を含む）に限定され、一定の形態規制がかかる。これはあくまで田園住居地域の定義です。

しかし、こういったことを法改正した背景には、「少子高齢化、人口減少——これは引用です——社会資本の整備と老朽化の進行、地方公共団体における財政面・人員面の制約の深刻化等、都市公園を取り巻く社会情勢の変化や、都市の緑、オープンスペースに対する新たなニーズ等踏まえて、今後、あるべき方向性に向け大きく舵を取ったとも言える。今後、改正法により創設された制度を活用し、公的主体と民間主体の相互連携のもと、魅力的な緑、オープンスペースの創出、都市環境の向上が図られていくことを期待したい。」、これは『自治体フォーム研究』という 2018 年夏号の 60 ページから 63 ページに記載されていることです。

この行政からの説明ではありますが、ようやく緒に着いたという市街化農地の、一定の市街化された農地ですね、すでに市街化された農地の、今後、農地として保持されていく努力に応える。また、その先にある農地保全の様々な施策も休まずに構築していただきたい。これは要望に止めます。以上です。

3 番目の質問に移ります。「島本町保育基盤整備加速化方針」、第四保育所入所児童の安心、待機児童、障がい児保育の観点から伺います。

私は、2018 年 11 月 26 日に保育緊急要望書を提出いたしました。2019 年度予算編成及び施政方針に対しての予算要望書とともに、今期においては特に保育に関しては緊急と捉え、要望書を提出しております。この要望項目の検討経過をこの質問で問うとともに、その後、「保育基盤整備加速化方針」が発表され、そのことを受けて質問をいたします。

この 5 年間、特に第四保育所保護者対象に、耐震化関連の説明会は一度もされてこなかったということについては、行政、そして私も含めてですが、猛省を求めながら、質問

をいたします。

1. 過去、5年間、一度も第四保育所耐震化について保護者説明やタウンミーティングは実施せず、これが失政であったと考えます。次年度入所申請受付事務については、申請の取り下げ、追加申請、変更ができるように、すべての保護者に配慮は当然と考えておりますが、現時点でどのように措置をされておりますか。答弁を求めます。

二つ目の質問です。「加速化方針」は、町内の公・私立関わらず、保護者、保育者にとっては、あくまで現時点ではたたき台であると私は認識しております。公有地等、例えば緑地公園のプール建設予定地、または役場前駐車場にプレハブ建設（リースも含む）という方法を取った場合の、開設までの期間を検討すべきであると考えております。見解を伺います。

3点目です。高浜学園が第四保育所耐震化の際の有効な代替施設、キャパシティであるというのは、私自身が9月に一般質問した際の答弁でありました。しかし、一方でこの高浜学園、当該保育所の現状としては、11月28日の子ども・子育て会議に施設長さんの赤裸々な発言がありました。急遽50人ほどの第四保育所のお子さんを一気に受け入れる、0～2歳までのお子さんを受け入れる、そういうことについては非常に現場が不安になっているというような発言があったというふうに記憶しております。

通常保育、認可定員の受け入れが今、この当該保育所の最大課題である。そういうふうに考えた場合、一時保育、障がい児保育等の特別保育の実施は、もう早急には不可能だと私は推察しております。急がれる特別保育の実現の可能性、そしてその実績と職員確保の観点から考えると、第四保育所跡地、認定こども園は公立とし、島本町ですでに経験のある障がい児保育、一時保育を実施することを優先すべきではありませんか。答弁を求めます。

続いていきます。4番目です。人口増加傾向にある中で、就学前の専門療育機関の不足、障がい児保育が全く拡充されていない状況であります。子ども・子育て会議に示されたニーズ調査の項目で、障がい児保育・療育のニーズはどのように数値化され、明確にされるのか、伺います。

教育こども部長 それでは、河野議員の一般質問の1問目、「島本町保育基盤整備加速化方針」について、ご答弁申し上げます。

まず、「耐震化タウンミーティング未実施、次年度入所申請受付事務の措置について」でございます。

昨年11月の時点で、町立第二幼稚園跡地に200人定員の認定こども園を整備し、第四保育所児童の皆様に一時的に移動していただき、その間、第四保育所の耐震化を進めるとの考えに至り、第四保育所入所家庭及び入所を予定されている皆様に対し、一時的な転園の可能性があることをお示しいたしました。また町立保育所・幼稚園を会場に、当該園に在籍する児童の保護者、または幼稚園・保育所に関心をお持ちで園近隣にお住ま

いの未就学児の保護者を対象として、タウンミーティング『教育・保育施設のあり方について』を開催いたしており、その中で「第四保育所の耐震化については、一度移っていただく必要があるため、新たに建てる認定こども園を受け皿として活用したい。その後、第四保育所を耐震化し、そのまま保育施設として活用する」との事務局の意向をお示しし、参加者からは大きな反対意見はない中、実施にあたって、より具体的なお意見を頂戴したところでございます。

また、「次年度入所申請受付事務」については12月6日から行っており、平成31年度において第四保育所での新規受け入れは行わず、また、在園児については同年度中に転園していただく必要があることについて、あらかじめお知らせをいたしました。しかしながら、第四保育所在籍家庭の皆様から、12月に予定する保護者説明会終了後に関係書類を提出したいとの声が多数ありましたことから、通常の入所受付期間を説明会終了後の12月27日まで延長することといたしました。また、転園先候補の施設に転園・移動を希望される方の受付は、2月中下旬に希望調査を実施する予定でございます。

次に、「加速化方針における他の手法の検討について」でございます。

「島本町保育基盤整備加速化方針」につきましても、保護者からのご意向を踏まえ、現時点で考えられる方策についてお示ししたものでございます。この方針は、幾つかの大規模なプロジェクトから成立しておりますことから、個々の事業を推進するにあたり、議会で審議をいただき、また子ども・子育て会議などの意見を踏まえ、進めてまいりたいと考えております。今後は、この方針に基づき保育基盤整備を行ってまいりますが、家庭ごとに個別具体的な事情がありますことから、可能な限り実態を確認し、よりよい事業を進めてまいりたいと考えております。

なお、現在の耐震性能を満たしていない第四保育所からできる限り早期に移動していただかなければならないとの思いを持っており、また在籍児童を一度に受け入れができる施設が現時点ではないことから、今回、ふれあいセンターほか複数施設を転園先に位置付け、方針としてお示しをしたものでございます。

「プレハブ建設」との案につきましては、仮設であっても、保育所に求められる耐震性等の安全面の条件をクリアする必要があること、整備に関わって様々な手続きを要すること、また建設にあたって基礎工事等含め各種工程が必要なことなどについては本設工事と変わらず、工期についても大きく短縮できるものではないことから、検討案とはならないとの認識を持っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、「第四保育所跡地の認定こども園は、公立で一時保育・障がい児保育を実施すべき」についてでございます。

現在、第四保育所児童の転園先といたしまして高浜学園をあげておりますが、子どもの受け入れにおいては保育士確保が前提となっていることから、現町立保育所勤務の臨時保育士に対し、現在、第四保育所が抱える課題を説明する中で、民間園での勤務につ

いて協力をいただけるようお願いしているところです。しかしながら、どこで働くかは本人の意思により決定するものでありますことから、転職いただけるかどうかは、現時点で確定したものではありません。

また一時保育につきましては、山崎保育園で現在受け入れができており、今後、高浜学園において事業を開始していただくことで、町内で大きく2エリアで受け入れができることとなるため、障害児保育の実現とあわせ、保育士確保に向け連携を図ってまいりたいと考えております。

なお、第四保育所は、役場前客用駐車場に移転新築することで、引き続き町立保育所2園を維持する予定であり、町立園が障害児保育における町内公立・民間保育所の核となって、山崎保育園、また保育士確保ができた場合の高浜学園や、今後整備予定の認定こども園を含め、全町的に障害児保育を展開していくとの考えを持っているところでございます。

次に、「ニーズ調査における障がい児保育・療育のニーズの数値化について」でございます。

「子ども・子育て支援事業計画」につきまして、まず、「幼児期の学校教育・保育に関し、需要量及び供給量を年度ごとに見込んだ上での提供体制の確保の内容及びその実施時期」「地域子ども・子育て支援事業の需要量及び供給量を見込んだ上での地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期」「教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容」を中心として数値化することを求められており、国・大阪府が大枠を示すアンケート調査票にあっても、その方針に沿った設問の設定となっております。

それらに加え、特記事項として「保護を要する子どもの養育環境の整備、障害児に対して行われる保護に関する事項」についても言及があり、もう一方の関係部局である健康福祉部と施策上の整合性や連携を図りながら、障害児保育を推進していくものと認識をいたしております。

以上でございます。

河野議員 続けていきます。「待機児童家庭の実態把握」について、伺います。これは緊急要望書にも書かせていただいております。

中でも、保育所に入れない、親の介護も抱えていて保育士として働き出せないという実態も聞いております。経験者や若年層の保育士の確保も急がれるという中では、身近なところで保育士として働いていただく職住近接という意味での保育士就職、または出産後の職場復帰をさらにしやすくするために、町内保育従事者への保育所入所基準ポイント加算の充実ということは、いかがでしょうか。また、フルタイム職員に育児休業・介護休業の適用できる勤務条件を付与するなど、ハードルを下げる方法を検討すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

二つ目です。すでに「加速化方針」の内容を知った保護者から、小規模保育所は第四保育所の代替施設として満員になる、入所はますます困難になる、府外の認可外保育所まで探さなければならない、遠方の認可外保育所への送迎時間の負担や高い保育料負担など、二重三重に苦しめられる待機児童家庭に対し、負担軽減のための補助をすべきだと再三再四言ってまいりましたが、改めて求めます。答弁を求めます。

続けて、国の来年10月に予定されております保育無償化と同時に引き起こると言われております「給食材料と保育料の実費徴収」は、何としても、国に対してもストップさせる必要があると考えておりますが、島本町独自として無償化前倒しをし、実施することと同時に、給食費実費徴収をしない方向について検討すべきであると考えますが、いかがですか。見解を求めます。

教育こども部長 次に、「待機児童家庭の実態把握について」でございます。

まず、①「保育士確保策の検討について」ですが、これは保育士に限ったことではありませんが、例えば、仕事をする傍ら親の介護をしている、いわゆるダブルケアの状態にある保護者のいる家庭などがあった場合には、これまでも入所事由に当たる事情を総合的に勘案して審査するよう取り扱ってございましたが、本年度の入所審査基準表から、その取り扱いを明確にするように改めております。また、保育士として町内保育所に勤務いただく場合は、勤務時間数の下限を設定しておりますが、加点することとし、実績として保育士確保に繋がっているところでございます。

いずれにいたしましても、保育士確保は喫緊の課題でございますので、他自治体の先進的取り組みなどを参考としながら、今後も様々な策を検討してまいりたいと考えております。

次に、②「待機児童家庭への負担軽減のための補助を」についてでございます。

今回、第四保育所在籍児童の転園先として、ふれあいセンターなど臨時的な保育室のほか、小規模保育事業所など一般的な受け入れ先についても対象としているため、今後、保育所入所を希望の家庭にとっては、「保育基盤整備加速化方針」に基づく認定こども園等整備が進むまでは、ニーズと供給量が大きく乖離した状態となり、待機となるケースも増えることが想定されております。

しかしながら、現時点では、町外の認可外保育施設等への入所にあたり負担軽減のための補助等は検討しておらず、まず何より、方針にお示ししたスケジュールを着実に履行していくこと、また少しでも前倒しできないか、常に進捗の見直しを図っていくことが必要であると認識をしておるところでございます。

なお、国においては、幼児教育無償化の議論の中で、認可外保育施設も対象となっていることから、その動きを注視してまいります。

次に、「無償化前倒しと給食費の実費徴収しない方向について」でございます。

現在、国におきまして、内閣府、総務省、財務省、文部科学省及び厚生労働省の関係

省庁により、国・都道府県・市町村においての事業ごとの負担割合について検討を進めているところと聞き及んでおります。本町といたしましては、国の動きを十分注視して、まもなく来年に控える制度構築と整合性が取れるよう、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員 第四保育所の耐震化のことに、また戻りたいと思いますが、この保育の無償化の問題で、同時に引き起こる問題については、本来、9月の一般質問でやりたかったんですが、耐震化の問題ができませんでした。

内閣府は、無償化により食材費が実費負担の幼稚園と不公平が生じないように、保育園の給食食材費は無償化の対象外とするという方針を出していると聞いております。保育料の給食食材費が含まれる保育園は、食材費を実費払いに切り替えるということになるだろうと。先ほども民間保育園に対して主食補助をやっていると。これはこれで島本町の優れた民間保育園に対する補助制度であったんですが、このことが根幹から崩れていきます。

これは実は、今、島本町は耐震化のことで精一杯なんですけども、国全体の大問題になっているということを認識していただいて、これが来年10月から始まる当初予算の大きな議論になると考えますので、さらなる負担増になるということは避けていただきたい。もちろん私たちも要望はしております。そういう意味では、検討を求めています。

それから、待機児童の問題ですが、私自身、この役場の正面の関西電力グラウンド跡地のマンションの向こうに建った120数戸の戸建てを、表札のある家、すべて回らせていただきました。ほとんどはインターホンか、お留守。会えたのは15人程度ですが、その圧倒的多数が待機児童であり、もう4月からも絶望的と。この「加速化方針」を読んで震え上がっておられるというのが実態でしたが、ほんとに皆さん、冷静におられて、案外、議会のほうが、議員のほうが興奮してますけど、みんな冷静に考えておられますが、京阪神以外の認可外を仮押さえして、それも認可外もすぐ一杯になるので、4月からの保育料を払って、育児休暇ギリギリ粘って切れたときに入ると。でも、それは京阪神以外の認可外保育所を対象に考えていると。通勤は通勤で大阪市、近くなんですが、大きな三角形で子どもをお育てになるという決意をされておりまして、その中で、わがままかも知れませんが、第四保育所の開所は33年度4月には必ず間に合わせてください、このようなことを非常に遠慮がちにおっしゃっておられたのが印象に残りました。中には、家買ってローンが始まっているけれども、住民票が移せない。転入先、前の家では保育所入れているわけですから、島本に来た途端に2人とも入れない、3人とも入れない。なので、住民票が移せないままカラ家賃も払いながら、二つ分の家のお金を払っているという方もおられます。

それは、ほんの一端だと思いますので、待機児童家庭においては、ほんとにこの「加

速化方針」は非常に、なかなか希望がないと思いますが、私自身はむしろ、この「加速化方針」は待機児童対策に優先的に使っていただきたい。そのうえでプレハブをということを申し上げました。

政令市、大都市、高槻市内の民間保育園、民間認定こども園に電話で聞き取りをいたしました。最長2年間、最短2ヵ月ということで、プレハブリースをやっておられましたが、その点について、島本町はしっかりと調査をしたのか。また、第四保育所の保護者からも出ている、皆さんが丸ごと移れるような方向性ということでは、しっかりとした、そういった方策も持っておく必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。答弁を求めます。

また、第四保育所が役場の駐車場の跡地ということですが、なぜ90人なのか。これは0歳～2歳の方は、非常に残念なことに、すべて民間に振り分けられるという運命を辿らなくてはいけない。これは大問題だと思っております。これ、地震の直後だったら受け入れられますけども、もう5ヵ月も経ってね、民間に全員振り分けられると。90人の第四保育所には帰れないかも知れない。この定数は問題であると考えますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

教育こども部長 プレハブに関する検討経過でございますが、本年12月1日現在の第四保育所の受け入れ人数は200人でございまして、同規模の仮設園舎を建設するとすると、一般的に設計の事業者選定、基本設計、実施設計をはじめ建築確認申請や許認可等の手続き、そして実際の建築工事等に1年から1年半程度を要すると見込まれており、本設工事と大きく変わるものではないということです。また、その費用については、あくまでも現第四保育所と同じ延床面積として試算した額でございしますが、4億円を超えるものと見込んでおり、大幅に安価になるわけではないと。様々な理由から、今回は仮設を「加速化方針」の検討から除かせていただいております。

もう1点ですが、新第四保育所の定員を150人から90人にしたことについてでございますが、「保育基盤整備加速化方針」に記載のとおり、町立保育所2園を堅持するとともに、今後、高まりを見せる保育ニーズに対応するため、それに加え認定こども園を整備する際、民間事業者が主体者となることによって様々な特色ある保育を提供いただける。保護者の選択の幅が増えるとともに、事業費を国・大阪府から補助金として獲得でき、町の負担が軽減でき、ほかに展開できる事業を拡げることができると期待するものです。

第四保育所跡地は広い敷地面積を活用して、現行同様150人定員程度として整備できること、またJR島本駅に近接して利便性が高いとの長所のある、民間事業者の参入が望めることなどから、民間主体による事業を計画いたしました。そして、町立は、現在、活用できる可能性がある役場前乗客用駐車場に新築移転し、その広さや今後の保育ニーズを見込んで90人としたんですが、90人の保育所規模で言えば、敷地は一般的に

1千平米と言われております。前の駐車場の面積としては約2千平米ということから考えると、やはり役場前来客者用の駐車場の機能も当然残すべきということから考えますと、もう1点、第二保育所は170人規模で2,300平米ほどかかっておりますので、おそらく150人の定員ということになると、この2千平米丸ごと使ってでの対応となってしまうので、そのあたり、来客者用駐車場の機能も残しつつということを踏まえて、今回、90人の設定とさせていただいたものでございます。

以上でございます。

川嶋議長 時間が……。

河野議員 はい。そういうことで、最終的には明後日、明後日開かれる保護者会等の説明会、意見交換会で、しっかりと意見を受け止めていただく。皆さんの意見を実現できないか、再度検討していただく。その中に、たぶん併走してプレハブということも案として持っておく必要が生じるのではないかと考えております。ふれあいセンターも非常にリスクが高いというふうに、先ほどの質問を聞いて思いました。

また、民間保育園が、実際には第一保育所廃止してから、民間保育園誘致して、実はあまり成功できていないんですね。公立でやるほうが実は近道であると私は直感しております。その辺について、今、保育士さんも確保できています……（質問時間終了のベル音）……。その点、答弁を求めます。

教育こども部長 先日、お示しをさせていただきました「保育基盤整備加速化方針」を進めることを前提として、今回の待機児童の解消、そして入所率が高いことの解消、そして第四保育所の耐震対策にあたってまいりたいと考えております。

以上でございます。

川嶋議長 以上で、河野議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合によりこれをもって延会とし、明日12月14日午前10時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は明日12月14日午前10時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

（午後7時02分 延会）

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

諸般の報告

一般質問

福嶋議員 1. スポーツ振興と健康寿命延伸

2. 審議会等の会議情報の公開促進と内部統制

塚田議員 1. 保育行政について

2. 特殊詐欺について

中田議員 1. 子育て世代に冷たい島本町と言われたいよう、もっと投資を！

2. JR島本駅西の都市計画の変更とまちづくり

戸田議員 1. 保育基盤整備加速化方針の検証

～第4保育所の子どもたちの安全な転園先～

2. 都市計画法に基づく建物の高さ制限！

～景観形成と適正人口規模をめざして～

3. 学童保育室職員の知識及び技能の向上を

大久保議員 1. 島本町の通学路について

2. 島本町の森林整備について

岡田議員 これでいいのか広域連携

清水議員 森林整備について

東田議員 1. 第四保育所の耐震化及び転園に関する保護者への対応について

2. 若山台調整池の在り方について

伊集院議員 1. 町長の「緊急事態宣言の発令」について、および「保育基盤整備加速化方針」等について

2. 森林保全について

3. 島本町の地下水保全と大阪広域水道企業団について vol. 2

河野議員 1. 島本町保育基盤整備加速化方針～第四保育所入所児童の安心・待機児童・障がい児保育の観点から

2. 生産緑地制度～市街化農地という財産について

3. まち・ひと・しごと創生総合戦略・総合計画基本構想・都市計画マスタープラン・公共施設総合管理計画等進捗と相互の乖離、現状を問う

平成 3 0 年

島 本 町 議 会 1 2 月 定 例 会 議 会 議 録

第 2 号

平 成 3 0 年 1 2 月 1 4 日 (金)

島本町議会 12月定例会議 会議録（第2号）

年 月 日 平成30年12月14日（金）

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり14人である。

1番	塚 田 淳	2番	大久保 孝幸	3番	東 田 正 樹
4番	平 井 均	5番	河 野 恵 子	6番	清 水 貞 治
7番	岡 田 初 恵	8番	川 嶋 玲 子	9番	戸 田 靖 子
10番	中 田 みどり	11番	野 村 篤	12番	伊集院 春美
13番	福 嶋 保 雄	14番	村 上 毅		

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山 田 紘平	副 町 長	小 田 哲史	教 育 長	持 田 学
総 合 政 策 部 長	北 河 浩 紀	総 務 部 長	由 岐 英	健 康 福 祉 部 長	原 山 郁 子
都 市 創 造 部 長	名 越 誠 治	都 市 創 造 部 理 事	柏 木 栄 一	上 下 水 道 部 長	水 木 正 也
消 防 長	近 藤 治 彦	教 育 こ ど も 部 長	岡 本 泰 三	会 計 管 理 者	永 田 暢
上 下 水 道 部 次 長	新 貴 博	健 康 福 祉 部 福 祉 推 進 課 長	柚 木 利 徳	上 下 水 道 部 工 務 課 長	梅 若 英 夫

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	妹 藤 博 美	書 記	村 田 健 一	書 記	小 東 義 明
---------	---------	-----	---------	-----	---------

議事日程第2号

平成30年12月14日（金）午前10時開議

- | | | |
|------|--------|------------------------------------|
| 日程第1 | 第10号報告 | 平成30年度島本町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について |
| 日程第2 | 第11号報告 | 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について |
| 日程第3 | 第77号議案 | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第4 | 第78号議案 | 大字山崎財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第5 | 第79号議案 | 島本町職員定数条例の一部改正について |
| 日程第6 | 第80号議案 | 島本町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について |
| 日程第7 | 第81号議案 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| | 第82号議案 | 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| | 第83号議案 | 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について |
| | 第84号議案 | 平成30年度島本町一般会計補正予算（第5号） |
| | 第85号議案 | 平成30年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） |
| | 第86号議案 | 平成30年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| | 第87号議案 | 平成30年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号） |
| | 第88号議案 | 平成30年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号） |
| | 第89号議案 | 平成30年度島本町水道事業会計補正予算（第3号） |

(午前 10 時 00 分 開議)

川嶋議長 おはようございます。昨日に引き続き、大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は 14 名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第 1、第 10 号報告 平成 30 年度島本町一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務部長（登壇） おはようございます。それでは、第 10 号報告 平成 30 年度島本町一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分につきまして、ご説明申し上げます。

本年 9 月 4 日に非常に強い勢力を保ち徳島県に上陸した台風第 21 号は、近畿地方を中心に大きな被害を及ぼし、本町におきましても、町内の各所において被害が発生いたしました。このため早急に復旧工事を要する公共施設の予算につきまして、「地方自治法」第 180 条第 1 項及び「町長の専決事項の指定について」第 4 号の規定に基づき、10 月 18 日付けで専決処分により補正を行いましたので、報告させていただくものでございます。

それでは、順次ご説明申し上げます。議案書の 10 の 3 ページをお開き願います。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1,600 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 114 億 2,920 万 7 千円とするもので、款項別の内容につきましては、10 の 5 ページからの「第 1 表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

補正予算の内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

10 の 9 ページの「歳入」でございます。

第 18 款 繰入金、第 2 項 基金繰入金、第 2 目 財政調整基金繰入金 1,600 万 4 千円の増額につきましては、歳出予算の財源を補てんするため増額したものでございます。

続きまして、10 の 10 ページの「歳出」でございます。

第 10 款 災害復旧費、第 1 項 災害復旧費、第 4 目 農林水産業災害復旧事業費 359 万 1 千円及び第 5 目 土木災害復旧事業費 1,241 万 3 千円の増額につきましては、台風第 21 号により被害を受けた公共施設の復旧にかかる経費を、それぞれ計上したものでございます。

以上、簡単ではございますが、第 10 号報告の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

川嶋議長 これより、本報告に対する質疑を行います。

戸田議員 おはようございます。第 10 号報告 一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分について。

まず、土木災害復旧事業費の中から 1 点、質問いたします。桜井一丁目地内大型屋根飛来につき、所有者と協議及び費用負担のあり方について思うところがあります。発災

時、迅速な対応が求められる際に、どこまで協議記録が残せるかは難しいところですが、これを機に、所有者が特定できる場合の費用負担については、顧問弁護士の見解や、所有者が災害保険に加入しておられる場合の考え方などについて調査し、今後の対応について、一定の方向性を見出しておく必要があるのではないのでしょうか。

都市創造部長 今後の災害対応についてでございます。

台風第 21 号をはじめ、本年、地震や突発的な集中豪雨などにより様々な事案の被害が発生していることから、本町といたしましても、今後の災害発生時において適切な対応をより円滑に行えるよう、顧問弁護士の見解についても確認させていただく必要があるものと認識いたしております。また、近隣自治体の災害時における緊急対応の取り組み状況も踏まえ、今後の方向性につきましても検証してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 よろしくお願ひいたします。

昨日、冒頭の挨拶で町長がおっしゃっていましたが、本当に災害の多い夏でした。職員の皆様のご尽力に改めて感謝するところなんですけれども、今、落ち着いて振り返り、次に備えるということが大事ななと思っております。

報告書の作成なども待たれるところなんですけれども、次に農林水産業災害復旧事業費について、1 点、問います。子羊公園に隣接する里道整備についてです。所有者とどのような協議が行われ、結果、現在どういう状況になっていますか。説明を求めます。

都市創造部長 それでは、山崎五丁目地内に位置する里道の応急復旧について、ご答弁申し上げます。

台風 21 号の影響により、当該里道に隣接する敷地内の樹木が里道側に倒木いたしました。土地所有者との協議内容といたしましては、里道が通行の支障となる区間の倒木処理は本町が実施いたし、切った樹木の最終処分につきましては土地所有者において対応していただける内容となっております。

また、土地所有者とは一定協議が完了はしておりますが、当該樹木は里道をまたぎ、第三者の所有地にも越境しており、現在、第三者の方と処理方法等の詳細な協議を継続しておりますことから、協議が調った後、倒木処理に着手してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 今回の件を次に活かすような振り返りを求めまして、また弁護士の見解を得るなどしていただきたいと提言いたしまして、これに止めておきます。ありがとうございます。

岡田議員 町内で災害が起こったときの緊急対策といたしまして、競争入札の参加資格で町内業者ということなんです、今、町内業者の中で緊急時に対応できる業者というのは何社あって、その順序と言うんですか、緊急時の順序というのは、島本町としてはど

のような決め方で、その順位は決めていらっしゃるのでしょうか。

都市創造部長 災害時におきます緊急対応していただける業者についてのお尋ねでございます。

本町におきましては、平成19年7月10日から、災害時における道路・河川等応急対策業務に関する要領を定めておりまして、その要領の中に、一定必要な事項、対応いただけるような内容をうたわせていただいております。

まず、現在の業者の数でございますが、町内にあります土木を営んでおられる9社の業者の方がございます。あと、順番でございますが、当該要領を作成した時点におきまして、その当時、土木業を営んでおられて、当該要領にご理解、ご協力いただける業者を、その当時に抽選により順番を決めさせていただきまして、現在も、この順番に基づき応急対応業務、ご依頼をさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

岡田議員 わかりました。抽選により業者の順位を決めていらっしゃるということですが、この抽選で決められた期間というのは、何年を目途に、その順位というのは決められているものなのでしょうか。例えば、業者によっては人数が要る場合、人数が揃わないという場合とかもあると思うんですね、緊急時に。そういう場合の手当てとしては、島本町はどのようにされているのでしょうか。

都市創造部長 災害時において応急的に、早急に応急復旧をお願いさせていただく内容となっておりますことから、当然のことながら、業者が対応していただけるボリューム的なものも勘案していただく中で、やはり何日も何ヵ月もかかるような対応でしたら、私どもとしても困ってしまいますので、一定のボリュームをもって、業者、順番にお声かけをさせていただいている状況でございます。過去には、やはり業者としての対応が困難ということで、飛ばさせていただいた事例もございます。

以上でございます。

岡田議員 私が業者の方に訊きますと、やはり緊急時とあわせて、入札もなかなか回ってこないというようなことから、機械等に関してもレンタルにするとか、それで労働者の数とか、すぐには対応ができないというようなことも業者の中からお聞きいたしておりますので、そういう場合は島本町として次の方と言うんですか、に飛ばしていくというような、ちょっと言葉は悪いんですが、というような形でされているということですか。というのは業者さんから断りが入ると思うんですけれども、そういう場合というのは次の方に飛ばすというような形を取られているという考え方でよろしいんですか。

都市創造部長 応急対策をお願いしていただく内容と、あと、そのボリューム的な部分について、次に従事していただく順番の業者の方にお声かけをさせていただき、一定、その業者の方とも十二分に協議をさせていただく中で、結果として、今回、お受けすることは困難であるというようなことというのは、過去には生じております。

以上でございます。

河野議員 同じく農林水産業災害復旧事業費と土木災害復旧事業費、専決処分対応ということで、町道大沢線、深谷林道、府道沿い善峰川、この周辺については、ほぼ、もうすでに作業を終えておられるというふうに聞き及んでおります。それで間違いはないかということ、ご答弁をお願いいたします。

ただ、これを執行される以前に、森林ボランティアさんとも一定協議をされたというようなことを、直後、私の聞き取りで聞いたように記憶しております。ただし、この被害の範囲については、とうてい、このボランティアさんということにはならなかったのではないかという意味では、ちょっと苦言ということでは厳し過ぎるかも知れませんが、ほぼ、こういった形での予算執行、業者に依頼をするという判断が必要ではなかったのかなというふうに、今、振り返ってみれば思うところではありますが、その点についての執行部のほうでの考え方がありましたら、お示ください。

以上です。

都市創造部長 まず最初に、今回の専決処分をさせていただいた部分で、まだ業務として残っておりますのは、前にご答弁もさせていただいたんですけども、山崎五丁目地内における倒木処理のみとなっております。

また、今回、本当に多くの場面でボランティアさんにお手伝いいただきましたことにつきましては、改めて感謝申し上げたいと深く思っているところでございます。今回、ボランティアさんにご依頼させていただいたことにつきましても、やはりボランティアさんの活動の中で対応していただけるかどうかという部分については十二分に協議をさせていただき、快諾いただいた場所につきましては、ご依頼をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

河野議員 私、台風 21 号の到来は 9 月 4 日だったと思いますけれども、その週末に長岡京のほうの府道から大沢に入らせていただいた。まだ当時は開通していなかったということですし、その数週間後には島本町内から再度大沢に入らせていただいたんですが、当時の地元の方の思いでは、年を越すかも知れないというふうに懸念をされておりましたが、これも、これは 11 月中に作業を終えられたというのは、相当なスピードアップで作業していただいたというふうに思っております。これは感謝として申し上げます。もちろん、先ほどおっしゃったボランティアさんに対しての思いは同じであります。

ただ、今、大沢地域に特化して質問させてもらっておりますけれども、ここにある名産、原木シイタケということの収穫時期というのがありまして、それに間に合うかどうかということも現地での懸念材料であったのですが、その点について、原課において把握されていることがありましたら、お示ください。

以上です。

都市創造部長 大沢地域におきますシイタケにかかります原木栽培、今までどおり大丈夫かというようなお問い合わせだと認識いたしましたが、特に現時点で大きな支障があるというような形での情報というのは、私自身は承知いたしておりません。

以上でございます。

清水議員 1点だけ、ちょっと確認しておきたいんですけど、ほんとに今回、森林ボランティアさん、いろんなところで、細かいところで、時間をかけて整備していただいたこと、ものすごいありがたいんですが、森林ボランティアさんに対する援助というか、行政側から何か一つ、されたこと、あるんですか。

都市創造部長 今回、森林ボランティアさんに数多くの場所で、結構長い期間、ボランティアとしてご活躍、お願いをさせていただき、対応していただいたところでございます。具体的な支援というにはどうかなとは思いますが、実際、チェーンソーを活用して活動もしていただいておりますことから、チェーンソーの歯でありますとか、チェーンソーを動かすための燃料等については、実費分的な形にはなるんですけども、後ほどお返しをさせていただいたところでございます。

以上でございます。

清水議員 今回、ほんとにボランティアで、長いことやっていただいたボランティアさんにはありがたいんですが、町から、本来、実費・消耗品等を支給したという格好なんです、今後もこういうことがあるのであれば、なにがしか、ほかの援助というのも考えていただきたいなと思います。

都市創造部長 今回は実費的な部分になったんですけども、当然、昨今の気象状況等を勘案しますと、来年度以降も含めて、災害という可能性というのは否定できるものではないと認識しておりますことから、今後の分については鋭意、関係部局等も含めて協議等、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

川嶋議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

第10号報告については、報告を承ったものといたします。

日程第2、第11号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

健康福祉部長(登壇) それでは、第11号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について、ご説明申し上げます。

議案書11の1をご覧ください。

本件につきましては、平成30年7月3日に島本町水無瀬一丁目20番地付近におきま

して発生いたしました事故につきまして、「地方自治法」第 180 条第 1 項及び「町長の専決事項の指定について」第 1 号の規定により、平成 30 年 10 月 23 日に損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分を行い、また、同日付けで相手方と「民法」695 条の規定により和解を行ったため、「地方自治法」第 180 条第 2 項の規定により、ご報告させていただくものでございます。

それでは、議案書 11 の 4 の次のページに添付しております、第 11 号報告資料の次のページをお開きください。

示談書の写しでございます。第一当事者（甲）は島本町長名でございます。相手方である第二当事者（乙）は、エルケア株式会社デイサービスみなせでございます。

事故発生日時は、平成 30 年 7 月 3 日（火）、午後 1 時 45 分頃でございます。

事故発生場所は、大阪府三島郡水無瀬一丁目 20 番地付近であり、議案報告資料 2 ページの位置図及び 3 ページの事故状況図に図示しておりますが、第二当事者（乙）の駐車場内でございます。

事故の原因、状況、結果でございますが、いきいき健康課所属の職員が、町が所有する原動機付き自転車を運転して相手方駐車場に入ろうとした際に操作を誤ったことで、原動機付き自転車が急発進し、当該駐車場に停めてあった、デイサービスみなせが施設の送迎等で使用する軽自動車の後部に追突し、車両後部のバンパーなどが破損したものでございます。

相手方車両の破損状況につきましては、議案報告資料 4 ページの相手方車両破損状況写真のとおりでございます。

町職員につきましては、転倒した際の打撲と擦り傷がございましたが、幸い大きな怪我等なく、また事故当時、相手方車両は無人の状態でした。

次に、示談内容でございますが、過失割合は本町が 10 割でございますことから、相手方に損害賠償金として車両修理代 5 万 5,004 円を支払うものとし、本町及び相手方の間には一切の債権債務関係がないことを確認しております。

なお、損害賠償金につきましては、本町が加入する保険会社により、11 月 30 日にすでに支払い済みでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

川嶋議長 これより、本報告に対する質疑を行います。

戸田議員 大事に至らなくて良かったなと思っております。職員が事故発生当初に取った行動について、説明を求めます。また労働災害としての取り扱いになると思うのですが、職員本人に怪我、あるいは頭部打撲などの心配はありませんでしたか。

健康福祉部長 事故当初、職員が取った行動につきまして、ご答弁申し上げます。

事故発生当初、警察に通報するとともに、所属先でありますいきいき健康課職員に連

絡を取りまして、当該事故報告を行うとともに、その指示を仰いでおります。また、連絡がありました後に、管理職を含むまた別の職員が事故現場に駆けつけまして、職員の怪我の程度や、事故の状況の詳細について確認を行っております。また、相手方でありますデイサービスみなせへの謝罪を当日に行っております。

また、ご心配いただいております頭部の外傷等、そのほかの怪我の心配についてでございますが、事故発生時に確認した際には、事故を起こしました本人はやはり動揺しておりますし、本人に頭部の打撲等の自覚症状はございませんでしたが、所属長の促しによりまして、事故当日に町内にあるかかりつけ医療機関を受診をしております。受診結果につきましては、先ほどご報告申し上げましたとおり擦り傷と打撲のみということで、継続受診の必要はございませんでしたし、また翌日以降、通常業務にもあたっております。

なお、受診につきましては、労働災害の申請の処理をしております。

以上でございます。

川嶋議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

第 11 号報告については、報告を承ったものといたします。

日程第 3、第 77 号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総合政策部長（登壇） それでは、第 77 号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

提案理由につきましては、任期満了に伴い再任するものでございます。

今回、選任の同意をお願いいたします上田秀樹氏につきましては、平成 22 年 2 月から固定資産評価審査委員会委員をお願いし、現在、3 期目でございます。新たな任期につきましては、平成 31 年 2 月 18 日から平成 34 年 2 月 17 日までの 3 年間でございます。

なお、上田氏の略歴につきましては、77 の 2 ページに記載させていただいているとおりでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長 これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 77 号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第 77 号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 4、第 78 号議案 大字山崎財産区管理委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務部長(登壇) それでは、第 78 号議案 大字山崎財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、平成 31 年 1 月 27 日に任期が満了することに伴い、再任及び新たに選任するものでございます。

今回、ご提案させていただいております 7 名のうち、中村忠四郎、生野輝正氏、横山豊氏及び木村修氏につきましては再任を、中塚一氏、岩井良夫氏及び小笠原光氏につきましては新たに選任をお願いするものでございます。

任期につきましては、平成 31 年 1 月 28 日から平成 35 年 1 月 27 日までの 4 年間でございます。

以上、簡単ではございますが、第 78 号議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長 これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 78 号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第 78 号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 5、第 79 号議案 島本町職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総合政策部長(登壇) それでは、第 79 号議案 島本町職員定数条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

提案理由につきましては、定員管理の適正化を図るため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容につきまして、79 の 4 ページの次に添付いたしております議案資料に基づき、ご説明を申し上げます。

2 の「議案の概要」をご覧ください。

今回の改正につきましては、教育委員会の事務部局において、特に子育て施策への対応に人員が必要となることから 5 人の定数増を行うとともに、下水道事業が来年 4 月より企業会計へ移行することに伴い、水道事業の事業部局の職員を「上下水道事業職員」に文言を改め、2 人の定数増を行うものでございます。また、消防職員につきましても、現状に即して 3 人の定数増を行うものでございます。

なお、町長の事務部局の職員につきましては、町全体の職員数管理と現状を勘案し、5 人の定数減を行い、職員定数の合計につきましては、これまでの 279 人から 284 人の 5 人増とするものでございます。今後とも適正な定数管理に努め、必要な人員配置に努めてまいりたいと考えております。

最後に、施行日につきましては、平成 31 年 4 月 1 日でございます。

以上、簡単ではございますが、第 79 号議案につきましてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長 これより、本案に対する質疑を行います。

戸田議員 第 79 号議案 島本町職員定数条例の一部改正について、私から 2 点に絞って質疑をいたします。

一つは、保育士・幼稚園教諭の教育委員会事務局への配置についてです。9 月、人びとの新しい歩みの大綱質疑に答えて、「保育士・幼稚園教諭の本庁での勤務につきましては、現場職員がより広い視野を持って事業にあたることができる」「現場に精通した者が計画策定などに従事することで、より実効性を担保できるなど様々な効果が見込ま

れますことから、今後検討していくべき課題」という認識を示されていました。

質問は、定員管理の適正化を図ることを目的とした本定数条例改正により、保育士・幼稚園教諭の本庁での勤務が可能になる環境が整うのではありませんか。「保育基盤整備加速化方針」が発表されました。「緊急事態宣言」も出されています。保育基盤を加速化的に整備するために集中的に事務を進めるうえで、保育士・幼稚園教諭の経験と知識を活かしていく必要性がこれまでにないほど高まっています。今こそ人事交流を実現していただきたい。保育士・幼稚園教諭の本庁での勤務により、現場職員が教育委員会事務局で組織運営、マネジメント能力などを習得することは、広い視野で人材育成と保育の質の向上に努め、中長期的視点で子ども・子育て支援に従事できる管理職を育てることになる。そういう環境を整えるべきではありませんか。

もう1点は、生涯学習課に正規雇用の学芸員職員を置くことについてです。文化財保護について、文化庁が示す地方公共団体の主な役割は多岐にわたっています。重要な文化財の指定・選定、文化財の保存・公開のための施設の設置と運営など、高度な専門性が必要な業務のほか、学習活動・伝承活動など文化財保護のための地域活動も重要です。近年の文化施策の推進は評価に値しますが、担当する非正規雇用の嘱託職員の豊かな経験、人脈を、中長期的に次世代に継承するには至っていないのではありませんか。また、埋蔵文化財・考古学を専門とする学芸員のほかに、文献や伝承から歴史・文化を繙く学芸員職員を置く必要がありますが、教育委員会の事務局の職員定数に余裕がなく、実現には至っていませんでした。職員定数条例改正、定数管理の適正化により、新たな正規雇用の学芸員配置が可能になるのではありませんか。そのように理解してよろしいでしょうか。

ご答弁をお願いいたします。

総合政策部長 まず、保育士・幼稚園教諭の教育委員会事務局への配置ということでございます。

今回、教育委員会事務局の職員定数について5名の増をお願いしております。職員の配置上限に一定余裕を持たせるということで、人事配置の弾力性が高まるということで考えております。保育士・幼稚園教諭が本庁で勤務することにつきましては、現場の職員が持つ知識や経験を、これまでより円滑に行政施策に反映させることができるといった面で効果があるものというふうに考えております。保育士や幼稚園教諭にとりましても、本庁に籍を置き事務職員とともに仕事することは、事務執行方法や組織マネジメント力などを養うことができ、人材育成に繋がるというふうにも考えております。

本町でも、過去には保育所長経験者を役場本庁に配置し、後進の指導や助言等に従事していただいた時期がございます。また他団体におきましても、保育士等の現場職員を本庁や子育て支援の役割を担う施設に配置し、児童の発達に関する相談事業などの企画運営や、保育士など他の専門職と連携しての支援業務に従事している事例があるという

ふうにも聞き及んでおります。

一方で、特に保育士につきましては、現在、本町におきましては人材確保が非常に困難な状況にあります。このようなことから、今後、教育委員会とも十分協議をさせていただきながら、配置につきましては検討する必要があるというふうに考えております。

また、学芸員につきましても、平成 27 年度に正規職員 1 名を採用させていただいております。今回の条例改正を踏まえました今後の具体的な人員配置の内容につきましては、教育子ども部と十分連携を図り、教育委員会が現在抱えている様々な課題に優先順位をつけて対応する必要があるというふうに考えておりますので、引き続き教育委員会と協議をしていきたいというふうに考えております。

私からは、以上でございます。

岡田議員 今の教育委員会事務局の職員が 5 名増ということですが、具体的に教育委員会の、特に職員の手が足りない部分というのは、どこの職種になるのでしょうか。例えば、私、もう前から思ってたんですが、一部、民生のほうから教育委員会に移行したというときがございましたよね。私は気持ち的には賛成ではなかったんですけども、そういうところからしますと、教育委員会に行かれて 5 名の増ということは、いろんなことを考えれば、やはり、そのところから負担があったのではないかというふうに理解をいたしますが、ちょっと説明が、5 人の増になるという説明を、きちんと細かくしていただくことってできますか。

総合政策部長 教育委員会におきましては、平成 26 年度に機構改革によりまして、子育て支援の部分が教育委員会に移りました。その際に 20 人の町長部局でやっていた人数ですね、20 人をそのまま教育委員会へ移したという経緯がございます。ただ、現状を見ますと、今般、お示しをしております「保育基盤加速化方針」も含め待機児童対策など、子育て支援にかかる業務というのは非常に増えてきている現状にあります。そういったことで、教育委員会としては、子育て支援にかかる職員が不足しているというのも一つございますし、それ以外にも虐待対応とかネグレクトとか、いろいろと課題は多くあります。

そういった業務のほかにも、当然、学校教育を含めていろいろな制度改正がある中で対応していかなければならないという状況の中で、現状では 68 名の職員配置になっております。今年度、2 名程度の保育士をさらに採用する予定でございまして、来年 4 月には、現状 70 人を定員にしておりますので、いっぱいいっぱいになるか、あるいは職員の退職とか再任用の方の退職等もございしますが、そういったことも勘案すると、今の定数を超えてしまう可能性もあるということで、若干の余裕は必要であるということで、今回、5 名の増をさせていただきました。

ただ、5 名増ということですが、直ちに 5 名を増員するということは非常に難しいとは考えておりますけれども、今後につきましても、引き続き業務量という

のは増加していくという中で、今回、5名増ということにさせていただいたものでございます。

以上でございます。

岡田議員 わかりました。ほんとに外から見ててもね、教育委員会の、特に子育て支援のところって、すごい業務量が多いんだろうなというのが、すぐ感じておりました。すぐには5人というのが難しいというようなこともございますが、一人ひとりの職員がさぞ仕事の量をたくさん抱えての毎日でないかなっていうふうに思いますので、職員の健康面も考える必要があるのかなってというのは、ほんとに私たち、外から見ててもすごく感じておられますので、できるだけ早く5人の職員を揃えていただきまして、健康管理に十分に気をつけていただきたいって、そういう思いで毎日見ておりましたので、ぜひ早急に、できることなら、よろしく願いしたいなっていうふうに思っております。

以上です。

戸田議員 私の2問目になります。

保育士・幼稚園教諭の教育委員会事務局への配置については、府内類似団体、豊能町の事例で、その効果と必要性を痛感しました。子育て支援課に絶対に必要と思っています。今、他の議員もおっしゃいましたけれども、ぜひ考えていただきたい。

三島地区幼稚園教育担当指導主事等連絡会や、大阪府の市町村幼児教育担当者連絡会に、本町からはこれまで長く小中学校の指導主事が参加しています。そのように認識しています。前者は、年に3～4回あるとのこと。これは問題というか、非常にもったいないと思います。近隣地区の職員とせっかくの交流・意見交換の機会を活かせていないからです。小中学校の主事としても、より本来の業務に専念できる環境に変えていくべきであり、改善が必要と考えますが、いかがでしょうか。見解をお願いします。

もう一つの学芸員です。数年前、主に埋蔵文化財を担当する考古学を専門とする学芸員を正規雇用したことにより、役割分担ができ、実は豊かであった町内9村の民俗文化財への調査・研究が、昨今、進みつつあります。それは本当に素晴らしいと思っております。が、それらはすでに失われてしまったものも多く、高齢化により聞き取り調査も困難になっているはずです。今が非常に大事です。また、指定文化財の所有者等に対する管理・修理・公開に関することや現状変更の制限、そういったものへ、所有者へのサポートは高度な専門性や信頼関係を必要とする大変難しい仕事になります。臨時的嘱託職員の専門性と意欲と人柄は、内外から高く評価されていると認識していますが、「文化と歴史の薫る島本町」を目指す本町としては、中長期的視野で正規職員を育成していかなければならない。この臨時職員の持っていらっしゃるスキルと人脈を繋いでいかなければならない。いかがでしょうか。

教育こども部長 2点のご質問でございます。

まず、1点目でございますが、保育士や幼稚園教諭に現場だけでなく、現場の各園を

統括するという立場に立って業務に従事することや、他市町村職員と交流を図ることは、現在、小中学校の教職員を割愛として教育推進課に配置しておりますけれども、これらの職員がまた現場に戻って活躍している姿を見ていると、大変意義のあるものだと感じております。いずれにいたしましても、今後の交流につきましては、担う業務の目的や効果を整理したうえで、人事担当、そして現場の各園の意見も十分踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

そして、2点目でございます。学芸員につきましては、考古学をはじめ民俗学、歴史学など、専門分野が多岐にわたっております。いずれの分野につきましても専門性が高く、特定の職員がすべての分野に習熟することは困難なことから、これら専門分野ごとに学芸員が配置されることが理想であるとは考えております。いずれにいたしましても、人員配置につきましては、人事部局とも協議しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 私は長く、学芸員の正規雇用を求めておりました。臨時的嘱託職員ということで学芸員の採用募集をされていますが、応募がありません。

離宮研究の空白地と言われていた水無瀬の地に、水無瀬殿が確かに存在したことが今後明らかになっていくとも思われ、島本町教育委員会への期待が高まっています。離宮研究のみならず中世史——歴史学ですね、庭園学など、他分野にまたがる研究者から、この島本町は非常に注目されています。大変面白い仕事ができる島本町であるにも関わらず、非正規雇用嘱託員という条件では人生をかけられない。採用募集に応じることも、教え子を紹介することもできかねるというところだと思います。これを機に、正規職員の学芸員を採用募集していただくことを強く求めておきたいと思います。

もう一つの保育士・幼稚園教諭の人事交流についてです。仮に、保育士・幼稚園教諭が本庁で勤務し、民生教育消防委員会に出席し、議員からの質疑に答え、ともに問題を解決する環境があれば、今回のような「加速化方針」や「緊急事態宣言」ではなく、もっと計画的な課題解決に繋がっていたのではないかと。そう考えると無念でならないのですが、教育長、町長のお考えをお聞かせください。

持田教育長 それでは、ただいまのご質問のご答弁をさせていただきます。

これまでも各種計画策定や事業の実施に際しては、本庁職員と、現場の保育士や幼稚園教諭間で情報共有を図りながら連携し、対応してまいりました。今回の「保育基盤整備加速化方針」につきましても、現場の意見を踏まえながら作成したものでございます。

今後の人事交流につきましては、先ほど来のご答弁にもありますように、人事担当、そして現場の各園の意見も十分踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

山田町長 先日、「保育緊急事態宣言」を発表させていただいております。この宣言の中

にも、現場保育士の目線を大切にしながら、問題の解消に取り組んでいくというところもお示しをさせていただいたところでございます。私も、従来から現場の職員が持つ知識、経験、そういったものを行政施策に反映することや人材育成、また他の専門職との連携による支援体勢の充実といった観点から、一定の効果が見込まれるものということは認識をいたしております。

全体の職員の配置というところも関係してきますので、また待機児童等々出ている本町の現状におきましては、直ちにこれを実現することは難しいかも知れませんが、そのあたりの優先順位付けもしながら、今後、教育委員会と協議をさせていただいて考えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

東田議員 「島本町職員定数条例」の一部改正について、ご質問をさせていただきます。

まず、この定数条例、これはあくまで各部局の定数の上限を決めるというものであると思います。それで今回、教育委員会の事務部局の職員、上下水道事業の職員、消防職員、これに増員していくということには全く異論はございませんが、実際は、この条例の数じゃなくて、執行日の31年4月1日に職員数がどうなっているのかというのを、ちょっと知りたいところなんです。町長部局の職員なんかにつきましてはマイナス5名となっていますし、これは合計で4月1日のときに職員数何人なのか。それで、この増減あるところの職員数がどのようになるのか、ちょっとお伺いしておきます。

総合政策部長 職員数につきましては、まだ来年4月1日何人になるという確定ができておりません。といいますのは、まだ再任用職員の意向でありましたり、今、採用試験の最終が終わったところでして、何人採用しようかという、概ねという形で採用の広報はしておるわけですが、その辺の確定をしたうえでということになります。

ただ、その中で、本年10月1日現在では266人の職員数となっております。特に消防、それから保育士につきましては、一定採用ということで新規採用の部分をやっております。事務職員も5名程度ということで事務を進めておるところでございますが、その辺を確定させるのと、あと先ほど申し上げました再任用、フルタイムの職員というのは再任用でも定数にカウントしますので、短時間で働いていただくのか、フルタイムで働いていただくのか。その辺の希望も聞きながら決定をしてみたいと思いますので、ただ現状の非常に各部局、厳しい状況の中で業務をしておりますので、各部局とも、これまでも数回ヒアリングをさせていただきながら現状を聞かせていただいておりますので、その辺も含めて、最終的に来年の人員配置というものを考えていきたいというように考えております。

以上でございます。

東田議員 この条例の、今、現行で279人のうち、実際は266人だということです。

条例改正後、ここは5人増となっていますけれども、今後の職員の採用計画的には、こ

れは増えていく方向なんですかね。そのあたり1点、お伺いしたいのと、それと教育委員会の事務部局の職員、ここは5人増ということになっておりますけども、現状でもいっぱいいっぱいの大変厳しい状況で事務を進めておられると思いますけども、この5人が5人、そのままそっくり増えるかどうかはまだ今、現状わかりませんが、やはり、どこに配置していくんだというと、待機児童もこれだけおられる中で、住民の皆さんの生活に直結する部分に重点的に配置していくのが当然じゃないかと思うんですけどね。いかがですか。

総合政策部長 ご指摘のとおり、当然、住民の生活に直結する部分ということで言えば、まあ全庁的にそうなってくるかなというふうに思っております。繰り返しにはなるんですが、先ほど申し上げましたように各部局の課題等もお聞きをしながら、配置というのは決定をまいります。

職員配置についての考え方なんですけど、毎年、「島本町職員採用5ヵ年計画」というのを策定をいたしております。その中では、当然再任用の、先ほどご説明しましたフルタイムの方がどれだけになるのかという部分もございますが、一定、一気に増やしていくことはできませんけども、増やす方向では、一定は考えているところでございます。ただ、状況に応じて、その増やす速度を上げるとか止めるとかいうところ辺については、今後、状況を見ながら、財政とも関連してまいりますので、調整をしながら、適切な人員配置に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

河野議員 まさに教育委員会、上下水道、消防ということでは、かつてから委員会などで数条例の改正というものを求めてまいりました。そういったことが形にはなって現れているなというふうには思っております。そこはいったん安堵するところではありますが、ただ、もう2001年度から「三位一体の改革」があり、2005年度前後では「集中改革プラン」、これが一番、全国の自治体に対して公務員減らしの決定的なものになったというふうに未だに語り継がれておりますし、小規模自治体はその大きな影響を受けていると。その後、リーマン・ショックが来て、ようやく持ち直すかなと思うところに民間で失敗した職員の評価制度が入っているということで、課長さん以上の非常なストレスが、評価される側もストレスですし、未だに誰かのボーナスが上がって、誰かのボーナスが下がるというふうなね、そういうようなやり方をやめて欲しいというような声も、庁内外から聞こえているところです。

その中で、かろうじて今の職員の皆さんの状況、ひいては住民の福祉の増進に繋がるための、ちょっと回復をするのかなというふうに思っているところですが、私自身、この水道事業のところで、今、部長のご説明の中で、今回、水道事業の事務部局の職員が15人ということですね。今現時点では水道が10人、下水道兼務が5人。兼務という形で5人ということで置かれていたのを、今回、上下水道事業職員として2人増やしておら

れますが、これは現実的に上下水道部庁舎の中の職員配置においてはどのような意味を持つのか、単に増員と見なしていいのか。町長部局はマイナス5人ということですが、そこでの影響は受けずに、上下水道部としてトータルとして2人増えたというふうに見なしていいのかどうか。その点の解説を、さらにお願いしたいと思っております。

ただ、この上下水道部職員に対して定数条例の改正を、改善を求めてきたものですが、であれば、今度は中身の問題ですけれども、来年度以降、公会計の導入ということ言えば、より会計上の中身の透明性が図られるということですが、一般的には、この公会計というものは、なかなか一般事務、通常の今の一般会計での会計処理の中では、実はわかりにくいというものになりかねません。そういった意味では、より住民や、議会は当然ですけれども、住民に対して、こういった公会計などをわかりやすく説明する工夫というものはさらに求められますし、昨日などでも一般質問がありました。今後の経営を考えたときに、水道料金などを決めていく中で、やはり他市町村がやっているような懇話会、あるいは審議会というものを設けて、より透明性を図り、住民参加、住民合意を図るという意味では、そういった組織体系なども視野に入れておられるのかどうか。この点、ご答弁をお願いいたします。

総合政策部長 上下水道部職員の2名増につきましては、今、議員からご指摘がありましたように、現在は水道と下水、兼務という形でございます。その中で今、職員15名で運用しているということで、下水道が公会計になって、一つになって、中身がどう変わるのかという部分ですが、会計上の処理の仕方が変わるということで、業務的には当然、若干変わりはしてきますし、技術職員も含めて数が足りないというようなところ辺もございます。そういったことを総合的に考えながら、今回、2名増というふうにはさせていただいておりますのと、今、現に上下水道部では次長が課長を兼務したり、そういう勤務体系にもなっております。そういったことも含めて総合的に勘案し、2名増ということで、今回、増をさせていただいたということでございます。

ただ、先ほど来申し上げておりますように、あくまで上限でありまして、すぐに来年4月に2名増できるかということ、そこは確約できるものではございませんけれども、必要性があるということで2名増したということで、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

河野議員 ちょっと公会計のことは後の条例審査にも関わりますので、これ以上は踏み込みませんが、次長兼課長がおられるということで、非常にタイトな勤務体制になっているということは十分承知しております。

あとは、昨日、一般質問がありましたけれども、私自身はこの12月の一般質問というのは決算審査を終えて、様々判断が下った後に来年度の予算編成を再度深める、議論を深めるという貴重な場所だというふうに、私自身は思っております。私自身は質問しておりませんが、特に水道の問題、森林保全の問題では厳しい質問、今後の見通し

について質疑が、議論がされたというふうに思っています。

そういうところからしますと、上下水道部のこの事業職員が2人増となったものについて、部長の答弁にもありましたように、まさに国では水道を民営化するというような、戦々恐々とした法律が、島本町民にとっては非常な激震が走るような法律が先行して進んでおりまして、一方では大阪府は広域企業団というもので合議体もあり、まだ議論の余地があるという形態も取っているんですけども、そこでいろいろおっしゃっていたのが技術の継承、技術職員、そういったものの継承が非常に厳しい状況にあるということが、何度か、この答弁でもおっしゃっていたと思いますが、そうであれば、こういったプラスにしたものについて、今すぐにでも、本来はその課題を解決するために着手するというのが、島本の誇れる水道をどう守るのか。あるいは、何も島本町だけではなく、国の貴重な、国民の財産でもある地下水などをどう守っていくのかということを、島本の職員が担っているんだという視野に立ったときには、本来は、増やしたけれども、もうどうするかわかりませんではなく、それを早速活かすということを取り組まなければ、もう風前の灯火になっていくのではないかなと思っています。

その点、部長のほうにということになりますけども、具体的に今必要な人員の手立て、原課においての見解で結構ですので、昨日の一般質問などでもお答えになっておりましたけれども、どのような手立てが必要だと思っておられるのかという点について、答弁を求めます。

それから消防職員については、かつて増員がありましたけども、この3人を増やされたとしても、国で示されている「消防力の整備指針」、これはちょっと突然訊きますけども、「消防力の整備指針」に照らした場合、3人増やしたからといって、じゃ、「整備指針」の基準を満たしたと言えるのか。言えてないと思うんですけどね。何%ぐらいまで改善が図れるのかということを質問させていただきます。

上下水道部長 それでは、河野議員のご質問にご答弁させていただきます。

上下水道事業という中で、特に水道事業を含めてということでございますが、今後の職員の育成、特に技術職員の育成という面につきましては、島本町だけではなくて、やはり近隣の北摂、それから大阪府内でもそうだと思うんですけども、人材の確保というのは非常に厳しい状況であるというのは、これは現実の問題として、今、強く感じておるところでございます。

その中で本町におきまして、現在の職員といたしまして40代の職員で構成しているところもございますので、すぐということではございませんが、ただ、年齢構成が非常に偏っているという部分もございますので、そういうところを今後は注視しながら、人員の採用につきましては人事部局とも調整を取りながら、今回、定数条例の中で2名増ということで、一定、今後、人員を確保していただけるということもございまして、本年度につきましても新たに土木職員の採用ということで、事務を進めていただいております。

りますので、ただし、経験をされている方とか、今後の事業を支えていただけるということで年齢構成の若い方を採用するとか、いろいろと、そこら辺については今後も人事部局と調整しながら、人材の育成につきましては努めていきたいなというふうにご考えておるところでございます。

以上でございます。

消 防 長 国の「消防力の整備指針」に基づきます充足率についてでございますが、現行の条例定数におきましては52%でございまして、改正後につきましては、55%でございます。

以上でございます。

河野議員 最後の質問になると思います。今、消防長のほうからも答弁ありましたけども、ジワジワとやっと国が示す「消防力の整備指針」というものの基準を、前回の改正でやっと50%を超えて、今度、55%になったと。改善であるというふうに思いますが、たぶん消防についても年齢構成が非常にいびつと言うていいのか、中堅から管理職の層が非常に薄いということになっているということを知っております。その点については、引き続き努力を求めているとおきたいと。水道と同様の、たぶん努力が必要かと思いますが、質問はいたしません。

上下水道部については、先ほど申し上げましたけれども、島本の水道がどうなるかということももちろん大事ですけども、ほんとに国の財産であるし、原発事故などで直接被害を受ける琵琶湖、水瓶、淀川ということについて影響を受けにくいという地下水の財産ですので、統合するから、民営化するからということではなく、島本にそういう職員がいるということが、今後の私たちの基本的人権を支える大事な財産であるので、その点は町長のほうにはくれぐれも、上限でありますからということではなく、ちょっと積極的に、そこは島本としての誇りを支える職員ということでね、内外ともに対応できるような職員を、この際、欲張って養成していただきたいというふうに求めています。何かございましたら、答弁を求めます。

もう1点は、教育委員会ですけども、前回、委員会でもどこかで申し上げました。この国の公務員制度、私は改悪と思っておりますが、氷河期のような時代の中で、ダメ出しをしたのが、島本町で言えば就労支援型幼稚園の導入、第二保育所の民営化ということで、その当時でも、もう20年近く保育士の採用を凍結していた。私の子どもが24歳ですけども、当時から正規採用はしていない。たぶん20年以上、正規採用をずっとしてこなかったという中で、さらに保育所を減らすと。1カ所に堅持したいという町の当時の方針のもとで、さらに採用しなかったんですが、やっと2013年あたりから、高浜学園を整備すると意思決定してから、たぶん保育士の採用が再開されたという意味では、一般の公務員でも世代間の継承ができない中で、この保育所というものは非常に厳しい対応になっております。

その点について、昨今 55 歳までの、先回の保育士さんの採用試験の年齢を 55 歳まで引き上げられたというふうに聞いております。そういった方が採用に至られたというふうに聞いてますので、今やっと、この辺で 50 代前後の経験のある方が正規に就かれるということで、世代間の断絶と言うんですかね、継承ができなかった部分を、今、埋めていただいていると思いますが、この点については、すべて保育士さんに充てるというふうには私は思っておりません。むしろ、教育こども部の中に保育所の分野を統合したことによって、事務部局の人員配置にも圧迫を招いてきたというのが私の見解でございます。その点ではこれから、ちょっと長くなりますけれども、若い方がどんどん採用される、あるいは 55 歳までの方が採用される中で、ほぼ、私は今 53 歳ですけども、もう管理職の方は皆さん、私たちよりも年下であって、最近の晩婚化とか少子高齢化の中で、子育てをしながら親の介護にも直面する世代だと思っております。特に町長あたりの年代はそういう世代だと思っておりますので、これから部長、次長であっても介護休暇が取れるとか、そういった世代間の……。

川嶋議長 質疑をお願いします。

河野議員 構成を作っていくということが、これも喫緊の課題ではないかと。せっかく 10 年、20 年、経験を積んでマネジメント能力を持っている管理職の職員が介護という困難にぶち当たったときに、がんじがらめになるということにならないように、やはり係長、次長、課長ともの層を充実させていくという方針を、やはり早晩、お示しになる必要があるのではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

山田町長 まず、水道職員の技術職員等々の育成についてでございますけども、もちろん担当部長からありましたように、技術職員の育成というのは喫緊の課題になっているところは私も認識をしておるところでございます。そのほかにも、やはり昨日からの質疑の中にもありましたように、今、本町を取り巻く職員の現状といたしまして、どの課も通常業務が大変であり、プラスアルファでやっていく業務がなかなかしんどい。また、人材の育成がなかなかできてない状況にあるというのは、認めるところでございます。

この中で、何を優先順位をつけてやっていくかというところについては、本当に精査をしていかなければならないところであると思っておりますので、この場で、今すぐに水道に 2 名増をしていきますということは、なかなか申し上げにくいところではございますけれども、もちろん、そのことも含めて、来年度の人事については、しっかりと担当のそれぞれの部局からも、今、人事課がヒアリング等々しておりますので、そういった情報も私もいただきまして、中身を決めていきたいなというふうには考えております。

また、保育士等々、長年、採用がなかったというところについても、その間を埋めるべく経験のある方を採用していこうというふうにも考え、対象の年齢を引き上げたということもございます。そのあたりは柔軟に、経験者を採用していくということでフォロー

していきたい部分でもございます。

それから、管理職が働きやすい環境というところで、介護等々の問題が出てくるかとは思いますが、一定、公務員ですので、わりと一般の企業から比べると休みを取りやすいことはあると思うんですけども、ただ、そういう環境が十分なされていると言われると、体制の部分もありますので、そういう意味では休みが取れないということも考えられますけれども、そこは町全体で、そういう文化というか、風土を作りたいというふうには考えております。ちょっと制度的な部分についてはどういうふうにしていくかは、また人事課と相談させていただいて中身は詰めていきたいと思っておりますけれども、やはり職員が働きやすい環境というところを造っていくというのは私の役目でもありますし、それがひいてはいい仕事になり、住民のサービスにも繋がっていくというふうには考えております。

以上でございます。

東田議員 いろいろあると思うんですけど、今、公務員やから一般の企業より休みが取りやすいって答弁あったと思うんですけど、ちょっと言うてる意味がわからないんですよ。公務員の方でも一生懸命仕事してはるでしょうし、民間の方でも一生懸命してはるでしょうし。休みを取るためにはね、やはり、その前後の仕事も考えて、自分が休めるような体制組むことも必要でしょうし。その仕事の責任の重さに、公務員とか民間とか関係があるのか。その辺、お伺いしたい。

山田町長 私の申し上げたことで、少し誤解を生んでしまったかと思っております。その点は申しわけなく思っております。制度的に、いわゆる一般の企業に比べると休みを取りやすいというふうに私は認識をしているところなんですけれども、ただ、それが絶対に、休みを取りやすいというか、休みを取ることにに対して保障がわりとあるという部分で申し上げているんですけども。ちょっと、その辺で誤解が生じたのであれば、大変申しわけなく思っております。仕事の質とか、仕事の重さという部分については、それぞれの仕事をされておられる方、もちろん、そこに差異はないと思っておるんですけども……、ちょっと休憩させていただいていいですか。

川嶋議長 暫時休憩いたします。

(午前 11 時 19 分～午前 11 時 30 分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山田町長 すみません。先ほどの私の答弁の中で、休みやすいと申し上げたところでございますけれども、ちょっと表現が安易であったというか、誤解を招く表現であったということは、まず、謹んでお詫びを申し上げます。

私が申し上げたかったことは、早い段階で公務員というのは、そういう法によって制度が確立されてきた。逆に一般の企業、民間の企業の中には、中小、小さい企業から大企業までありますけれども、なかなか中小企業、小さいところにおいては、私もそうで

したけれども、休んだときの身分の保障であつたりとか、そういった部分がなかったものですから、そういったところと比べて、公務員としては身分の保障もされているというところで、休んだときの身分の保障とかも含めて、制度的には一定保障されているというところを申し上げたかったところでございます。

特に私などは、勤めていたところにつきましては、例えば産休するということであれば、直接は言われませんが、辞めてしまえというようなことで、身分はなかなか保障されないような状態でもありましたので、そういったところから比べると、公務員の休みの制度であつたり身分保障をするといった制度であるというのは、一定充実しているものがあるというふうなことでございます。

以上でございます。

福嶋議員 今の修正のご答弁いただいたわけなんですけども、島本町、小さな企業ということでご表現されたかと思うんですけども、大きなところと小さなところの違いというのは、やっぱり仕事の補い合い、この人が休んだら、この仕事が止まってしまう、この人しか知らない。大きいところは、それが少しずつ補えあえて、その人が突然辞めたとしても、何とかその継続性があるというところが大きな違いだと思います。

そして、今回の案件の、人事の案件ですけども、子育て支援業務の増加であつたり、配置上限に余裕を持たすことだというようなお話をいただいておりますけども、その中に人の余裕、数の余裕を持たすというようなお話がありましたけども、労働時間であつたり、年休であつたり、残業であつたりというお話、一切いただいてないんですけども、現状、この人員を増やすことで、今、残業している者が、あるいは今、年休が取れてない者が、どのように改善される思いがあつて、これを上程されているのか。その辺の実態と、これからどうしていきたいのか、その思いをお聞かせください。

総合政策部長 まず、今回の改正につきましては、当然、各部局において業務が多忙になっているという現状を踏まえての上限ということで、ご理解をいただきたいと思います。従いまして、余裕を持たせるという分が、ちょっと語弊があるかも知れませんが、定数ギリギリでやっている部分もでございます。先ほど申し上げました教育委員会で申しますと、ほぼ定数に近い形になる状況にございます。

そういった中で、途中で退職される方とか、再任用の方の動向も変わってくるということもございますので、そういったところ辺で、要は定数の中でしか、なかなか人事配置はできませんので、そういったことでの、今回の対応も含めての改正ということで、ご理解をいただきたいと思います。

当然、全庁的に、休暇制度とかも含めてあるわけですけども、やはり、ある部署によってはなかなか休暇も取りにくいというところもあります。それは多忙だからという、決して休暇を取るために人を増やすとか、そういうことではないということはお理解いただきたいというふうに思っておりますけれども、今後、当然、島本町は自治体としては

そんなに大きくはないかも知れませんが、業務の継続性という部分については、当然、小さくても——突然、病気になる方もいらっしゃると思いますので、そういった継続性を保つためには、日頃から1人で仕事を抱え込まないとか、そういった対応というのはこれまでも進めてきておりますので、それは引き続きやりつつ、さらに厳しい状況にある業務、特に多忙な——先ほどから出てます子育て支援なんかにつきましては改善の必要があるというふうに判断をしておりますので、そういったことも含めて職員の健康管理、そういったことや、休暇制度も権利としてあるわけですから、取れる体制というのも当然確立していかなければならないということも見据えての改正でございます、今後におきましても、今回改正したから、もう以後改正しないということではなくて、毎年、実情に応じて改正が必要な場合にはさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

中田議員 増やす部分もそうなんですが、今回、町長の事務部局の職員が5人減るということで、これは上限なので、実際の職員数が減るというふうには直結しているわけではないと思うんですが、どの課も通常業務を回すのに手一杯という状態で、減らした部分はどこなのかということの内訳を知っておきたいので、ご説明いただきたいです。その点に関して支障はないのか、ということをお尋ねします。

総合政策部長 町長部局で5名減ということでございますが、特定の部署を指して5名減ということではなくて、町長部局全体の中で、今の定数の中で、来年4月1日現在の配置については、5名減らしても、現状の配置人員と、新たに採用する方も含めて、その範囲内でいけるということで5名減をしたということで、ご理解いただきたいと思います。

中田議員 では、実際に5名どこかが減る、ということにはなっていないということですかね、はい。

あともう一つは、よく島本町は類似団体と比較して人口に対して職員の数が少ないと言われているんですが、この実際の5名増で類似団体と同程度になるのかどうか、お聞かせください。

総合政策部長 平成30年、今年の4月1日現在では、島本町、普通会計で235人ということで、類似団体でいきますと256人、マイナス21人ということで、類似団体と比べると、20人程度少ないという状況でございます。ただ、定数を増やしたからといって、実際の人数でカウントしていくと、これより少ないわけですし、その辺も含めると、類似団体とはずいぶん差が開いているということで、ご理解いただきたいと思います。

川嶋議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員 第 79 号議案 島本町職員定数条例の一部を改正する条例に対しまして、自由民主クラブを代表し、討論を行います。

町長部局の職員の条例定数を 5 人減、教育に 5 人増、上下水道事業に 2 人増、消防職員に 3 人増とされる案であります。

まず、消防においても、我々会派としても長年要望もしてきておりましたところであります。そして、上下水道部においては公営企業会計へ移行していくこと、そして次の計画策定準備に入っていかなければならないところでありますので、このタイミングであるのも理解いたします。

そして教育委員会においての異動の部分ではありますが、前にもありましたように、平成 26 年度の機構改革に、流れで言えば少し遅かりし提案になるということを申し上げたいと思います。そのうち 1 点は、この子育て支援課という、要は福祉と教育との一体化をされました。この中においては、やはり幼稚園生と保育児、同じ町内にいる子ども、保護者の方々が、やはり区別なく幼保一体型での窓口という部分もありましたし、先々のこの幼保一体型の認定こども園、こういったことにも社会には流れも出てきておりましたので、先進的に改革をされたことは否定をすることではありません。評価する部分であります。

ただ、機構改革された際に、予算を重んずる町長部局のほうに、この子育て支援、町長部局のほうに置くという形ではなく教育委員会の中に設置されたということにおいては、少し疑問も持っており、後々影響が出てくるのは推測されることであります。

その点においては、やはり少し遅かったとは思いますが、この案においては一定の評価をさせていただき、賛成の討論とさせていただきます。

川嶋議長 反対の討論の方がありませんので、次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第 79 号議案 島本町職員定数条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

職員の定数管理の適正を図るため、職員定数を現行の 279 人に 5 人を加えた 284 人に改正するものです。課題であった教育委員会事務局の職員定数を、現行の 70 から 75 人に改正されることを高く評価します。町長の事務局の職員定数を 5 人減とし、改正後は 139 人となりますが、11 月現在で 135 人というふうに認識していますので、まだ若干の余裕があるということも理解しました。

消防職員定数の 3 名増加については、高齢化による救急搬送の増加や町域内大型開発による急激な人口増など鑑みれば、当然のことです。保育士・幼稚園教諭の教育委員会事務局への配置、生涯学習課正規雇用の学芸員職員を配置することについては、質疑で

その必要性を述べたとおりです。

通常業務においても厳しい現状の子育て支援課の職員数では、「保育基盤整備加速化方針」をより良い方向に持っていくことは非常に難しいと思っています。また、これについては別途プロジェクトチームの編成を行うなど、しかるべきときに、しかるべき体制を整えていただく必要があるとも思えます。遅れてしまった子ども・子育て支援、とりわけ過密保育と待機児童、第四保育所の耐震化対策について、職員の総力をあげて問題の解決に取り組んでいただきたいと、改めてここで申し上げておきます。

次長・課長の兼任は、政策課題の解決や人材育成、個々の職員の達成感という点から、大いに問題があると思っています。まずは現状把握、そして困難を抱えている課については、必ず改善していただきたい。質疑では述べませんでしたが、この点、よろしくお願いいたします。

最後に1点、町内在住のある外国人の方から、これだけ次々に開発を進めて人口を増やすのならば、職員数も増やして欲しい、いつも大変親切にさせていただいているが、英語で対応できる体制も考えて欲しい、という提言をいただいています。グローバル社会を目指すと言われて久しい中、英語で対応できる職員の育成、あるいは、ご本人が望めば多言語での対応ができる制度を新たに構築していくべきと申し上げて、職員定数条例の一部改正に賛成いたします。

川嶋議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員 第79号議案 島本町職員定数条例の一部改正について、日本共産党・河野恵子より賛成の討論をいたします。

様々な疑問については、質疑において尋ねさせていただいております。本来、公務員というものは、戦後憲法において、まず地方自治としては、地方のことを自ら治めることを意味し、国から独立して一定の地域を基礎とする地方公共団体が、住民の意思に基づいて、その事務を処理することという、私たちがいただいている『議員必携』にも示されておりますし、公務員の義務というものは日本国憲法99条、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」というところで、非常に重責を担っており、昨今の災害においては、そのことが示されております。

ただ、この公務員を巡る制度においては、私の記憶するところでは1987年あたりで国庫補助、地方への補助金カットという名のもとで、当時、学校現場での正規職員であった介護の職員の方などが一気に非正規化を図られたというふうに記憶しております。また、本来、公務労働で果たしてこられた役割を、一気に民間委託ということで外部委託をされた頃から久しい時期が経っております。さらに2001年からは、「三位一体の改革」での地方交付税削減、2005年度は「集中改革プラン」で、ここで一気に全国の公務員削減が行われております。

また 2008 年度は、これは島本町の課題でしたが、公立保育所 1 ヲ所ということで堅持するという名のもとで、第二保育所民営化方針のもとで、それまでも 20 年近く保育士を採用していなかった方針を、さらに固められ、当時は現場の保育士さんも相当傷つけられたものと思っておりますが、その後、2009 年のリーマン・ショック、それから 2013 年度以降は職員評価制度ということで、特に今の管理職の世代においては非常に氷河期と言えるような中で、この定数条例の改善というのは、多少の回復に寄与するものというふうに評価せざるを得ません。その分はしっかりと、当事者団体、そして何よりも住民の声に耳を傾ける。そして、それから政策立案をするという職員の養成を、町長のほうではしっかりとやっていただきたいと考えております。

この定数条例については、引き続き改善の必要があるというふうに考えますが、今回は一定、全体を見ての前進ということで評価いたしますが、町長部局の職員のマイナス 5 人については引き続き注視をしていきたい。このことを申し上げまして、賛成の討論いたします。

河野議員 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

東田議員 第 79 号議案 島本町職員定数条例の一部改正について、賛成の討論をいたします。

基本的に、この定数条例の一部改正、町長事務部局の職員がマイナス 5 人、教育委員会の事務部局の職員がプラス 5 人、上下水道事業職員がプラス 2 人、消防職員がプラス 3 人ということについては、疑義はございません。それも様々な各部局において今現在の事業内容、これから起こる事業内容などを勘案して提案された結果だというふうには思っております。

それと、一言申したいんですけども、先ほどの町長の、公務員の人は民間の企業の方に比べて休みやすいと。町長の見解というか認識の違いについて、お詫びはされたわけですけども、やっぱり、私、思うんですけども、大企業であれ中小企業であれ、公務員であれ、それぞれ各々の立場で、各々が与えられた環境で頑張っておられるというふうに私は認識しております。その中で、町長が発言されたという部分です。しかも、今年に限りましては、本年、地震もございましたし、台風もございましたし、豪雨もございました。その中で職員がどんなふうに働いていたかというのを、間近に見てきたはずだと思うんですね。配備になったら泊まり込みして、遅くまで働いて、帰れなくて、クタクタになってる姿を見てこられた町長がそのような発言をするというのは、私には到底信じられない。これにつきましては、民間であろうと中小企業であろうと、公務員であろうと、私は一労働者に対する敬意が足りないのではないかなというふうに感じました。この辺は、残念であると言わざるを得ません。

しかしながら、今回、提案された内容につきましては、様々なこれから起こる事業などに対して、人員の配置に柔軟性を持たせるということですので賛成はいたしますけど

も、その辺、一言申し上げさせていただきまして、賛成の討論といたします。

川嶋議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 79 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第 79 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 6、第 80 号議案 島本町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道部長(登壇) それでは、第 80 号議案 島本町水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

80 ページの 1 をご覧ください。

提案理由につきましては、「地方公営企業法」第 2 条第 3 項の規定により、下水道事業に同法の規定の全部を適用するため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、80 の 10 ページの次に添付をしております第 80 号議案資料「島本町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」をご覧ください。

「議案の概要」でございます。

下水道事業について「地方公営企業法」の全部を適用するもの、町長について、下水道事業の管理者の権限を行うようにするもの、その他、所要の規定の整備を行うものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成 31 年 4 月 1 日でございます。

それでは、次のページに添付しております新旧対照表に沿って、ご説明申し上げます。

1 ページ、「島本町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表」をご覧ください。

題名につきまして、「島本町水道事業の設置等に関する条例」に下水道事業を追加し、「島本町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」とするものでございます。

第 1 条(設置)でございます。第 2 項に、下水道事業を設置する旨を定める旨を追加するものでございます。

第 1 条の 2(法の全部適用)でございます。下水道事業について、「地方公営企業法」の全部を適用するために、条例で、その旨を定めるものでございます。

第2条（経営の基本）でございます。水道事業に下水道事業を追加し、第2項において、現行の水道事業の経営の規模の内容をそのまま移行するとともに、第3項において、下水道事業の経営の規模を「下水道法」第4条第1項に規定する事業計画に定められた区域とするものでございます。

2ページをご覧ください。第3条（組織）でございます。これまでも、水道事業において管理者の権限を町長が行なっていることから、現在、組織統合している上下水道部の機能を十分に活用するため、下水道事業についても同様に管理者の権限を町長が行うために、水道事業と下水道事業をあわせて「上下水道事業」として管理者を置かない旨を定めるとともに、第2項において、町長が管理者の権限を行なうこととするよう定めるものでございます。

第4条（重要な資産の取得及び処分）から第7条（業務状況説明書類の提出）までにつきましては、水道事業に下水道事業を追加し、上下水道事業とすることによる規定の整備でございます。

続きまして、4ページ、「島本町まちづくり基本条例の一部を改正する条例 新旧対照表」をご覧ください。これにつきましては、下水道事業に「地方公営企業法」を全部適用することによる文言の整備をするための改正や、水道事業に下水道事業を追加するものでございまして、後に続きます「島本町情報公開条例の一部を改正する条例」「島本町暴力団排除条例の一部を改正する条例」「島本町職員の厚生制度に関する条例の一部を改正する条例」「高齢職員の退職手当等に関する特別措置条例の一部を改正する条例」「島本町債権の管理に関する条例の一部を改正する条例」「島本町下水道条例の一部を改正する条例」「島本都市計画下水道受益者負担に関する条例の一部を改正する条例」「島本町水道企業職員の給与の書類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」及び「島本町水道事業条例の一部を改正する条例」につきましては、同様の改正内容となっておりますので、それ以外の条例の一部改正につきましては、順次、ご説明を申し上げます。

5ページ、「島本町事務分掌条例の一部を改正する条例 新旧対照表」をご覧ください。第2条第5号でございますが、下水道事業に関する事項につきまして、「地方公営企業法」の適用により町長部局から事務が外れることから、削除するものでございます。従いまして、町長部局の事務としまして、大沢地区特設水道事業に関する事項のみを執行することになります。

次に11ページ、「島本町特別会計設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表」をご覧ください。「地方公営企業法」の適用により、公共下水道事業特別会計を削除するものでございます。

12ページ、「島本町基金条例の一部を改正する条例 新旧対照表」をご覧ください。公共下水道事業特別会計が廃止されるため、公共下水道事業財政調整基金が不要となる

ことから削除するものでございます。なお、基金積立金につきましては、引継現金として新会計に引き継がれることとなります。

以上、簡単ではございますが、島本町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長 この際、暫時休憩いたします。

(午前 11 時 58 分～午後 1 時 00 分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、本案に対する質疑を行います。

中田議員 「地方公営企業法」を適用するとのことですが、下水道に。それによるメリットとデメリットを教えてください。それから、これは会計手法が主に変わるということですが、業務内容も変わるのかどうか。それから住民の方にとって、何かこの会計手法を変えることで影響があるのかどうか。

そして、法定内繰入はそのまま、今までどおりできるのでしょうか。例えば、もし、それができなかつたら、赤字になったときに下水道料金が上がるとかということになると、住民の方にとっては影響があることだと思うので、そのあたりの確認をさせてください。お願いします。

上下水道部長 それでは、中田議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、企業会計導入ということでのメリットとデメリットということですが、デメリットにつきましては、特にないものというふうに考えております。

メリットでございますけども、今般、公共下水道事業につきましても損益情報、それからストック情報の把握によりまして、適切な経営方針とか経営計画が策定できるということになるものでございます。また、企業間での経営状況の比較が可能になるということで、他団体との経営状況の比較が容易になるというものでございます。

それと、住民の皆様や、議会によるガバナンスの向上に繋がるものということでございます。それと、職員におきましても企業会計に精通し、経営マインドを持った職員の育成ができるということが、大きなメリットとしてあるというふうに考えております。

それと、今回、公営企業会計導入によって業務の内容等が変わるのかということですが、特に変わるものではございません。

また、住民への影響ということですが、特に下水道使用料の件というお尋ねがございましたが、企業会計導入することによって現金ベースが大きく変わるものではなくて、現在におきましても、「島本町公共下水道財政健全化計画」をお示しをさせていただいておりまして、この内容が大きく変わるものではないということで、特にすぐに値上げということではないということでございます。それと、一般会計の繰入につきましても、現行どおり、現在 4 億 1,500 万円ということで繰入をいただいておりますが、

今後も繰入についても、財政課との調整は出てきますが、一定、繰入が大きく変わるものでもないというふうに認識をしております。

以上でございます。

中田議員 ありがとうございました。それから、またもう一つ確認なんですか、下水道事業には五反田雨水幹線などの大きな事業がありますが、今回、適用することによって、工事契約の議決が要らなくなると思うのですが、その点、透明性の確保のためにどういう工夫をされるのか、お尋ねです。

上下水道部長 企業会計を導入することによりまして、契約同意の件については議会同意が要らなくなるということでございます。その担保といたしまして、今後は予算の審議において、特に情報提供、詳しい内容等を事務局のほうから提供させていただいて、より予算審議がスムーズに進むようにということでの資料提供等については、今後、作成に向けて努力していく必要があろうかと思えますし、仮に契約同意の中で業者の決定、契約等が整いましたら、その情報につきましても議会へ報告をしていきたいなというふうに考えておるものでございます。

以上でございます。

中田議員 ぜひ、わかりやすい情報提供を、よろしくお願いします。

それから、この「地方公営企業法」は、人口3万人以下の小規模自治体は導入するかどうかは任意だと聞いていますが、今回、わざわざ、その任意の中でも導入するに至った理由をお聞かせください。

上下水道部長 今回、島本町におきまして、平成31年4月から公共下水道事業におきまして「公営企業法」適用ということにつきましては、平成27年度から事務を進めてきたところでございますけれども、当初は人口3万人以上につきましては導入に向けてということで、国のほうからもお話があったところでございますが、行政人口3万人ということにつきましては、平成22年度における国勢調査の人口が3万人以上という団体につきましては、導入しなさいという旨での通知であったところでございます。3万人以下につきましては、導入することが望ましいという状況になっておったところでございますけれども、その中で、直近の平成30年度におきましては、国の社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件に、企業会計の適用ということが一定義務づけられたところでございます。すなわち人口3万人未満についても、導入しないと交付金が受けられないということが、一定、国のほうから通知がございましたという状況にもございます。

このことから、人口3万人未満の地方公共団体につきましては、できる限りの移行ということでありましたが、今後は「公営企業法」の適用が進んでいくものというふうに考えておりますし、本町におきましても27年度から事務を進めてきたという経過の中で、固定資産台帳の整備等も順序よく進めましたことから、この平成31年4月からの導入に向けて、今回、条例提案をさせていただいて、事務を進めていこうというふうに考え

ておるものでございます。

以上でございます。

戸田議員 数年にわたって移行事務を進めてこられました。本条例の改正をもって、2019年度から公営企業会計に移行することとなりますが、移行に要した経費に対する地方財政措置、すなわち公営企業債元利償還金に対する普通交付税措置について、概略説明を求めます。

「公営企業法」を適用することで、発生主義を導入し、民間企業同様、精度の高い財務諸表、いわゆる貸借対照表、損益計算書、固定資産台帳を作成することによって、経営資産などを正確に把握することが可能になると言われています。専門性を持って、それらを把握し、監査し、検証する第三者機関があつてこそ、公営企業会計が活きるのではありませんか。

以上2点、ご答弁をお願いします。

上下水道部長 それでは、今回、公営企業会計の移行に要した経費ということでございますが、まず、平成27年度からこの平成30年度にかけてということで、平成30年度につきましては見込みになりますが、この4年間の費用合計といたしましては、約3,550万円程度かかっておるところでございます。このうち、公営企業会計適用債ということで、一定、起債の充当が可能ということでございます。充当率は100%ということで、約3,040万円程度、起債で財源としては充当させていただいているもので、この交付税にかかる措置でございますけども、下水道事業にかかる公営企業会計適用債の元利償還金に対し、建設改良費にかかる下水道事業債に準じた交付税措置が講じられる、ということになるものでございます。

また、公営企業会計において審議会との兼ね合いでございますけども、今回、ただいまご質問いただいた内容につきましては、9月の大綱質疑においてもご質問がございまして、その設置、上下水道公営企業会計審議会の設置につきましては慎重に検討したい、という旨の答弁をさせていただいたところでございます。

それ以後、検討した内容というところでございますが、大阪府内において設置されている団体といたしましては、13団体が附属機関ということで設置をされていることを確認させていただき、また人口規模につきましても10万人を超える団体が多いことや、職員数や経営規模が大きいこと。団体によっては経営上の重要な課題・計画及び評価に関する事項等を設置目的とされているというもの。それから、市長の諮問に応じ経営に関する地方公営企業の経営の改善に関する重要事項の審議に関する事務などを行うということで、設置をされている団体が多いというふうに認識をしておるところでございます。

以上でございます。

戸田議員 確かに、9月の大綱質疑に答えて、慎重に検討したいとおっしゃっていた。その後、検討を進めておられたということがわかるご答弁をいただいたわけなんですけれど

も、水質汚濁など環境的な専門性も必須、管などの技術は日々進歩していて職員の知識の向上も必要。課題は多く、上下水道公営企業審議会を置くことは住民利益こそあれ、マイナスの要因があまり思い浮かばない。他団体でも、規模は違えど設置しておられるところが非常に多いと認識しています。こういった審議会、第三者の機関を常設し、事業の計画や会計に関することを付議案件として、経営・事業運営に関することについて、常に専門家から意見や助言を得ることは非常に重要だと思います。

質問をします。下水道事業に関しては地下埋設物が目に見えない。議員として議決責任を負いながら、理解したり推測したりできないことが多くあるのが現実です。例えば、子育て支援には子ども・子育て会議が、環境には環境保全審議会があるように、上下水道公営企業審議会が置かれ、専門性と住民目線、それが相互に作用する審議が行われたらと思うわけなのですが、これについてはいかがですか。見解を再度求めます。

上下水道部長 審議会につきましては、税理士や公認会計士等の専門家、住民代表ということで各種団体の代表、それから学識経験者——大学の教授や准教授など、あと公募による市民の方、それから団体によって様々となっております。

仮に設置するとなりましたら、どのような方に委員となっていたのか、常設にするのかそうでないのか、またどのような内容を審議していただくのかなど、その構成メンバーは変わるものと考えてございます。その中で、本町の規模や現在の運営、また平成 31 年 4 月からは下水道事業につきまして公営企業会計の導入を予定しておりますことなど、経営マインドを持った職員の育成も今後必要になってくるということの中で、審議会の設置をする必要があるのか否かにつきましては、その点を踏まえて、やはり慎重に検討する必要があるものと考えておるところでございます。

以上でございます。

河野議員 今までの質疑で、特に審議会については、もう質疑答弁があったものと思いますが、私もかねてから、その辺の審議会設置を求めてまいりました。特に今回、公営企業会計、法適用ということ言えば、たぶん先ほど部長がおっしゃった最大の目的というか、透明性・公正性を図る、安定経営、そこに企業会計の視点が入っていくということだと思いますと、より説明責任が求められていくと。株主とまでは言えませんが、求められていきますし、直、料金というものにはね返ってくるという経営になりますので、そういったところで来年の予算書から、もうこれが入るということですので、その切り替えの時期にあたって、例えば、そういった議員に対する説明というものが個別の説明でいいのかということですね。その辺の回数というものは、ちょっと充実を図る必要があるのではないかなと思っておりますし、それが 1 点です。

それから、この懇談会設置というのは、まさに公正性・透明性を図るということと、専門的な立場からの意見を求めるということですので、規模については、もちろん 3 万人という町村の身の丈にあった形で良からうと思いますけれども、ここに向日市の「上

下水道事業懇談会設置要項」というのがあるんですが、10人の委員さんがおられまして、地域の方、公認会計士、学識経験者、商工会、人権擁護委員、流域下水道事務所長という形で入っておられます。そういったところの任を負っている方の個人的にご意見聞きますとね、やはり議会のチェックを通じた、様々な水道料金の改定などにおいて、議員から聞く、政治家から聞くような内容と、やはり、こういった懇談会から直接聞くにおいては非常にまた違いがあつて、より詳しく知ることができるというふうなことをおっしゃっていました。

ですので、これは議会の課題でもあるんですけども、例えば高槻市などにおいては審議会もあり、委員会協議会も開かれているので、日常的にこういう公営企業会計のことについて、事業については委員会協議会を開いて、都度の事業の進捗とか起こったこと、これからの予定、大きな変更にかかるとは、すぐに議員に対して説明責任を果たしていただいていると聞いておりますが、島本町においては、今、その委員会協議会というのがありませんので、ありませんというか、今のところやっていませんので、その点について、今の島本の対議会、対住民に対する説明責任については、予算書の形態が変わりますというだけでは、やっぱり困るというふうに思っております。その点についての検討については、もう一度お訊きしたいと思っております。いかがでしょうか。

それともう1点は、2019年度、平成31年度の予算書から、この公営企業会計が導入ということで、早速ですけども、決算資料においては財産調書から公共下水道が外れるということになります。これはかねてから水道にも課題があったわけですがけれども、固定資産とか、その所在地とか、そういったものが詳細に明記されているわけですがけれども、そこからまた公共下水道が外れていくという点では、隣接する高槻市などにおいて、やはり様々な決算資料については、こちらが請求するまでもなく、ルーティンワークとして、それに代わるようなもの、調書に代わるようなものを具備する必要があるのではないかなと思っております。これは予算の段階、あるいは決算を見通して準備をしておく必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

上下水道部長 それでは、公共下水道事業の「公営企業法」の適用ということの中で情報の提供を、予算書とか決算書の様式等も変わる、それから特に住民の皆様へのそういう情報提供のあり方ということでのお尋ねでございます。

まず、住民の皆様に対しましては、現在も広報の、その年の9月号におきまして、9月10日、「下水道の日」ということで指定されてございますので、毎年9月号に島本町の下水道事業財政ということで記事を掲載させていただいております。そういう機会を通じて、公営企業に関する情報ということで、内容を充実するなりして、情報の提供につきましては今後とも努めていきたいなというふうに考えております。一方、ホームページにつきましても、内容を充実するという中で、情報提供に努めてまいりたいなというふうに考えてございます。

一方、議会の皆様へのこれからの説明等につきましてですが、現在も「島本町公共下水道事業財政健全化計画」というのを、4年間にわたりまして計画を立てさせていただいて、議会の予算審議の際に情報提供させていただいてございます。これは今後も計画的に策定する中で、情報提供を進めていきたいというふうに考えておりますので、この中でも様式が今後、水道事業の財政計画という形で様式がちょっと変わることでもありますので、その点については、また事前に資料を作成したうえで、議会へ情報提供してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

財産台帳等につきましては、次長のほうからご説明申し上げます。

上下水道部次長 財産台帳でございます。決算書につきましては、「地方公営企業法」が適用されました貸借対照表という形で金額ベースでの記載になっている。これは規則で定められた様式となっております。また一般会計の財産台帳、これは地籍ですとか所在地番が載っているものとなっております。これにつきましては、「地方公営企業法」のうえではございません。そういった中で、ちょっとわかりにくいという指摘が以前からございました。それにつきましては、今後、下水道事業会計が公営企業会計に移行したときの決算書、その中にあわせて掲載できるかどうかを含めて検討させていただきたい、このように考えております。

以上でございます。

上下水道部長 もう1点、追加をさせていただきたいと思います。

今般、「島本町水道事業の設置等に関する条例の一部改正に関する条例」の新旧対照表の2ページの下段にございます第7条でございますが、「経営状況説明書類の提出」ということで、この点につきましては、従来、水道事業につきましては、年2回、業務状況の説明書ということで提出をしておりました。今後、公共下水道事業につきましても年2回ということで、業務状況説明書の書類を提出することが義務づけられますので、この点については新たな部分になりますけれども、公共下水道事業につきましても経営状況の説明書類の提出が求められるということなので、この情報が、今後皆様のほうに提出させていただく中で、情報提供ということになろうかというふうに考えてございます。

以上でございます。

河野議員 そういうことで、特別会計から、こういう下水道事業会計ということに変わっていく段においては、先ほど申し上げた書類の整備ということは急いでいただきたいし、たぶん早晚、必要になってくるのではないかと考えております。

次には、水道事業はすでに公営企業会計の法適用になって久しいんですけれども、では、例えば『水道事業年報』とか『水質年報』というのを、上下水道部の浄水場の担当のほうでは非常に努力していただいて、なかなか優れたものとして、毎年刊行されているわけなんですけれども、例えば公共下水道においてはこのような類いのものが、では発生するのか、可能性としてはいかがですか。答弁を求めます。

上下水道部長 事務事業の成果にかかる内容でございますが、現在、今、ご質問にもありましたとおり、水道事業につきましては『事業年報』ということで、毎年作成をさせていただきまして、成果品につきましては議員の皆様方にも情報提供させていただいております。それに代わるものとしたしまして、今後、やはり公共下水道事業につきましても、一定の何かそういう、事業成果をまとめた報告書の作成というのは必要になって来ようかと思うんですが、今後、その作成に向けて検討していきたいなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

河野議員 私などは、ほんとに『水道事業年報』なんかは非常にわかりやすく、より身近に感じられるといいますか、水道事業が身近に感じられると、そう思っている住民の代表の1人ということでは、先ほどのこと、ちょっと引き続き検討を求めていると思います。

実際には、私自身も簿記会計の専門ではありませんので、この公営企業会計の法適用というのは、非常に緊張感を持って受け止めている者の1人です。ただ、今、議会の図書室に隣接して執務室をいただいているんですけれども、昨今の地方自治とか地方財政、会計の問題については公会計ということを前提に、様々な改革がされているというものが、あちこち特集として載っております。

それを見ておきますと、確かに貸借対照表とか、そういった本来の公営企業会計の形式をとることによって、そのことですので透明性、非常に会計がわかりやすい、見える化する、ということをおっしゃるんですけれども、それだけでは実際には住民とか、議会はおいておいて、住民に対して、やはり説明責任はまだ必要であろうということで、全国の自治体が様々な、地域に出向いて、この公会計について、財政制度について、住民のほうへ出向いていって、より身近に感じていただくと。大事な決定をするときには、圧倒的合意をもって決められるということで、そういうことを今、いろんな団体に取り組んでおられるようですので、もちろん、議員の1人としてはそれを鋭意検討し、勉強していきたいと思いますが、執行部のほうにおかれても、まずは、やっと公営企業会計の準備を終えられて、これからというところではありますが、定数条例の一定の改善ということもありますので、大いに活かしていただいて、よりわかりやすい、見える化する公共下水道の会計を目指していただきたい。

これは要望に止めて、質問は終わります。

川嶋議長 暫時休憩します。

(午後1時25分～午後1時25分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第 80 号議案 水道事業の設置に関する条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

公営企業会計を適用することで、発生主義を導入し、民間企業同様、精度の高い財務諸表を作成することにより、経営・資産などを正確に把握することが可能になると言われています。経営基盤強化、経営の健全性や計画性、透明性の必要性も十分に理解できるところであります。

しかしながら、このことは閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針(2014 年)」において、民間能力の活用等とともに推進されているものであり、下水道事業の公営企業会計への移行は、上下水道事業のコンセッション方式導入の足がかりになると懸念しています。事実、平成 31 年度からの「地方公営企業法」の適用前に、国において「水道法」が改正されているのです。この二つは相互に深く関係しているのであって、日本が世界に誇ってきた上下水道事業の安定性、信頼性、公共性を揺るがしかねない事態になってしまったと言わざるを得ません。本条例に反対するものではありませんが、コンセッション方式による一種の民営化については、断固認めることができないと申し上げておきます。

また、これまで折に触れ、上下水道公営企業審査会等の設置を求めてきました。財政運営、水道料金体系、各種計画の進捗状況などを審議する同審議会などは、地下水 90% のおいしい水道水を守るためにも、下水道事業の健全性と透明化のためにも、必要不可欠な機関であると考えます。下水道事業に関しては、工事請負契約の予算規模が非常に大きいという特徴があり、ともすれば固定しがちな職員体制で職務にあたっていることから、専門家や地域住民を含む第三者による継続的な監視機能が働いていることが重要と考えます。公営企業会計に移行した後は、工事請負契約も議会による議決の対象外となり、審議会の必要性は確実に高まります。

公営企業会計に移行する当初は滞りなく移行することに注力していただくとともに、地下水 90% の水道水を誇る島本町としては、今後も、この設置については引き続き検討していただくよう求めて、賛成の討論とします。

川嶋議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、賛成の方の発言を求めます。

河野議員 第 80 号議案 島本町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、日本共産党・河野恵子より賛成の討論を行います。

賛成ということではありますが、先ほど他の会派の代表の討論にもありましたように、過日の「水道法」改正、それによるコンセッション方式、民営化という流れに組み入れることのないということを念頭に置きながら、また、この改正点については早晩廃止にしていきたいということを願いながら、この議案そのものについては賛成するものです。

かねてから、この公営企業会計である水道事業については、もともと審議会の設置ということで、特に水道料金の改定、値上げ・値下げということについて、また、これから人口減少時代と言われる中で、老朽管の更新ということが同時に重なるということでは、より透明性・公正性の判断において料金などを規定していくということが、より求められてくるということになります。

また、議会に対しましても、現時点においては委員会協議会というものを設置するということをしておりませんので、そういった改正点、議決事件から様々な契約同意の案件が公共下水道においても離れていくということでは、一昨年度、水道事業などにおいて近隣住民との様々なトラブル、紛争とまではいっておりませんが、そういったことが起こっているということも含めて、よほど議員のほうに注意深く地域を歩き、また精査をしておかなければ、発生していることすら知らなかったというようなことが起こりかねませんので、やはり身近な、また基本的人権の福祉の向上の中での大きな位置を占める公共下水道でありますので、その点については鋭意努力していただき、また定数条例の改定ということも踏まえまして、より専門性の高い、また透明性を図るための島本町ならではの工夫というものを、職場においては検討していただきたい。

そういう意味では財産調書に代わるような説明資料、様々な報告書については、また用意をしていただきたいということを申し上げて、要望ということになりますが、賛成の討論といたします。

川嶋議長 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 80 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第 80 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 7、第 81 号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから、第 89 号議案 平成 30 年度島本町水道事業会計補正予算（第 3 号）までの 9 件を、一括議題といたします。

なお、本案9件は、一括説明、一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめご了承願っております。

それでは、執行部の説明を求めます。

総合政策部長（登壇） それでは、第81号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

提案理由につきましては、平成30年人事院勧告の改正内容に準じて、改正するものでございます。

それでは、改正内容につきまして、81の10ページの次のページに添付しております議案資料に基づき、ご説明申し上げます。

2の「議案の概要」をご覧ください。今回の改正につきましては、第1条から第2条までの2条立てといたしております。

まず、第1条の改正内容でございます。

(1)の給料につきましては、若年層に重点を置いて、平均0.19%の引き上げの改定を行うものでございます。

次に、(2)の期末手当及び勤勉手当についてでございます。平成30年度の期末勤勉手当につきまして、一般職員、再任用職員及び特定任期付職員の支給月数を、それぞれ記載のとおり改正するものでございます。

まず、アの一般職員につきましては、12月期における勤勉手当の支給月数につきまして、現行の0.90月から0.95月へと0.05月を加え、年間支給月数を4.4月から4.45月へ改正するものでございます。続きまして、次のページのイ再任用職員につきましては、12月期における勤勉手当の支給月数につきまして、現行の0.425月から0.475月へと0.05月を加え、年間支給月数を2.3月から2.35月へ改正するものでございます。次に、ウの特定任期付職員につきましては、12月期における期末手当の支給月数につきまして、現行の2.15月から2.2月へと0.05月を加え、年間支給月数を4.3月から4.35月へ改正するものでございます。

最後に、(3)の宿日直手当についてでございます。普通宿日直勤務の手当につきましては、人事院勧告に準じて、4,200円に増額改正するものでございます。

この第1条関係の改正につきましては、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用することといたしております。

続きまして、次ページの第2条の改正内容でございます。

(1)の期末手当及び勤勉手当につきましては、平成30年度支給分は、「一般職の職員の給与に関する法律」の改正と同様に、12月期において支給月数の増加を行っていましたが、平成31年度以降につきましては、増加した年間支給月数を6月と12月とで平準化し、一般職員、再任用職員及び次のページの特定任期付職員の支給月数を、それぞれ記載のとおり改正するものでございます。

第2条の改正内容の施行期日につきましては、平成31年4月1日でございます。

以上の給与改定の実施による財政への影響につきましては、正規職員全体では平成30年度において約755万円の増額を見込んでおり、1人当たりの平均年間給与は、約2万9千円の増額となるものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願いいたします。

続きまして、第82号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、一般職の職員の給与改定に伴い、一般職との均衡を考慮し改正するものでございます。

それでは、改正内容につきまして、82の4ページの次のページに添付いたしております議案資料に基づき、ご説明申し上げます。

2の「議案の概要」をご覧ください。今回の改正につきましては、第1条から第2条までの2条立てといたしております。

まず、第1条の改正内容でございます。

平成30年度の期末手当につきましては支給月数を改正するもので、12月期における期末手当の支給月数を、現行の2.125月から2.175月へと0.05月を加え、年間支給月数を4.1月から4.15月に改正するものでございます。

この第1条の改正内容につきましては、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用することといたしております。

続きまして、第2条の改正内容でございます。

期末手当につきましては、第1条の改正におきまして、平成30年度支給分として12月期において支給月数の増加を行ってございましたが、平成31年度以降につきましては、増加した年間支給月数を6月と12月とで平準化し、記載のとおり改正するものでございます。

第2条の改正内容の施行期日につきましては、平成31年4月1日でございます。

また、これらの改正による影響額につきましては、年間約13万円でございます。

以上、簡単ではございますが、第82号議案についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第83号議案 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、一般職の職員の給与改定に伴い、一般職との均衡を考慮し改正するものでございます。

改正内容につきましては、先ほどご説明申し上げました「第82号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について」と同様でございます。

なお、これらの改正による影響額につきましては、年間約 27 万円でございます。

以上、簡単ではございますが、第 83 号議案についての説明を終わらせていただきます。
よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

総務部長（登壇） それでは、第 84 号議案 平成 30 年度島本町一般会計補正予算（第 5 号）について、ご説明申し上げます。

議案書の 84 の 1 ページをお開き願います。

今回の補正予算につきましては、歳入では、地方特例交付金、普通交付税及び臨時財政対策債の確定、その他歳出事業費にかかる特定財源などについて補正し、歳出では、繰出金及び公債費の確定、公共施設の整備事業などについて補正させていただくものでございます。

それでは、順次ご説明を申し上げます。

第 1 条でございますが、今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 2 億 5,296 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 116 億 8,216 万 8 千円とするもので、款項別の内容は、84 の 3 ページからの「第 1 表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

議案書の 84 の 8 ページをお開き願います。「第 2 表 繰越明許費」についてでございます。

これにつきましては、新元号の公表時期が来年度になる見込みであり、元号対応にかかるシステム改修業務が年度内に完了しないため設定するもの、また第三小学校整備設計等業務につきましては、仮設校舎の設置にかかる基本設計及び省エネ適合判定、構造適合判定、確認申請業務が年度内に完了しないため設定させていただくものでございます。内容につきましては、議案参考資料の 1 ページから 7 ページにお示ししております。

議案書の 84 の 11 ページをお開き願います。「第 3 表 債務負担行為補正」についてでございます。

これにつきましては、平成 31 年 4 月 1 日から業務を開始できるよう、本度中に入札を実施し、契約する必要があるため、設定するものでございます。内容につきましては、議案参考資料の 8 ページから 13 ページにお示ししております。

次に、議案書の 84 の 14 ページをお開き願います。「第 4 表 地方債補正」についてでございます。

まず、「災害復旧事業債」の追加でございます。本事業債は、本年度の地震等の被害に要した災害復旧費にかかる財源として発行するものでございます。次に、「一般単独事業債」の変更につきましては、第二保育所便所改修工事にかかる財源として発行するものでございます。次に、「臨時財政対策債」の変更につきましては、本年度の発行可能額が確定しましたので、補正をさせていただくものでございます。

続きまして、補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

84 の 17 ページからの「歳入」でございます。

第 9 款 地方特例交付金、第 1 項 地方特例交付金、第 1 目 地方特例交付金 1,423 万 2 千

円の減額につきましては、交付額の確定によるものでございます。

第10款 地方交付税、第1項 地方交付税、第1目 地方交付税 970万3千円の増額につきましても、普通交付税の交付額の確定によるものでございます。

なお、議案参考資料の14ページに普通交付税に関する資料をお示しいたしておりますので、資料に基づき、ご説明させていただきます。資料の上段にあります「当初予算試算」につきましては、当初予算において試算した数値であり、その下の「交付決定結果」につきましては、算定結果に基づく数値でございます。

なお、普通交付税につきましては、基準財政需要額と基準財政収入額の差である財源不足額を基準として交付されるものでございますが、本年度につきましては、主に基準財政収入額のうち、一部の税目で算定結果が当初予算積算より上回ったものの、基準財政需要額のうち、臨時財政対策債振替可能額が当初予算積算より下回ったことなどにより、最終算定結果が増額となったものでございます。

おそれいます、84の17ページにお戻りをお願いいたします。第14款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第1目 民生費国庫負担金 280万円の増額につきましては、金額の確定によるものでございます。第3目 災害復旧費国庫負担金 535万8千円の増額につきましては、大阪府北部を震源とする地震において被害のあった公立学校施設の災害復旧に対して、国庫負担金の内定があったことによるものでございます。

第15款 府支出金、第1項 府負担金、第1目 民生費府負担金 933万5千円の増額につきましては、それぞれ金額の確定によるものでございます。

84の18ページでございます。第16款 財産収入、第2項 財産売却収入、第2目 物品売却収入 36万円の増額につきましては、公用車の売却によるものでございます。

第18款 繰入金、第2項 基金繰入金、第2目 財政調整基金繰入金 8,650万7千円の増額につきましては、歳入歳出の財源調整のため繰り入れるものでございます。第4目 地域福祉基金繰入金 2億3,451万円の増額につきましては、障害者地域生活支援拠点等施設整備事業補助金の財源として繰り入れるものでございます。

84の19ページでございます。第19款 諸収入、第5項 雑入、第4目 雑入 2万6千円の増額につきましては、公用車の売却に伴う諸費用の返還金等でございます。

第20款 町債、第1項 町債、第2目 民生債 820万円の増額、第7目 臨時財政対策債 1億3,470万6千円の減額及び第8目 災害復旧債 4,510万円の増額につきましては、「第4表 地方債補正」でご説明させていただいたとおりでございます。

続きまして、84の21ページからの「歳出」でございます。

人件費の補正につきましては、各費目に渡りますので、最後に一括してご説明を申し上げます。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費 285万2千円の増額のうち、84の22ページの第7節 賃金 81万9千円の減額につきましては、当初、事務補助として臨時職

員の雇用を予定いたしておりましたが、本年4月の人事異動により雇用を要しないこととなったため、減額するものでございます。第28節 繰出金1万2千円の増額につきましては、会計間を異動した職員の退職手当負担分を繰出すものでございます。

84の23ページでございます。第3項 戸籍住民基本台帳費、第1目 戸籍住民基本台帳費40万8千円の増額のうち、第7節 賃金28万2千円の増額につきましては、大型集合住宅の完成に伴う転居・転入等の移動件数が増加することから、業務を円滑に進めるため、臨時職員を雇用するものでございます。

84の24ページでございます。第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第2目 障害者福祉費2億3,451万円の増額につきましては、障害者地域生活支援拠点等施設整備事業に対する補助金でございます。第5目 国民健康保険費1,824万9千円の増額、第6目 後期高齢者医療費175万4千円の減額及び第7目 介護保険費148万9千円の減額のうち第28節 繰出金159万2千円の減額につきましては、特別会計における事務費及び基盤安定にかかる繰出の確定によるものでございます。第7目 介護保険費のうち第7節 賃金10万3千円の増額につきましては、ケアプランの作成及び管理件数が増えているため、介護支援専門員の雇用日数を増やすものでございます。

84の25ページ下段から26ページにかけてでございます。第2項 児童福祉費、第3目 児童福祉施設費、第15節 工事請負費774万3千円の増額につきましては、保護者の利便性及び職員の職場環境を改善するため、トイレの増設等改修工事を行うものでございます。

84の27ページでございます。第4項 国民年金費、第1目 国民年金総務費486万4千円の増額のうち、第13節 委託料484万4千円の増額につきましては、「国民年金法」の改正及び「年金生活支援給付金の支給に関する法律」の施行に対応するものでございます。

84の27ページ下段から28ページにかけましての第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 保健ヘルス事業費85万9千円の増額につきましては、保健師の退職に伴う欠員補充のため、臨時職員を雇用するものでございます。

84の32ページ下段から33ページにかけましての第9款 教育費、第1項 教育総務費、第4目 放課後子ども支援費168万1千円の減額につきましては、非常勤嘱託員指導員の欠員を臨時職員指導員で補ったことによる、報酬から賃金への予算の組み替えでございます。

84の33ページ下段から34ページにかけましての第2項 小学校費、第1目 学校管理費1,605万5千円の増額のうち、第11節 需用費22万1千円の増額及び第18節 備品購入費63万2千円の増額につきましては、次年度のクラス増に伴い必要な備品等を購入するものでございます。第13節 委託料1,520万2千円の増額につきましては、仮設校舎設置のための基本設計、省エネ適合判定、構造適合判定及び確認申請業務を行うものでございます。

84の34ページでございます。第3項 中学校費、第2目 教育振興費50万円の増額につきましては、平成31年度から新教科として「道徳」が始まるため、事前に教材研究をする必要があることから、指導書を購入するものでございます。

84 の 34 ページ下段から 35 ページにかけてでございます。第 4 項 幼稚園費、第 1 目 幼稚園費 60 万 7 千円の減額のうち、第 7 節 賃金 46 万 1 千円の増額につきましては、幼稚園に勤務する教諭 1 名が産前・産後休暇を取得する予定であることから、代替の教諭を雇用するものでございます。

84 の 37 ページでございます。第 11 款 公債費、第 1 項 公債費、第 1 目 元金 119 万 4 千円の増額につきましては、元利均等償還を行っている臨時財政対策債について、借入れ 10 年目の利率見直しに伴い、見直し利率が当初借入利率より低くなったため、元利償還のうち、本年度の元金償還金が当初見込みよりも増額となるものでございます。第 2 目 利子 2,890 万円の減額につきましては、元金の説明で申し上げましたとおり、10 年目の利率見直しがあったことによる減額及び平成 29 年度分として借り入れた町債の利率確定によるものでございます。

第 12 款 予備費、第 1 項 予備費、第 1 目 予備費 344 万 5 千円の増額につきましては、災害等の対応により予備費の現計予算額が減少しているため、年度末に向けて予算を確保するものでございます。

続きまして、84 の 38 ページからの人件費の補正について、ご説明申し上げます。

今回の人件費の補正につきましては、人事院勧告に伴う「一般職の職員の給与に関する条例」の一部改正及び「特別職の職員の給与に関する条例」の一部改正によるもののほか、育児休業者の給料等の確定及び人事異動等の反映によるものでございます。

以上、簡単ではございますが、第 84 号議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

健康福祉部長（登壇） 続きまして、第 85 号議案 平成 30 年度 島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします主な内容といたしましては、保険基盤安定・財政安定化支援事業の確定及び人事院勧告に伴う人件費にかかる補正並びに元号対応に伴うシステム対応業務の繰越明許費の設定でございます。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1,824 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 37 億 2,703 万 9 千円とするもので、款項別の内容は、85 の 3 ページからの「第 1 表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

第 2 条の繰越明許費につきましては、85 の 5 ページの「第 2 表 繰越明許費」にお示しさせていただいているとおりでございます。内容につきましては、85 の 14 ページの次に添付している議案参考資料に、繰越明許費にかかる資料をお示しさせていただいております。

それでは、事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

まず、85 の 9 ページの「歳入」でございます。

第 6 款 繰入金、第 1 項 一般会計繰入金、第 1 目 一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定の確定に伴う保険基盤安定繰入金で 1,651 万 8 千円、人事院勧告に伴う職

員給与費等繰入金で29万7千円、交付税算入されております財政安定化支援事業繰入金で143万4千円を、それぞれ増額するものでございます。

次に、85の10ページの「歳出」でございます。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費29万7千円の増額につきましては、人事院勧告に伴う一般管理費の人件費で29万7千円の増額でございます。

次に、第7款 基金積立金、第1項 基金積立金、第1目 財政調整基金積立金1,795万2千円の増額につきましては、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の増額補正分の合計額を積み立てるものでございます。

以上、簡単ではございますが、第85号議案 平成30年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第86号議案 平成30年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします内容といたしましては、保険基盤安定の確定、人事院勧告に伴う人件費、後期高齢者医療システム更新業務の確定及び元号対応に伴うシステム対応業務の繰越明許費の設定でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ175万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億8,968万7千円とするもので、款項別の内容は、86の3ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

第2条の繰越明許費につきましては、86の5ページからの「第2表 繰越明許費」にお示しさせていただいておりますとおりでございます。内容につきましては、86の14ページの次に添付しております議案参考資料に、繰越明許費に関する資料をお示しさせていただいております。

それでは、事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

まず、86の9ページの「歳入」でございます。

第4款 繰入金、第1項 一般会計繰入金、第1目 事務費繰入金141万5千円の減額につきましては、人事院勧告に伴う人件費、後期高齢者システム機器の確定等により、補正するものでございます。第2目 保険基盤安定繰入金33万9千円の減額につきましては、保険基盤安定負担金の確定に伴うものでございます。

次に、86の10ページの「歳出」でございます。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費141万5千円の減額につきましては、人事院勧告に伴う一般管理費の人件費で10万円の増額、後期高齢者システムの確定等により151万5千円の減額となるものでございます。

次に、第2款 後期高齢者医療広域連合納付金、第1項 後期高齢者医療広域連合納付金、第1目 後期高齢者医療広域連合納付金33万9千円の減額につきましては、保険

基盤安定負担金の確定に伴うものでございます。

以上、簡単ではございますが、第 86 号議案 平成 30 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第 87 号議案 平成 30 年度 島本町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします主な内容といたしましては、臨時職員賃金、人事院勧告等に伴う人件費の増額の補正及び元号改定に伴う介護保険システム元号対応業務の繰越明許費の設定でございます。

議案書 87 の 1 ページをご覧ください。

第 1 条は、歳入歳出の総額に、それぞれ 10 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 24 億 6,640 万 9 千円とするもので、款項別の内容は、87 の 3 ページからの「第 1 表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

第 2 条の繰越明許費の設定につきましては、87 の 5 ページの「第 2 表 繰越明許費」にお示しさせていただいておりますとおりでございます。また内容につきましては、87 の 16 ページの次に添付しております議案資料に、繰越明許費に関する資料をお示しさせていただいております。

それでは、事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

まず、87 の 9 ページの「歳入」でございます。

第 3 款 国庫支出金、第 2 項 国庫補助金、第 2 目 地域支援事業交付金 2 万 3 千円の増額につきましては、包括的支援事業費の臨時職員賃金、人事院勧告等に伴う包括的支援事業費の人件費に対する国負担分を増額するものでございます。次に、第 3 目 介護保険事業費補助金 165 万円の増額につきましては、介護保険制度の改正に伴うシステム改修に関する費用につきまして、補助金が交付されるものでございます。

次に、第 5 款 府支出金、第 2 項 府補助金、第 1 目 地域支援事業交付金 1 万 2 千円の増額、また第 7 款 繰入金、第 1 項 一般会計繰入金、第 2 目 地域支援事業繰入金 1 万 2 千円の増額及び議案書 87 の 10 ページの第 7 款 繰入金、第 2 項 基金繰入金、第 1 目 介護保険給付準備基金繰入金 1 万 4 千円の増額につきましては、人事院勧告等に伴う包括的支援事業費の人件費に対する府・町・第 1 号被保険者保険料負担分を、それぞれ増額するものでございます。

次に、87 の 9 ページの第 7 款 繰入金、第 1 項 一般会計繰入金、第 3 目 職員給与費等繰入金 4 万 6 千円の増額につきましては、人事院勧告等に伴う一般管理費の人件費を増額するものでございます。議案書 87 の 10 ページ、第 5 目 その他一般会計繰入金 165 万円の減額につきましては、介護保険事業費補助金が支給されることに伴い、一般会計繰入金を減額するものでございます。

次に、87 の 11 ページの「歳出」でございます。

第 1 款 総務費、第 1 項 総務管理費、第 1 目 一般管理費 4 万 6 千円の増額につきましては、人事院勧告等に伴う一般管理費の人件費を増額するものでございます。

次に、第 3 款 地域支援事業費、第 3 項 包括的支援事業費、第 1 目 包括的支援事業費 6 万 1 千円の増額につきましては、包括的支援事業費の臨時職員賃金、人事院勧告等に伴う包括的支援事業費の人件費を増額するものでございます。

以上、簡単ではございますが、第 87 号議案 平成 30 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご決賜りますようお願い申し上げます。

上下水道部長（登壇） それでは、第 88 号議案 平成 30 年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 88 の 1 ページでございます。

今回の補正予算につきましては、歳入では平成 29 年度国庫支出金の確定、繰入金及び特定財源の補正を、歳出では人事院勧告による人件費等の補正のほか、国庫支出金の確定による各種事業の見直しにかかります補正予算につきまして、ご提案をさせていただくものでございます。

それでは、順次、ご説明を申し上げます。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 7,023 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 16 億 1,020 万 6 千円とするもので、款項別の内容につきましては、88 の 3 ページからの「第 1 表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

第 2 条の 債務負担行為の追加につきましては、88 の 5 ページの「第 2 表 債務負担行為補正」にお示ししております。これにつきましては、新元号の公表時期が翌年度となる見込みであり、元号対応にかかるシステム改修業務が年度内に完了しないため、また公共下水道五反田雨水幹線整備工事（軌道横断部）工事委託につきましては、31 年度までの工事委託期間とするため、追加設定させていただくものでございます。内容につきましては、88 の 16 ページの次に、議案参考資料として債務負担行為に関する資料でお示ししているとおりでございます。

第 3 条の地方債の変更につきましては、88 の 6 ページの「第 3 表 地方債補正」にお示しをしております。

続きまして、補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

88 の 9 ページからの「歳入」でございます。

第 3 款 国庫支出金、第 1 項 国庫補助金、第 1 目 下水道費国庫補助金 4,300 万円の減額につきましては、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の確定による減額でございます。

第 5 款 繰入金、第 2 項 基金繰入金、第 1 目 財政調整基金繰入金 623 万 5 千円の

減額につきましては、収支の調整を行なうものでございます。

第6款 町債、第1項 町債、第1目 下水道債 2,100 万円の減額につきましては、先ほどの国庫支出金の確定に伴う事業の見直し等による減額でございます。

続きまして、88 の 10 ページからの「歳出」でございます。

人件費の補正につきましては、各費目にわたりますので、最後に一括してご説明申し上げます。

第1款 下水道費、第1項 下水道総務費、第1目 一般管理費 282 万 4 千円の減額のうち、第13節 委託料の減額につきましては、元号対応にかかるシステム改修業務によるもので、債務負担行為の設定をお願いすることから減額するものでございます。第15節 工事請負費の減額でございますが、都市整備課発注の尺代橋補修・補強工事の請負業者による現場精査等の結果、尺代橋に添架しております下水道管の移設が不要となりましたことから、現計予算全額を減額するものでございます。

次に、第1款 下水道費、第2項 下水道整備費、第1目 下水道建設費 6,741 万 1 千円の減額のうち、第13節 委託料の増額でございますが、污水管渠実施設計業務（その1）（その2）及び島本3号污水幹線管渠実施設計業務の増額につきましては、今年度の社会資本整備総合交付金の内示額を最大限活用いたしたく、大阪府と協議・調整のうえ事業を前倒しし対応させていただくことにより、増額をお願いするものでございます。五反田雨水幹線整備工事（軌道横断部）工事委託の増額につきましては、今般、西日本旅客鉄道株式会社との協議が整いましたことから、平成30年度から平成31年度にかけての工事委託のうち、平成30年度にかかります工事委託料の増額をお願いするものでございます。

次に、第15節 工事請負費の減額でございますが、污水管渠築造工事の減額につきましては、東大寺地区における污水管築造工事を当初予定しておりましたが、大阪府茨木土木事務所との河川占用に関する協議で時間を要し、また計画内容及び施工時期等の再検討が必要となりましたことから、今回、現計予算全額を減額させていただくこととしたもので、次年度において土地所有者との協議のうえ修正設計を行い、工事実施時期については、渇水期を考慮して再度検討することとしております。ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。五反田雨水幹線付帯工事の減額につきましては、防災・安全交付金の当初内示額が要望額より減額となったため、事業内容等の再精査が必要となりましたことから、当初、予定をしておりました除塵機設備の設置等について、防災・安全交付金の確保及び町道百山12号線の整備計画を考慮して、平成32年度に延期することとしたため、減額をお願いするものでございます。島本1号污水幹線敷設替工事の増額につきましては、本工事の予定価格を算出した結果、現計予算（第2号補正）に不足が生じたことから増額をお願いするものでございますが、早期に事業効果を発揮いたしたく、すでに節内流用により工事は発注済みで、完了をいたしております。今後とも、

より精度の高い予算計上に努めてまいります。次に、第 17 節 公有財産購入費の減額でございますが、五反田雨水幹線用地として民間企業より購入したことによる契約差金による減額でございます。

続きまして、88 の 12 ページからの人件費の補正について、ご説明申し上げます。

今回の人件費の補正につきましては、人事院勧告に伴う「一般職の職員の給与に関する条例」の一部改正によるもののほか、決算見込みを勘案するものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成 30 年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第 89 号議案 平成 30 年度島本町水道事業会計補正予算(第 3 号)につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 89 の 1 ページでございます。

今回の補正予算につきましては、人事院勧告による人件費及び事業の確定見込みによります補正予算について、ご提案をさせていただくものでございます。

それでは、順次、ご説明申し上げます。

第 2 条の「収益的収入」につきましては 1 万 2 千円を増額し、「収益的支出」につきましては 236 万円を増額するものでございます。

82 の 2 ページ、第 3 条の「資本的支出」につきましては、資本的支出で 759 万 6 千円を減額するものでございます。

第 4 条の「債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額」につきましては、新元号の公表時期が翌年度となる見込みであり、元号対応にかかるシステム改修業務が年度内に完了しないため、設定するものでございます。内容につきましては、89 の 12 ページの次に、議案参考資料として債務負担行為に関する資料でお示しさせていただいております。

第 5 条の「議会の議決を経なければ流用することができない経費」につきましては、職員給与費で 25 万 4 千円を増額するものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、計画説明書によりご説明を申し上げます。

89 の 6 ページでございます。「収益的収入」でございます。

第 1 款 水道事業収益、第 2 項 営業外収益、第 4 目 他会計繰入金 1 万 2 千円を増額につきましては、給与改定により、一般会計負担分の退職手当繰入金が増額となるものでございます。

次に、「収益的支出」でございます。人件費につきましては、各費目にわたりますので、最後にまとめてご説明申し上げます。

第 1 款 水道事業費用、第 1 項 営業費用、第 1 目 原水及び浄水費 365 万 3 千円の増額のうち、節 修繕費の増額につきましては、PAC 貯留槽設備等の機械設備にかか

わる修繕費の増額でございます。89 の 7 ページでございます。第 2 目 配水及び給水費 26 万 5 千円の増額のうち、節 修繕費の増額につきましては、町域内を対象とした漏水調査を実施し、その調査結果に基づき速やかに漏水修繕を実施したことにより、緊急給配水管修繕にかかる現計予算に不足が生じることから、決算見込みを勘案しての増額でございます。次に節 工事請負費の減額につきましては、都市整備課発注の尺代橋補修・補強工事の請負業者による現場精査等の結果、尺代橋に添架しております配水管の移設が不要となりますことから、現計予算全額を減額するものでございます。第 4 目 総係費 141 万 7 千円の減額のうち、節 委託料の減額につきましては、元号対応にかかるシステム改修業務によるもので、債務負担行為の設定をお願いすることから減額するものでございます。

それでは、人件費の補正についてでございます。89 の 9 ページの給与費明細書でございます。

今回の人件費の補正につきましては、人事院勧告に伴う「一般職の職員の給与に関する条例」の一部改正によるもののほか、決算見込みを勘案するものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成 30 年度島本町水道事業会計補正予算（3 号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長 暫時休憩いたします。

（午後 2 時 22 分～午後 2 時 22 分まで休憩）

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

上下水道部長 失礼いたしました。先ほど提案説明をさせていただきました第 89 号議案の平成 30 年度島本町水道事業会計補正予算（第 3 号）の説明にあたりまして、議案書のページ数につきましては、すべて「89 ページ」ということでございます。申しわけございませんでした。訂正方、よろしくお願いいたします。

川嶋議長 この際、暫時休憩いたします。

（午後 2 時 23 分～午後 2 時 45 分まで休憩）

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより本案 9 件に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

戸田議員 多岐にわたる質疑になります。どうぞ、よろしくお願いいたします。

島本町一般会計補正予算につき、第三小学校整備設計業務の繰越明許 1,520 万 2 千円について。

第三小学校の耐震整備工事につき仮設校舎基本設計費を新たに計上されます。すなわちグラウンド内に仮設校舎を造り、生徒を移動させたうえで、新 A 棟を B・C 棟に接続するという、当初の計画とは異なる内容をお示しいただいたことになります。仮設校舎

基本設計業務には概ねどれぐらいの費用が必要で、今後、実施設計後、設置、リース料、解体撤去などを行うにあたり、考えておられる概算費用をお示してください。これまで、仮設校舎は不要と言われていたにも関わらず、仮設校舎が必要という判断に至った経緯につき、詳細説明を求めます。

次に、同じく第三小学校の整備設計業務ですが、構造適合判定申請業務、確認申請業務等に関連して問います。

躯体補修案の作成については、これまでの設計業務費用の中で、株式会社林設計事務所によって行われたものという認識で間違いありませんか。6月、既存建物状況調査報告書に追加提出された躯体補修案につき、問題があった鉄筋を覆うコンクリートのかぶり圧不足についてどのように改修することになるのか、詳細説明を求めます。10月、府による現地調査が行われ、11月には既存建物状況調査報告書が受理されたとのこと。また、かぶり圧不足の改修工事の概算費用はどれくらいになると推定しておられるのか、ご説明をお願いいたします。

次に、やまぶき園の移設に関わる障害者地域生活支援拠点等施設整備事業補助金についてです。

内示額の減額の影響を、町と事業者の協議によって、町の補助金を確定したものです。国庫減額が非常に大きな額になっています。募集要項に定めていた内容に基づく協議により、それを法人と町で二分して負担するという考えのもと、町が法人に補助をします。さらに入札による工事契約額の確定を反映したものが、町の最終的な、実質的な補助金になり、その額が2億3,451万円と補正計上されているわけです。それにつきまして、このようになった流れを、もう少し丁寧に詳細説明をお願いいたします。まず、これが1点目といたします。

その次は、第二保育所のトイレ改修工事費です。774万3千円が計上されています。

複数の男性保育士が働く現場の状況からして、その必要性は十分理解できます。むしろ、これまで対策が取られなかったことに問題がありました。平成30年度の当初予算ではなく、また平成31年度の当初予算でもなく、この700万を超える金額が今、補正で計上されているのには、急な対応を必要とする特段の理由があつてのことですか。説明をお願いいたします。

次に、水道関係です。

島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）に関わり、五反田雨水幹線付帯工事8,700万円の減額補正について、質問します。

交付金の見込み額を得ることができなかったため、一部事業の見直しが必要になり、五反田雨水幹線付帯工事である除塵機の設置を見送られるとのこと、全額減額補正されるわけです。除塵機の設置目的・仕様について、今一度、概要説明を求めます。なぜ、ここに必要なのですか、と確認する質問です。

第 89 号議案 島本町水道事業会計補正予算（第 3 号）について、問います。

原水及び浄水費として、修繕費があがっています。機械設備修繕が 360 万円。当初予算にあった予算額を超えて修繕が必要となるとのことからの、決算見込みと認識しています。大薮浄水場については、近年、大規模改修を計画的に進めてこられたと認識していますが、本年度、修繕を必要とする箇所が多かったのは、どのような理由によるものですか。ご説明いただけますか。現在、不都合がある中で作業を行っているということでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

教育こども部長 教育委員会に対して、6 点のご質問だったかと思います。

まず、1 点目でございます。基本設計業務に概ねどれぐらいの費用がかかって、その他実施設計後の様々な費用の概算ということが 1 点目でございますが、今回の設計業務を行う内容は、まず、町立第三小学校耐震補強等工事として A 棟の建て替え工事を予定しており、工事を進めるうえで仮設校舎の設置が必要となるため、これにかかる基本設計を行います。また、新 A 棟の省エネ適合判定、構造計算適合判定及び確認申請業務についても、あわせて実施をいたします。

なお、内訳につきましては、今後の契約事務に支障があるため、現在は公開をすることができません。仮設校舎の設置費用等については本設計業務で費用を概算するため、現在においてはお示しすることができないことをご理解いただきたいと思います。

2 点目につきましては、仮設校舎が必要になった理由でございますが、これまでは仮設校舎を設けずに工事を進めるという事業計画でございましたが、しかしながら、本年度、改めて内部で事業内容の検討を行い、B・C 棟に近接した場所で工事を実施することや事業期間、また児童の学習環境等を最大限考慮すべきとの考えのもと、今回は仮設校舎を設置していこうという計画になったものでございます。

躯体補修案の作成について、これまでの設計業務費用の中で、林設計のほうで行われたのかという認識でございますが、通常、建築物の竣工後、府により検査が行われ、検査済証が発行されますが、三小については検査済証がなかったため、既存建物状況調査において構造体のはつり調査が必要なので、平成 28 年度の町立第三小学校等設計業務において実施をいたしたところでございます。平成 29 年度に入り、29 年 8 月に大阪府に既存建物状況調査報告書を提出し、府と事前協議を進めている中で、既存不適合と判断される鉄筋を保護するコンクリートの厚み不足が確認されました。既存不適合の B・C 棟に A 棟を増築することができないため、改修案を 10 月に提出したところ、設計事務所の見解が必要ということで、設計事務所にご協力いただき、提出を行ったところです。

その際、もう一度、大阪府より公的な第三者機関により構造的な検証を行うよう指摘を受け、再度、設計事務所にご協力いただき、12 月に改修案を一般財団法人日本建築総合試験所と検討していただきました。その後、改修案を大阪府に、平成 30 年 2 月に提出

し、6月まで内容を検討いただきまして、その後、6月に状況報告書に追加資料を加えて正式に大阪府に提出し、10月に大阪府により現地調査を行っていただき、11月に受理されたところでございます。要するに、大阪府のほうから設計事務所の見解が必要ということで、林設計事務所のほうにご協力いただいたということでございます。

そして、問題があったかぶり圧不足について、躯体をどのように補修するかということでございますが、かぶり圧の違いにより補修方法が異なりまして、約5ミリ～20ミリ足らない箇所は、耐久性能及び耐火性能の確保のため、ポリマーセメントモルタルによる補修を計画しております。かぶり圧が不足している箇所には、現状厚さ25～40ミリ程度のモルタル仕上げがあることから、このモルタルを撤去して、同部に厚さ25～30ミリ程度のポリマーセメントモルタルをこて塗りすることとしております。また、剥落防止のため金属メッシュ及びアンカーベースを配置することとしております。約30ミリ足りない箇所は、鉄筋コンクリートとの間の付着を確保するため、コア・コンクリート部分までコンクリートをはつりし、既存躯体コンクリートの設計基準強度以上の強度を有するコンクリートを打設して、所定のかぶり圧を確保する計画としております。

そしてもう1点が、かぶり圧不足の概算費用でございますが、かぶり圧不足の解消を含めて、今後の事業費につきましては、今回の設計に基づいて工事費を算定していく予定としております。

そしてトイレ改修費、なぜ今回補正なのかということでございますが、この第二保育所のトイレ改修につきましては、年度当初に予算をあげさせていただいて、設計業務にこの30年度、取り組ませていただきました。このトイレに関しては、職員の職場環境、そして保護者の皆さんが利用されるということもありまして、利便性を改善すべく、直ちに工事をして対策が必要ということで、今回、補正をあげさせていただいたものでございます。

以上でございます。

上下水道部長 それでは、2点のご質問にご答弁申し上げます。

まず、議案書の88の11ページの第15節 五反田雨水幹線付帯工事8,700万の減額についてのご質問でございます。今回の減額に伴います除塵機の設置目的等に関するご質問でございますが、まず、除塵機の設置目的についてでございます。

除塵機を設置いたします人孔には、溝田水路及び中溝水路が流入することから、目幅15センチの固定スクリーンを地上から約6.2mの深さに設置する予定となっております。スクリーンを設置いたしますと、当然、し渣等が付着いたしますので、雨水幹線への流入を阻害する可能性もあることから、し渣を除去する必要があるとございます。そのし渣を人力で取り除くことになると、危険を伴い、困難でありますことから、除塵機の設置を計画させていただいたものでございます。

今回、計画しております除塵機の仕様についてでございますが、ワイヤーでの巻き上

げ式のL型除塵機で計画をし、スクリーン寸法といたしまして幅 2.85m、高さ 1.9m、巻き上げ高といたしまして 6.0mの仕様となっております。

次に、議案書の 89 の 6 ページ、目 原水及び浄水費の修繕費で 360 万円の増額についてのお尋ねでございます。

大藪浄水場では、計画的な大規模改修による施設の更新にあわせて、耐震性を備え、災害などに対しましても強固で長期的に維持できる施設の更新を進めております。本年度の主な修繕につきましては、野外に設置をしております設備が中心となっており、長期の使用による不具合が今年度、多く発生いたしましたところでございます。主に電動弁や配管、機械類などの劣化によるものが原因となっており、今後、予定しております修繕施設につきましては、PACタンク貯水槽設備、それに伴います水位計の修繕などを予定しております。

なお、現状といたしましては、薬品タンク内の固着により配管内の目詰まり・閉塞傾向が進んでいる状態になっておるとのことと、水位計につきましてもPACの成分が詰まり水位計測にも支障を来しているということで、今後、修繕を予定しておるものでございます。

以上でございます。

健康福祉部長 障害者拠点施設整備に関わります国庫補助金の減額の流れにつきましてのご質問でございます。ご答弁させていただきます。

今般の社会福祉施設等整備費補助金を受けるためには、まず整備予定事業者が都道府県に申請をいたしまして、申請された整備事業を国庫補助協議の対象とするのかどうか、また補助金が設置する審査会等において審査を行いまして、採択されてはじめて国庫補助協議のエントリーが可能となるシステムとなっております。

社会福祉法人南山城学園におかれましては、昨年度、大阪府との国庫補助協議に至るまでの協議を重ねられまして、平成 29 年 10 月 17 日に大阪府のほうに国庫補助の申請をしておられます。年明けに大阪府のほうで補助金の採択にかかる審査会が開催されまして、平成 30 年の 2 月 19 日付けで大阪府から法人に、この採択に至る通知をされているというような形になっております。また、3 月に大阪府から国に、この国庫補助申請の協議をあげられまして、本年 6 月 22 日、国のほうから社会福祉法人南山城学園のほうに国庫補助の内示の決定があったものでございます。また 7 月 26 日に、法人におかれましては入札を執行され、今回の建設総事業費が確定したような流れになっております。

平成 30 年度の社会福祉施設等整備費補助金の採択につきましては、大阪府には複数の法人がエントリーされたと認識しておりますが、府で採択された事業者につきましては、南山城学園含めました 2 事業者のみと聞き及んでおりまして、府の補助金交付負担分も含めまして、平成 30 年度当初予算の大阪府からの内示額の総額は 1 億 2,352 万 5 千円でございます。そのうち 9,924 万 5 千円が南山城学園に決定されておりますので、補助

金の大半、内示を受けたというふうに認識しております。

以上でございます。

戸田議員 第二保育所のトイレの改修については、当初予算に実施設計があがっていたということですね。私の認識不足で、すみませんでした。ぜひともお願いしたいと思います。失礼いたしました。

第三小学校の整備設計業務です。仮設校舎が必要というのは学習環境への最大限の考慮というご答弁でしたが、基本構想策定時において、仮設校舎に移動しての授業が必要か否か、どのように判断していたのか。授業、教育現場に多大な影響があるという視点を、このときすでに欠いていたのではないかと。平成 27 年 3 月の第三小学校基本構想の 5 ページには、校舎 A 棟を敷地西側に新設する計画の A 案については、仮設校舎は不要となっています。仮設校舎の必要性は事業者から指摘されていなかった、という認識で良いのでしょうか。もし、そうであれば、このことにより島本町は大きく判断を誤ったことになりませんか。

第三小学校基本構想は、378 万円の費用を費やして、株式会社阿波設計事務所に業務委託して作成したものです。平成 26 年 10 月 17 日に契約を交わし、仕様書には業務委託の実施要件 5 として、「業務の遂行には高度な情報収集力、分析力を要するため、受託者は相当な知識と技術力を有するスタッフを配置しなければならない。」とあるわけです。仮設校舎の必要性が、なぜ、このときに言われてなかったのか、疑問に思います。質問に答えていただきたいと思います。

それから、はつり調査云々の件なんですけれども、今後の概算費用をお示しできないとおっしゃっているわけなんです、新 A 棟を増築するにあたって、B・C 棟の既存建物状況調査報告書を作成し、大阪府へ提出されました。協議の過程で、府から鉄筋を保護するコンクリートの厚み不足が指摘された。このことにつき、平成 28 年度の第三小学校整備設計業務の中で新たな予算計上はなく、株式会社林設計事務所が行う同設計業務の中で、B 棟のはつり調査も行ったと認識しています。これに間違いがありませんか。

しかし、なぜ、このときの調査報告書において B 棟のかぶり圧不足を認識することができなかったのか。もし、職員が調査結果に適切に目を通していれば、大阪府の指摘を待つまでもなく、このときに自ら問題を発見できたのではありませんか。耐震工事の遅れに大いに影響すると思い、質問をいたしております。

もう一つ、調査報告の成果品である文書だけを受け取り、その内容が精査できていないことが全庁的に通常しているのではないかと懸念がございます。このところ、何がどのように問題であったか。部内で振り返りが行われていますか。

障害者地域生活支援拠点等施設整備事業補助金に関わるものです。

丁寧にご説明いただきました。確定した国庫補助金が 9,924 万 5 千円、これがどのようにして導かれたか金額かという説明も一定いただきましたが、当初見積りより 1 億

4,525万5千円もの減額になっています。これについては、もうため息が出るしかないんですけども、例えば、町からの基本補助に加えて追加補助を行うことにつき、府の採択審査会において、およそ10者の申請者が通常あると聞き及んでいますが、2者のみ選択された、優先順位がつけられた、島本町というか当該南山城学園、法人さんは、この中に入ることができた。しかし、その順位により、かなり減額されている。かりに、もっと順位が低かった場合、当該施設がその対象に入らなければ、補助金は全く得られなかったということなのではないでしょうか。確認します。その場合、施設整備はすべて法人の負担となるのか。そのことにより事業が止まってしまう事態もあったのではないかと思います。確認をいたします。

水道でございます。除塵機の必要性を説明いただきました、L型であると。今までも設置しておられるので、一定、今までのものがちゃんと機能しているからつけられるのかなと思っています。これはほんとに、人力でやっておられるとき大変でした。

今回の除塵機設置のための用地買収の確定による公有財産購入費減額補正も同時にあがっております、254万9千円ですか。2千万円以上をかけて、民間企業より用地を取得してまで除塵機を設置する必要があったにも関わらず、今回、設置を見送り、2年先に延期しなければならない事態になっています。五反田雨水幹線の供用開始までには必ず除塵機を設置しなくてはなりません、交付金を得られる見込みははたしてあるのでしょうか。交付金が仮に得られないということになった場合、どういうことになるのか。町の単費、起債で設置するということになるのではありませんか、質問しておきます。

新たな質問になります。汚水幹線築造工事マイナス5千万ですか、これについてです。東大寺一丁目の府道西京高槻幹線と水無瀬川が交差する箇所、水無瀬川左岸及び府道西京高槻線に汚水幹線を設置することになる。大阪府茨木土木事務所との協議の結果、修正設計が必要であるとわかったことから全額マイナス補正され、いったん事業を見送られると。当該世帯は6軒と認識しています。概算で5千万円規模の工事費が必要で、うち自然流下ができない区域についてはマンホールポンプの設置を検討する。なおかつ私設マンホールポンプの設置が必要で、その私設マンホールポンプについては土地所有者の方に維持管理の責任が生まれると。さらに土地所有者との協議、合意形成が必要であると。

これらの課題を踏まえて、次年度に修正業務を行うとされていますが、まず確認したい。当該地は浄化槽ですか、汲み取りですか。当該地域については、下水道を敷設することなく合併浄化槽や単独浄化槽にしておくという選択肢はありえないのでしょうか。例え計画区域内であっても、当該地区のように工事に課題が多い場合は、当該世帯の合意を得られたうえで浄化槽としておくことも可能なのではないのでしょうか。法的に何か問題がありますか。地形的に課題が多いところに5千万円では収まらない費用をかけて敷設し、はたしてすべてのお宅が汚水幹線に接続されるのか。もう、これを確認できて

いるのでしょうか。高齢者のお一人住まい、あるいは敷地が広い場合は、接続に非常にお金がかかったり負担がかかったりするのです。接続されないというところもたくさんあるわけです。このあたりのところの見解を問います。

また——二つ目の質問なんですが——当該地は今後、大きく住宅開発が見込めるようにも思えず、事業の妥当性には慎重であって良いという考え方は可能ですか。下水道は敷設した後も、ずっと維持管理に多額の費用が必要になります。その意味で、検討をされてはどうですか、という質問です。

上水道に移ります。配水及び給水費に関わるものです。

修繕費、緊急給配水管修繕 220 万円があがっています。漏水調査に基づく修繕費の決算見込みと認識しています。漏水調査は、どのぐらいの頻度で行われるのですか。漏水は有収率の低下を招きますが、町が目指す有収率、望ましいと考えている有収率はどれぐらいなのでしょう。平成 30 年、今年度はすでに 18 ヲ所の漏水箇所を修繕したとのこと。これ、地震の影響は考えられるのでしょうか。あるいは水道管の老朽化により漏水箇所が増えているという、そういう傾向などが見受けられますか。ご答弁をお願いいたします。

教育こども部長 教育委員会、4 点の、再度のお尋ねでございます。

まず、仮設をなしとしたその当時の判断ということでございますが、当時の判断としては、今回、A 棟を新築するにあたっては既存建物状況調査報告書を提出して、業務に取り組んでいったわけですが、その中で様々な検討を加える中で、当時は総合的に判断して仮設の校舎は不要と判断しておりました。ただ、今回、改めて事業内容の検討を行って、中で、B・C 棟に近接した場所で工事を実施することや事業期間、また最大限児童の学習環境を考慮すべきという判断をしたことによって、今回、仮設校舎を設置したことをごさいますて、当時の判断としては、そのときどきの判断としては誤っていなかったものと考えております。

そして、はつり調査はいつ行われたのかということでございますが、これは平成 28 年 3 月から 29 年 3 月までの間に町立第三小学校等整備設計業務というのを行っておりますが、その中ではつり調査を行っております。

そして、職員が気づいていなかったのかという点でございますが、確かに、このはつり調査の結果に関しましては、まず鉄筋、コンクリートの中の鉄筋の本数という点に、それを最重要視して、このはつり調査に着眼しておったことから、かぶり圧不足という点については認識が落ちていたということで、29 年 3 月に報告書はいただいていたんですが、先般の議会でもご説明させていただいたように、平成 29 年 8 月に大阪府の指摘によって、そのかぶり圧不足があったということを確認した。そのことについては、ほんとに申しわけなかったなと思っております。今後、このようなことが起こらぬよう対応してまいりたいと考えております。

また、今回、このようなことがあった後の課内の振り返りでございますが、確かに、このようなことが起こったことの原因というのは今年度も検討しておりまして、やはり専門職の配置の中で、一担当・一業務ということになっておったところがありまして、その後は、数少ない職員で大変ではありますが、チェック、必ずチェックしなければいけない大切な段階においてはダブルチェック、そして他の違う目からも見て、情報共有を図って、このような問題が起こらぬよう対策を講じておるところでございます。

以上でございます。

健康福祉部長 島本町障害者地域生活支援拠点等施設の整備につきまして、再度のご質問でございます。ご答弁させていただきます。

平成 29 年 1 月に、この当該地域生活支援拠点等施設の整備につきまして事業者の募集を行っておりますが、その募集要項の中でも、施設の整備につきましては、「社会福祉施設等施設整備費補助金による国及び大阪府からの補助を受けて行うこと」ということで明記をしておりますので、基本的には大阪府・国からの補助を受けての整備を予定しております。しかしながら、同じく——これも募集要項に記載をしておりますが——国庫補助の採択がなされない場合や、内示額が減額された場合等、建設資金の準備が困難となった場合は「町と協議を行うものとする」というふうに記載をしておりますので、そのときどきにに応じて協議をしていくことになったのであろう、というお答えしかできません。

以上でございます。

上下水道部長 それでは、まずは議案書 88 の 11 ページの五反田雨水幹線付帯工事に伴う再質問について、ご答弁申し上げます。

今般、除塵機の設置につきましては、平成 32 年度へということで見直しをさせていただいたところでございます。除塵機の設置に関しましても交付金を活用してということと考えてございますが、現在、公共下水道五反田雨水幹線の整備につきましては、平成 30 年 1 月に社会資本整備総合交付金の整備計画を、通常の計画より交付金を重点的に配分される重点計画としてご承認をいただいております。今年度につきましても、昨年度との比較では 5,900 万円の増額の内示となっております。そういうことから事業費の平準化を図り、より交付金の確保をしやすいよう、平成 32 年度に延期をさせていただいたところでもございます。

なお、交付金につきましては、引き続き重点配分されるよう大阪府と協議・調整してまいりたいと考えておりますが、交付金の確保が困難な場合には他の事業との調整や、また起債等、他の財源の活用も視野に入れ、検討する必要があるものと考えております。いずれにいたしましても、除塵機の設置については、公共下水道五反田雨水幹線の供用開始までに整備できるよう、交付金の確保に向け取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、議案書 88 の 11 ページの污水管渠築造工事 5 千万円の減額についてでございます、申しわけございません。

公共下水道における污水整備につきましては、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、公共用水域の水質保全に資するものであり、住民の皆様の生活環境の改善や、河川水路等の水質保全並びに生活環境の改善を目的に、整備の推進に努めておるところでございます。当該地域におきます生活排水処理については、都市計画区域内であり、かつ市街化区域内であることから、公共下水道による処理が有効であるということで整備を進めさせていただいておるものでございます。

公共下水道への接続につきましては、「島本町下水道条例」において、既設の汲み取り便所は、公共下水道の供用開始が告知され、下水の処理が開始するべき日から 3 年以内に、その便所を公共下水道に接合された水洗便所に改造しなければならないこととなっております。し尿浄化槽式的水洗便所につきましても、一日も早く、し尿処理から公共下水道へ接続を行っていただく必要がございます。

なお、供用開始区域内にお住まいの皆様へは、直接、ご案内をさせていただいておるところでございます。

また、公共下水道の整備目的からいたしますと、下水道区域内である当該地域においては整備する方針には変わりはありませんが、土地所有者との協議にも時間を要すること及び大阪府土木事務所との協議にも時間を要しますことから、当該地区への下水道整備については課題整理のうえ、事業着手に向け、慎重に取り組んでまいりたいと考えてございます。

続きまして、議案書の 89 の 7 ページでございます。配水及び給水費の修繕費、緊急給配水管修繕 220 万円の増額に関するお尋ねでございます。

本町におきましては、漏水等に伴います漏水調査につきましては、毎月の有収率を注視しておりまして、この有収率において低下傾向が見られる、また年度内での有収率の回復が見込まれない場合、漏水による有収率の低下と判断をさせていただいており、漏水調査を実施させていただいているところでございます。過去の実績といたしましては、平成 21 年度、平成 26 年度に実施してございます。引き続き、有収率に注視しながら漏水調査の実施など、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えてございます。

なお、本町が目指す有収率の数値につきましては、「島本町水道事業財政計画」においてもお示しをしてございますが、計画期間、現計画は平成 30 年度から 33 年度になってございますけれども、この計画期間内におきます目標値といたしましては、95%ということで設定をさせていただいてございます。

それと、地震等の影響についてでございますが、本年 6 月に発生いたしました地震後、漏水修繕を実施しておりますが、修繕内容といたしましては給水管の亀裂による漏水が中心であり、管種におきましてもポリエチレン管で、昭和 40 年代から 50 年代に布設さ

れたものが多く見受けられます。このことから、地震による影響につきましては因果関係を特定することはできませんが、いわゆる老朽化によるものだと推測をいたしてございます。今後とも「水道管路等更新計画」に基づきまして、老朽管の更新及び耐震化を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

戸田議員 3問目になります。ご丁寧にご答弁いただいた部分もあるし、そうでない部分もありますが、漏れがないように、落ち着いて聞きたいと思います。

株式会社阿波設計事務所による成果品、これは三小基本構想検討報告書について述べています。そのまとめにおいて、改築計画として最も適している計画案はD案と考えておられる。小学校を全面改築することで現在の課題を解消することができ、かつ現状敷地を考慮した配置が可能である、総合的にバランスの取れた計画となっている、との見解を示しておられました。D案の工事費は、小学校については14億5,634万円との概算が示されていたと認識しています。改修による他の案よりお金がかかることを認められたうえで、建物の耐用年数、維持管理にかかるメンテナンスコスト、児童数の増減に対応する施設として総合的に検討すると、D案である全面改修が最適、課題を解消できる、との考えが示されていました。なぜ、378万円をかけて得た専門性のある助言に従わなかったのか。財源を理由に判断したのであれば猛省すべきではないか、ここに立ち戻らずにはいけないのです。

質問します。B・C棟耐震化並びに屋上防水などの改修費を含む、これまでにかけたすべての費用と、概算で示しておられる仮設——お示しいただかなかったんですけど、試算しておられる仮設校舎関連費用、加えて新A棟建設などの総額が、全面改修D案の小学校工事費14億5千万円規模に限りなく近いということにならないでしょうか。上回ることはないと言えますか。ご答弁をお願いいたします。

保護者、教師への説明責任がなされていたのか。議員の大綱質疑によって明らかにされたことが多かったです。仮設校舎の設計業務完了が平成31年度、2019年12月、仮設工事に3ヵ月を要して2019年度末に完成、2020年度からリース期間が約1年3ヵ月。同時進行の新A棟もほぼ同時に完成していく。そして夏休みに渡り廊下、外構工事を行い、仮設校舎を解体し、そしてようやく校舎内での授業が再開できるのが2021年度の2学期から。順調に進められたとして、こういうスケジュールになると認識していますが、今の1年生が4年生になっている、こういうことになるかと思います。なぜ、現場に説明をされないのか。なぜ、こんなことになってしまったのか、これからどうなるのか。保護者並びに未就学児の保護者も含めて——学校校区選択制ですからね、これまでの経緯と、今後、学校教育現場で起こることをオープンにして説明する必要がある、責任があると思います。どのタイミングで、どのように説明されるか、ご答弁をお願いいたします。

それから、はつり調査に関わることです。私、この調査結果を情報公開請求により拝見いたしましたが、4カ所でかぶり圧不足があり、30ミリ必要なところ4カ所で不足が報告され、これ、委員会で中田議員の質疑によって明らかになりました。中には1ミリしかない箇所もある。これ、適切に目を通せば、素人の私でもすぐわかるような書類と感じました。調査を行った業者から口頭で説明を受けたり、コミュニケーションが取れていたり、あるいは調査の成果品にきっちり職員が目を通していれば良かったなど、つくづく思います。これについては課題と認識されているようなので、今後、庁内全体で共通認識としていただきたいと思います。

水道について、幾つかの質問をさせていただきました。なかなか下水道、上水道は難しいなと思っています。概ね、ご答弁をいただいていたと思いますが、汚水管渠築造工事の見送りマイナス5千万円の補正については、慎重に検討していきたいというご発言もありましたので、これからの時代、下水道敷設がすべて、これだけが正解なのか、今一度しっかりと、財政的なことも含めて検証をお願いしたいと思います。

私のほうからの質疑は、以上になります。よろしくお願いいたします。

教育こども部長 2点の再質問でございます。

まず、先ほどご紹介いただきました基本構想、島本町立第三小学校基本構想検討報告書ということで、平成27年3月にいただいている分、まとめの考察としては、先ほどご紹介のありました新設D案が最適であると考えている。ただ、その後に「しかしながら、今後も一層の厳しさが見込まれる島本町の財政状況や社会経済情勢により、限られた予算の中で優先される事業を推進していかなければならない現状もあり、それらを含めた総合的検討が必要になる」という報告書になっておりまして、それを受けまして、教育委員会では平成27年5月に公表しておりますが、「島本町立第三小学校整備基本構想」というのを outsizing させていただいております。その最終のまとめのところに、報告書ではD案が最適であるとのまとめとなっておりますが、町財政への影響等を考慮すると、B・C棟を補強、そしてA棟を建て替えるという他の2案も含めた現実的なプランというものが考えられると。今後、議会や関係者の皆様のご意見も踏まえて、この3案で検討していくということを考えておりますので、最適はそうでありましたが、最終的に教育委員会で取りまとめた中では3案で考えていくということになっておりました。

そして、基本構想の事業費、お示しいただきましたが、それと、今後、仮設も含めた費用を比較してということですが、基本構想の事業費につきましては、あくまでも超概算費用でございます。また基本構想、先ほども申しましたように27年3月にまとめられた、26年度中に行われたものということで、すでにもう4年以上経過しておるということもございますので、現時点において実施設計等を経た金額との比較を行うことはできないものと考えております。我々として、できる限り財政負担を減らすように努力してまいりたいと考えております。

また、保護者説明への方等でございますが、今回は予算可決後、文書で今後説明を行う予定としております。内容につきましては、やはり、その建て替えの位置を含めて仮設校舎を建てることになったことなど、また先ほど言っていただきました 33 年の 2 学期から新校舎が使えるようになるということも含めて、ご説明が必要かなというふうに考えております。いずれにいたしましても、保護者の皆様に対しては、これまで以上にポイント、ポイントで情報発信を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 第 84 号議案の補正予算の第三小整備設計業務について、質問です。

先ほどの戸田議員からの質問の続きですが、保護者の方に対する説明を文書で行うとのことです。しかしながら、島本町の小中学校の耐震化は、かなり他の自治体から遅れており、私、議場や委員会で何度も指摘していますが、もう全国では 9 割 9 分強、耐震化が済んでいるわけです。その中で残りの 1 % に満たない未耐震の状態なわけです、今、第三小学校の A 棟ですね。その時点で、ずいぶん危機感というか、保護者の方にとっては不安なことですし、教育委員会としてもこれは重く受け止めることだと思うんです。そんな中で、文書 1 枚——1 枚かどうかは知りませんが、文書だけで耐震化に関してお知らせするということは、あまりにも不誠実ではないかと思うので、まず、その点は文書だけということとは避けていただきたい。

それから、これまでも三小に関しては、四保が移転することだったり、三小の基本構想等ですね、そのあたりから一度も学校に出向いて説明をしたことがないという状態で、今までも役場の窓口で直接問い合わせに来た方もおられるでしょうし、私も、窓口には行ってないんですけど、複数筋から、何かいろんなことが疑問であるという声を保護者の方から聞いています。ですから、これを機に、一度、保護者の方に面と向かって、文書ではなく、説明をしていただきたい。特に、私たちも議案をもらったときに、文書をもって理解できることというのは、読みますけれども、なかなか難しいところもあります。こういう長期にわたるスケジュールがあって複雑な中ですから、ぜひ対話の中で、質問を受けながら保護者の方に理解してもらうという努力をしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか、というのが 1 点です。それを、ぜひしていただきたいということの答えをいただきたい。

それから、88 号議案の平成 30 年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）についてです。下水道費、下水道建設費、工事請負費について、東大寺の污水管渠築造工事の件ですね、減額 5 千万とのこと。これは、以前行った実施設計に修正が必要とのことで減額なんです、という理由で、という修正が必要となったのか、ご説明ください。また、前回の実施設計は幾らかかったのか、お答えください。

以上 2 点、お願いします。

教育こども部長 第三小学校整備設計業務についてのお尋ねでございます。

まず、先ほど申ししたのは、今回可決いただいた後に、まず文書によつての説明をさせていただこうというふうに考えております。説明会をしないということではなくて、今後、ある程度概要が固まってきたときに、必要な時期に行うことを、予定をしております。

以上でございます。

工務課長 中田議員のご質問につきまして、ご答弁申し上げます。

当該地区の下水道整備につきましては、当該地区を含む、その他の箇所も含んだ形で平成 21 年度に実施設計をさせていただいております。今年度、工事着手に向けて大阪府茨木土木事務所と協議をさせていただいた際に、資料請求いただいております人 14 「大阪府との協議経緯」といたしまして、要点録もお示していただいておりますが、東大寺地区の水無瀬川沿いということもございまして、河川管理者であります茨木土木事務所との、当時、「下水道計画」についてご相談もさせていただいておりましたが、当時、ご指摘等もなかったという状況でございました。

ちょっと年数は経っておりますが、今年度、事業着手に向けて再度河川占用等の許可申請をさせていただいた際に、河川管理者であります茨木土木事務所のほうから、現計画での「下水道整備計画」については一定許可を出すことができないということから、現計画での下水道管の埋設位置の見直しが必要になってきたものでございます。そのことから、一定修正業務等が必要になってくるという状況でございます。

また、平成 21 年度の決算額につきましては、先ほど申し上げました当該地区を含む複数の箇所において実施させていただいておまして、金額にいたしますと 735 万円となっております。

以上でございます。

中田議員 ありがとうございます。

三小の件ですが、説明会をしないということではなく、今後、ポイント、ポイントで検討していくということにはぜひお願いしたいんですが、その点、なるべく、それは早くしていただきたい。なぜかという、先ほど戸田議員からも指摘があったかも知れませんが、校区の弾力化によって、二小と三小を選べる地区にお住まいの方がいらっしゃいます。そういったときに、どちらを選ぶかという重要な判断材料に今回の件はなと思うんですね。ですので、その判断ができる段階で、なるべく早くしていただきたいということをお願いしておきます。それから、特に学校になかなか保護者の方、集まる機会もないので、PTA総会にかけたりとか、なるべく多くの方が集まる機会を、チャンスを狙ってやっていただきたいなということをお願いしておきます。

それから、下水道のほうですが、前回、335 万円かかったということで、ご説明を聞くと、その当時から今まで何か状況が変化したわけではなく、当時指摘がなかったということですが、当時だってわかったような内容なんだろうなと——指摘がなかったにし

ろですね、思うので、下水道の中で 335 万円という少ない額に思えるかも知れませんが、修正して、またもう一度実施設計し直す。別に状況が変わったわけでもないのというのは、やっぱり無駄なことです。今後、こういうことが起こらないように、もうちょっと慎重に、実施設計のときから協議を重ねてやっていただきたいなと思います。とにかく、その 335 万円全部が無駄になるわけではないですよ。一部修正が必要ということですが、かなり大幅に設計自体が変わると思うので、この点は今後、気をつけていただきたいなと思います。

それで、下水道費の同じ特別会計補正予算の中で、島本 3 号汚水幹線の管渠実施設計業務 1 千万円があがっていますが、この工事は、駅の西側の土地区画整理事業の道路建設にあわせて、その下に下水道を通すという計画だと思います。しかしながら、現在、都市計画決定が行われたわけでもなく、協議中ということです。ですから、これも、もし例えば都市計画決定が行われなかった場合は、今の東大寺の污水管渠築造工事同様に、また実施設計を今回前倒しで、ほかの事業の減額があったことで、こちらに前倒しで予算を充てるということですが、これもまた都市計画決定如何によっては無駄になる可能性、実施設計の一部が無駄になる可能性があるのかどうか、お尋ねします。

工務課長 中田議員の再度の質問について、ご答弁申し上げます。

決算額につきましては、735 万円でございます。よろしくお願いいたします。

あと、協議等について議員のほうからもご指摘いただいておりますが、一定、今回工事に伴う発注及び「河川法」の許可申請に必要な成果品として作成したものでございまして、当時、現地測量、地下埋設物調査、設計図面など、各種必要な書類等も作成もさせていただいております。今後、修正等見直しの計画につきましても、この成果品を活用しながら、職員において、なるべく事務を進めさせていただいて進めていきたいというふうに考えておりますことから、議員ご指摘の、その点については何とか職員で対応していきたいというふうに考えてございます。

また、茨木土木事務所との協議につきましても、先ほどご答弁させていただきましたが、事業実施に向けては、事前にまた協議等させていただきながら、より許可申請等、許可をいただけるような事務手続きを進めてまいりたいというふうに考えておりますことから、ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、島本 3 号線幹線の実施設計の前倒しについてでございます。今般、ちょっと交付金等の関係と、都市計画の決定等に伴いまして、具体的な実施設計をお願いさせていただく運びとなったわけですが、一定、その計画等の進捗状況に応じて、議員ご指摘のとおり、実施設計したものがそのまま使えるかどうかということもまた出てくるかと思いますが、なるべく無駄のないように心がけていきたいと思っておりますし、一定、都市計画等の進捗に応じて、必要に応じて、計画の見直しが生じた場合については適宜対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

中田議員 島本3号汚水幹線のほうのご答弁ですが、無駄にならないように心がけるとのことですが、それを心がけても、例えば都市計画決定がなかった場合には、やっぱり無駄になるものであって、私の認識では、都市計画決定は次の夏か秋ですね、来年度の。というときに決定が、このまま行けば行われると思うので、心がけるのではなくって、半年、1年以内のことですので、無駄にならないように、今から、ちょっと、この件は後回しにするということだっただけでできると思うのですが、その点、そういうのが心がけというか、無駄にならないようにということなんですが、1年以内の後ろに、前倒しにしたということは、もともと後ろにあったわけですね。だから、これをわざわざ無駄になる可能性があるものをここにあげてくる、前倒ししたということが私にはちょっと理解できないので、その点は、この予算をちょっと外すということができるとか、お尋ねします。

上下水道部長 島本3号汚水幹線の実施設計に関わりましての、西側との進捗状況でのお尋ねでございますが、今般、事業の前倒しということで計画をさせていただいたところでございます。その主な理由といたしましては、西側の都市計画というのはこれから進むということで判断をさせていただいてございます。確かに議員ご指摘のとおり、その決定時期はございますが、概ね事業計画、道路計画等もお示しもさせていただいておりますので、そのスケジュールをもって、今回の実施設計に反映させていただきたいというふうに考えておまして、無駄になるかならないかというところではございますが、西側の計画と整合を図って計画をするということを基本に考えてございますので、無駄にならないよう事務を進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

川嶋議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後3時45分～午後3時55分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

塚田議員 先ほどから他の議員、ご質問されておりますけど、この第三小学校整備設計等業務について質問をさせていただきます。

先ほどから指摘ありましたが、既存不適格で止まっていた工事が一定、今後、進んでいくことについては、保護者の方、安心されている方も、ホッとされている方もいらっしゃるんじゃないかなというふうに思いますが、戸田議員が先ほどちょっと質問の中で説明されていたんですけど、このA棟建て替えのスケジュールの中で、特に仮設校舎を設置されるということで、この設置期間がどういったものになるか、また設置場所とあわせて、お答えいただくようお願いいたします。

教育こども部長 仮設の設置期間、設置場所でございますが、それも含めて、今回、設計

をしていくわけですが、あくまでも今、私どもとして事前に話をしている中で
の確認事項でありましたら、仮設につきましては 31 年度の、32 年に入ってからくらい
ですかね、仮設工事を始められるような準備をしていきたい。そして、仮設を利用する
期間としては、32 年度に入ってから仮設の校舎を利用したい。そして 33 年の 2 学期か
らは新校舎というふうに考えておりますので、それまで 1 学期期間中は仮設の校舎を設
置して利用する必要があるというふうに考えております。設置の場所につきましては
今後検討していくところでございますので、今現時点で明確な場所というのはお答えが
できません。

以上でございます。

塚田議員 場所についてはお答えいただけないということでしたので、ちょっと仮定の話
になってしまって申しわけないんですけども、三小の敷地を見れば、おそらく設置し
ていく中で出てくるのがグラウンドの使用ということになってくるのではないかなとい
うふうに思っているんですけども、そうすると学習環境への最大限の配慮ということ
を先ほどおっしゃっていたわけですけども、体育の授業とか運動会に影響が出てくる
んじゃないかということを懸念しております。また、今されている校庭開放、またその
他グラウンドを利用される各種団体等がどういった影響を受けるのかということにつ
いて、まだ決定していることでないということですので、答弁は難しいかと思いますが、
配慮をしていただきたいということを要望しておきます。

以上です。

教育こども部長 仮設校舎、場所、正確には決まってませんが、当然、グラウンドを利用し
ますので、グラウンドの一部は使用できなくなります。通常の授業等にはできるだけ支
障が出ないように学校とも協議をして進めてまいりたいと考えております。また、放課
後の園庭開放につきましても、今後の設計次第ではございますが、可能な限り支障が最
小限に食い止められるような形で、設計も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

塚田議員 グラウンドの使用が制限されるということで、僕なんか二小で育ってますので、
三小の運動場、もともとかなりスペース的には広くないなというイメージを持っている
んですが、それがそれ以上に狭くなる中で子どもが育っていくということになっていく
かと思います。これは教育委員会だけではなくて、6 月の一般質問で私、「放課後の子
どもの居場所づくり」ということで質問をさせていただいているんですけども、島本
町として三小校区にいるお子さんに対して、子どもの遊べる場所といいますか、身体を
動かせる場所というのを、試験的でもかまいませんので、一部実施していただきたいと
いうことを、改めて要望しておきます。

以上です。

川嶋議長 ほかに質疑ありませんか。

清水議員 先ほども質疑があったんですが、下水道の委託料の污水管渠設計業務（その１）（その２）、それと３号污水幹線実施設計業務というのは、具体的にはどういう場所なのかというのが一つと、あと五反田雨水幹線、債務負担行為もされているんですが、軌道敷を今年度、来年度でやるということなんですが、実際の掘進とか、完了時期はいつになるんですか。

上下水道部長 それでは、清水議員のご質問にご答弁申し上げます。

今回、実施設計につきまして増額をお願いさせていただいてございますが、まず、公共下水道污水管渠実施設計業務（その１）につきましては、国道 171 号線沿いの実施設計業務ということで、高槻方面に行く路線の実施設計ということで、延長として約 423 メーター、見込んでございます。また公共下水道污水管渠実施設計業務（その２）につきましては、桜井二丁目・三丁目地区の既存の住宅の汚水処理ということで、延長といたしましては約 2,500m 程度を見込んでございます。

それと、島本 3 号污水幹線管渠実施設計業務につきましては、ＪＲ、三小の前のマンボの辺りに既存の汚水のマンホールがございます。そこから桜井二丁目・三丁目地区へ向けての幹線ということで、距離にいたしますと、120 メーター程度見込んでおるものでございます。

以上でございます。

工務課長 ＪＲの軌道横断部についてのお尋ねでございます。

本予算をご可決いただいた後に、詳細についてはＪＲと協議をさせていただいてから、具体的な推進の到達等の工程を確認できるかと思っておりますので、現時点では 30・31 年度の 2 ヶ年を予定しているという状況でございます。

以上でございます。

清水議員 まず、污水幹線の実施設計なんですけど、污水で今、ほとんど供用されていないのが、ＪＲからこっちの桜井二丁目・三丁目・四丁目・五丁目ですかね。面的に残っているのはそこが多いと思うんですが、（その２）の設計というのは体育館から二丁目・三丁目、旧の、今の家があるところがまだ全然污水管が設置されていないことで、ぜひとも早く進めていただきたいなというのと、それに関して島本 3 号污水幹線、それがないとその先繋がらないんで、ぜひとも、それはやっていただきたいなと思います。

あと、五反田雨水幹線に関しては軌道敷、何せＪＲの下に 1,600 の管を推進で入れるので、細心の注意を払っていただきたいのが一つと、今、工事されている 4 号立坑かな、立坑から工事やられていると思うんですが、既存の柵までまだ到達していないと思うんですが、ＪＲ横断するのに 4 号から推進かける。両方ともに穴を掘っていくという形になるんですが、両発進って同時にできるんですかね。

上下水道部長 五反田雨水幹線の整備に伴うお尋ねでございますが、現在、議員ご指摘のとおり No. 4 の立坑から推進ということで、東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線内にある既存の人孔

方向へ向けて推進をしております、その推進が完了した後にＪＲの軌道横断の推進を行うということで、工程的には調整を取らせていただいておりますので、議員ご指摘の両発進という、立坑そのものは両発進になる構造で設けておりますが、推進時期につきましては調整をさせていただいておりますのでございます。

以上でございます。

清水議員 わかりました。同じ立坑使って掘進をしていくことで、その辺の調整を、安全面も含めてお願いしたいのと、あと３から２、それを繋いだら繋がると思うんですが、さっきもあった除塵機の件ですが、除塵機の上の溝田水路、中溝水路、その水を引くために、一生懸命、この推進やっていると思うんですが、これが繋がることで水無瀬地区の浸水も軽減されると思うんですが、実際に供用を今、考えられている予定はいつになったんですか。

工務課長 供用開始予定につきましては、平成 32 年度、33 年の 3 月を目標に供用開始に向けて、今、進めさせていただいている状況でございます。一定、供用開始はさせていただきますが、整備といたしましては 32 年度に溝田水路、33 年度に中溝水路を段階的に接続し、五反田雨水幹線の流入を計画させていただいております。溝田水路につきましては一定、32 年度の整備とともに供用開始できる見込みであるというふうに考えてございます。

以上でございます。

河野議員 たくさん出ておりますが、かぶってないところばかりを訊かせていただきます。

ちょっと順不同になりますが、まずは町立やまぶき園を廃止した後の民間福祉施設の整備に関わる一般会計補正予算の支出についてです。そもそもこの施設は、やまぶき園を廃止して、拠点施設として民間法人に設置運営をしていただくということで、当初も、ここ最近ずっとそうですけども、公立施設を廃止して民間施設を整備するときには、民間ならお金がつくということを私たちもずっと言われつつけてきたんですが、今回のこの支出の増額ということについては、たぶん現場で努力されてた方ほど落胆と言ったらおかしいですけども、国・府の補助金がここまでなのかということを痛感させられました。ただ、私自身はここまでの経緯が、一般質問等では経過がわかるような機会があったんですけども、やはりもうちょっと、今、おっしゃったような日程を踏まえて、少しずつでも状況報告みたいなものが本来必要ではなかったかなと思っております。

私自身が今、手元に持っているのは、国・府の補助ということですので、大阪府議会の府会議員に対して、この点についてのヒアリング、レクチャーをするにあたって説明資料、それから別添様式 2『平成 29 年度大阪府政の諸課題についての意見交換会について』、これは昨年 11 月頃に島本町の健康福祉部福祉推進課長が赴かれて……でないですね、これは議案の資料として出されてますね、「障害者施設整備にかかる補助金 社会福祉施設等施設整備費補助金予算の確保並びに中核的施設の優先採択について」という

ことで、金額と言うよりも、当時10ヵ所ほどの採択要望が出ている中で、採択をされるかどうかという瀬戸際にあったということが、この文書から明らかになっております。

やはり、こういったところも、職員が公務として行っておられる分については情報提供を議員にさせていただくということが、それから動いたから何が変わったかわかりませんが、精一杯やっていただいた結果として1億5千万が落ち込むという、この辺の見通しについては、やはり民間がバラ色ではないなというふうには痛感しております。

また、平成で言えば29年度の当初から、もう大阪府の枠としては1億2,075万円しか充てられていなかったということです。島本1ヵ所で2億4,450万円を採択するということは到底無理であったということは、当初予算の段階で、かなり濃厚だったのではないかなと思います。その点について、ちょっと1年半遡る話ですが、何かありましたら、お示してください。

とは言いましても、このやまぶき園廃止にあたっては、私自身も相当な事業内容として要求をさせていただいたと思っております。今までのやまぶき園が抱えていた課題を、この際、解決をしようという思いもありまして、様々な事業においては努力していただいて、今、大阪府内の障害者施設の施設長やっているような人とお話をすると、島本町のこの拠点施設の募集要項は非常にハードルが高かったと。すごく小さい町の拠点施設というのは、福祉の仕事をする者からすると非常に魅力的だけれども、このハードルを越えられるのは限られた法人しかなかったのではないかなというふうに言われておりますので、今般、国庫補助がこういう結果になるということを踏まえれば、そういった法人の能力というものをもちになっているということが救いでもあるということなのかなと思っております。ちょっと、これは意見になってしまいますが。

ただ、これだけの公金を島本町も投入するという意味では、やはり公共の施設ですので、新しい施設について、一番はまずやまぶき園の、これから、廃止された施設から新しい拠点施設へ移行される保護者に対する説明会の開催はどのようになっていますでしょうか。答弁を求めます。すでに保護者が任意で説明会を開催され、口頭、口コミで誘いかけられてされたということは、狭い町ですので、関係される保護者から聞いておまして、その人から私は図面を見せていただきました。今回、資料請求させていただいて図面いただきましたけれども、その点で、こういった説明会の開催のあり方は、公共性とか公平性とか担保されていたのかと。必要とされる方には十分に周知がされて説明会が行われていたのかということですね。本来は、島本町としても町立施設を廃止するということですので、一定の内外への説明というものは求められるというふうに思っております。また、今年度末卒業されるような支援学校の卒業生の進路としても、大きな注目される施設でもありますので、支援学校の進路指導主事の皆さんなんかへの情報提供はどなたがされているのか、答弁を求めます。

それから、あとはやまぶき園に関しては、本当に北部地震において廃止になる施設で、本来は別れを惜しまれて新しい施設に出向かれるということが望ましかったんですが、かないませんでした。今、役場地下1階の会議室とふれあいセンターを使って支援をされてますが、年明け一番からは共同支援ということで、いよいよ民間福祉法人、新たな南山城学園の職員さんとの共同支援、引き継ぎに入るということを聞いておりますが、その点についてはもう万全、予定どおりなのかということを質問いたします。

次は債務負担行為の調書、債務負担行為について、大きく2点ほど、お尋ねしたいと思います。

ページ84の44、清掃工場に関わる債務負担行為です。この時期に債務負担行為設定するものにおいては、当初予算の提案を待たないで、島本町の事業の方針が見えてくるなというふうに思って読ませていただいております。中でも、今まで分割発注されていた業務を一括にして発注されるというものがわかりました。84の44の中で、清掃工場受付、粗大ごみ処理施設運転及び分別作業業務委託ということです。ここで決算書などと比較している中で、こういった一括で発注していたということは今までなかったわけなんです。特に分別作業業務委託というのは非常に小規模の事業所の方が請け負っておられたということで、毎年、視察をすると家内制というわけではないですが、非常にこじんまりと、そやけども非常に貴重な事業をやっていたというお話を聞いておりましたが、これが6,976万円、2年分としてあがることによって、一括にされると。

従来、私たちは清掃工場というのは非常に大きなプラントで、多額のお金が一括して一つの事業所に委託されるということについては、できるだけ町内業者とか近隣地域の業者に、できる仕事は分割発注して地域循環ができないかということで申し上げてきましたが、ここに来て分別作業業務委託を一括される。確かに仕事としては入札の回数を一括にできるんですけども、地域経済、あるいは分離分割発注の観点からどうだったのかなということを、ちょっと疑問を持っております。答弁を求めます。

それから、第二幼稚園解体工事です。一番下の行です。これは非常に、4月1日から即座に第二幼稚園廃止した翌日に、もう解体工事に入りたいということは、かねてから聞いておりますが、参考までにお訊きします。この第二幼稚園の解体を急いだ後、おつけ民間法人、学校法人、あるいは社会福祉法人によってまかせていこうとしている業者の募集、応募については、今週月曜日が締め切りだったにも関わらず、応募が1者もなかったというふうに聞いておりますが、間違いはありませんか。

第三小学校は、繰越明許としてお訊きしたいと思います。これも、人びとの新しい歩みの会派の決算大綱質疑によって明らかになったということは語弊があるかも知れませんが、議会への説明ということでは、質問により初めて知り得たということが現実だった、事実だったというふうに思っております。今まで何人かの議員の方が質問されて、もう二度とこのようなやり直したいなこと、これ以上耐震工事に支障が出るようなこ

とだけは、今後の事務事業には絶対にあってはいけないというふうに思っておりますが、私、決算での常任委員会審査において、今回、1972年、第5回の臨時会、9月1日の議会で、この第三小学校の建設工事の請負契約が議決されております。そのことは議事録に残っております。

そのことも含めて、委員会では教育こども部に対して、このときに請け負った業者が、その後島本町内で、特に学校教育に関わるような施設を請け負ったという経緯はなかったのか、その点、把握しておられますかとお尋ねしましたら、把握はしておりません、というご答弁だったと思いますが、その後、私も議事録をすべてさらいまして、2000年（平成12年）第3回定例会は第三小学校屋内運動場大規模改造、これも同業者が請け負っております。その後、2001年（平成13年）第3回定例会・6月21日提出、第一小学校体育館大規模改造工事、これは私、議員として初めての大規模改造工事の議案として立ち会って、当時の審議を非常に鮮明に覚えております。ある議員が、この企業が選ばれたことについてコメントを執行部に求め、その後、手抜き工事のないような、完全なチェック機関はあるかということは何度も質疑を重ねておられたということで、非常に、初めての議員としての議会、自分も行っていた母校であるということで衝撃を受けたということを憶えておりますが、これがすべて同様の業者であったということについては、すでに私から議事録のページも含めて教育こども部には情報提供いたしましたので、もうお読みになっていると思いますけども、確認は、把握をされているということで間違いないですか。

以上です。

健康福祉部長 河野議員から、拠点施設整備につきまして3点、ご質問をいただいておりますので、順次、ご説明させていただきます。

まず、国庫補助の減額についてでございます。先ほどご答弁も申し上げましたが、当初2億4,450万円と見込んでおりましたが、実質内示額につきましては9,924万5千円でございますので、実に40%の内示額となっております。ただ、国庫補助の金額につきましては、あくまでも国の予算規模の範囲での採択となり決定されるものでございますので、ちょっと本町から、この減額率につきまして意見を申し上げるのは難しいかなというふうに考えております。

ちなみに、平成30年度当初予算の国の社会福祉施設等施設整備費補助金の内示額の総計でございますが、全国275カ所の事業所に対して内示されまして、総額が67億4,107万7千円というのが総額になってございますので、やはり近年、社会福祉施設整備等につきましては、本町のような拠点施設をはじめ様々な施設整備が進んでおりますので、やはり国の予算の規模の中で、応募された法人が多ければ、その分、1人当たりの施設の補助額につきましても、若干影響を与えるものではないかなというふうに考えております。

また、大阪府への予算要望でございますが、私どもといたしましては、先だつての平成 29 年の 12 月議会で、他の議員からのご質問もいただいておったと思うんですが、町といたしましては、できる限り大阪府での予算額を獲得したいということで、政党等を通じまして、平成 29 年度の府政要望も行っております。その中の要望の内容につきましては、当該補助金については予算額が少なく、予算不足に伴う不採択とか補助金減額等により、整備事業の延期とか見直しを余儀なくされる施設も生じると聞いておるということで、基本は、現状につきましては認識をしておるところでございます。しかしながら、自治体の定めます、本町の第 5 期の「障害福祉計画」におきましても、各市町村において地域生活支援拠点や児童発達支援センターの中核的な施設の整備が求められておりますので、本町としても、そういった中核的な施設に対して優先的に採択していただくようお願いしたものでございます。

また河野議員がおっしゃいました、民間施設であっても十分な国庫補助が得られないのではないのか、というようなご指摘でございますが、確かに今回、内示額が 40%でございますので、減額率は多ございましたが、とは言え、法人につきましては 3 億 884 万 5 千円ということで、実に事業整備にかかります 48%を法人が負担をしていただいておりますし、やはり公立施設を公で建て替える場合は、こういう国庫補助の活用も難しく、町の予算規模にあった施設整備になるかと思いますが、今回、ご提案いただきました南山城学園におかれましては、24 時間相談支援、またショートステイにつきましても募集要項での 4 床を超える 10 床の整備、また福祉人材の養成というような、法人自体の優れた提案もございますし、本町自体が建て替えるよりも、はるかに規模、また機能等も整った素晴らしい整備ができたのではないかと思います。これは民設民営での整備を進めるというような判断に至ったことの、一定、正しかったというような根拠になるのではないかと考えております。

また、民設民営に至った経緯でございますが、何も最近になって民設民営が決まったわけではございませんで、平成 27 年度から、私ども、障害者施策推進協議会等を通じまして、各団体との意見交換等も経まして、これについては進めてまいりました。平成 27 年度の障害者施策推進協議会も 3 回、また当事者団体との意見交換は 4 団体、行っております。また平成 28 年度におきましても障害者施策推進協議会を 2 回開催しております。また、当事者団体、関係団体との意見交換につきましては、4 団体・7 事業所につきまして意見聴取を行った後、平成 28 年 11 月に基本方針を策定し、この基本方針に基づきまして平成 29 年の 1 月に事業者公募を開始したわけでございます。平成 28 年 11 月時点の基本方針におきまして、民設民営にて施設を整備するというようなことは記載しておりますので、この補助金を申請する段階に至って、初めて民設民営が決まったようなご認識であるならば、それはちょっと異なっているのかなというふうに考えております。

あと、保護者に対する説明でございます。新拠点施設の説明につきましては、平成 30

年の4月20日にやまぶき園の保護者を対象に1回、あと11月5日に島本町の「親の会」が主催する説明会に、本町と南山城学園が参加いたしまして、丁寧に説明をさせていただいております。ただ、お手持ちの資料でご覧のとおり、また議会資料でも提供させていただきましたが、現時点ではハード面が中心の説明になっておりますので、また年明けから共同支援、引き継ぎが始まってまいりますので、その中で具体的な施設の登所の時間、降所の時間、また具体的な作業内容等固まってまいりますので、そういう詳細が固まりましたら、またやまぶき園の保護者会の皆様、もちろん「親の会」をはじめ各障害団体の皆様には、町のほうから積極的に説明会を開催いたしまして、丁寧にご説明をさせていただく予定でございます。

また、支援学校の進路指導の先生等への情報提供ということでございますが、本町の住民の方が通われる茨木支援学校、また高槻支援学校の進路担当の先生方には、すでに町のほうから文書にて情報提供をしているところでございます。

以上でございます。

都市創造部長 それでは、清掃工場にかかります受付、粗大ごみ処理施設運転、分別作業業務委託についてのご質問でございます。

議員からご紹介いただきましたとおり、可燃物からのアルミ等金属類の手選別業務につきましては、従前は単独業務として実施いたしておりました。この業務につきましては、平成29年まで随意契約、平成30年度から入札を執行させていただいたわけではございますが、業務内容からいたしまして粗大ごみ処理業務の一つであるという認識のもと、今回、このような形で組み込みをさせていただいております。

なお、今まで従事していただいている業者には、入札への切り替え時であったり、今回の債務負担での計上させていただくおりに、懇切丁寧に、ご説明のほうはさせていただいているところでございます。

以上でございます。

教育こども部長 2点のご質問でございますが、まず、第二幼稚園跡地における認定こども園の募集に関しては、12月10日が応募の受付期間となっておりますが、残念ながら、今回は応募者がゼロとなっております。

そして第三小学校、48年に竣工しておりますが、その際に建設した事業者が第三小学校の体育館設置や改修に関わっていたということは理解をいたしております。

以上でございます。

河野議員 都市創造部のほうのご答弁で、業者に対しては債務負担行為を設定するにあたりは、もう説明済みであるということですので、わかりました。ただ考え方として、そういう考え方はどこかで必要ではないかなというふうには思っております。その点は、また今後も質疑を重ねていきたいと思っております。

障害者福祉、やまぶき園の件ですけれども、民設民営、突然ということは私は思って

おりませんが、ずっと注視してまいりましたので。そもそも、この多額の経費を要する事業をこの施設に期待をするという意味では、たぶん一番にものを言ってきた、それだけの事業をやって欲しいと要望してきたということですから、先ほどこちと私、違和感感じて、一瞬考えて納得しているんですが、「手をつなぐ親の会」が説明会をされたというふうにおっしゃると、やまぶき園の保護者会イコール「手をつなぐ親の会」なのかというふうな理解になるんですが、それはそうなのですね、ということですね。ただ、もともと「手をつなぐ親の会」が全国で作業所づくりをされて作られた施設を、島本町が町立に引き上げたということでは、まれに見る、島本町が頑張った。そういうことなんですから、もともと「手をつなぐ親の会」を母体として作られたのがやまぶき園なので、そういうことなのかなとも思ったんですが、保護者会イコール「手をつなぐ親の会」というふうに、今さらながらですが、それでいいのかどうか、答弁を求めます。それは素朴な質問です。

あとは、教育こども部に対して再質問ですけれども、先ほどこちと端折って紹介をいたしました、第三小学校だけに関わっても、当時建築されたものが今になってかぶり圧不足というものが指摘をされる、本校舎のほうですね。屋内運動場も当時建設されておりますけれども、大規模改修のときにも、これ、実は議事録で言いますと10ページから49ページにわたって審議がされております。相当長いこと議員が質疑をし、体育館のコンクリートの剥離落下の件などが指摘されたり、数え切れないほど鉄筋の露出があり、それが錆を帯びているというようなことも何度か指摘をされておられまして、読んでおりますと、すわ、これは否決されるのかなと思うような質疑が重ねられたんですが、むしろ当時の議会としては、こういったことを一度繰り返しているんだから、今度はちゃんとやってくれるだろうと、逆に緊張感を持ってやってくれるんじゃないかというふうな、たぶん理解、認識のもとで賛成討論されているように私は思いましたが、今後においては、そういう考え方では甘いと思っております。

できましたら、このA棟の付け替えのときに、工事請負契約の同意ということで案件出てくるんでしょうけれども、同様の業者であった場合はなおさらですが、むしろ、これまでのことを反省し、同じことを繰り返さないということを考えたときに、もしかしたら工事監理も外部委託でできないのかなと。二つの企業を緊張感を持たせてやるということではできないのか。これは上下水道の水道のときに、過去に一度、確か200万程度、工事監理そのものを委託をされたということを私自身は記憶しております。

そういうことも含めてね、過去の議会でいろいろ判断なさったことについては今さら何も言いませんが、今後のA棟付け替えに向けて、もうこれ以上、こういうことの、こういう論議が本会議で行われることのないようにということでは、第三者的な目を入れる、あるいはそういったことで最大のことをする。これを繰り返すことで、本来、行革で職員を減らして努力しているのに、中堅どころの職員の人件費みたいなお金がどんど

ん飛んでいっているんですね、この設計委託とか、業務委託とか、実施設計とか。そういうことを考えたときに、後戻りしなくて済む、まして耐震化ということでは、もう待ったが言えないときですので、工事監理も含めて最大限のチェック機能を持ってあたるということはできないのか、答弁を求めます。

あとは、第二幼稚園の解体について、すでに町長のほうから「加速化方針」が示されました。解体については設計予算も付いて、廃止の後、解体の運びになるということは十分承知しております。ただ、後の業者がまだ決まっていない中で、大急ぎで解体をする。しかし、その後の設計、建設工事は民間法人においてやっていただくということがここにも示されておりますが、では、この募集が1者もなかったという中で、この設計・建設工事が平成31年度の年度初めから始めていただくというスケジュールに向けて、今の段階で、町はどのようなことを考えておられるのかということをお尋ねいたします。

これは解体工事の是非に関わる問題ではありません。ただ、その後に本来の認定こども園というものが存在しなければ、単に島本町は公立施設を失うだけということになりますので、この2019年4月1日の段階で、「加速化方針」を拝見しますと、認定こども園整備（四保跡地）150人分の整備・運営事業者選定、四保解体設計が、たぶんこれ、当初予算という見通しを持っておられるんですね。しかし、これにも手をつける段階で、第四保育所の来客用駐車場のところの建築がちゃんと確定していなければ、4月1日現在で、もう認定こども園の整備に手を出している第四保育所は島本町の意味では使えなくなる方向へ向かっていく。四保の移転新築が、本当にちゃんと近隣住民の理解のもとに、設計や建設ということが、ちゃんとスケジュールの中に確定できるということが確認できないという最悪の三重構造になった場合、第二保育所と第一幼稚園しか就学前の施設で、公立として、私たちの裁量で子どもの安全を守る場所が、もうなくなってしまうということになりますので、その点のスケジュール管理と、第二幼稚園跡地の認定こども園についての募集事務について、今、どのような状況になっているのか。これは「加速化方針」の説明とか宣言がどうかと言うて以前の問題で、そういった仕事が進まなければ、宣言した意味も、「加速化方針」の意味も、半分ぐらいなくなってしまいます。

その点で、公立施設を悉く、この2019年度の年度当初において手放す方向で、いったん手放す、いったんなくなるということになりますので、そのところは本当に慎重にやっていただきたい。北部地震だけではなく、また何かのトラブル、アクシデントがあったときに、島本町の就学前のお子さんを預かる場所はまだほかにはないということになりますので、そのところ、どのようにお考えなのか。これは教育長なのか、部長なのか、ちょっとその点、答弁を求めておきます。

健康福祉部長 すみません、先ほどの私のご答弁がわかりにくいものとなっていたかも知れません。再度、ご説明させていただきます。

やまぶき園の保護者会イコール「親の会」では、もちろんございませんで、やまぶき

園保護者会への説明会につきましては町が主催をいたしまして、町と社会福祉法人南山城学園が中心となって説明をしております。やまぶき園保護者会からは、以前より、いろいろ決まってから説明会をするのではなく、細かく情報提供して欲しいというようなご要望をいただいておりますので、法人のほうで、実際の建物の平面図ができあがりました際に、図面等もお示しした中で、考えております内容につきましてご説明をさせていただきます。

また、11月5日に開催いたしました説明会につきましては、「手をつなぐ親の会」が主催となって、町と南山城学園が参加をして、その場でご説明をさせていただいておりますが、平成29年度にも、4月にやまぶき園保護者会にまず、この拠点施設整備の事業者が決定となったということで、説明会を実施しております。そのときには、もちろん町が主催をいたし、やまぶき園保護者会にお声かけさせていただいて、法人がご説明をさせていただいたんですが、その後、6月にも、その他の当事者団体へ説明会を開催しておりますので、そのときに、いろんな当事者団体ございますが、大体6団体、手をつなぐ親の会、やまぶき園保護者会、フレンズ、リーフズ、オムライス、ひらくの会という6団体ございますが、その6団体合同でいったん説明会をさせていただきましたので、「親の会」の意向としては、「親の会」だけではなく、広く、今後、地域生活支援拠点に通われる可能性のある方に広く、その拠点施設の機能について知っていただきたいという善意から、広くお声をかけて開催されたものと認識しております。

以上でございます。

教育こども部長 2点でございますが、今後の第三小学校のA棟建設等につきまして、工事監理を含め今後の進め方でございますが、当然のことながら、適切に工事を進めてまいりたいと考えております。

そして、二幼跡地の認定こども園整備、今回は応募がなかったですが、今後のスケジュールですが、今、今後どうしていくかというのは検討しておるところでございますが、できることなら、改めて募集をして事業者を募りたいと考えております。

また、第二保育所、第一幼稚園しか公立が残らないということでございますが、「加速化方針」にもお示しをさせていただいておりますように、第四保育所は移転して新築をするというふうに考えております。一時的には公立園が2園にはなりますが、整備後は、幼稚園1園・保育所2園を維持することとなりますので、いずれにいたしましても、可能な限り、今回示しました「加速化方針」に基づいて施設整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 1点、確認させていただきます。先ほどの議員からの質問の中で、事業者名の固有名詞を出された中で、募集要項のハードルが高かった、魅力ある事業者でも、なかなかそのハードルが高いというようなご質問がありましたので、その点は固有名詞も

出てますのでね、確認させていただきます。

先ほど、答弁で一定……、何のことかという、障害者地域生活支援拠点等施設整備ですね、この点の部分で、先ほどの答弁の中でもやまぶき園の保護者の方々、利用者の方々の意見を、募集をされる前に聞きながらされてたというようなご答弁もありましたよね。そういった中で進められていったということなんでね、その募集要項自体というのは、やはり利用者や、その方々と皆さん、意見交換をされた中で作成されたのかどうかを、ちょっと確認させていただかないといけないかなと思いますので、その点の説明をお願いします。

健康福祉部長 募集要項作成の経緯で、当事者とかとの意見を踏まえたのかというご質問でございます。

この募集要項につきましては、平成 29 年 1 月に募集をいたしましたので、その当時に配付をしたものでございますが、この募集要項を作成するに際しましては、平成 28 年度の 11 月までに障害者施策審議会を 2 回開催いたし、また当事者団体、関係事業者等との意見交換、4 団体・7 事業所につきまして意見交換をしております。これは本町が作成いたしました基本方針案についての意見交換でございまして、それらの意見を踏まえまして、本町の基本方針案を 11 月末に策定をいたしました。この募集要項につきましては、この基本方針案で策定された内容に沿って募集要項を作成しておりますので、そういった意味では、障害者施策推進協議会、また当事者団体、関係団体の意見を、十分に踏まえて作成したものと自負しております。

以上でございます。

岡田議員 今回の補正予算の中に入っております第三小学校整備設計等業務、私は本当にこれはね、かぶり圧不足ということはあってはならない工事なんですけど、これは耐震診断を B 棟・C 棟した、そのときに、この結果が分かったという。この結果がわかったのが、平成 29 年の 8 月にわかっているんですね。それでこの 1 年間の中で、この設計業務を出してこられた 1 年間は、いろんな意見があったかも知れませんが、私は担当者のほうはほんとに悩んで悩んで悩んで、この設計業務を 12 月議会に出してこられたんじゃないかって、私はこの字の中で、ほんとに職員が一生懸命、あっちやこっちへ走って、ここまで出してきたっていう、この気持ちを私はほんとに感謝したいと思うんですよ。それはもちろん、中にはいろんな問題ありますよ。かぶり圧不足の問題も、もちろん駄目なことですが、これがわかってから、この 12 月議会までに、この設計業務を出してくる。この間は、ほんとに現場の職員はご苦労されて、今日の補正予算の中に入ってきたんじゃないか、このようにすごく思っておりますので、私は、逆に感謝をしたいと思っております。

それで……（「反対してるわけじゃない」と呼ぶ者あり）……、ちょっと黙っててね、私の質問ですので。私、今回の補正予算の中で繰越明許費が入っております。ほとんど

の繰越明許費が来年、年号が変わるという、そういうところから元号のシステムの改修ということで入ってきていると思うんですけども、国のほうは、この新しい元号の公表は4月中にはするっていうようなことは新聞紙上で見ておりますが、これは国民生活に支障が生じないようにっていうのが大きな目的ということですが、島本町においても、やはり住民生活に支障が出るようなことはあってはならないと思うんですけども、町が今、想定されてますスケジュールがわかれば、教えていただきたいなというふうに思っております。

もう1点ですが、ゲートボール場に来年の4月からやまぶき園（拠点施設）が開設するということです。それとあわせまして、ふれあいセンターのほうに第四保育所の子ども達も入っていただくというんですか、そういうような形になって、ちょっと同時進行で、ふれあいセンターの中と周りとか、ちょっと環境が変わってくるんじゃないかなというふうに感じておりますので、その辺のことは整理をされていらっしゃるのでしょうか。そこがお伺いしたいところです。

最後になりますが、今回、いろいろな問題が出ておりますが、財政的にね、島本町って、そんな財政的に豊かではないんだと私は思っているんですけども、第三小学校の仮設ができ、また第三小学校新しくし、全然、金額等が出ておりませんので、そういうところから第四保育所も新しく建てると。いろんな環境が変わるというようなことになっておりますが、財政のほうで、財政的に私は大変心配をしておりますが、この点はいかがなんでしょうか。

以上です。

川嶋議長 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

健康福祉部長 本年4月以降、本町の拠点施設と、また保育所のふれあいセンターへの移転が同時期になるので、ということについてのご懸念でございます。

拠点施設につきましては、今、ふれあいセンターの敷地内に建設はしておりますが、建設の前に、あの土地につきましては完全に分筆をしておりますして、出入り口につきましても独自に、名神高速道路が走っているほうの西側に独自に入り口を設けますので、出入り口で、ちょっと混同するということはないように、十分気をつけて運営していきたいと思っておりますし、また法人につきましても、そのようにお伝えをさせていただきますと思っております。

以上でございます。

総務部長 まず、財政関係についてのお尋ねでございますが、一般質問で他の議員にご答弁申し上げた内容でございますが、今後、社会保障関係経費の自然増に加えまして、議員もご指摘いただいております公共施設の老朽化対応、こういったことに多額の費用が必要になってくるということになってまいりますので、これらについては、まだ具体的に金額は決まっておりますけれども、国費等の特定財源や交付税措置のある町債の活

用をしながら、計画的に事業を進めていく必要があると考えております。また金額がある程度はつきりしてきた段階で、財政の「収支見通し」についても一定見直しをしていく必要があるのではないかというふうに、現時点では考えているところでございます。

それから、元号の改正にかかる今後のスケジュールということでございますが、私が今月の6日の新聞の記事を持っているんですけれども、新元号の公表が来年の4月11日以降になると。即位30年式典後で調整をされているというふうな記事を持っております。従いまして、このシステム改修につきましては新元号の公表以降に、そういった作業を行っていくということになりますので、ご理解賜りたく思います。

以上でございます。

岡田議員 わかりました。できるだけ、このシステム改修におきましては、住民の皆さんに支障のないように、ぜひお願いしたいなというふうに思います。

それと、ふれあいセンターの、やまぶき園のほうは西側向いてるというのは、私も存じ上げております。子ども達が出入りするのはどちらなんですかね。下の自転車置き場のほうから出入りするのか、あるいは上の駐車場のほうで出入りするのか。そこら辺が、ちょっと心配してたんですけれども、例えばやまぶき園の場合であつたらバスの、たぶん送り迎えがあるかなと思うんですね。そうしますと上のほうというんですが、降ろすというような形になるのかな。そうしますと子ども達の出入りも、同じところが出入りなのかな、あるいは自転車で送り迎えされているので下のほうでされるのかな。ちょっと、その辺の混雑が大丈夫かなっていうことを懸念していますので、お願いいたします。

教育こども部長 第四保育所の転園先として、「加速化方針」の中でふれあいセンターの諸室を利用したいということで、ご説明をさせていただいてまいりました。ただ、諸室について、昨日の答弁等の中で、あくまでも「案」ということでお示しさせていただいておりますので、まだ、どの場所を使うかというのは決まっておらないのが現状でございます。また児童等の、保育所として利用するふれあいセンターにどのように通うかということについても、現場の保育所長等と話をし、今後、決めていきたいと考えております。

以上でございます。

東田議員 一般会計補正予算の補助金の部分の、皆さんからもございますけども、障害者生活支援拠点等施設整備事業補助金について、お伺いします。

これにつきましては、当初の見込みより補助金が少なかったということで、この差額分、増えたものが今回計上されているんだと思います。それで、ここで支出で、繰入で、結局、地域福祉基金から繰り入れしてということになると思うんですけれども、この地域福祉基金の残高と、今回、使いましたから、今後、積み立てる予定はあるのかというのを1点、お伺いします。

それと、これも先ほどから他の議員もあつたんですけれども、汚水幹線築造工事で協議

されておられて、このマンホールポンプの設置。これがなかなかネックになって、その協議が進まないというような内容だったと思うんですけども、これは各家庭にマンホールポンプ設置するような協議だと思うんですけど、どこか1カ所に集約して、町管理で、いっぺんにポンプアップというようなことは不可能だったんですかね。そのような検討されたことはあるのかというのを伺います。

総務部長 地域福祉基金の残額についてのお尋ねでございますが、現在、2億7,565万5千円の額がございまして、今回、2億3,451万円を取り崩しをいたしますので、差引残額については4,114万5千円になろうかと存じます。

それから、今後の積立につきましては、今後の財政状況を勘案して検討していくことになるというふうに考えております。

以上でございます。

工務課長 東大寺污水管渠築造工事についてのお尋ねについて、ご答弁申し上げます。

現在、ちょっと見直しの計画等々させていただいている段階ではございますが、一定、水無瀬川を横軸、府道西京高槻幹線を縦軸として考えていただきますと、左側の2世帯につきましては公設マンホールポンプを設置し、下水道整備が一定できるのではないかとというふうに考えてございます。

また、議員お尋ねの私設マンホール、個人のマンホールポンプになるわけでございますが、そちらにつきましては西京高槻幹線から右側、水無瀬川緑地公園寄りの一番上流部付近に位置する土地所有者の方の汚水を整備するにあたって必要になってくるのではないかとというふうに考えてございますので、一定、公設マンホールポンプが設置できる部分については設置して、公共下水道の整備を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

東田議員 すみません、ちょっと基金の積立のところが聞こえにくかったんで、もういっぺん、お願いしたいのと、私設のマンホールポンプ、町が設置して、そこまではわかるんですけど、その後の維持管理とかね、当然、その持ち主の方がされるとなると、やっぱり、ちょっと抵抗もあるんじゃないかなというふうに思うんですよ。当然、機械なんでね、いつかは壊れるでしょうし、そのときは実費でまた設置しないかと。電気代も、それほど多くなるとは思わないんですけども、当然、ほかの家庭の方が負担しなくてもよいものを負担しなければならないというふうになると思うんですよ。当然、なかなか、はい、そうですか、ってわけにはいかないんじゃないかなというふうに感じるんですけど。例えばの話ですけど、かかる電気代の分とかを減免するとか、そういうのはできないんですかね。町内でどのくらいの方が、この私設のマンホールポンプというのを使っておられるのかというのも僕もわからないんですけど、地域的に不利な場所におるから、そこだけ負担が大きいというのも、ちょっと気の毒な気もするんですけど、いかがです

か。

総務部長 地域福祉基金の現在の積立額でございますけれども、2億7,565万5千円ございます。今回、2億3,451万円取り崩しを予定いたしておりますので、残額は4,114万5千円でございます……（東田議員・自席から「今後の積立予定は」と発言）……。今後の積立につきましては、今後の財政状況を勘案して、そのつど検討してまいりたいと考えております。

上下水道部長 個人マンホールポンプの設置についてのお尋ねでございますが、現在、島本町の下水道区域におきましても、すでに個人のマンホールポンプについては設置をさせていただいて、下水道整備にこれまでも努めてきております。その中で一定のルール作りもさせていただいて現在進めておりますので、今、議員ご指摘の部分につきましては、一定、町の方針として、当初の整備は町で行う、それから整備後の使用にあたっては電気代等の負担をお願いするということと、更新についても個人のほうで負担をしていただく前提のもとで同意いただいて、整備を進めているという状況でございます。

以上でございます。

東田議員 他の個人宅でマンホールポンプを設置されている方も、そういうルールでやっ
ていただいているというのであれば、一定仕方ないかなとは思いますが。

個人宅でね、その後の維持管理はやってもらうということなんですけど、普通、そんな簡単に潰れるものでもないと思うんですけど、ポンプは結構強いものですから。もし、潰れた場合ね、たぶん一般家庭の人、どこに頼んだらええかとか、なかなかわからないと思うんですよ。その辺のフォローとか、そういうのはどういうふうに考えておられるんですかね。

上下水道部長 個人マンホールのメンテに関してでございますが、当初は町のほうで設置をするということでございますので、設置業者というのは町でも把握してございますので、そういう業者を紹介していくということも一つかな、というふうに考えてございます。

以上でございます。

川嶋議長 この際、暫時休憩いたします。

（午後4時59分～午後5時00分まで休憩）

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

伊集院議員 先ほどご答弁いただいた中で、一定の声を聞きながら作成したものであるという部分で言えば、やはり利用者や、使われる方々や、その関係団体にとっては良い募集要項であったというふうに捕まえます。

大阪府の補助金の部分が、優先順位的に1位、2位だけと取られてたという形であるんですけど、これって都道府県によっては違うんですかね、その分配の仕方というか、

そういう取り方というのは。要は国から出している部分はあるんですけど、都道府県によってはその定め方が違うので、こういう形に今回大阪になったのか。よそも、こういう形を取られているのかということをお訊きしたいのと、先ほどありました基金の部分ですけど、残高が出ておりますが、この地域福祉基金というのはほとんどずっと同じ金額、10年以上定められているので、ほかの条例で定めているような形で年度年度に入るわけではないという部分であるので、先ほどご答弁でわかりましたので、今後の対応ということですので、今後の対応をどうされていくか、見ていきたいと。これはちょっと、意見だけ添えておきます。

以上です。

健康福祉部長 社会福祉施設等施設整備補助金について、再度のお尋ねでございます。

この社会福祉施設整備補助金につきましては、各都道府県で設置されました審査会、大阪府で言いますと社会福祉施設等施設整備費補助等審査会というのがございまして、この審査会の中で、一定国庫補助協議の対象事業者として採択するのかどうかというのを審議をいたしますので、当然、他の都道府県でも同様の審査会は設置をされていると思いますが、その採択の基準とかは、その都道府県によって異なっているのではないかと考えております。

ちなみに、平成30年度の社会福祉施設等施設整備費補助金の内示につきまして、都道府県の分を見てもみますと、例えば、お隣の京都府におかれましては、国の補助金としては内示件数1件で4,393万3千円ということで、かなり府より低くなってございますので、都道府県によって、この内示される額も異なっているというふうに考えております。

以上でございます。

河野議員 先ほどの社会福祉施設の整備費補助金というのが、私が府議会で説明資料なり、議員に対しての説明ということで出されている資料の中には、2017年度では国は71億、大阪府は1億2,075万円ということで、割り振りとしては大阪府がそれほど恵まれないのかなというふうにも、ちょっと認識しております。別に答弁してるわけじゃないんですけど。

その点で、一方では島本町が今回、高いハードルというのは非常に多岐にわたる事業と、ショートステイ10人分という、そういう箇所数などがね、非常に3万人の町にしては充実を図られたと。これもすべて当事者の方からの声を受けて、また事業者においても、少人数のショートステイよりも、やはり10人ほど確保したほうが経営上、効率がいいとか、そういうことだということも私たちもヒアリングする中で聞いております。

その点で、ただ島本町自身が、この土地を無償貸与30年間という条件を付しておられますので、これはこれで民間法人が整備し、安心して、この島本地域でこういった施設を運営していくということでの安心材料だと思っておりますが、その点で、先ほどの第二幼稚園の募集について1者も手が上がらなかったというのは、こちらのほうは10年間

ということの無償貸与条件ですので、両方が社会福祉、児童福祉の施設というふうに考えたときに、一つの法人が初めて施設を整備されて、その地に降りて、職員集団を、同じ方向に向かって働く職員集団を養成したり、チームワークを作りながら、一定、経営に採算が取れるようになるというのが10年ぐら이다よというふうなことを、ある施設の経験者から聞いたことがあります。

そういう意味では、30年の無償貸与という、この障がい者の施設の募集要項の条件は、一つの島本としての安心材料というか。一方では、議員も無償貸与で契約を結ぶわけですから、チェックが入る、議会のチェックの対象にもなると。公共の用に供するということになりますので、公共性を担保していただかないといけないということで、先ほど、いろいろ質問したのは、そういうことであります。

ですので、第二幼稚園を早晚再募集をかけるのかというところでは、非常に私も、この第二幼稚園という幼稚園の公的な財産として、今、第四保育所がこういうところに至っているということを考えたときに、すでに新たな二つの保育所を造るときに、まだ何も担保されていないのに、4月1日から手放すという方向で一気に動くということについては、ほんとに大丈夫なのかと今に至って思っておりますが、一方では、安心して民間の法人が、その特色を活かして運営できるような条件ということにおいては、このやまぶき園の後に、今度、新しくできる障がい者の拠点施設のやり方というのが一つの参考にもなるのかなというふうにも思っております。保育所だから、民間だからといって、これもまたちゃんとした国庫補助が降りるのかということは大いに危惧しておりますので、民間法人がバラ色だというのは、民間法人からすると、やめてくれという表現になります。民間だからお金が付くなんて言われたくないというのが今回の事例だと思いますので、そういったところを呼び込むために……。

川嶋議長 質疑をお願いします。

河野議員 はい。では、第二幼稚園の解体工事の延長線上にあるという、この募集について、ほんとにどうすべきなのかということは、急ぎ再募集をするという前に踏みとどまる必要があるのではないかなというふうにも思っております。答弁を求めます。

健康福祉部長 社会福祉施設等施設整備補助金の再度のお尋ねでございます。

この当該補助金につきましては、今回、島本町で整備いたします多機能型の生活介護のような非常に規模の大きなものから、共同生活援助——これはグループホームでございますが——グループホームの整備、また児童発達支援事業とか放課後等デイサービスとか、そういった比較的小規模な事業の整備につきましても同様の補助金が使われておりますので、各都道府県、また、これは指定都市であるとか中核市におきましては、その指定都市とか中核市に申請を出すような形になりますので、その整備される事業の規模によって、若干、内示額等も変動があるのかなと。そこはもう都道府県によって異なってくるのかなというふうに考えております。

また、本町の拠点施設の事業の募集時点につきましては、確かに生活介護と就労継続支援のB型につきまして、募集要項上は利用定員 42 人以上として募集をしておりましたが、当該社会福祉法人南山城学園につきましては、あわせて利用定員 45 名ということで、本町の募集要項を上回る提案をいただいておりますし、またショートステイにつきましては、このショートステイにつきましては非常に町内在住の保護者の方、また事業所からもショートステイ整備が待たれていたところではございましたので、この募集要項の時点では利用定員 4 名以上というふうな形で募集しておりますが、南山城学園からは 10 名というふうな形のご提案がありましたし、また緊急時の受け入れを含む 1 室を、それぞれ男女ともに確保していただいておりますし、町の募集要項での設定を上回るような、優れた提案をいただいたものと認識しております。

以上でございます。

教育こども部長 第二幼稚園跡地の認定こども園に関してでございますが、この分の、今回、10 月 1 日から募集をいたしたわけでございますが、10 年間の土地の無償貸与、そして合併浄化槽にかかる費用ということで募集要項を作成し、お出ししたところ、幾つかの事業者からは大変評価をいただいておりますので、今回の手が上がらなかったこと、今回、現地説明会に来られた方々に対して手をあげていただけなかったもので、その方々には事前にお話も聞いておりますが、その話の中では、今回の財政支援、財政措置についてのご意見のもとで手が上がらなかったというふうなことではなかったもので、その辺は、私どもとしては今の財政措置、財政支援が過少であるというふうには考えておりません。

ただ、今後、30 年の施政方針の中で、跡地には民間事業者による認定こども園の設置を進めてまいりますと方針を示しておりますので、私どもといたしましては、再募集に向けて条件整備を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

川嶋議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 5 時 11 分～午後 5 時 20 分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、順次、討論、採決を行います。

それでは、第 81 号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長 ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 81 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第 81 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第 82 号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長 ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 82 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第 82 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第 83 号議案 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

大久保議員 それでは、第 83 号議案 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、大阪維新の会を代表し討論を行います。

今回の条例の一部改正は、人事院勧告に伴う町職員の支給率に基づいて町議会議員の議員報酬を引き上げるものですが、そもそも人事院の給与勧告は労働基本権制約の代償措置として、一般職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであり、私たち特別職の町会議員に適用されるものではありません。また、現在、日本は好景気にあるものの、社会一般の方の給与に反映されるまでには至っていないのが現状ではないでしょうか。

本町におきましても、さらに厳しい財政運営が、町長の平成 31 年度予算編成に指示される中、町議会議員の議員報酬を引き上げることは時期尚早と判断をいたします。

以上、町民の皆様の理解を得ることは難しいと判断し、反対の討論といたします。

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員 第 83 号議案 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

2000 年の「地方分権一括法」施行以降、議員の役割は大きく変わりました。中央集権から地方分権になったことにより、いかに地域の実情に応じた経営を行うかが、その自治体の生き残りの鍵となってきています。そのためには、住民の代表たる議員及び議会が、住民の皆さんが何を考え、求めているのかを的確に把握し、それを行政に伝え、施策に反映させていくことが大切です。

そういった仕事を全うするためにも、また客観的に見て、将来、議員になるであろう人やなって欲しい人が、専業でも、こういった小規模自治体で地方議員を務めることができる環境整備のためにも、今回の改正は妥当と判断し、賛成の討論といたします。

川嶋議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 83 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

川嶋議長 起立多数であります。

よって、第 83 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第 84 号議案 平成 30 年度島本町一般会計補正予算（第 5 号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第 84 号議案 島本町一般会計補正予算（第 5 号）に、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

当補正予算については必要なものと認め、賛成するものです。第三小学校耐震化工事の遅れによる学校教育への多大な影響、既存校舎の改修工事や仮設校舎など、当初予定

していなかった予算措置、どちらにおいても大変大きな問題です。第三小学校の基本構想については、平成 27 年 12 月定例会の一般質問において、私は問題を指摘して、新たな学校整備が地域力を高めることを訴えました。今、このような状況になっていることを無念に思います。

過去に提案いただいた会派への議案資料によると、平成 26 年 12 月 26 日に第三小学校基本構想の検討会議が庁内において開かれ、政策企画課、まちづくり事業推進プロジェクトチーム、都市整備課、教育推進課、総務課から、次長、課長級の職員が出席されています。すなわち、これは教育委員会だけの問題ではない。むしろ、教育委員会の皆さんは生徒・教師の立場に立ちたかったのではないのでしょうか。子どもはやがて減る、子どもに関わる施設整備にはお金をかけないという島本町の姿勢が招いた結果にほかなりません。このことを猛省し——議会も含めてです——今後は財源を理由に、教育・保育に関わる重要な政策判断を誤ってはいけません。

もう一つ、この問題を考えるには、昭和 47 年、株式会社榎波と株式会社松村組の共同事業体による建設工事の際の、コンクリートかぶり圧の不足と検査済証の不存在の問題は避けて通れません。コンクリートのかぶり不足、鉄筋を保護するコンクリートの厚み、かぶり不足から、新 A 棟移築の日程を遅らせたという事実。そして今、このような状況で設計業務を請け負っておられる、そういうことになっている株式会社林設計事務所への負担はいかばかりかと、私はここを見逃すことができません。また建物、耐用年数、維持管理にかかるメンテナンスコスト、児童数の増減に対応する施設として総合的に判断すると、本事業は、結果的に次世代の住民と職員に大きな経済的負担、事務的負担をかけることになるでしょう。

しかしながら、そのことをもって当補正予算に反対することはできかね、仮設校舎基本設計業務、これについては必要な予算と判断せざるを得ません。職員の苦労をねぎらう発言もありましたが、これについては私も同感です。本当に倒れないでいただきたいなど、日々、思っております。

第二幼稚園解体工事実施設計業務、債務負担行為については、前の 9 月定例会議において第二幼稚園の廃止に関わる条例改正に、議会はこれを全員一致で可決しており、解体工事実施設計については必要なものと認めるものです。しかしながら、跡地に計画している認定こども園の整備運営事業者の応募がなかったことから、解体撤去後の見通しが不透明になっています。ただ、思うに、これにより公立の認定こども園を島本町が整備運営するということを決断すれば、実は多くの課題が解決できるのではないかと考えています。第三小学校耐震化で起こったことを教訓に、財源を理由に重要な政策判断を誤らないよう、町長、教育長の英断に期待するものです。

地域生活支援拠点等の施設整備について、障害者の施設です。これについては基本的な補助金に加えて、新たに追加支援を行う。その額が多大であることがわかりました。

質疑において明らかになったことは、全国的に進んでいないこれらの施設の整備が、そもそも国の財源措置が適切かつ必要十分でないこと、これが質疑答弁により明らかになったと思います。そのような中で、本町がふれあいセンターに新たな施設整備ができることになったことは大変ありがたいことでもあり、また審査から漏れてしまわれた他の事業所——およそ7か8者あるのでしょうか——のことを思うと、本当に心が痛みます。

これについては、鋭意、島本町からも国に要望をあげていただきたいと申し上げまして、賛成の討論といたします。

以上です。

川嶋議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員 第84号議案 2018年度島本町一般会計補正予算に対しまして、日本共産党・河野恵子より賛成の討論を行います。

前の81号議案から83号議案は賛成という態度を取りました。そのことを受けての人員費の増額補正は、必要な措置だというふうに認めるものです。また、繰越明許費などにあげられておりますシステム元号対応業務も、天皇退位にあたる元号の変更を受けて、必要な事務だというふうに認めるものです。

それ以外の事務事業としまして、障害者福祉費の問題は質疑をさせていただきました。先ほどにもありましたように、施設整備費補助金というのは3分の2が国費、3分の1が府費だということでは、私たちのこのやまぶき園の廃止の後の拠点施設整備においては、国の予算が十分に確保されていないという前提条件の中での大阪府の審査会では、10者ほどあった中で、この採択に選ばれた2カ所の施設として選ばれたということは非常に貴重なチャンスを得たというふうにも考えますし、今まで私たちが描いていた、民営化だからこそ財源が付くというふうなバラ色ということではない、その分は今後もこの運営法人も非常に苦労されるということになりますし、私たちも地域福祉基金を取り崩すということを余儀なくされています。この点については、でき得ましたら議員もバラバラではなく、やはり島本町議会として、今後も保育所や社会福祉施設の整備に対しての国・府の予算措置を強く求めるということ、を、まとまって行っていく必要があるのではないかとこのふうにも考えております。

その点については、住民に対しても十分な、この支出に関わる説明責任を果たしていただくことと、また土地の無償貸与の30年間という条件もありますので、この土地の、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」に基づく公共性ということ、を、新たな施設運営法人に対しては堅持していただく。また、私たちもそこで十分なチェックを働かせ、福祉の向上に寄与するように心していきたいと思っております。

そういう意味では、先ほど特別職・議員の手当の増額ということについて私は賛成しておりますが、いよいよ議員自らが手当を下げるという努力もときには必要だと思って

おりますが、しかしながら、いただいた手当を最大限に活かして、今、実は島本町議会の改革というものがあまり進んでいないというふうにも感じております。進められていないと自分自身は思っておりますので、しっかりと、この議会改革をして、より住民に透明性のある議会活動をするということが求められているのではないかと思います。

また、教育費においても質疑をさせていただきました。第三小学校の繰越明許の委託料の件ですが、過去の議会においても相当時間数をさいて本体工事、あるいは屋内運動場の工事について非常に厳しい議論がなされておりますが、その点については、質疑でも申しましたとおり、今後のA棟の付け替え工事に至る工事の場合は、やはり緊張感を持って、第三者のチェック——もちろん、職員のチェックは当然ですが、二重三重のチェックにおいて、二度とこのようなことがないような措置を講じていただきたい。それが子ども達の安全に繋がるということですし、これ以上、期間を先延ばしにすることは許されない状況に至っております。そのことは強く求めておきます。

また、債務負担行為においては、清掃工場の不燃物の分別作業ということについて、これは一つの例ではありますが、今後、清掃工場という大プラントの中の、多額の費用を投じている清掃工場の運転管理、維持管理、日頃の作業については、一部、小規模であっても事業所が参入し、分離分割発注をされるようなことにおいて、またこれはこれで透明性を図る一つの方法でもありますし、地域循環社会、地域経済の循環という点では、やはり分離分割発注ということも検討の範囲に入るのではないかと申し上げております。

最後に、第二幼稚園の解体工事に関わる債務負担行為においては、いよいよ第四保育所と第二幼稚園の一体的整備ということが言われる中で、様々形を変えて、今、町長の宣言、そして「加速化方針」が発表されておりますが、私たち町議会のもとにも第四保育所保護者会からの「島本町立第四保育所の耐震化に係る要望書」が12月7日付けで出されておりますが、これは実は、お聞きしますと、教育委員会、あるいは子ども・子育て会議が開かれる前の11月27日に提出をされたものを、追って議会にもお届けいただいたというふうに認識しております。

「加速化方針」が発表される前の第四保育所の保護者の切実な声ですので、この声については十分に、明日から始まる説明会を始める前に十分に踏まえていただいて、特に、「第四保育所全体での移動、場所、先生、お友達、保育時間と、すべての環境が一度に変化することは子ども達に多大なストレスを与えることになります。保育所とは、子ども達にとって第2の家庭です。保育園に預けられればどこでも良いという問題ではありません。各家庭ごとの転園先の確保ではなく、第四保育所としての機能及び体制を保持し、職員と児童全体での移動を希望します。」、これは「加速化方針」を知られる前の保護者の切実な、素朴な要求だったというふうに思いますので、ふれあいセンターを確保されての努力、大阪府庁に再三足を運ばれた努力、この短期間での努力は大いに、も

う本当に評価しますし脱帽するものですが、最後の最後の、この第四保育所の保護者の声をしっかり受け止めて最終的な判断をするということは、町及び私たち議会に求められており、今の「加速化方針」が、すべてが第四保育所の保護者が求められたとおりのものにはなっていないということも、十分に私たちは認識する必要があると思っております。

以上を申し述べまして、第二幼稚園の解体工事についても、今後、何かあったときに、もうこれ以上預かる場所が一つもないというようなことがないような、第2、第3のリスク管理も教育こども部中心に、また町長に求めまして、非常に大変なことだとは思っておりますが、一般会計の賛成討論といたします。

川嶋議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

野村議員 平成30年度島本町一般会計補正予算（第5号）について、自由民主クラブを代表し討論を行います。

一般会計補正予算の全体像としましては、歳入歳出予算に2億5,296万1千円を追加し、総額を116億8,216万8千円とするものであり、主な歳入では普通交付税等の交付決定、施設整備の繰入金等が、補正の内容と見て取れます。

歳出の中で、特に金額面で目を引くのは、ふれあいセンターに隣接する形で設立される障害者地域生活支援拠点等施設整備事業について、地域福祉基金繰入2億3,451万円の投入です。当初、国・府補助額として想定されていた金額2億4,450万円から9,924万5千円へと、補助確定額が大きく変更されたことにより町負担額が大きくなりましたが、工事入札に伴う減額4,298万4千円を補助額の減少分に折半するなど、負担額を法人と協議できたことが見て取れます。今後も、島本町の住民の皆様にご直接サービスを提供して下さる法人との連携を取っていただきまして、住民福祉の向上へ、ご尽力をお願いいたします。

第三小学校耐震整備工事の設計につきましては、多年にわたり当会派の議員からも各種質疑などございましたが、何よりも、子ども達の安心・安全のために行う事業です。その経緯や実施状況などについて種々ございますけれども、やっと前に進む段階に至ったことを、まずは評価いたします。

債務負担行為の内容につきましては、おおよそ必要な内容に準拠されています。大阪府では、平成20年には748円であった時間ごとの最低賃金が、平成30年には936円になるなど、上昇する物価等に対応する形で各種費用は増加を余儀なくされます。必要な内容を、いかに費用を抑えて実施いただくかの方策は、住民の皆様からお預かりした税金を使ううえで最も大事なことでありますけれども、質の低下や、実施いただく委託先がないというのは本末転倒であります。質問に沿った視野を持ち、今後も注視してまいります。

ほか、主な繰越明許費の項目としまして、各部署におけるシステム対応業務があげら

れます。平成 31 年 4 月 30 日にご退位される今上天皇昭仁陛下、そして皇太子様のご即位による 5 月 1 日付けの改元に対し、システム対応以外での各種前準備が今後発生するかと思います。江戸後期の 119 代光格天皇以来、200 年ぶりの生前ご退位となります。大阪府で唯一の神宮である水無瀬神宮での祭事など、島本町内で実施される文化的にも価値のある行事ごとが実施される可能性がございます。関係各所は情報調査と、可能な限り行政対応されますよう、よろしくお願いいたします。

以上をもって、賛成の討論といたします

川嶋議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

大久保議員 それでは、第 84 号議案 平成 30 年度島本町一般会計補正予算（第 5 号）に対し、大阪維新の会を代表し討論を行います。

本補正予算は、歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ 2 億 5,296 万 1 千円を追加し、歳入歳出の総額を、歳入歳出それぞれ 116 億 8,216 万 8 千円とするものです。

歳出の主な内容は、障害者地域生活支援拠点等施設整備事業補助金 2 億 3,451 万円、第二保育所便所改修工事 774 万 3 千円、第三小学校整備設計等業務 1,520 万 2 千円です。この補助金業務等は、島本町の障害者の方、また子ども達の安全・安心を維持、確保するためには必要な予算と理解をいたします。特に、障害者地域生活支援拠点等施設整備事業補助金に関しましては、本町の負担金が約 5 千万円増額となりましたが、障害者の方にとり、多機能型事業所、短期入所事業、相談支援事業、地域生活支援拠点の機能を有した、また災害時の福祉避難所としても重要な施設と認識をいたします。

しかしながら、本町の厳しい財政状況を鑑み、町会議員の報酬引き上げは時期尚早と判断し、賛成できるものではありませんが、他の補正予算に関しましては適正な予算執行と判断をし、賛成の討論とします。

川嶋議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

東田議員 第 84 号議案 島本町一般会計補正予算（第 5 号）に対し、コミュニティネットを代表して賛成の討論を行います。

歳出の主なものといたしましては、障害者地域生活支援拠点等施設整備事業補助金、また第二保育所便所改修工事、懸案でありました第三小学校の耐震に関わる整備設計業務、また第二幼稚園の解体撤去の予算であります。

気になる部分で言いますと、先ほどの質疑でも申し上げましたけども、障害者地域生活支援拠点等施設整備事業補助金の、これ、本町からの支出が大幅な増額となったわけでございますけども、やはり国、また府から補助金申し込む際に、当初見込んでいた額よりも大幅な減額となったと。これにつきましては、どこまでいっても地方自治体というのは、そういう部分ではどうしても受け身になってしまうということになると思います。それで、地域福祉基金から繰り入れたわけでございますけども、これも迅速な対応ができたというのも、この基金があったからだというふうに思います。今後もまた不測の

事態が起こったり急な支出が生じる場合に、やはり基金というのは積み立てていかなければならないのではないかなと思います。財政状況等の状況もございますから、相談し
もってやと思いますけども、そのあたりについてはご努力いただきたいと思います。

そして、第三小学校の耐震化に関わる整備設計業務、これにつきましては、過去から
懸案でありましたいろんな困難を乗り越えて、やっと軌道に乗るのかなというふうに少
し安堵しております。今後、保護者の方や児童の安全を最優先にして、丁寧に事業を進
めていただいて、今回は何もないと思うんですけどね、耐震化が無事終了して、皆さ
ん、安心できるように事業を進めていただきたいと思います。

そして、第二幼稚園の解体工事につきましては、これも解体撤去した後ですけども、
やはり今現在のお子さん達も当然そうですけども、昨日、一般質問の際にも申し上げま
したけども、今、お子さん達も大人になっていって、子育て世代になっていって、高齢
化もしていきます。その将来世代の負担軽減というのもしっかりと考えて、過度な負担
を強いることがないように、長いスパンで財政運営していただきたいと思います。

以上、申し上げます、賛成の討論といたします。

川嶋議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 84 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第 84 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第 85 号議案 平成 30 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第
3 号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 85 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第 85 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第 86 号議案 平成 30 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 86 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第 86 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第 87 号議案 平成 30 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 87 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第 87 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第 88 号議案 平成 30 年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

中田議員 第 88 号議案 平成 30 年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

に反対の討論を行います。

公共下水道事業は、生活に欠かせないインフラ事業ですが、その事業費は多くの場合、工事を伴い、多額の費用が計上されます。だからこそ、事業、業務を行うか行わないかの判断は慎重にせねばなりません。

今回、都市計画決定の行われていない段階で、無駄になる可能性のある実施設計費が含まれています。島本3号汚水幹線管渠実施設計業務1千万円です。同じ補正予算には、すでに一度設計業務のやり直しが必要となる案件も含まれています。町財政が厳しいというのであれば、まず、こういうところからシビアに、事業をあげるかあげないかの判断をすべきです。

何より、この業務は島本駅西側の都市計画の変更を前提に行われていますが、住民の合意が得られている状況とは言い難いです。こういった既成事実を積み上げるような予算には賛成できません。

以上の理由により、反対の討論とさせていただきます。

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

清水議員 第88号議案 平成30年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、自由民主クラブを代表し討論を行います。

今回の補正については、人事院勧告の人件費等ですが、特に下水道費、委託費の汚水管渠実施設計業務（その1）、汚水管渠実施設計業務（その2）、島本汚水幹線管渠実施設計業務ですが、前倒しでやられるということで、今まで汚水に関しては、島本の中でJRから西側、桜井二丁目・三丁目・四丁目、向陽ヶ丘等が取り残されてきました。これを前倒しにやってもらえることは非常に評価できることだと私は思っています。

それと、あとは五反田雨水幹線については、今年度、来年度にかけてJRを横断することなので、五反田雨水幹線についても、平成24年の8月14日の大雨のときにも水無瀬地区は浸水しましたが、これが完成することで浸水対策には大いに効果があるものと思いますので、安全には安全を重ねて工事を竣工してもらうこと、できれば早いうちに竣工してもらうことを要望し、賛成の討論とします。

川嶋議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

暫時休憩いたします。

（午後5時54分～午後5時54分まで休憩）

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第88号議案 島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につき、私・戸田より賛成の討論をいたします。

質疑では主に減額補正、事業の見直し・見送りについて述べました。今後の事業執行については、慎重かつ丁寧な検討を求めています。

五反田雨水幹線整備工事、軌道横断部の工事委託が計上されています。また汚水幹線管渠実施設計業務等、必要な事業費と判断し、賛成といたします。

川嶋議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 暫時休憩いたします。

(午後 5 時 56 分～午後 5 時 56 分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 88 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

川嶋議長 起立多数であります。

よって、第 88 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第 89 号議案 平成 30 年度島本町水道事業会計補正予算（第 3 号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川嶋議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 89 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第 89 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 5 時 58 分～午後 5 時 59 分まで休憩)

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、お手元に配付いたしましたとおり、塚田議員ほか10名から「北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書」が提出されました。

この際、本件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

それでは、第2号意見書案 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

大久保議員（登壇） それでは、第2号意見書案につきまして、朗読をもって提案説明に代えさせていただきます。

（第2号意見書案 朗読）

以上、よろしくご可決をいただきますように、お願いいたします。

川嶋議長 暫時休憩いたします。

（午後6時06分～午後6時07分まで休憩）

川嶋議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

これより、採決を行います。

第2号意見書案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

川嶋議長 起立全員であります。

よって、第2号意見書案は、原案のとおり可決することに決しました。

以上で、12月定例会議に提出されました諸議案は、全部議了いたしました。

お諮りいたします。

明日から次の定例日の前日までを、休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長 ご異議なしと認めます。

よって、明日から次の定例日の前日までを、休会とすることに決定いたしました。

これをもちまして、平成 30 年島本町議会 12 月定例会議を閉じまして、散会といたします。

次会は、来年 2 月 27 日午前 10 時から会議を開きます。

本日は長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。

(午後 6 時 1 0 分 散会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第 1 0 号報告 平成 3 0 年度島本町一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
- 第 1 1 号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について
- 第 7 7 号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 7 8 号議案 大字山崎財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 7 9 号議案 島本町職員定数条例の一部改正について
- 第 8 0 号議案 島本町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 8 1 号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 8 2 号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 8 3 号議案 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 8 4 号議案 平成 3 0 年度島本町一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 8 5 号議案 平成 3 0 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 8 6 号議案 平成 3 0 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 8 7 号議案 平成 3 0 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 8 8 号議案 平成 3 0 年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 8 9 号議案 平成 3 0 年度島本町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 2 号意見書案 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年12月14日

島 本 町 議 会 議 長

署名議員（10番）

署名議員（14番）

平成30年島本町議会12月定例会議の結果は次のとおりである。

事 件 番 号	件 名	結 果
一 般 質 問	1. スポーツ振興と健康寿命延伸 2. 審議会等の会議情報の公開促進と内部統制	12月13日 福 嶋 議 員
	1. 保育行政について 2. 特殊詐欺について	〃 塚 田 議 員
	1. 子育て世代に冷たい島本町と言われたいよう、 もっと投資を！ 2. JR島本駅西の都市計画の変更とまちづくり	〃 中 田 議 員
	1. 保育基盤整備加速化方針の検証 ～第4保育所の子どもたちの安全な転園先～ 2. 都市計画法に基づく建物の高さ制限！ ～景観形成と適正人口規模をめざして～ 3. 学童保育室職員の知識及び技能の向上を	〃 戸 田 議 員
	1. 島本町の通学路について 2. 島本町の森林整備について	〃 大 久 保 議 員
	これでいいのか広域連携	〃 岡 田 議 員
	森林整備について	〃 清 水 議 員
	1. 第四保育所の耐震化及び転園に関する保護者への 対応について 2. 若山台調整池の在り方について	〃 東 田 議 員
	1. 町長の「緊急事態宣言の発令」について、およ び「保育基盤整備加速化方針」等について 2. 森林保全について 3. 島本町の地下水保全と大阪広域水道企業団につ いて vol. 2	〃 伊 集 院 議 員
	1. 島本町保育基盤整備加速化方針～第四保育所入 所児童の安心・待機児童・障がい児保育の観点 から 2. 生産緑地制度～市街化農地という財産について 3. まち・ひと・しごと創生総合戦略・総合計画基 本構想・都市計画マスタープラン・公共施設総 合管理計画等進捗と相互の乖離、現状を問う	〃 河 野 議 員
第 1 0 号 報 告	平成30年度島本町一般会計補正予算（第4号）の 専決処分について	12月14日 報 告 を 承 る
第 1 1 号 報 告	損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分につ いて	〃 報 告 を 承 る

事 件 番 号	件 名	結 果
第 7 7 号 議 案	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	1 2 月 1 4 日 原 案 同 意
第 7 8 号 議 案	大字山崎財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	〃 原 案 同 意
第 7 9 号 議 案	島本町職員定数条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 8 0 号 議 案	島本町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 8 1 号 議 案	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 8 2 号 議 案	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 8 3 号 議 案	島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 8 4 号 議 案	平成 3 0 年度島本町一般会計補正予算（第 5 号）	〃 原 案 可 決
第 8 5 号 議 案	平成 3 0 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	〃 原 案 可 決
第 8 6 号 議 案	平成 3 0 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	〃 原 案 可 決
第 8 7 号 議 案	平成 3 0 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	〃 原 案 可 決
第 8 8 号 議 案	平成 3 0 年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）	〃 原 案 可 決
第 8 9 号 議 案	平成 3 0 年度島本町水道事業会計補正予算（第 3 号）	〃 原 案 可 決
第 2 号意見書案	北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書	〃 原 案 可 決